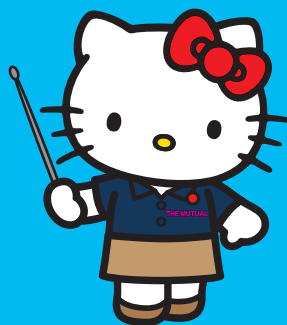


フコク生命の
現 状

FUKOKU 2020



すてきな未来応援します

フコク生命

フコク生命の経営理念体系

価値観

お客さま 基点

“お客さま基点”とは、当社の役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、お客さまが心から安心できるであろう、フコク生命ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくことです。当社は“お客さま基点”という価値観を、最も大切にしなければならない、あらゆる企業活動の「原点」としてまいります。

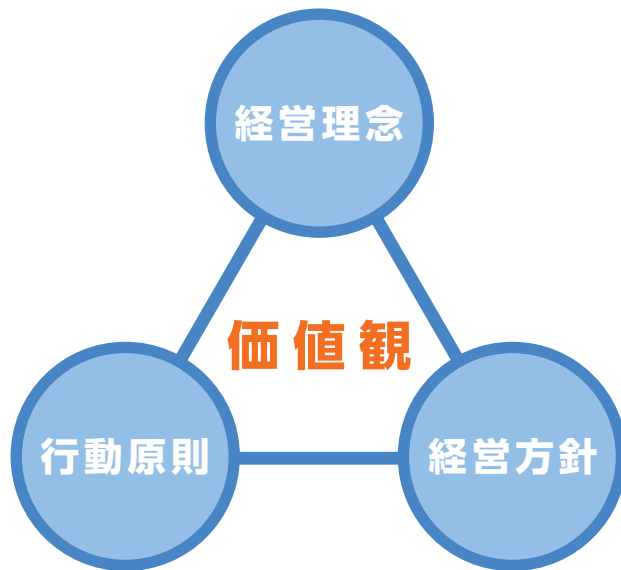
経営理念

当社は、創業以来変わらぬ経営理念でご契約者の利益をお守りし、社会に貢献し続けるとともに、役職員一人ひとりが働きがいを持てるよう、自己実現の場を提供してまいります。

ご契約者の利益擁護

社会への貢献

働く職員の自己実現



行動原則

当社で働く役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表したものが、行動原則「私たちの“お客さま基点”」です。

私たちの“お客さま基点”

- 一、私たちは、チームワークを大切にします
- 一、私たちは、一人ひとりのお客さまの信頼に応えます
- 一、私たちは、情熱と誇りをもって働きます
- 一、私たちは、良識をもって正しく行動します
- 一、私たちは、生命保険の大切さを訴えつづけます
- 一、私たちは、あらゆる困難を乗り越えます
- 一、私たちは、明るい職場づくりを目指します

経営方針

1 “お客さま基点”での人材育成

お客さま一人ひとりに安心をご提供するために、自信と誇りを持って“お客さま基点”を實踐できる人材を育ててまいります。

2 営業職員体制の強化

お客さま一人ひとりにきめ細かなサービスをご提供するために、営業職員による対面販売の体制を強化してまいります。

3 お客さま純増の実現

ひとりでも多くのお客さまに信頼していただけるよう、お客さまのニーズにあった保険の設計・提供とアフターサービスを徹底してまいります。

4 業務運営の効率化

事業の安定した継続と発展のために、幅広く業務運営の効率化を實踐してまいります。

フコク生命のあゆみ	1
トップメッセージ	3
中期経営計画	5
2019年度トピックス	6
新型コロナウイルス感染症への対応	7
100周年に向けて	8

決算の概要

フコク生命グループの業績	9
フコク生命の健全性・収益性	11
フコク生命の財務諸表	13
社員配当金について	15

お客さま基点

お客さま基点の実践へ向けた取組みと方針	17
お客さまの「声」を経営に活かす取組み	19
お客さま相談窓口	22
適切な支払管理態勢への取組み	23
営業活動方針	24

商品・サービス

個人向け商品	25
コンサルティングと情報提供	28
個人向けサービス	29
法人向け商品	31
フコクしんらい生命の商品・損害保険商品	33
コミュニケーション活動	34

CSR活動

社会貢献活動	35
環境保護への取組み	39
資産運用を通じた取組み	40
SDGsへの貢献	41

人づくり・場づくり

人づくり宣言	42
お客さま基点を実践できる人づくり	43
健康経営への取組み	45
働きやすい職場づくりに向けて	46

相互会社運営

総代会・評議員会・ご契約者懇談会	48
------------------	----

経営管理体制

コーポレートガバナンス基本方針	53
経営管理体制	54
役員体制	55
内部統制システム	57
リスク管理態勢	58
第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について	64
コンプライアンス態勢	65
個人情報等の保護	66
反社会的勢力に対する取組み	69

2019年度の事業概況	71
商品開発と販売商品	89
経営に関する諸活動	96
当社の概況および組織	100
データ編	114

生命保険協会統一開示基準項目一覧	203
データ編索引	205
索引	206

フコク生命の概要 (2020年3月末現在)

正式名称：富国生命保険相互会社

創 立：1923年(大正12年)11月22日

本社所在地：東京都千代田区内幸町2-2-2

電 話：03-3508-1101(大代表)

従業員数：13,184名

(お客さまアドバイザー10,323名、内務職員2,861名)

営業拠点：62支社(10営業部、464営業所)

基 金：1,280億円(基金償却積立金を含む)

総 資 産：6兆7,908億円

相互会社形態へのこだわり

当社は、創業時から相互会社形態を貫く唯一の会社です。生命保険は相互扶助の精神にもとづく、国民生活に密接に関連した公共性の高い事業であり、こうした生命保険事業を営む当社では、「ご契約者の利益擁護」を経営理念に掲げております。そして、この経営理念を実現するには、ご契約者一人ひとりが構成員となる相互会社形態が相応しいと考えております。

創業

徴兵保険会社では唯一かつ最初の相互会社として「富国徴兵保険相互会社」を創業。



初代社長 根津嘉一郎



創業時の徴兵保険案内

保有純増主義

他社に先駆けて「保有純増主義」を打ち出し、良質な契約の募集、継続率の向上に努める。

窓販チャネルへの取組み

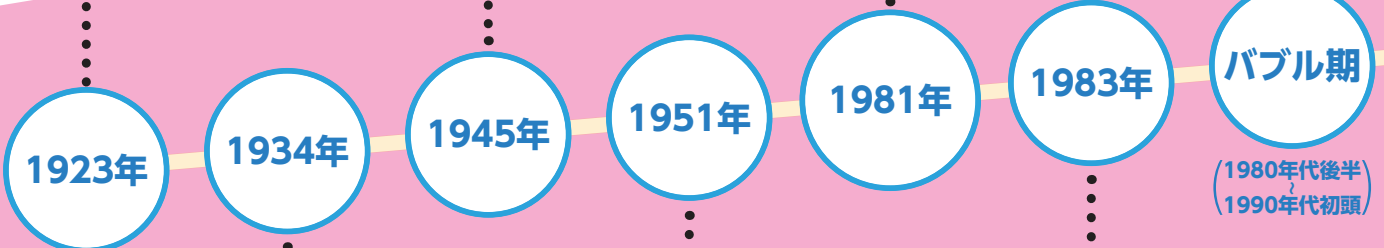
地域密着型の信用金庫を中心に、金融機関窓販に積極的に取り組む。2008年以降は、フコクしんらい生命で窓販チャネルを展開。

責任ある商品提供

リスク性資産（不動産・株式）への投資を抑制。自己責任原則が浸透していないなか、変額保険は発売せず。

社名変更

富国生命保険相互会社へと改称。

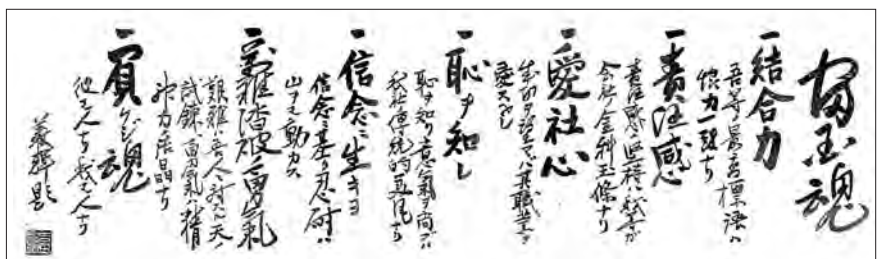


最大たらんよりは最優たれ

規模や量の追求を良しとせず、質の向上を目指し、「最大たらんよりは最優たれ」の経営方針を打ち出す。

富国魂

当時、常任取締役であった第2代社長吉田義輝によって提唱された「富国魂」。後の行動原則「私たちの“お客さま基点”」のベースとなる。



富国魂

ご契約者
本位

創業以来、変わらぬ経営理念「ご契

価値観としての「お客さま基点」

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれています。

「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらフコク生命ならではのサービスや経験を創り出し、提供していく「お客さま基点」の実践そのものが最大の差別化となり、結果として、お客さま満足度の向上につながると考えております。

「人材開発本部」の設立

社長を本部長とした「人材開発本部」を設立。「人づくり宣言」および「人づくり基本方針」を策定し、「お客さま基点」を実践できる人づくりに注力。

「お客さま基点」に向けた取組み

「お客さま基点」を実践できる企業を目指し、企業変革活動に取り組む。

中期経営計画(2019~2021年度)

「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンに掲げ、従業員満足度の向上を通じて、お客さま満足度の向上を目指す。

100周年プロジェクト

2023年の創業100周年に向け、100周年プロジェクトをスタート。「THE MUTUAL」というコンセプトのもと、次代の“相互扶助”を発信。

2002年

2005年

2008年

2011年

2017年

2018年

2019年

第三分野への注力

1983年に医療保険を発売。以降、一貫して医療保障・生前給付保障などの第三分野に注力。



1983年9月
「医療保険」発売



2016年4月
「医療大臣プレミアアイト」発売

「お客さま基点」の業務運営方針

「お客さま基点」のもと、お客さま本位の業務運営のさらなる推進を図るため、方針を策定・公表。

個人保険分野 8年連続増配

2019年度決算では、入院給付金のお支払いがない医療保険契約に対する健康配当を増配するとともに、入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対する長期継続特別配当を新設。

価値観としての「お客さま基点」



「お客さま基点」を価値観と位置付けるとともに、経営理念体系を再構築。

約者の利益擁護

価値観としての「お客さま基点」



ごあいさつ

はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、不幸にもお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。

新型コロナウイルスのような未知の感染症への対応は、長く辛いものになるかもしれませんが、決して孤独な闘いではありません。フコク生命は、しっかりと皆さまに寄り添ってまいります。

2019年度を振り返って

2019年度の日本経済は、年度前半は米中貿易摩擦の影響による外需の低迷などから回復の動きに足踏み感がみられ、年度後半は消費税率引上げに伴う家計負担の増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出手控えなどの自粛ムードの強まりなどにより悪化しました。金融資本市場につきましては、米中貿易交渉の動向や各国中央銀行の金融政策を巡る思惑に左右される展開が続きましたが、2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から変動率が高まりました。一方、生命保険業界を取り巻く環境は、長寿化やライフスタイルの変化にともなう保険ニーズの変化に応じて、医療・介護等の保険商品・サービスを提供する動きが引き続き見られました。

こうした環境の中、保険販売面においては10月に主力商品「未来のとびら」の新しい販売形態として、認知症に重点をおいた介護保障プラン「ずっとあんしんケアダブル」を発売するなど、多様化するお客様のニーズにお応えできるよう努めております。

決算の状況につきましては、基礎利益はフコクしんらい生命との合算で826億円となりました。また、健

全性を示す指標である連結ソルベンシー・マージン比率は1,331.7%と引き続き高い水準を維持しております。

生命保険は、ご契約者が保険団体を構成して互いに助け合う「相互扶助の精神」で成り立っており、皆さまからお預かりした保険料の一部は万一のことがあったお客様に保険金等としてお支払いしております。2019年度においては、フコクしんらい生命との合算で4,842億円の保険金・年金・給付金をお支払いすることができました。今後も保険金等の確実なお支払いに努めてまいります。

価値観としての「お客様基点」

「ご契約者本位」という想いのもと相互会社として創業された弊社では、経営や業務遂行にあたり、役員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命ならではのサービスや経験を創り出し、ご提供していく「お客様基点」という価値観をあらゆる発想や行動の原点とするよう努めております。また、そのために人材開発に関する考え方の基本となる「人づくり基本方針」にもとづき、「お客様基点」を実践し得る人材の育成に取り組んでおります。

長期にわたりお客様の負託にお応えするために策定した『「お客様基点」の業務運営方針』にもとづく取組みにつきましては、継続的な改善を図っており、年度ごとに取組結果を公表しております。引き続き、「お客様基点」のさらなる浸透・実践に努めてまいります。

中期経営計画

2019年度から開始している中期経営計画（2019年度～2021年度）では、「徹底した差別化でお客様か

ら最も評価される会社となる」をビジョンとし、ES（従業員満足度）の向上をCS（お客さま満足度）の向上に結び付けていく「持続的成長のための好循環」の構築の実現を目指してまいります。また、同時に、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現に向けた取組みも遂行してまいります。

創業100周年に向けて

弊社は、2023年の創業100周年に向けて、「THE MUTUAL」（ザ・ミューチュアル）というコンセプトのもと、100周年プロジェクトに取り組んでおります。

「THE MUTUAL」とは、共感・つながり・支えあいであり、次の100年に向け進化する次代の“相互扶助”のことです。また、フコク生命に関わるすべての人と人のつながりを深め支えあう、真の“相互扶助”を体現する組織を目指す決意でもあります。

2019年度は、「THE MUTUAL」体現の推進エンジンとして分科会活動がスタートしました。「NEXT 100」の名称のもと、11のテーマで活動を展開しております。テーマのひとつに、弊社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、発信していく「FIND THE MUTUAL」という活動があります。2019年度は、5支社（奈良、熊本、東京、京都、池袋）で取材を行い、100周年特設WEBサイトや新聞広告などで公開しました。47都道府県62支社でリレーしながら、次代の“相互扶助”とは何かを考え、模索し、発信することで、弊社への共感の輪を大きく広げてまいります。

100周年に向けて、弊社が脈々と受け継いできた“相互扶助”の過去、現在、そして次代の“相互扶助”である「THE MUTUAL」を引き続き発信し、100周年を迎えたとき、弊社に関わるすべての人と笑顔で共感しあえる会社となることを目指してまいります。

健全性の向上および配当還元の充実

弊社では、いかなる環境下においても健全性を維持できるよう、自己資本の一層の強化に努めております。自己資本の強化にあたっては、経常益を原資とした内部留保に加えて、適宜、基金の募集や劣後社債の発行などの外部調達を組み合わせることを基本方針としております。2019年度においては、2014年度に募集した基金100億円を償却し、120億円の基金の追加募集を行いました。また、危険準備金および価格変動準備金の積増し、追加責任準備金の積立て等の内部留保を行いました。

契約者配当につきましては、ご契約者の期待を踏まえてさらなる充実に努めております。弊社は健康志向



の高まりを先取りし、入院給付金のお支払いが無い医療保険のご契約者に対する配当（健康配当）を2005年度決算より実施しております。2019年度決算では、本配当を増配するとともに、2014年度決算において復活しました満期時の特別配当について、これまでの死亡保障契約に加えて、新たに入院給付金のお支払いが無いまま満期を迎える医療保険契約を対象といたしました。これにより個人保険分野の増配は8年連続となります。

相互会社としての使命

1923年の創業より相互会社形態を貫く弊社では、配当還元の充実を通じてお客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ることが相互会社としての使命であり、いかなる時にも保険金等を確実にお支払いすることが保険会社としての最も重要な責務であると考えております。

この相互会社としての使命と保険会社としての責務を果たしていくために、弊社はお客さまの利益を守ることを考え、過度な成長ではなく、お客さまを守るための成長を追求してまいりました。こうした企業としてのあり方が、信頼へとつながり、お客さまに安心していただくことができるものと考えております。生命保険とはお客さまの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。相互扶助の精神のもと、お客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

これからも変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

代表取締役社長

米山好映

中期経営計画 (2019年度～2021年度)

フコク生命の中期経営計画について

当社の中期経営計画は、売上目標や利益目標の達成ではなく、「業務プロセスの質」や「職員一人ひとりの意識」を高めていくことを目指しており、こうした取組みにより会社の質の向上を図ることができれば、結果として各種業績の向上につながるものと考えております。

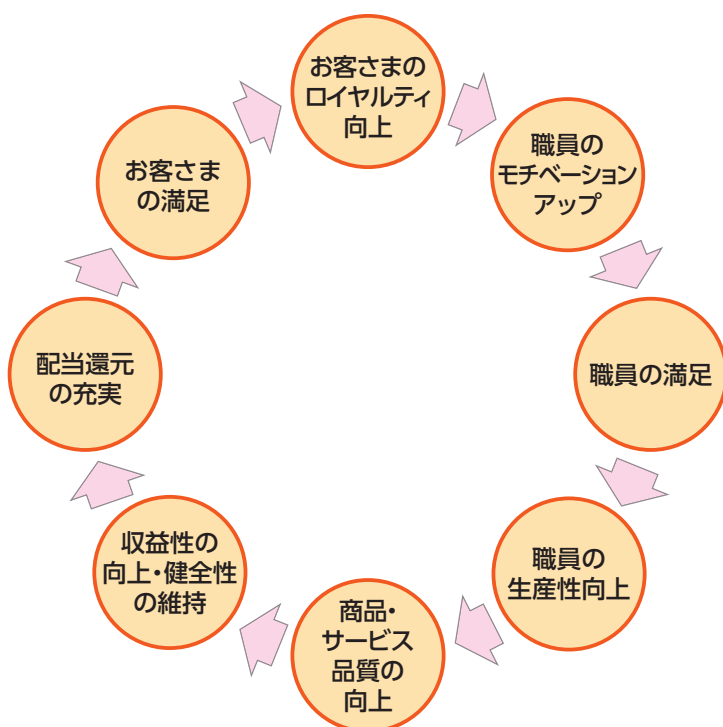
中期経営計画 (2019年度～2021年度) の考え方

当社は、2019年度から2021年度にかけての中期経営計画に取り組んでおります。前中期経営計画より引き続き「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとし、このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」、すなわちES（従業員満足度）の向上がCS（お客さま満足度）の向上に繋がる好循環を作り上げることを主要なテーマの1つとしております。もうひとつのテーマとして、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現に向けた取組みも遂行しております。その中で、営業職員チャネルの高度化に向けた抜本的な改革を推進してまいります。

中期経営計画ビジョン

徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる

持続的成長のための好循環



■ 職員のモチベーションアップ

お客さまから評価されることにより、職員のモチベーションが上がる

■ 職員の満足

職員の心理的充実度が高まり職員満足度が向上する

■ 職員の生産性向上

質の高い人材が育ち、生産性が向上する

■ 商品・サービス品質の向上

提供する商品・サービス品質が向上する

■ 収益性の向上・健全性の維持

保有契約の継続率の改善により収益性が高まり、健全性も維持される

■ 配当還元の充実

お客さまの実質的な保険料負担を軽減する

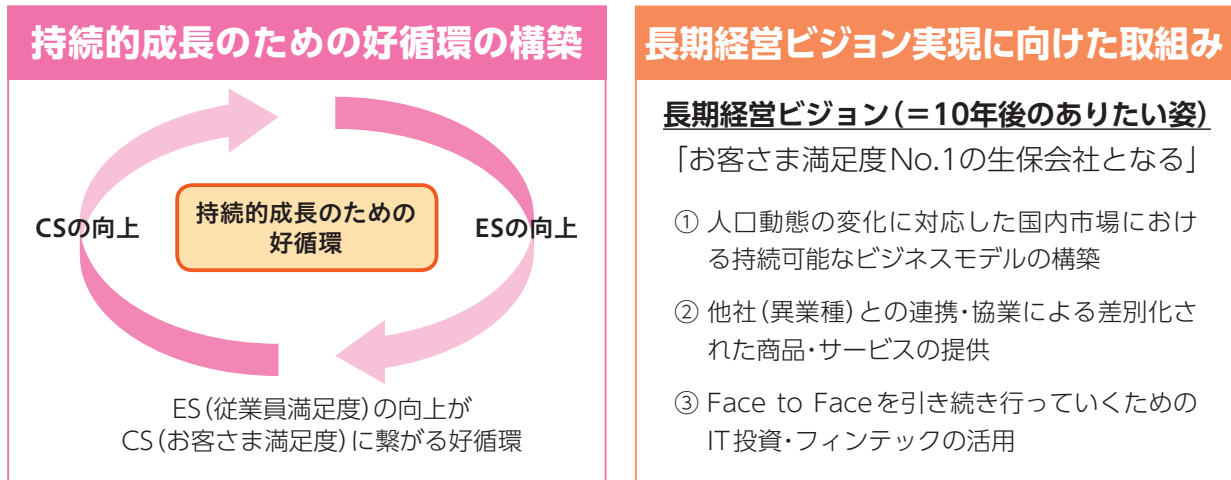
■ お客さまの満足

お客さま満足度が向上する

■ お客さまのロイヤルティ向上

当社へのロイヤルティが向上する

中期経営計画の2つの主要なテーマ



推進体制

本社・支社の取組み


中期経営計画の考え方や主要なテーマをふまえ、本社各部門では、「持続的成長のための好循環」のカテゴリ別にアクションプランを策定し、また、「長期経営ビジョンの実現」に向けた取組みについては、本社企画部門を中心としてアクションプランを策定し、それぞれ実行しております。

また各支社では、お客さまアドバイザーと支社スタッフで構成される「支社中計委員会」において、「お客さま満足度の向上」に取り組んでおります。

お客さま基点活動

お客さま基点を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」をうながすことを目的として、全職員を対象に、部門毎にディスカッションを中心とした研修「お客さま基点活動」を実施しております。この活動は2013年度より実施しており、「お客さま基点」を価値観として行動できる人材を育成することが当社の目指す「差別化」につながり、結果としてお客さま満足度の向上につながるとの認識のもと、継続実施しております。

2019年度トピックス

5 月	<p>■米国資産運用会社 Muzinich & Co (ミュージニッチ社) と覚書締結</p> <p>欧州社債投資に関する覚書を締結しました。ミュージニッチ社に欧州社債運用の一部を委託するとともに、同社へのトレーニー派遣や欧州社債投資に関する意見交換などを通じて機関投資家としての目利き力強化に努めてまいります。</p>
7 月	<p>■第97回定時総代会にて個人保険分野について7年連続となる増配を決議</p> <p>2018年度決算において、2005年度決算から実施している入院給付金のお支払いがない医療保険契約に対する配当(健康配当)について、増配を行いました。本増配により、医療保険の配当総額は2億円増加の33億円となりました。</p>
8 月	<p>■基金[※]の追加募集の実施</p> <p>自己資本の充実を目的に、120億円の基金の追加募集を行いました。これにより富国生命の基金の総額(基金償却積立金を含む)は、1,280億円となりました。</p> <p><small>※相互会社に認められているもので、株式会社の資本金にあたりません。</small></p>
10 月	<p>■「ずっとあんしんケアダブル」の発売</p> <p>主力商品「未来のとびら」(特約組立型総合保険)において、「介護終身年金特約<認知症加算型>」1特約のみで加入できる、認知症重点プラン「ずっとあんしんケアダブル」の取扱いを開始しました。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p>■台風15号および台風19号の被害に対する義援金の寄付</p> <p>フコクしんらい生命と2社合わせて、500万円を寄付しました。</p>

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

フコク生命は、「お客さまおよび職員の命をはじめとする人の命を最優先に考えること」「われわれの事業活動により、感染者が増えていくことは絶対に回避すること」を基本原則にしっかりとお客さまに寄り添った対応をしております。

コーポレートメッセージ

ご契約者の皆さまへ

いま、私たちは、これまで経験したことのない不安を感じています。新型コロナウイルスは、私たちの知らないうちに身近なところまで広まっており、私たちの生活、仕事、学校、そして社会全体を脅かしています。さらに、私たちの最も大切なもの、つまり、私たち自身の健康や大切な家族の健康をも脅かそうとしています。

生命保険は、お客さまの一生にわたる、さらには世代を超えるお約束であり、終わりのない仕事です。いかなるときでも、保障を通じてお客さまにご安心をお届けする事業です。ご契約者本位という想いのもと、1923年に相互会社として創業した富国生命は、お客さまとその大切なご家族を最優先に考えてまいりました。大災害や経済環境の激変にも見舞われましたが、相互扶助の精神のもと、お客さまにお約束した保険金等を確実にお支払いするという揺るぎない信念を持って、しっかりとお客さまに寄り添い乗り越えてまいりました。

創業以来、相互会社形態を貫く富国生命は、株主がないため、お客さまの利益を守ることを考え、過度な成長ではなく、お客さまを守るための成長を追求してきました。こうした企業としてのあり方が、信頼へとつながり、お客さまに安心していただくことができるものと考えます。

富国生命では、お客さまにご不便をおかけすることのないよう十分に留意しながら、職員の健康と安全を守るため、在宅勤務や国内外の出張の自粛、大規模な会議の休止などの対策を実施しております。お客さまにおかれましては、ご心配の点がございましたら、ご遠慮なく最寄りの支社やお客さまセンターにお問合わせください。新型コロナウイルスとの闘いは、長く辛いものになるかもしれませんが、決して孤独な闘いではありません。富国生命は、しっかりとお客さまに寄り添ってまいります。

富国生命保険相互会社
代表取締役社長

米山好映

(2020年4月3日にフコク生命公式ホームページへ掲載)

具体的な対応について

	ご契約者・社会への取組み	役職員への取組み
2020年 2月		緊急対策本部を設置、勤務時のマスク着用、出勤前の検温、イベント・出張の自粛
3月	保険金・給付金ならびに契約者貸付等の手続き簡略化、保険料払込猶予期間の延長、新規契約者貸付に対する特別金利(0.0%)の適用	時差出勤、感染症対策データベースの開設
4月	医療機関の満床等を理由とした臨時施設や自宅等での療養に対して入院給付金をお支払い、新型コロナウイルス感染症による死亡・高度障害に対して災害割増保険金等をお支払い	緊急事態宣言発令地域のお客さまアドバイザーを在宅勤務とし、非対面でのお客さま対応を実施。本社での在宅勤務実施、本社・支社窓口営業時間を短縮
5月	医療機関・医療従事者へ総額5,000万円を寄付※ ※フコクしんらい生命と2社合わせての寄付	本社・支社窓口営業時間の通常化
6月	特別金利を適用する新規契約者貸付の受付期間延長、保険料払込猶予期間の追加延長	お客さまと役職員の安全を最優先に考えた営業活動の再開

2020年6月末までの取組みです。

詳しくは、フコク生命公式ホームページをご確認ください。(フコク生命公式ホームページURLは巻末をご覧ください)

100周年に向けて

100周年プロジェクト始動

THE MUTUAL

次代の“相互扶助”を考える

2023年11月に創業100周年を迎える当社は、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」(ザ・ミューチュアル)というコンセプトのもと、100周年プロジェクトに取り組んでおります。

「THE MUTUAL」とは、共感・つながり・支えあいであり、次の100年に向け進化する次代の“相互扶助”のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあう、真の“相互扶助”を体現する組織を目指す当社の決意でもあります。

100周年プロジェクトでは、次代の“相互扶助”「THE MUTUAL」を発信していくことで共感の輪を大きく広げ、100周年を迎えたとき、フコク生命に関わるすべての人と笑顔で共感しあえる会社となることを目指してまいります。

100周年プロジェクトスタート

- フコク生命が考えていることや想いを、100周年スタートアップとして宣言
- 100周年までの5年間で、次代の“相互扶助”を模索しながら発信
- 「THE MUTUAL」アンバサダーに俳優の斎藤工さんを起用



100周年

- 「THE MUTUAL」の体現
- フコク生命に関わるすべての人と笑顔で共感しあえる会社となる

創業

- 『保険事業の進むべき方向は、「ご契約者本位」しかない』という想いのもと相互会社として創業
- 創業以来、相互会社形態を貫く唯一の会社

1923年
創業

2018年
95周年

2019年

2023年
100周年

Road to
100th

分科会活動スタート

■分科会活動とは

「THE MUTUAL」を体現する推進エンジン。「NEXT100」の名称のもと、次の100年を目指し活動を展開。「FIND THE MUTUAL」や対外PRなど11のテーマが進行中。

100周年 特設WEBサイト

斎藤工さんのインタビュー動画や「FIND THE MUTUAL」に関する情報を発信中！

100周年に関する情報は特設WEBサイトで順次更新してまいります。以下のURLまたはQRコードよりぜひご覧ください。

(<https://fukoku100.jp>)



「FIND THE MUTUAL」

■「FIND THE MUTUAL」とは

全国62支社でリレーしながら、人と人とのつながりやその中から生まれる想いに目を向け、次代の“相互扶助”とは何かを探していく活動。

2019年度は、5支社(奈良支社、熊本支社、東京支社、京都支社、池袋支社)で実施。



熊本支社：風流街浪漫(ふるまろまん)フェスタ
2019年11月10日撮影

新契約（個人保険＋個人年金保険）[フコク生命・フコクしんらい生命合算値]

新契約年換算保険料

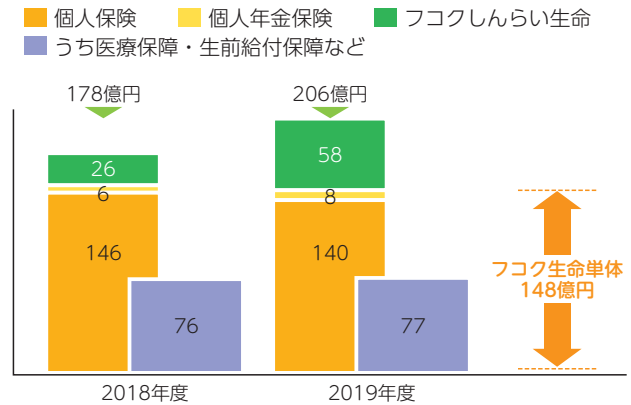
206億円（フコク生命単体：**148億円**）

新契約年換算保険料は、前年対比15.6%増の206億円となりました。フコクしんらい生命において2018年10月に発売した「利率更改型一時払終身保険」の販売が好調であったことが主な要因です。

年換算保険料とは？

月払、年払、一時払などの払込方法や払込期間の違いを調整し、保険料を契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどれだけの保険料収入を得ているかを示す指標です。

● 新契約年換算保険料（単位：億円）



新契約高

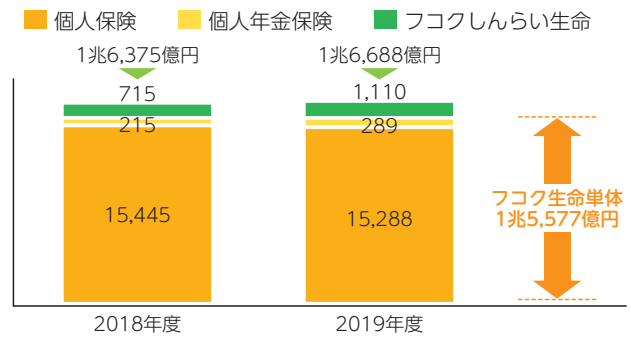
1兆6,688億円
（フコク生命単体：**1兆5,577億円**）

新契約高は、前年対比1.9%増の1兆6,688億円となりました。

契約高とは？

生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

● 新契約高（単位：億円）



解約・失効（個人保険＋個人年金保険）[フコク生命・フコクしんらい生命合算値]

解約・失効年換算保険料

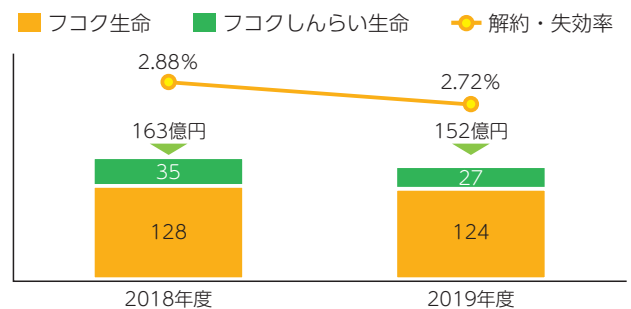
152億円（フコク生命単体：**124億円**）

解約・失効率（年換算保険料ベース）

2.72%（フコク生命単体：**3.14%**）

解約・失効年換算保険料は、前年対比6.9%減の152億円となり、解約・失効率（年換算保険料ベース）は、前年対比0.16ポイント改善し、2.72%となりました。

● 解約・失効年換算保険料および解約・失効率（単位：億円）



$$\text{解約・失効率(年換算保険料ベース)} = \frac{\text{解約・失効年換算保険料}}{\text{年度始の保有契約年換算保険料}}$$

解約・失効高

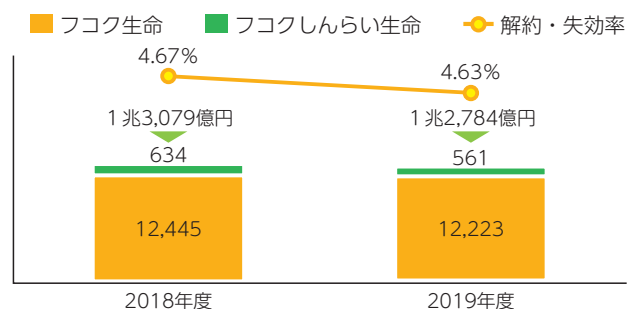
1兆2,784億円
（フコク生命単体：**1兆2,223億円**）

解約・失効率（保険金額ベース）

4.63%（フコク生命単体：**4.86%**）

解約・失効高は、前年対比2.3%減の1兆2,784億円となり、解約・失効率（保険金額ベース）は、前年対比0.04ポイント改善し、4.63%となりました。

● 解約・失効高および解約・失効率（単位：億円）



$$\text{解約・失効率(保険金額ベース)} = \frac{\text{解約・失効高}}{\text{年度始の保有契約高}}$$

保有契約(個人保険+個人年金保険)[フコク生命・フコクしんらい生命合算値]

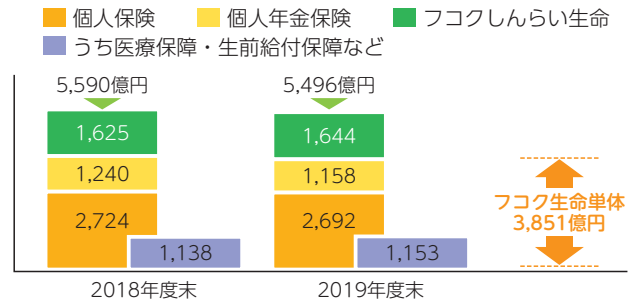
保有契約年換算保険料

5,496億円

(フコク生命単体:3,851億円)

保有契約年換算保険料は、前年度末比1.7%減の5,496億円となりました。うち医療保障・生前給付保障などについては、2003年度の開示以来、16年連続でプラス伸展を持続しております。

● 保有契約年換算保険料 (単位:億円)



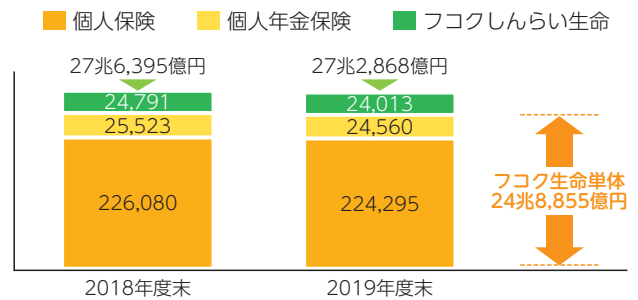
保有契約高

27兆2,868億円

(フコク生命単体:24兆8,855億円)

保有契約高は、前年度末比1.3%減の27兆2,868億円となりました。

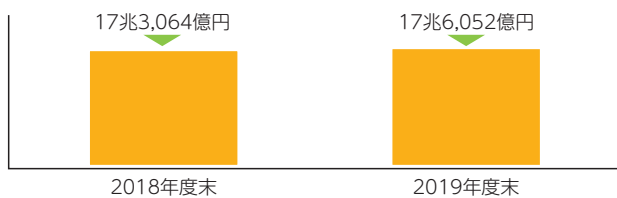
● 保有契約高 (単位:億円)



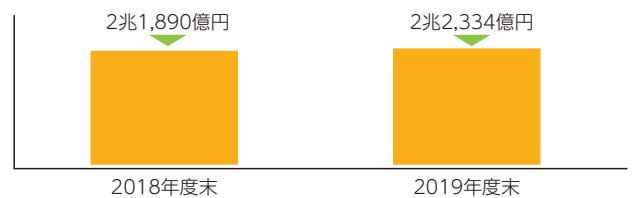
企業保険の業績概況(団体保険、団体年金保険)[フコク生命単体]

企業保険分野においては、さまざまな企業向け商品および各種プランの提案を通じて、お客さまを総合的にサポートしております。団体保険の保有契約高は、前年度末比1.7%増の17兆6,052億円となり、団体年金保険の保有契約高は、前年度末比2.0%増の2兆2,334億円となりました。

● 団体保険の保有契約高



● 団体年金保険の保有契約高(責任準備金)

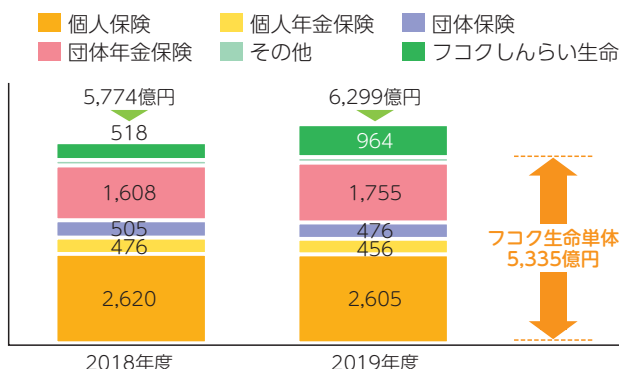


保険料等収入[フコク生命・フコクしんらい生命合算値]

6,299億円(フコク生命単体:5,335億円)

保険料等収入は、前年対比9.1%増の6,299億円となりました。

● 保険料等収入 (単位:億円)



フコクしんらい生命のご紹介



一翼をになう存在をめざして

お客さまとの長いおつきあいがあればこそ提供できる
保険商品やサービスの開発を通して、
お客さま一人ひとりの生活の一翼をになう存在をめざします。

フコクしんらい生命保険株式会社について

本社:〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 代表取締役社長:櫻井健司
株主:富国生命保険相互会社(89.6%) 資本金:354億円
共栄火災海上保険株式会社(7.9%)
信金中央金庫(2.5%)

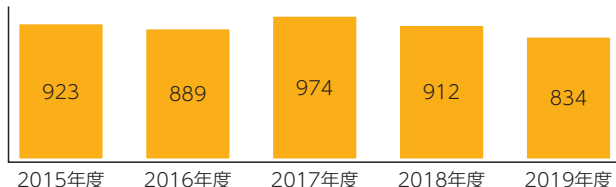
フコクしんらい生命は信用金庫を中心とした金融機関代理店および共栄火災海上保険株式会社の損保代理店で販売を行っています。

基礎利益

834億円

基礎利益は、前年対比8.6%減の834億円となりました。

● 基礎利益 (単位：億円)



基礎利益とは？

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。

● 基礎利益の内訳 (単位：億円)

区分	2018年度	2019年度
基礎利益	912	834
保険関係損益	579	475
費差	△148	△180
危険差	727	655
利差	333	359

費差とは？

保険料算出時に想定した事業費率にもとづく事業費支出予定額と実際の事業費支出額との差額のことです。

危険差とは？

保険料算出時に想定した保険事故発生率にもとづく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額のことです。

利差とは？

保険料算出時に想定した利率にもとづく予定運用収益と実際の運用収益との差額のことです。

ソルベンシー・マージン比率

1,290.8%

ソルベンシー・マージン比率は、前年度末比101.1ポイント上昇し、1,290.8%となりました。健全性のひとつの基準である200%を大きく上回っております。

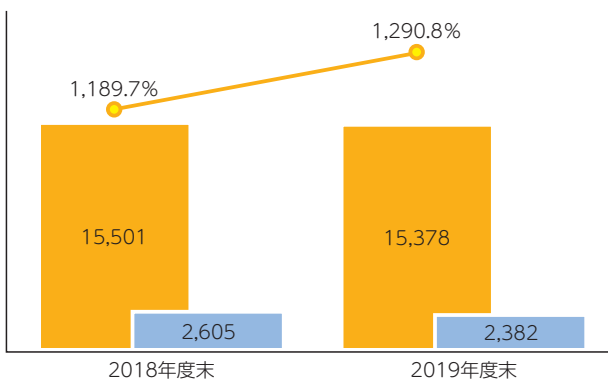
$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率とは？

生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、例えば大災害や株価の大暴落など、予想もしない出来事が起こる場合もあります。このような通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつがソルベンシー・マージン比率です。

● ソルベンシー・マージン比率 (単位：億円)

■ ソルベンシー・マージン総額 ■ リスクの合計額
● ソルベンシー・マージン比率



自己資本

8,576億円

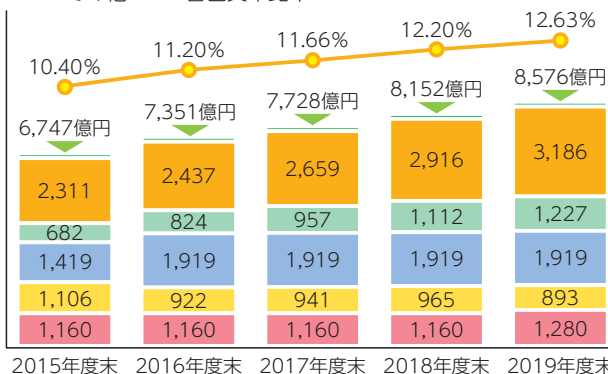
自己資本は、前年度末比424億円増の8,576億円となりました。自己資本比率(自己資本÷総資産)は12.63%となり、ソルベンシー・マージン比率のうち、自己資本のみで719.9%を確保しております。

自己資本とは？

当社では自己資本として、ソルベンシー・マージン総額のうち、有価証券や土地の含み損益などを除いた部分を重視しており、内部留保の強化や外部調達などを行い、その充実を図っております。

● 自己資本の内訳 (単位：億円)

■ 基金・基金償却積立金 ■ 任意積立金等 ■ 劣後性債務
■ 価格変動準備金 ■ 危険準備金・追加責任準備金
■ その他 ● 自己資本比率



実質純資産額

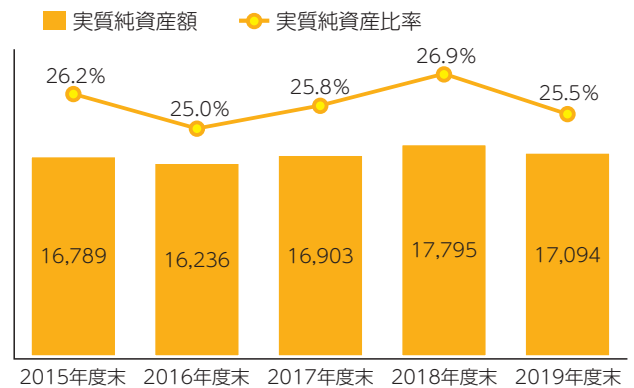
1兆7,094億円

実質純資産額は、前年度末比3.9%減の1兆7,094億円となりました。また、実質純資産比率（実質純資産額÷一般勘定資産）は前年度末比1.4ポイント低下し、25.5%となりました。

実質純資産額とは？

ソルベンシー・マージン比率のほかに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標のひとつです。これは、時価ベースの資産の合計から、負債（価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高いものを除く）を差し引いて算出するものです。この金額がマイナスになると、実質的な債務超過と判断され、業務停止命令などの対象となることがあります。

● 実質純資産額（単位：億円）



有価証券・不動産の含み益

8,124億円

有価証券と不動産の含み益の合計額は、前年度末比1,185億円減の8,124億円となりました。このうち、有価証券の含み益は、前年度末比1,264億円減の6,590億円となり、不動産の含み益は、前年度末比79億円増の1,533億円となりました。

含み損益とは？

保有している資産の時価から帳簿価額を差し引いた金額のことをいいます。その値が、プラスの場合を含み益、マイナスの場合を含み損といいます。

● 有価証券・不動産の含み益の内訳（単位：億円）

区分	2018年度末 差損益	2019年度末 差損益
有価証券合計	7,855	6,590
うち公社債	3,900	3,473
うち株式	3,042	2,097
うち外国証券	733	967
不動産（土地・借地権）	1,454	1,533
合計	9,309	8,124

格付け

当社は、お客さまに保険金支払能力を客観的にご判断いただくために、中立・公平な格付会社に依頼し、3社より以下の格付けを取得しております。

これは、当社の健全性や収益性などが高く評価されたものと考えております。今後も、これら高水準の格付けのさらなる向上を目指して、経営努力を行ってまいります。

生命保険会社の格付けとは？

独立した第三者である格付会社が、保険金や給付金が契約どおり支払われる確実性（保険金支払能力）の程度を評価したものです。

格付投資情報センター （保険金支払能力格付）

AA-

保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。

スタンダード&プアーズ （保険財務力格付け）

A

保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付け（「AAA」、「AA」）に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

ムーディーズ （保険財務格付）

A2

中級の上位と判断され、信用リスクが低い債務に対する格付。



(注) 1. 記載の格付けは、2020年7月1日現在のものです。

- 記載の格付けは、当社が格付投資情報センター、スタンダード&プアーズ、ムーディーズに依頼して取得したものです。
- 格付けは、あくまでも格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、格付会社が継続的に格付けを監視するものであり、将来的には変更される可能性があります。
- 格付投資情報センター、スタンダード&プアーズ、ムーディーズは、金融商品取引法に定められている信用格付業者です。

貸借対照表の要旨

● 資産

(単位：億円)

資産	2018年度末	2019年度末
現金及び預貯金	667	2,886
コールローン	1,760	2,300
買入金銭債権	2	2
金銭の信託	238	241
有価証券	55,678	53,446
うち公社債	28,037	27,003
うち株式	6,961	6,319
うち外国証券	19,536	18,945
貸付金	5,611	5,654
保険約款貸付	563	553
一般貸付	5,048	5,101
有形固定資産	2,169	2,194
無形固定資産	223	237
その他資産	514	669
繰延税金資産	—	293
貸倒引当金	△20	△20
資産の部合計	66,845	67,908

● 負債及び純資産

(単位：億円)

負債及び純資産	2018年度末	2019年度末
保険契約準備金	56,920	57,757
うち責任準備金 ①	56,135	56,949
社債	1,919	1,919
その他負債	514	1,227
退職給付引当金	245	235
価格変動準備金 ②	1,112	1,227
繰延税金負債	24	—
再評価に係る繰延税金負債	142	142
負債の部合計	60,879	62,508
基金 ③	100	120
基金償却積立金 ③	1,060	1,160
再評価積立金	1	1
剰余金	1,336	1,230
基金等合計	2,497	2,511
その他有価証券評価差額金	3,427	2,847
土地再評価差額金	41	41
評価・換算差額等合計	3,468	2,888
純資産の部合計	5,966	5,400
負債及び純資産の部合計	66,845	67,908

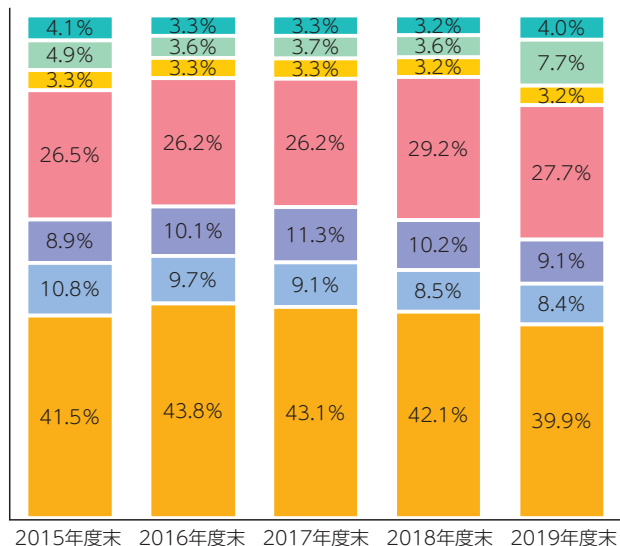
資産の構成

当社では、生命保険という商品の負債特性をふまえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保していくことを資産運用の基本方針としております。

この方針のもと、時代の変化に即応できるポートフォリオを構築すべく、資産の流動性を確保しつつ、中長期的な視点から資金を配分しております。具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から公社債や貸付金等の円金利資産を運用の柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。

● 一般勘定資産の構成比

■ 公社債 ■ 貸付金 ■ 株式 ■ 外国証券
■ 不動産 ■ 現預金・コールローン ■ その他



① 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。保険業法により積立が義務づけられております。

責任準備金の積立方式には様々な方法がありますが、当社は手厚い積立方式である平準純保険料式で積み立て、お客さまへの保険金などの支払いに対して万全の備えをしております。

2019年度末の責任準備金は、5兆6,949億円となりました。なお、この責任準備金には将来発生が見込まれるリスクに備えて積み立てている危険準備金2,150億円が含まれております。

② 価格変動準備金

価格変動準備金とは、株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えることを目的に保険業法にもとづいて積み立てるものです。

2019年度末の価格変動準備金は、1,227億円となりました。

③ 基金及び基金償却積立金

相互会社において株式会社の資本金にあたるものが基金です。

2019年度末における基金償却積立金を含めた基金の総額は、2019年8月に120億円の追加募集を実施したことにより1,280億円となりました。

損益計算書の要旨

(単位：億円)

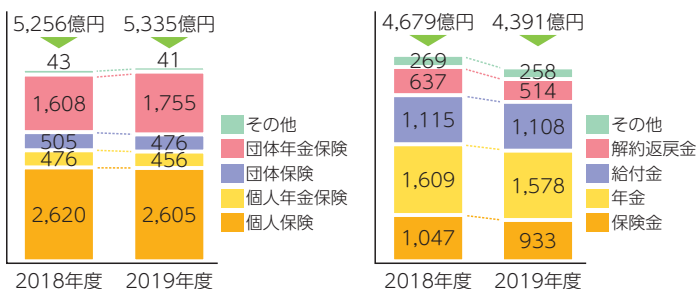
科目	2018年度	2019年度
経常収益	7,183	7,418
保険料等収入 ④	5,256	5,335
うち個人保険分野	3,097	3,062
うち団体保険分野	2,114	2,231
資産運用収益 ⑤	1,834	1,950
うち利息及び配当金等収入	1,511	1,533
うち売買目的有価証券運用益	32	-
うち有価証券売却益	277	354
うち金融派生商品収益	-	55
うち特別勘定資産運用益	9	-
その他経常収益	92	133
経常費用	6,649	6,929
保険金等支払金 ④	4,679	4,391
責任準備金等繰入額	364	814
うち責任準備金繰入額	353	813
資産運用費用 ⑤	485	588
うち売買目的有価証券運用損	-	49
うち有価証券売却損	116	19
うち有価証券評価損	0	133
うち金融派生商品費用	58	-
うち為替差損	133	175
うち特別勘定資産運用損	-	39
事業費	906	920
その他経常費用	213	214
経常利益	533	488
特別利益	0	0
特別損失	158	116
うち価格変動準備金繰入額	154	114
税引前当期純剰余	375	372
法人税及び住民税	117	136
法人税等調整額	△110	△105
法人税等合計	6	31
当期純剰余	368	341

(注) 保険料等収入の個人保険分野は個人保険と個人年金保険、団体保険分野は団体保険と団体年金保険の合計額を記載しております。

④ 保険関係収支

ご契約者から実際に払い込みいただいた保険料や再保険収入の合計額である保険料等収入は、前年対比1.5%増の5,335億円となりました。一方、保険金・年金・給付金・返戻金など保険契約上の支払いの合計額である保険金等支払金は、前年対比6.1%減の4,391億円となりました。

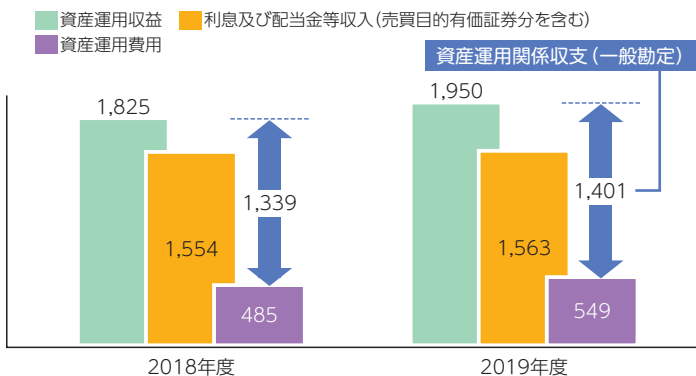
● 保険料等収入の内訳(単位：億円) ● 保険金等支払金の内訳(単位：億円)



⑤ 資産運用関係収支 (一般勘定)

一般勘定の資産運用関係収支は、前年対比4.6%増の1,401億円となりました。資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入(売買目的有価証券分を含む)は、前年対比0.6%増の1,563億円となりました。

● 資産運用収益・資産運用費用 (単位：億円)



剰余金処分に関する決議書の要旨

(単位：億円)

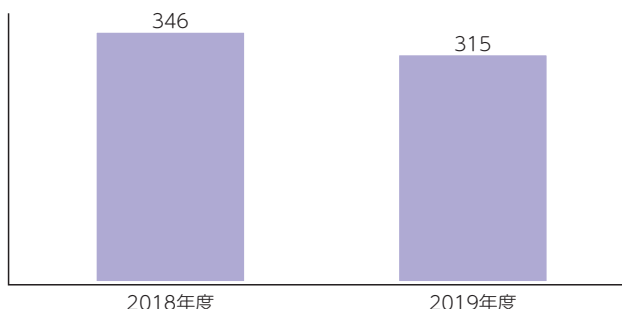
科目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	606	579
任意積立金取崩額	0	0
計	606	579
剰余金処分額	368	341
社員配当準備金 ⑥	346	315
差引純剰余金	22	25
(損失填補準備金)	(1)	(0)
(基金利息)	(1)	(1)
(基金償却準備金)	(20)	(24)
次期繰越剰余金	237	237

(注) 当期末処分剰余金は、当期純剰余に、前期繰越剰余金および土地再評価差額金の取崩額などを加えたものです。

⑥ 社員配当準備金繰入額

当期末処分剰余金のうち、315億円をご契約者への利益還元のために社員配当準備金に繰り入れました。

● 社員配当準備金繰入額 (単位：億円)



配当還元の充実を通じて、「ご契約者の利益擁護」を実現してまいります。

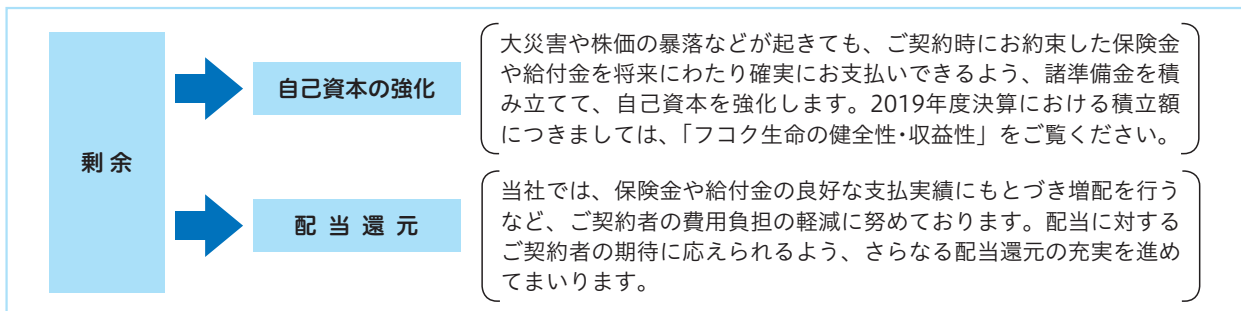
相互会社であること、配当への思い

相互会社は、相互扶助の精神から生まれた、保険会社のみ認められた会社形態です。ご契約者を中心とする組織で株主はいません。相互会社という組織は、何十年も先を見据えてご契約者の利益を考えるうえで最適な会社形態です。そして、フコク生命は創業以来、一貫して相互会社形態をとっている唯一の保険会社です。

フコク生命は、堅実な企業文化のもと強固な財務基盤を築く一方で、契約者配当の充実を通じて、ご契約者の費用負担を出来るだけ軽減することにも努めてまいりました。2019年度決算は個人保険分野において8年連続となる増配を行うことといたしました。

社員配当金の考え方

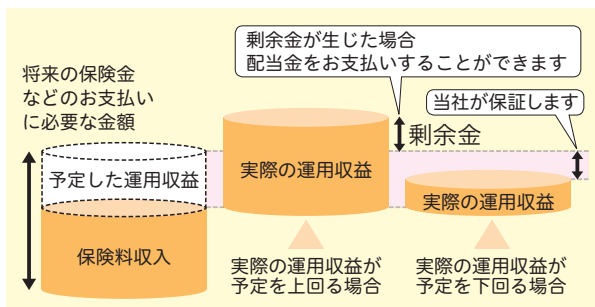
- 中長期的な視点から自己資本の強化とのバランスをみたうえで、ご契約者の期待をふまえて配当還元を行っております。



- 保険料設定時に想定した予定（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）と実績の間に差益（剰余金）が生じた場合に、将来の悪化に備えて諸準備金の積立てを行ったうえで社員配当金として還元します。社員配当金の水準については、保険契約の長期性をふまえ、ご契約者に安定的な還元ができるように設定しております。社員配当金は、ご加入時期やご契約内容などにより異なり、また実績によって変動（増減）し、ゼロとなることもあります。

〈利差配当金の例〉

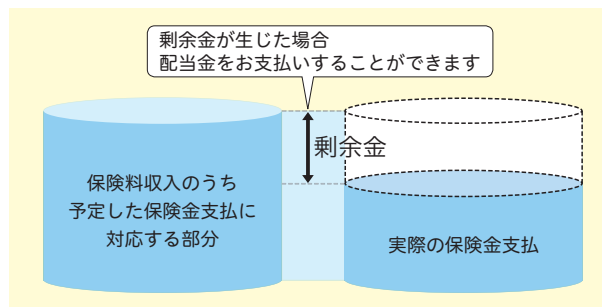
実際の運用収益が保険料設定時に想定した予定を上回った場合に、配当金（利差配当金）をお支払いすることができます。



実際の運用収益が保険料設定時に想定した予定を下回った場合は、配当金をお支払いできないことがあります。この場合も、予定した運用収益に満たない部分は当社が保証いたしますので、ご加入時にお約束した保険料を変更することはありません。

〈危険差配当金の例〉

実際の保険金支払額が保険料設定時に想定した予定を下回った場合に、配当金（危険差配当金）をお支払いすることができます。



当社は、強固な財務基盤を背景に、保険金等の良好な支払実績にもとづき増配を実施してまいりました。個人保険分野における増配は2019年度決算で8年連続となります。

- 配当のタイプには次の3種類があります。

5年ごと配当 ^{※1,2}	ご契約後6年目から5年ごとに配当金をお支払いします。
5年ごと利差配当 ^{※1,2}	ご契約後6年目から5年ごとに利差配当金をお支払いします。
毎年配当 ^{※2}	ご契約後3年目から毎年配当金をお支払いします。

※1 2020年度は、2000年度、2005年度、2010年度および2015年度にご加入の契約が5年ごとの配当金のお支払時期に該当します。5年間の配当を合算し、これに利息を加えた合計額をご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。ただし合計額がマイナスの場合はゼロとします。

※2 本配当に加えて、所定の条件を満たすご契約に対して長期継続特別配当金などをお支払いします。

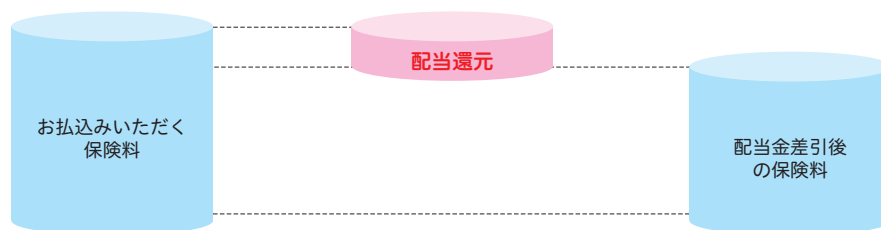
ご加入いただいている契約の配当タイプや配当金につきましては、毎年お届けする「フコク生命だより」をご覧ください。

2019年度決算における社員配当金の概要

●個人保険の社員配当金については、医療保険のうち入院給付金のお支払いがないご契約について増配を行いました。団体年金保険については、有価証券含み益の減少をふまえ、確定給付企業年金保険等の一部商品について減配を行いました。

● 2019年度決算における個人保険の増配の概要

個人保険については、安定的な配当還元を行うことによりご契約者の費用負担の軽減に努めております。



ご契約者の家計が、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けるなかで、以下の増配を行いました。

医療保険契約の健康配当を増配

当社では、2005年度決算より、入院給付金のお支払いがない医療保険契約に対する健康配当を実施しております。2019年度決算は、5年ごと配当契約および5年ごと利差配当契約の医療保険について、本配当を増配しました。

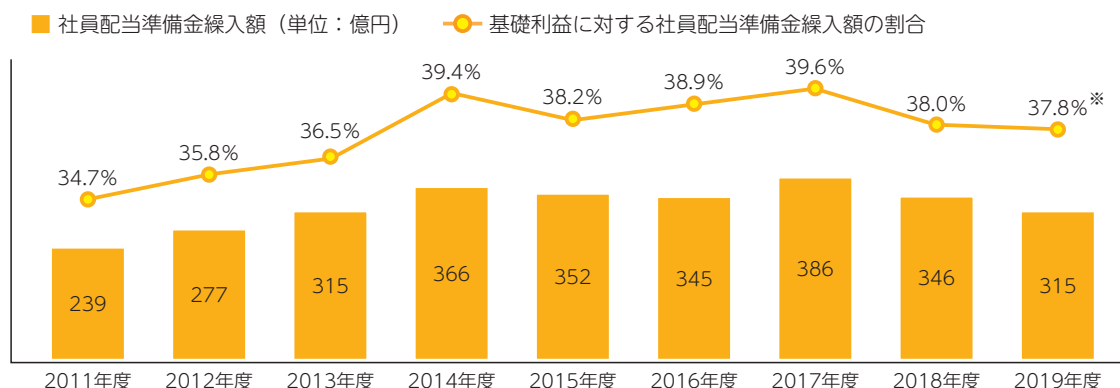
長期継続特別配当の対象を医療保険契約にも拡大

2014年度決算において復活させた満期契約に対する長期継続特別配当について、これまでの死亡保障契約に加え、入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約にも拡大しました。

●基礎利益に対する社員配当準備金繰入額の割合

2019年度決算における基礎利益に対する社員配当準備金繰入額の割合は、引き続き4割程度の水準を維持しております。

● 基礎利益に対する社員配当準備金繰入額の割合



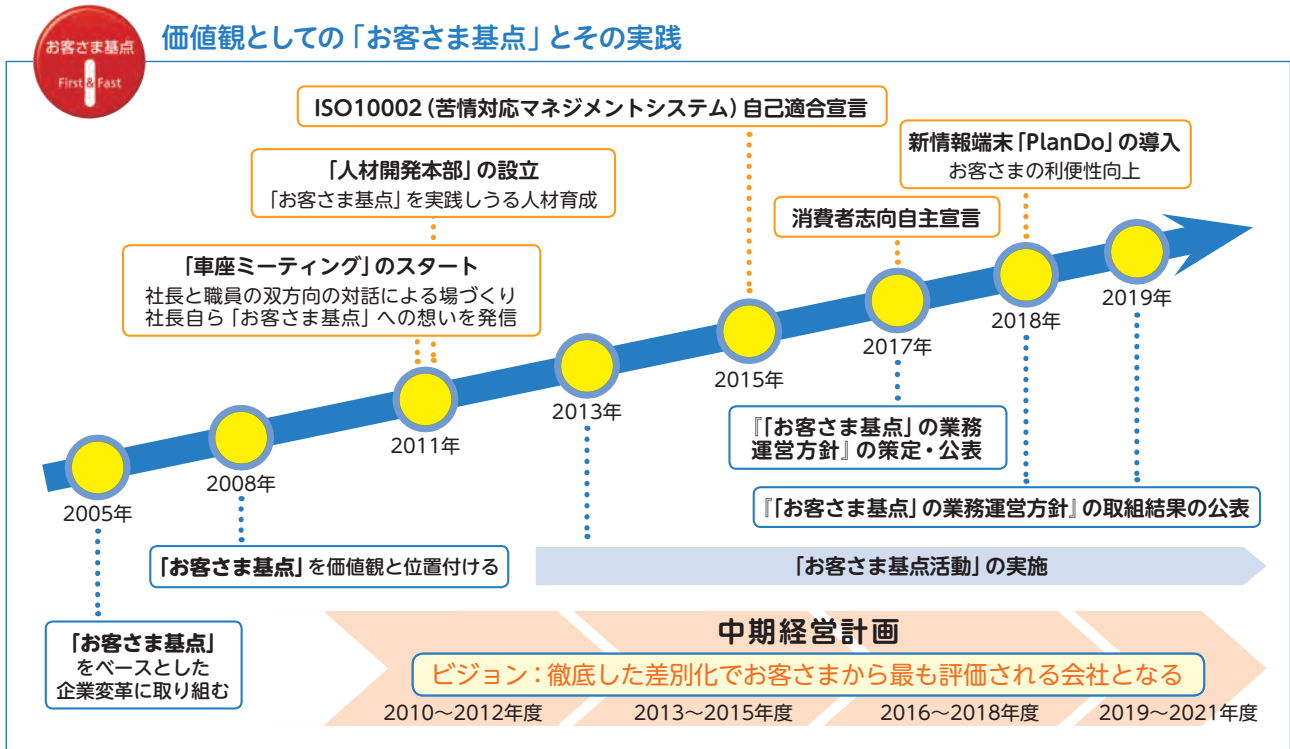
(※) 2019年度は基礎利益834億円に対して、社員配当準備金繰入額315億円であり、本割合は37.8%となりました。

$$\frac{\text{社員配当準備金繰入額 (315億円)}}{\text{基礎利益 (834億円)}} = 37.8\%$$

『「お客さま基点」の業務運営方針』について

当社は、2005年から「お客さま基点」を実践できる企業を目指し、2008年より「お客さま基点」を価値観と位置付け、最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の原点としております。

「お客さま基点」のもと、長期にわたりお客さまの負託にお応えするために、2017年6月に『「お客さま基点」の業務運営方針』を策定・公表しております。



『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組結果の公表

「お客さま基点」の業務運営方針に係る1年間の取組みについて振り返りを実施し、取組結果を毎年6月に公表しております。

『「お客さま基点」の業務運営方針』の評価指標 (KPI)：他者加入推奨意向*

中期経営計画の確認指標である、ご契約者アンケートによる「他者加入推奨意向」を、『「お客さま基点」の業務運営』の評価指標 (KPI) として準用しております。

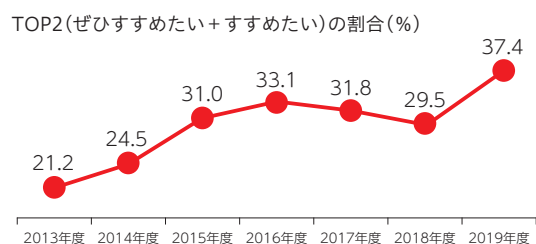
当社では毎年ご契約者アンケートを実施しておりますが、当該調査における「総合満足度」の回答においては、「大変満足」と回答されたお客さま層が「他者加入推奨意向」が高い、という結果が出ております。「大変満足」のお客さまを増やすことが、KPIの向上につながるかと考えております。

※他者加入推奨意向：「フコク生命をお勧めいただけますか」という質問に対して、「ぜひすすめてい」「すすめてい」と回答頂いたお客さまの割合

2019年度調査概要

- ◇往復はがきによる郵送調査
(実施期間2020年3月4日発送～2020年3月19日投函締切)
- ◇お客さま11,551名が対象 ◇有効回収数5,138名
- ◇他者加入推奨意向については、フコク生命を他者に「ぜひすすめてい」「すすめてい」「どちらかといえばすすめてい」「どちらともいえない」「どちらかといえばすすめてくない」「すすめてくない」「まったくすすめてくない」の7択で回答

他者加入推奨意向



『「お客さま基点」の業務運営方針』および取組結果については、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.fukoku-life.co.jp/about/activity/customer-centric/index.html>



『フコク生命グループ：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコク生命グループは、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、フコク生命グループならではのサービスや経験を創り出し、提供していく「お客さま基点」を価値観とし、あらゆる企業活動の原点としてまいります。

この「お客さま基点」という価値観のもと、お客さま・従業員・地域・社会とともに共通の価値を創り出せるよう、お客さま本位の業務運営を遂行してまいります。

『フコク生命：「お客さま基点」の業務運営方針』

フコク生命は、生命保険業そのものが社会への貢献であると考えております。当社の使命は、生命保険業の公共性を踏まえ、いかなる時にも保険金等を確実にお支払いし、お客さまに安心した生活を送っていただくことです。そのためには、安定した収益基盤と経営の健全性を確保し、お客さま満足度を高め安心して契約をご継続いただく必要があります。当社は、生命保険業を通じて、保険金等のお支払いという経済的なサービスの提供はもとより、お客さま一人ひとりにご安心をお届けしたいと考えております。

フコク生命は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。ご契約者が保険団体を構成し互いに助け合う相互扶助が保険の精神であり、生命保険会社はご契約者の負託にお応えするために存在すべきで、そのためには相互会社組織が最適であるとの考えに基づき、当社のDNAである「最大たらんよりは最優たれ」を実践し、質を重視した経営の差別化を図ってまいりました。こうした想いや考えは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。

フコク生命は、「お客さま基点」に基づいたお客さま本位の業務運営を行い、長期にわたりお客さまの負託にお応えするために、『「お客さま基点」の業務運営方針』をここに定めます。

1. 「お客さま基点」の浸透・実践

「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら、お客さまに心からご安心いただける、フコク生命ならではのサービスや経験を創り出し提供することで、お客さまの最善の利益が忠実に図られるよう、「お客さま基点」の浸透・実践に努めてまいります。

2. お客さまの「声」を経営改善に活かす取組み

「お客さま基点」のもと、最優のサービスを提供するために、お客さまの「声」を経営改善に活かしていくことにより、さらなる満足と信頼につながる活動を実践してまいります。

3. お客さまのニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

生命保険業の公共性を踏まえ、長期にわたりお客さまの負託にお応えするために、「お客さま基点」のもと、多様化するお客さまのニーズに的確にお応えできる先進性と利便性に優れた保険商品の開発に努めてまいります。ご加入の目的、ライフプラン、財産の状況、保険商品に関する知識などお客さま一人ひとりのご意向をお伺いし、きめ細やかなコンサルティングを通じて、最適なプランをご提案するとともに、お客さまのライフイベントに伴うニーズの変化に対応できるよう努めてまいります。

4. お客さまへの情報提供の充実

保険商品の仕組みや内容はもとより、お客さまにとって重要となる事項についてもご理解いただいたうえで、最適な保険商品をご選択いただけるよう、「お客さま基点」のもと、十分な情報提供とわかりやすいご説明に努めてまいります。

5. お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金等のお支払いに至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう対応してまいります。

6. お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

「お客さま基点」のもと、生命保険という商品の負債特性を踏まえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保する資産運用に努めてまいります。

7. 利益相反の適切な管理

「お客さま基点」のもと、ご契約者の利益擁護を図るべく、お客さまの利益が不当に害されることを防止するための方針やルールを定め、適切な管理を行ってまいります。

8. 「お客さま基点」を実践できる人づくり

「お客さま基点」を実践できる人づくりを行うとともに、職員が働きがいを持てるよう自己実現の場を提供し、「お客さま基点」に基づく行動を適切に評価する態勢や動機づけの枠組みなどを構築してまいります。

お客さま基点の実践に向けての取組み

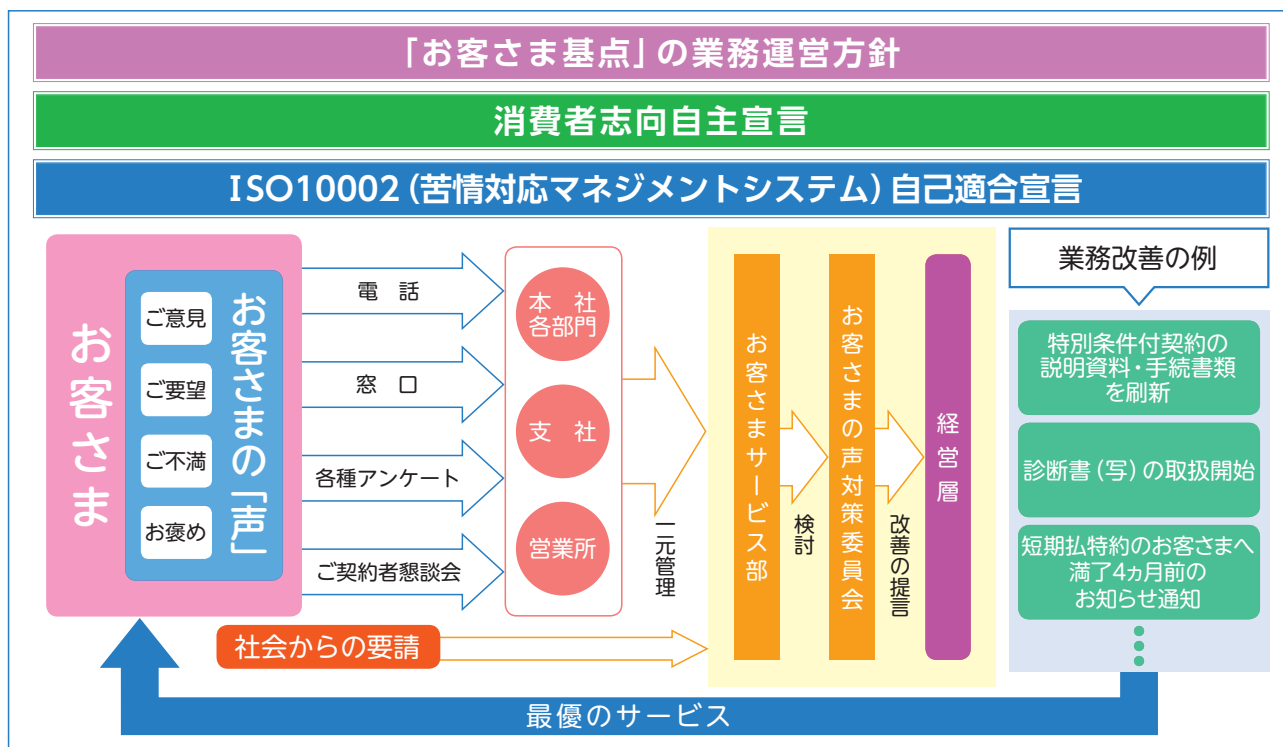
当社は「ISO10002」への適合性を今後も維持し、お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客さま基点」で最優のサービスを提供し、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでおります。

なお、当社の企業活動の原点である“お客さま基点”の取組みを2017年1月に「消費者志向自主宣言」として公表いたしました。

※「ISO10002」

2004年7月に国際標準化機構（ISO）により発行された苦情対応マネジメントシステムに関する国際規格です。

1 お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かす取組み



● ISO10002（品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針）

ISO10002とは苦情対応マネジメントシステムに関する国際規格であり、お申出を受けた際、組織としてどのような姿勢でどのように対応していくのかを示したものです。当社では、第三者意見書を取得し、2015年9月1日に適合宣言をいたしました。

今後とも「ISO10002」への適合性を維持し、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでまいります。

● お客さまサービス部

お客さまサービス部ではお客さまの「声」や社会からの要請を収集・分析し、お客さまの声対策委員会で協議のうえ、直接経営層に改善の提言を行い、社内改革を推進しております。

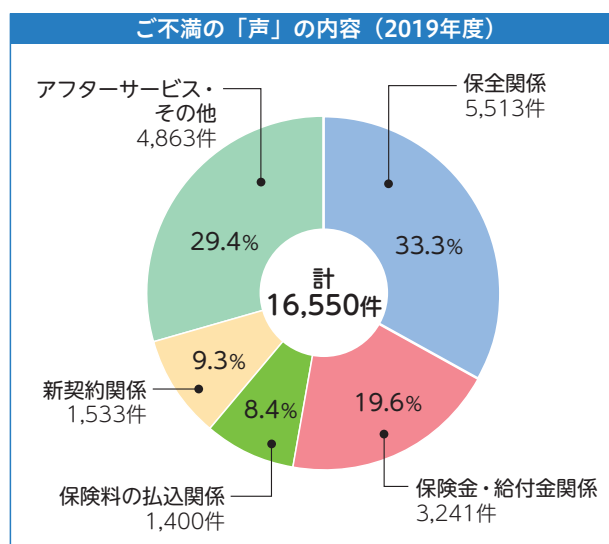
● お客さまの声対策委員会

関連部門の部長・室長で構成され、担当役員を委員長として運営されております。その目的はお客さまの「声」や社会からの要請を今後の経営に活かすために、内容の分析・検討を行い、業務の改善策を協議し、所管部門に対策実施を指示することとしております。

また、定期的に外部有識者を招き、提言をいただいております。

【苦情の定義】

お客さまからのご意見・ご不満を幅広く捉え、積極的に経営に活かすため、苦情の定義を「不満足の本明のあったもの」としています。



2 お客さまの「声」をお伺いする主な取組み

No.	項目	内容
1	ご契約者懇談会	全支社で「ご契約者懇談会」を毎年開催し、フコク生命の経営状況などをお知らせするとともに、契約者さまのご意見・ご要望をお伺いしております。
2	窓口アンケート	本社・支社・営業所の窓口に、「ご意見箱」「お客さま窓口アンケートはがき」を常設し、窓口に来社されたお客さまからのご意見・ご要望などをお伺いできるようにしております。
3	アンケート調査	全契約の中から無作為に抽出した約20,000名の契約者さまに対し、「ご契約者アンケート」を実施し、お客さまの「声」を収集しております。また、「フコク生命だより [※] 」のアンケートでも、お客さまの「声」をお伺いしております。 ※フコク生命だより…毎年8月頃、契約者さまあてに契約状況を郵送で通知する冊子。
4	お客さまデータベース	お客さまからのお申出は「お客さまデータベース」で一元管理しており、お申出に対して速やかに対応できる体制を構築しております。また、「お客さまデータベース」は改善課題の抽出にも役立てております。

3 お客さまの「声」や社会からの要請による改善例

No.	項目	内容
1	特別条件付契約の説明資料・手続書類を刷新	当社では、保険契約時の告知内容により、特別保険料領収法などの特別条件を付加して保険をお引受する場合があります。お客さまに特別条件を正しくご理解いただくため、説明資料を新規作成し、あわせて「特別条件承諾書」を刷新することで、分かりやすさの向上を図りました。
2	診断書(写)の取扱開始	これまで、入院や手術給付金請求時の必要書類である当社所定の「入院・手術証明書(診断書)」について、所定の要件を満たしていれば、他社及び病院独自様式の診断書(原本)の代用を可能としておりましたが、診断書(写)についても、同様の取扱いを開始したことにより、請求時の利便性を高めました。
3	短期払特約のお客さまへ満了4カ月前のお知らせ通知	保険料の払込を完了した短期払契約においては、付加されている特約の保険期間満了に関する錯誤が生じることをないように、特約の保険期間満了の4カ月前にお知らせする取組みを始めました。

4 消費者志向自主宣言

当社の企業活動の原点である“お客さま基点”の取組みを、2017年1月に「消費者志向自主宣言」として公表いたしました。

1 理念

私たちは、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら行動する“お客さま基点”を全ての企業活動の原点としております。
お客さまの利益を守り、社会に貢献し続けるとともに、役職員一人ひとりが働きがいを持てるよう、自己実現の場を提供します。

2 取組方針

(1) 経営トップのコミットメント

お客さま基点を実現することを目的に自己適合宣言したISO10002(苦情対応マネジメントシステム)に基づき、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動を実践します。

(2) コーポレートガバナンスの確保への取組み

お客さまの「声」はデータとして蓄積し、社内でも共有しています。当社役職員で構成する「苦情対策協議委員会[※]」でお客さまの「声」に関する外部有識者のご意見を伺い、協議のうえ、直接経営層に改善を提言します。

(3) 役職員の積極的活動への取組み

役職員一人ひとりに対して、適切な研修の機会を提供し、お客さまのさまざまなご要望やご相談にお応えできる人材の育成に努めます。

(4) 情報提供の充実・双方向の情報交換への取組み

お客さまとのFace to Faceの情報提供を充実させるとともに、アンケートなどを実施して、お客さまの「声」をお伺いし、業務改善に活かします。

(5) 消費者・社会の要望を踏まえた改善への取組み

高齢のお客さまなどへのサポートを充実させるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたわかりやすい帳票を提供します。

※2020年4月より「苦情対策協議委員会」の名称を「お客さまの声対策委員会」に変更しております。

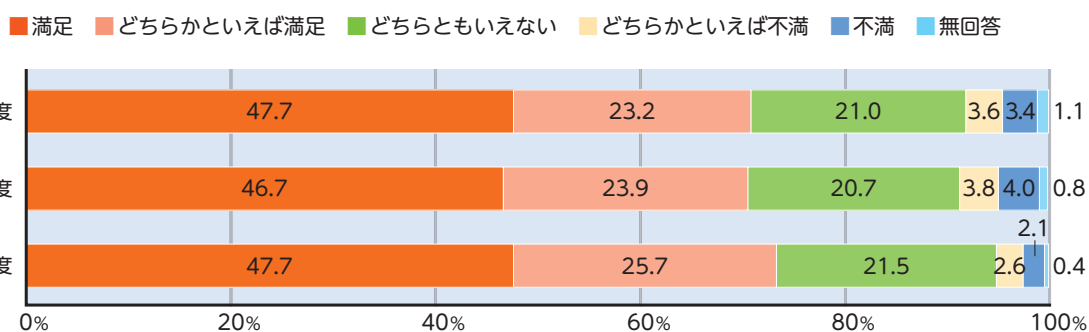
お客さま満足度へのこだわり

昨年度に引き続き契約者さま約20,000名に対して、郵送・WEBアンケートを実施しました（有効回答数：4,986名）。アンケートではお客さまの「声」をお伺いするとともに、「お客さま満足度」の調査を行い、会社施策・改善策の策定や自己検証に役立てております。また当社は中期経営計画（2019年度～2021年度）において、「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」ことを目指し、「お客さま満足度向上」を最重要課題として取り組んでおります。

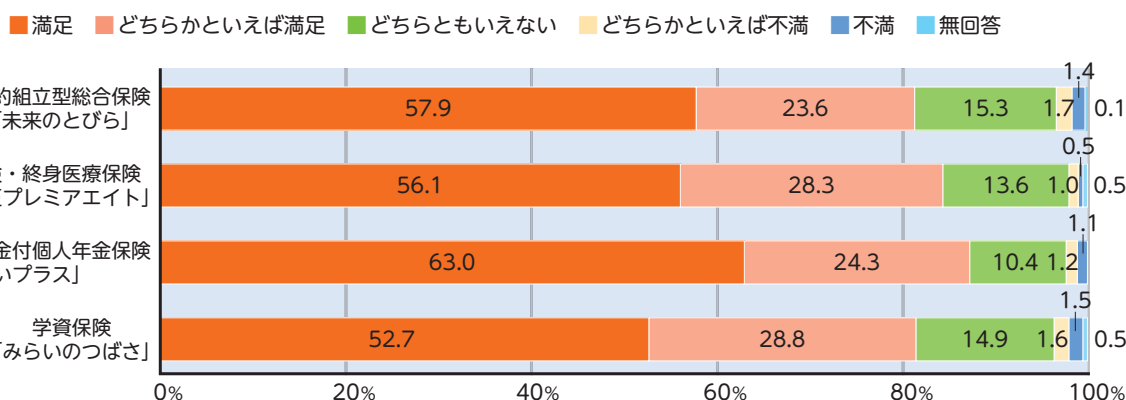
1 総合満足度

2019年度のアンケート調査による当社に対する契約者さまの満足度は、「満足」「どちらかといえば満足」を合計した割合は73.4%（昨年度比+2.8ポイント）、「不満」「どちらかといえば不満」の合計は4.7%（昨年度比▲3.1ポイント）となりました。

今後も満足度の増加と不満層の解消により、引き続きお客さま満足度の向上を図ってまいります。



2 商品別満足度



金融ADR（裁判外紛争解決手続）

金融ADR（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こる金融機関とのトラブルを、裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、生命保険協会となっており、当社は2010年10月から生命保険協会との間で、紛争解決等業務に関する契約を締結しました。

当社とお客さまとの間で十分に話し合いをしても問題の解決のつかない場合には、生命保険協会の裁定審査会に申立てをすることができます。

生命保険協会へのお申出・相談窓口は下記の通りです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3F
 電話：03-3286-2648（平日9:00～17:00）
 ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp>

お客さまの「声」を経営に活かします。

● お客さまセンター

お寄せいただいたお客さまの「声」はデータとして蓄積し、社内で共有・活用することにより、さらに質の高いサービスを提供してまいります。

2019年度の本社へのご相談は、電話によるお問合わせが146,364件、お客さまアドバイザーによるお問合わせが366,312件、ホームページへのご意見・お問合わせは11,148件でした。

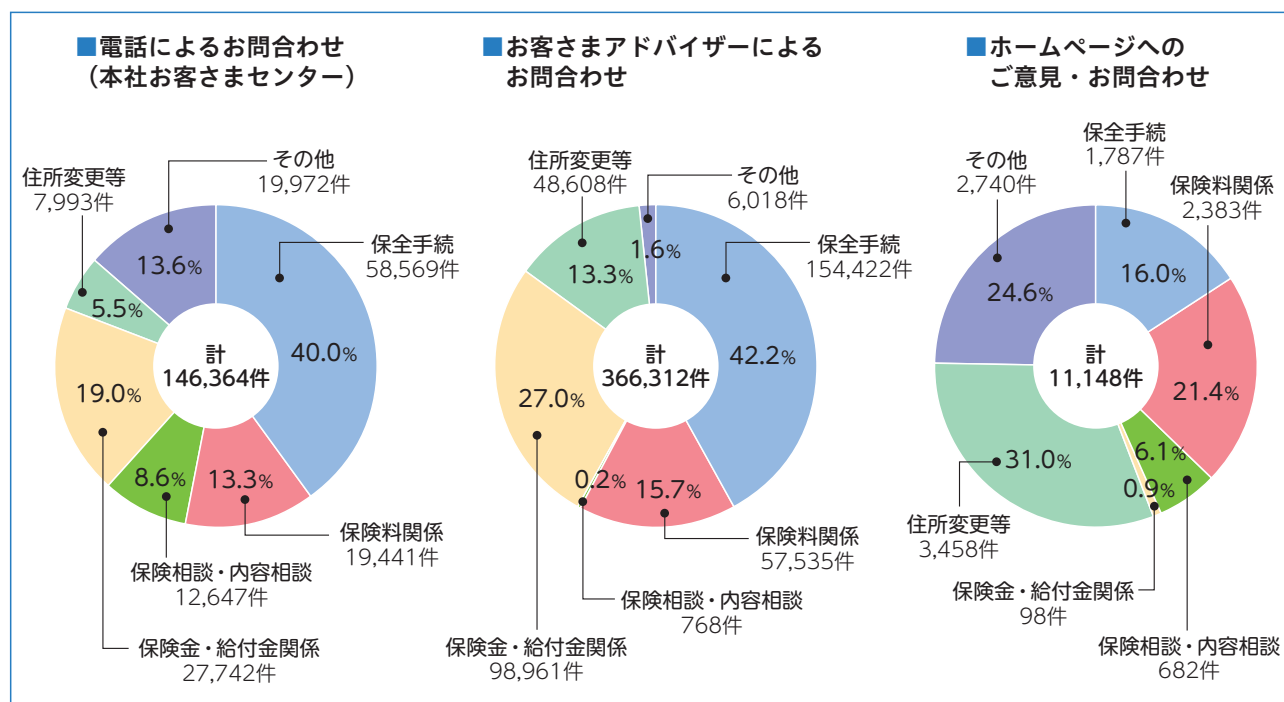
これからもお客さまの「声」を大切にすることにより、最優のサービスを提供するように努めてまいります。



● 全国62支社と内幸町本社ビルにお客さま窓口を設けております

お客さま窓口では、保険に関するお手続き・ご相談を承っております。富国生命内幸町本社ビルにある「Hello Kitty Forest」ではお客さま窓口にて保険に関するご相談やお手続きを承るほか、当社のイメージキャラクターである「ハローキティ」を鑑賞できるギャラリーを併設しております。

● ご相談・お申出の内容 (2019年度)



● お客さまサービス担当

担当のお客さまアドバイザーが退職となったご契約等については、お客さまの大切な保険のアフターサービスを専門に担当する“お客さまサービス担当”が定期的にご自宅を訪問させていただいております。2020年4月1日現在、全国各支社に総数238名（男性215名、女性23名）を配置し、各種お手続きはもちろんのこと、ご加入の保険に関する疑問・ご不明な点などに、迅速に対応できる体制を整えております。



お客さま基点にもとづく適切な保険金等のお支払いに努めます。

当社では、お客さまの生活を守るという公共性の高い生命保険事業を行う企業として、お客さまの信頼に応えるために、保険金等支払管理態勢の整備・強化を行い、お客さま基点による適切な保険金等のお支払いを行うよう努めております。

主な取組み

● ご請求手続き案内について

お客さまからのご請求受付からお支払いにいたるまでを一括して管理する「給付金等請求案内システム」を構築し、必要書類や保障内容を記載した請求書類をお渡しすることで、書類不備や請求もれを防止し、お客さまの利便性の向上を図っております。

また、契約ご加入時や給付金等のご請求時に、小冊子「保険金・給付金のご請求のまえに」をお渡しし、お支払いに関する基本的なことがらについて、より早い段階でご理解を得られるよう情報提供に努めております。

● 給付金の支払システムについて

診断書の内容をデータ化し医学情報と照合を行う「診断書査定支援システム」、査定ノウハウの機械化により自動査定を実現した「給付金イメージワークフローシステム」、テキスト化した診断書のデータを一定のルールに基づきコード化する日本IBM社の「Watson Explorer（ワトソンエクスプローラー）」の導入により、給付金支払査定事務の精度向上と迅速なお支払いを実現しました。

● 検証態勢の充実

支払査定部門から独立した組織である「支払監査室」を2006年10月に設置し、保険金・給付金の支払・案内の必要性などに関して、全件検証を行っております。また、外部専門家（大学教授・弁護士）を含めたメンバーにより構成される「支払審議委員会」を設置し、外部専門家の視点から当社の保険金・給付金の支払査定の適切性を審議し、保険金等支払管理態勢の充実を図っております。

保険金・給付金のお支払い状況について

2019年度に保険金等をお支払いしたご契約は、保険金10,151件・給付金269,003件となりました。一方で、適正な支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した契約は、保険金385件・給付金7,558件でした。

■ お支払い件数とお支払いに該当しないと判断したご契約件数（2019年度）

区分	保険金	給付金	合計
支払件数	10,151	269,003	279,154
支払非該当件数	385	7,558	7,943
内訳	詐欺取消・詐欺無効	0	0
	不法取得目的無効	0	0
	告知義務違反解除	9	187
	重大事由解除	0	0
	免責事由該当	33	86
	支払事由非該当	343	7,285
その他	0	0	0

※上記件数は、請求種類ごとに集計した、個人保険・団体保険の合計です。ご契約内容によっては1契約で複数の件数を集計する場合があります。

※満期保険金や生存給付金など、特段の支払査定を要しないものは含んでおりません。

※上記件数については生命保険協会が策定した基準に則って集計しております。

■ 用語のご説明

詐欺による取消・無効	契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結（または復活）された場合、保険契約は取消または無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
不法取得目的による無効	契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結（または復活）した場合、保険契約は無効となり、保険金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、既に払い込まれた保険料も払い戻しません。
告知義務違反による解除	契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や事実でないことを告知された場合には、ご契約が告知義務違反により解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
重大事由による解除	保険金等を詐取する目的で事故を起こした場合や、保険金等の請求に関して詐欺行為があった場合、ご契約が解除となり、保険金等をお支払いできないことがあります。
免責事由に該当	約款に規定されている「保険金・給付金を支払わない場合」（免責事由）に該当した場合は、保険金等の支払事由に該当しても、これをお支払いすることはできません。免責事由は、ご契約の保険種類や加入時期によって異なります。
支払事由に非該当	保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、支払事由に該当しない場合は、保険金等をお支払いできません。

お客さまを第一に考え、適正・適切な営業活動に努めてまいります。

● 営業活動方針

当社は、金融商品の販売をはじめ消費者契約に関するトラブルを防止するためのルールである「金融商品の販売等に関する法律」と「消費者契約法」を遵守し、「ご契約者の利益擁護」という創業以来の経営理念のもと、お客さまを第一に考えた適正・適切な営業活動に努めてまいります。

なお、当社では「金融商品の販売等に関する法律」にもとづく「勧誘方針」として「富国生命の営業活動方針」を定めて公表しております。

※『確定拠出年金制度における運用関連運営管理業務に関する方針』については、別途定めております。(99ページをご参照ください。)

「金融商品の販売等に関する法律」の概要

- 金融商品販売業者等は、お客さまに対し、以下の二点を原因として元本欠損する可能性があるときは、その説明をする義務があり、それを怠ったことによりお客さまに損害が生じた場合には、損害賠償責任を負う。
- ① 相場の変動を直接の原因として
元本欠損が生じる場合 (市場リスク)
- ② 生命保険会社の破綻などを直接の原因として
元本欠損が生じる場合 (信用リスク)
- 金融商品販売業者等は、商品の勧誘に際し、適正の確保に努め、勧誘方針を公表しなければならない。

「消費者契約法」の概要

- お客さまは、保険会社などの事業者の不適切な行為により、契約の申込または承諾に際して、自由な意思決定が妨げられた場合、それにより締結した契約を取り消すことができる。
- ▼ 不適切な行為の例
- ① お客さまに事実を誤って認識(誤認)させるような行為
- ② お客さまを困惑させるような行為

富国生命の営業活動方針

富国生命は、「ご契約者の利益擁護」という創業以来の経営理念の下、生命保険をはじめとする金融商品の販売にあたりましては、お客さまを第一に考え、以下の方針にもとづいて適正・適切な営業活動を行います。

- 1 コンプライアンス（法令等遵守）の精神にもとづき、保険業法をはじめとする関係諸法令や、諸規則、ルールなどを遵守し、適正・適切な営業活動を行います。
- 2 お客さまの商品に関する知識、ご加入の目的、財産の状況、ライフプランなど、お客さま一人ひとりの意向や実情をお伺いし、コンサルティングセールスを通じて、適切な情報の提供とお客さまのニーズにあった商品の提案をします。そのうえで、提案する内容がお客さまご自身の意向と合致していることを確認できる機会を確保します。高齢の方へは、商品内容等を十分ご理解いただけるよう、より丁寧に対応します。また、未成年者を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクを排除・抑制する観点から適切に募集します。
- 3 お客さまご自身の判断により最適な商品をお選びいただけるように、商品内容やご契約に関する重要な事項について、十分にご理解いただけるように説明します。また、インターネットを活用した通信販売などのように、お客さまに直接対面しない販売方法については、説明方法を工夫します。
- 4 お客さまを訪問する場合などには、お客さまの立場になって時間・場所などに十分に配慮します。また、お客さまのプライバシーをお守りするために、お客さまの情報については、厳正に取り扱います。
- 5 お客さまに十分なコンサルティングができるように、職員に対する研修体制や支援体制をさらに充実させ、お客さまに満足してご契約していただけるように努めます。
- 6 ご契約後もお客さまのさまざまなご要望にお応えできるように、お客さまサービス体制の充実に努めます。
- 7 今後もお客さまのさまざまなご意見、ご要望の収集に努め、お客さまにより一層満足していただけるように努めます。ご意見、ご要望などがございましたら、下記のお客さま相談窓口または最寄りの支社までご連絡ください。

フコク生命 お客さまセンター 0120-259-817

※『営業活動方針』は「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて定めたものです。

(注)『富国生命の営業活動方針』は下記の方法により公表しております。

○本社・支社・営業所等にポスターを掲示 ○当社ホームページへの掲載 (<https://www.fukoku-life.co.jp>)



「お客さま基点」の価値観のもと、お客さま一人ひとりのニーズにあった商品を提案します。

決算の概要
お客さま基点

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

特約組立型総合保険「未来のとびら」

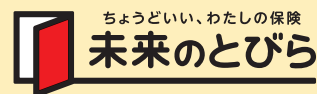
ライフスタイルにあわせて必要な保障を自由に組み立てられる保険

幅広い商品ラインアップから必要な特約を選んで保障を組み立てる仕組みの保険です。加入が必須の「主契約」がないため、必要な保障を必要な分だけご準備いただけます。

※特約の組み合わせには、当社所定の制限があります。

必要保障額の確実な準備とあわせて、保障内容もよりわかりやすく

「介護の特約なら介護保障だけ」というように、各特約が1つの保障に特化した内容となっているため、必要な保障を選びやすく、支払内容が分かりやすいのが特長です。



2020年4月
「はたらくささえプラス」
就業不能保障特約(2020)
新発売!!

幅広い商品ラインアップ

万への備え

定期保険特約 収入保障特約
収入保障特約<逓減型> 終身保険特約
生存給付金付定期保険特約

身体障がい・
介護への備え

生活障害保障特約 介護保障特約<有期型>
介護保障特約<終身型>
介護終身年金特約<認知症加算型>

就業不能への備え

就業不能保障特約

保険料払込免除

保険料払込免除特約

ニーズにあった特約を選択して
自由に保障を組み立てる

【ご契約の組立例】

収入保障特約<逓減型>

生活障害保障特約

介護保障特約<有期型>

介護終身年金特約<認知症加算型>

就業不能保障特約

保険料払込免除特約

[組立例]

収入保障特約<逓減型>

定期保険特約

自動更新

最高70歳まで
更新できます。

生活障害保障特約

自動更新

最高80歳まで更新できます。

介護保障特約<有期型>

自動更新

最高80歳まで更新できます。

介護終身年金特約<認知症加算型>

自動更新

最高80歳まで更新できます。

就業不能保障特約

自動更新

最高70歳まで
更新できます。

死亡保障

身体障がい保障

介護保障

就業不能保障

ご契約

60歳

70歳

80歳

医療大臣プレミアイト

自動更新

最高80歳まで更新できます。

医療保障

自由診療保険メディコムプラス*1

自動更新*2

最高80歳まで更新できます。

がん補償

*1 自由診療保険メディコムプラスの保険期間は5年で、医療大臣プレミアイトの保険期間の範囲内で自動更新します。

*2 医療大臣プレミアイトを更新する場合、自由診療保険メディコムプラスも更新します。

医療保険・終身医療保険「医療大臣プレミアエイト」

日帰り入院から、8大生活習慣病による長期入院・退院後の通院まで手厚く保障します。また、3大疾病に対する重点保障、出産されたときの給付金など、保障内容をさらに充実させるさまざまなオプションもご用意しています。



日帰り入院

日帰り入院から、入院日額10日分の入院見舞給付金を上乗せしてお支払いします。

[入院見舞給付特則*1を付加した場合]

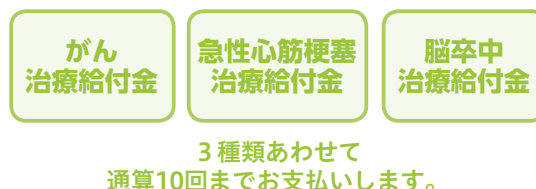


*1 終身医療保険には付加できません。

3大疾病への備え

がん、急性心筋梗塞、脳卒中で所定の条件に該当した場合、治療給付金をお支払いします。

[がん特約に3大疾病治療給付特則を付加した場合]



長期入院

8大生活習慣病による入院は、支払日数無制限で保障します。



※その他の傷病に対する入院給付金は、1回の入院につき120日、通算1,095日まで保障します。

退院後の通院

8大生活習慣病による退院後の通院治療を保障します。

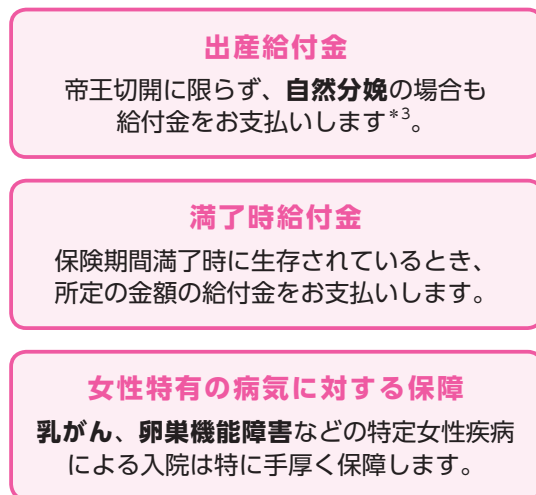
[生活習慣病特約に退院後療養給付特則を付加した場合]

8大生活習慣病により、15日以上継続した入院の退院後に通院治療を受けたとき、治療を受けた月ごとに2万円をお支払いします。

女性ならではの備え

出産や女性特有の病気などを手厚くサポートします。

[女性疾病特約*2に女性総合給付特則を付加した場合]



*2 終身医療保険には付加できません。

*3 責任開始日から2年経過後の出産を対象とします。

セコム損保のがん保険「自由診療保険メディコムプラス」

セコム損害保険株式会社のがん保険である「自由診療保険メディコムプラス」は、入院でも通院でもかかったがんの治療費を自由診療・公的保険診療の別を問わず補償します。治療費の負担が重くなる可能性がある自由診療や、近年ウェイトが高まりつつある通院で行う抗がん剤治療・放射線治療といった治療にも備えることができ、自らの症状に応じた治療を受けることができます。



※「自由診療保険メディコムプラス」は「医療大臣プレミアエイト」にがん特約を付加した契約とセットでご加入いただく保険です。

- ・このページに記載の商品の名称は、一部、略称を記載しています。
- ・上記は当社の販売している個人向け商品の概要を説明しております。ご検討にあたっては、「保険設計書(契約概要)」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。お客様のさまざまなニーズにあわせて、この他にも商品ラインアップを用意しております。
- ・「自由診療保険メディコムプラス」はセコム損害保険株式会社の商品で、当社は募集代理店として当商品を提供します。商品の詳細は「商品パンフレット」「ご契約のしおり-普通保険約款および特約」をご確認ください。

学資保険「みらいのつばさ」

お子さまの教育資金・独立資金をより効率的に準備できるよう貯蓄性を重視した学資保険です。ニーズにあわせて、お子さまの入園・入学・成人などの節目ごとに祝金を受け取れるS（ステップ）型と、大学進学資金に重点を置いたJ（ジャンプ）型のいずれかを選択することができます。



契約例

契約者：30歳 男性 被保険者：0歳 保険料払込期間：11歳まで
満期保険金額：100万円 口座振替月払 兄弟割引適用なし

S(ステップ)型

受取総額(祝金累計額+満期保険金)
2,100,000円
払込保険料総額
2,004,552円

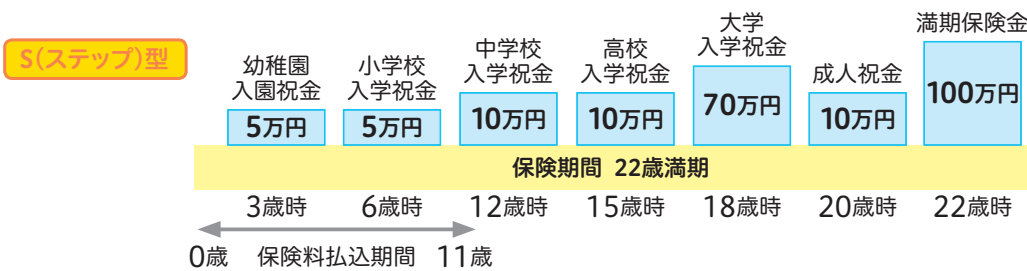
戻り率*1：約104.7%

J(ジャンプ)型

受取総額(祝金+満期保険金)
2,000,000円
払込保険料総額
1,894,728円

戻り率*1：約105.5%

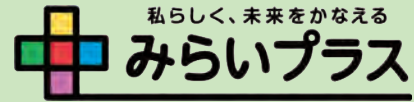
*1 戻り率は受取総額÷払込保険料総額×100(小数点以下第2位を切捨て)で計算しています。戻り率は、契約者・被保険者(お子さま)の契約日における年齢、契約者の性別、保険料払込方法によって異なります。



- ・保険料払込期間は、11歳払込満了、14歳払込満了、17歳払込満了から選択することができます。
- ・保険料払込期間中に契約者が死亡されたとき、高度障害状態に該当したとき、または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが不要となります。
- ・被保険者(お子さま)の兄弟姉妹が当社の学資保険などに加入している場合に「兄弟割引」*2が適用され、保険料が割安になります。
*2 兄弟割引が適用されるには、契約者が同一であるなど所定の条件があります。
- ・出産予定日の140日前から最高7歳まで加入できます。

災害死亡給付金付個人年金保険「みらいプラス」

加入時に年金額が定まる定額個人年金保険で、将来必要な資金を計画的かつ確実に準備できます。



契約例

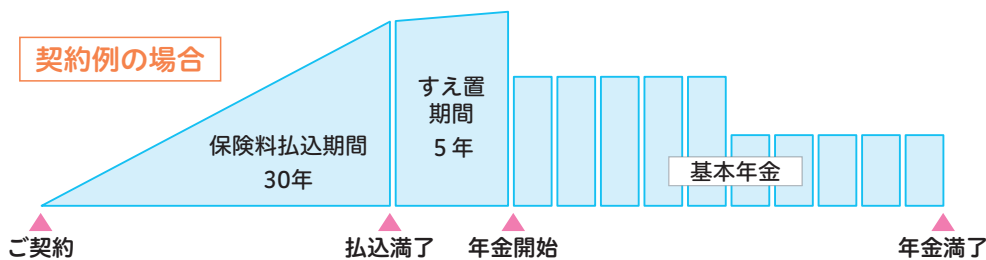
- ・10年確定年金前厚型
- ・毎月の保険料：30,000円
- ・口座振替月払

被保険者：25歳 保険料払込期間：30年
すえ置期間：5年(60歳年金開始)

受取総額(年金累計額) **11,068,000円**
払込保険料総額 **10,800,000円**

戻り率*：約102.4%

*戻り率は受取総額÷払込保険料総額×100(小数点以下第2位を切捨て)で計算しています。戻り率は、保険料払込期間、保険料払込方法などによって異なります。



- ・すえ置期間は5年または10年とします。また、すえ置期間のないタイプも選択することができます。
- ・年金は年金額が年金支払期間中一定の定額型(年金支払期間：5年・10年)と、年金開始後5年間の年金額を充実させた前厚型(年金支払期間10年)からお選びいただけます。また、年金の受取りに代えて、将来の年金現価を一括で受け取ることも可能です。

・このページに記載の商品の名称は、一部、略称を記載しています。
・このページは当社の販売している個人向け商品の概要を説明しております。ご検討にあたっては、「保険設計書(契約概要)」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。

お客さまのご要望に適切に対応し、最適な商品の提供に努めます。

● 情報端末「PlanDo」によるコンサルティングセールスの実践

2018年1月に導入した情報端末「PlanDo」(Apple「iPadPro」)は、ライフプラン提案機能をはじめとする営業支援システムや、申込書のペーパーレス化を図る新契約申込手続システムを取り入れました。今後もPlanDoを活用し、Face to Faceでの高度なコンサルティングセールスを実践するとともに、お客さまの利便性向上と事務効率・事務品質の向上を図ってまいります。



情報端末 PlanDo の特長

ライフプラン提案機能の搭載

公的保障金額に基づく資産形成や必要保障額を試算する「ライフコンパス」を画面上で提示するプレゼンテーション機能を搭載しました。試算結果は家族構成や収入等により変動しますが、お客さまの面前で修正入力することで、瞬時に計算しリアルタイムなコンサルティング提案を実現します。

新契約申込手続のペーパーレス化

一部の契約形態を除き、PlanDoを利用してペーパーレスで新契約の申込手続を行うことが可能となりました。お客さまに入力していただく必要事項や医学的専門用語をガイダンス表示するなど、お客さまの負担を軽減し、入力・確認事項を漏らすことなく手続きできます。

健康診断結果通知書等のカメラ撮影機能の導入

新契約手続時の診査の代用としてご提出いただく健康診断結果通知書等をその場でカメラ撮影し本社査定部門にデータ通信します。これにより、お客さまのセンシティブな情報の漏えいリスクをなくすとともに、ご契約の成立までに要する日数を短縮します。

※撮影した画像はセンターサーバーに送信し、端末には画像データを残しません。



● お客さまに有益な情報提供を目指しています

お客さまへの情報提供の一つとして、公的保障の仕組みや疾病罹患データを詳しく説明した資料等を作成しています。また、お客さまの教育・結婚プラン、公的年金、預貯金等を分析し、ライフステージにあわせてどのような準備をすればよいかをシミュレーションするライフコンパスを提供し、必要保障額をベースに、お客さまにとって最適な保険商品を提供してまいります。



● 「重要事項」や「デメリット情報」など、適切な情報提供を徹底します

お客さまが、生命保険商品や制度について知らなかったために不利益を被ることのないよう、お客さまに分かりやすくデータ等を用いた情報提供を充実させ、十分な知識に基づいて保険をご検討いただけるよう努めるとともに、「重要事項」や「デメリット情報」についてもきちんと説明することを徹底しています。

「告知義務」や「保険金・給付金をお支払いできない場合」など、特にご確認いただきたい事項を「特に重要な事項のお知らせ」として説明し、「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせてお渡しします。



決算の概要

お客さま基本

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

お客さまサービスの充実に努めております。

● フコク生命カード

フコク生命カードは、ゆうちょ銀行・セブン銀行・信用金庫（一部を除く）の提携ATM（全国約68,800台）での各種お取引や電話健康相談などの各種サービスをそろえた「健康得約サービス」がご利用いただける便利なカードです。主なサービス内容は下記のとおりです。



フコク生命カードATMサービス

- ① 契約者貸付のご利用、ご利用可能額照会
- ② 契約者貸付のご返済（一部返済）、残高照会
- ③ 積立配当金のお引出し、残高照会
- ④ すえ置保険金のお引出し、残高照会
- ⑤ すえ置給付金・祝金のお引出し、残高照会

（一部保険種類のすえ置給付金・祝金についてはご利用いただけません。）

※信用金庫のATMは上記①②（ご返済は一部返済）のみのご利用となります。

■ ご利用時間／平日9：00～最長20：00
（土曜日・日曜日・祝祭日と12/30～1/3はお取り扱いできません。）

■ ご利用手数料（消費税込み）／1回のお取引につき100円＋消費税
※ご利用手数料はお取引金額に加算されます。
※上記②④⑤は手数料不要です。

健康得約サービス（カード会員限定）

● 電話健康相談サービス

健康・医療・育児・介護などのさまざまなご相談に、専門スタッフが応えます。



● 特別割引・ご優待サービス

全国の提携店で特別割引・ご優待サービスを受けることができます。
（サンリオピューロランドなどのテーマパーク・ホテル・旅行など）



©'13,'20 SANRIO S/D-G
©'76,'90,'96,'99,'01,'10,'20 SANRIO APPROVAL
No.F1207031

● ご家族情報登録制度

ご高齢の契約者さまへのサポート体制を充実させるため、2016年度より「ご家族情報登録制度」を開始しました。あらかじめ契約者さまのご家族の方を「第二連絡先」として当社にご登録いただくことで、契約者さまの「家庭生活の変化」や「体調の変化」などにより、万一、契約者さまと連絡が取れなくなった場合でも、「第二連絡先」のご家族を通じて契約者さまに連絡を取らせていただく制度となります。

● フコク赤ちゃんクラブ

フコク赤ちゃんクラブは、妊娠中～6歳以下のお子さまがいらっしゃる親御さま向けにさまざまな情報を提供し、「出産や育児に対する不安を少しでもやわらげてもらいたい」との目的で発足しました。

出産・育児に関する耳よりの情報が満載な会報誌「ふぁみれった」の定期発行やメールマガジンの配信、また会員さま向けにハローキティによる「キッズイベント」やハローキティと愉快的仲間が繰り広げる「サンリオスマイルコンサート」などを各地で開催しております。イベントのご案内は当社お客さまアドバイザーが直接お知らせしております。

なおフコク赤ちゃんクラブはフコク赤ちゃん&キッズクラブヘリニューアルを予定しております。



会員向けイベント
「サンリオスマイルコンサート」

● ホームページ

契約者さま専用インターネットサービス

「契約者さま専用インターネットサービス」は、ご契約内容を24時間365日ご確認いただけるサービスです。簡単に利用登録できますのでぜひご活用ください。

※一部、本サービスをご利用できない契約があります。(法人でご加入の契約、保険金すえ置中の契約、年金支払中の契約など)

本サービスは携帯電話には対応しておりませんので、ご了承ください。

資料請求

当社ホームページより各種保険の資料をご請求いただけます。

各種お手続き

ライフイベントごとに必要なお手続きをご案内しています。なお、「住所変更」「生命保険料控除証明書の再発行」はインターネット上でお手続きいただけます。

利用登録方法

当社ホームページ (<https://www.fukoku-life.co.jp>) にアクセスし、案内にしたがって新規利用登録画面に進んでください。



インターネットサービス新規利用登録画面

※フコク生命カードをお持ちのお客さまは、上記ページの①オンライン利用登録からお手続きができます。

フコク生命カードをお持ちでないお客さまは②申込書類請求画面で入力後、郵送でのお手続きが必要です。

フコク生命ホームページトップ

よくあるご質問

よくお問い合わせいただく内容をまとめております。ご不明な点がある際はこちらをご覧ください。自動応答ウェブシステム（チャットボット）でもよくあるご質問にお答えしています。



● 学資保険加入相談ダイヤル

お客さまサービス向上に向けた取組みの一つとして、2014年度から、学資保険の新規加入をご検討のお客さま用に「学資保険加入相談ダイヤル」を開設し、学資保険の商品説明・見積り・資料請求等を承っております。

学資保険加入相談ダイヤル

フコク ガクシ
0120-259-594

受付時間 平日9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)

学資保険のお見積り・ご加入のご相談はこちらにおかけください。

● コミュニケーション誌

お客さまに喜んでいただけるよう楽しい話題やお役に立つ情報を掲載した情報誌「FunFan」を、当社お客さまアドバイザーが定期的にお届けしております。



PR誌「FunFan」

企業の福利厚生制度や退職金・退職年金制度の見直しに、多様なプランを提案します。

● 福利厚生制度への対応

企業の福利厚生制度を取り巻く環境は、少子高齢化や就業人員構成の変化および雇用の流動化などの動きを含め変革期を迎えています。

また、昨今の社会保障制度改革にともない、従業員の自助努力分野の重要性もますます高まっており、企業にとっては、多様化したニーズに対応した効率的な福利厚生制度の確立が課題となっています。

フコク生命では、さまざまな法人向け商品および各種プランの提案を通じて、企業の福利厚生制度のメインパートナーとしてお客さまを総合的にサポートしてまいります。

(法人向け商品のラインアップは93、94ページに記載)



● 法人（企業・団体）向け商品

いきいき生きるための団体医療保険
メディカルHOPE



企業・団体の幅広い福利厚生ニーズに応えられる団体医療保険です。
日帰り入院から保障する入院給付金に加え、入院見舞給付金、手術給付金、放射線治療給付金をラインアップ。ニーズに応じた保障の型や支払限度日数の型を自由に選択できます。

メディカルHOPEの特長（3つの保障タイプから選べる）

<p>がんに対する保障を手厚く</p> <p>がん入院倍額型</p>	<p>基本の保障を準備</p> <p>基本型</p>	<p>保障を限定しお手頃な保険料</p> <p>入院限定型</p>
---	-----------------------------------	--

- 入院給付金は**日帰り入院**からお支払い
- 入院給付金支払の限度日数は、**60日型**または**120日型**
- **入院見舞給付金、手術給付金**のお支払い（入院限定型には手術給付金はありません）
- 医師の診査は不要

企業保険付帯サービスについて

当社所定の企業保険の加入者さま（従業員の方など）と団体担当者さま（人事労務担当者）向けに健康相談などが無料または優待価格でご利用いただける「フコク生命あんしん健康相談ダイヤル」をご提供しております。

加入者さま向けサービス

- 健康・医療相談
- メンタルヘルスカウンセリング
- 介護・育児相談、専門医相談（予約制）など

団体担当者さま向けサービス

- メンタルヘルスに関わる人事マネジメントサポート
- リハビリテーションサポート
- 職場復帰サポート

● 退職金・企業年金制度への対応

確定給付企業年金や企業型確定拠出年金の導入など退職金・企業年金制度について検討されているお客さまには総合的なコンサルティングをいたします。

確定給付企業年金 (DB)

- 確定給付企業年金は退職給付の支給を目的とした年金制度です。積立金は一般勘定および特別勘定で運用することができます。当社はお客さまの実情に対応した制度を提案いたします。



企業型確定拠出年金 (DC)

- 企業型確定拠出年金とは、決まった掛金を企業が拠出し、提示された運用商品の中から加入者自身が運用指図を行うもので、将来の受取額は運用実績によって決まります。当社ではお客さまのニーズに沿った提案を行っております。
- 制度導入の基礎となるプランづくりを当社の担当者が検討し、会社の実情に対応した制度の策定・導入を実施します。導入から運営までオーダーメイドのため、柔軟なプラン設計が可能です。

「個人型確定拠出年金」フコク個人型プラン **iDeCo**

- 個人型確定拠出年金は、個人が自ら資金を積み立てて運用し、自らの老後生活に備えるための制度です。税制優遇を受けながら、公的年金にさらに上乗せできる年金として注目されています。
- フコク個人型プランでは下記の21商品をラインアップとして取り揃えております。

■元本確保型商品

商品分類	商品名
生命保険	フコク DC 積立年金 (5年)
	フコク DC 積立年金 (10年)

■元本確保型以外の商品

商品分類	商品名	商品分類	商品名
国内債券型	野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合(確定拠出年金向け)	国内不動産投資信託	DC・ダイワJ-REITオープン
	フコク日本債券ファンド	外国不動産投資信託	野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)
国内株式型	年金インデックスファンド日本株式(TOPIX連動型)		
	フコク日本株式ファンド	バランス型	フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド(ベーシック)2030
フコク SRI (社会的責任投資)ファンド	フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド(ベーシック)2040		
外国債券型	三井住友・DC 外国債券インデックスファンド		フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド(ベーシック)2050
	三菱UFJ < DC > 外国債券インデックスファンド	フコク株25大河	
外国株式型	インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型)	フコク株50大河	
	DC ダイワ外国株式インデックス	フコク株75大河	
	ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン		
	インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式		

● フコクしんらい生命の一時払終身保険

2019年4月1日より、当社職員によるフコクしんらい生命の一時払終身保険「利率更改型一時払終身保険（しんらいの一時払終身保険（無告知型）」の販売を開始しています。

長引く低金利の影響により、貯蓄性商品の開発には厳しい環境が続くなか、相続時の円滑な資産継承のための活用など一時払型の保険商品に対するニーズは根強く、お客さまからも魅力的な商品の提供を求める声が多く寄せられています。

フコクしんらい生命の商品を募集代理店として販売するという新たな仕組みを導入し、フコク生命グループ内の経営資源を有効活用することで、多様なお客さまのニーズを充足する商品・サービスをより迅速かつ効率的にご提供していくことが可能になるものと考えております。

商品の特長

- 無告知型のため、健康状態や職業の告知が不要です。
- ご契約時の予定利率は、直近の金利情勢に応じて毎月設定します。
- ご契約後30年ごとに、以後適用する予定利率を更改します。予定利率更改日における予定利率が、最低保証予定利率を上回る場合、当該予定利率更改日以降の保険金額・解約返戻金額が増加します。



● 損害保険商品

当社は、生命保険とあわせて、お客さまの様々なニーズにお応えできるよう、共栄火災海上保険株式会社の代理店として、自動車保険や火災保険などの損害保険商品も取り扱っております。

● 自動車保険

「KAPくるまる」

車の使用目的を問わないわかりやすい補償内容や24時間365日サポートのロードサービスが特長のお客さま一人ひとりに寄り添う自動車保険です。



● 火災保険

「安心あっとホーム」

火災をはじめ、近年多発している「自然災害」から「日常生活の思いもよらない事故」まで建物や家財を幅広くお守りします。



● 傷害保険

「安心フルタイム」

日常生活の様々なリスクを24時間365日フルタイムでカバーします。

● ゴルファー保険

「ゴルファー保険」

ゴルフで起こるさまざまなリスクを補償します。

● 企業向け損害保険商品



企業のさまざまなリスクに対応して、必要な備えをきめ細かく準備しています。

財物に関する保険

「企業財産保険」
「店舗総合保険」等

従業員に関する保険

「業務災害補償保険」

第三者への賠償責任に関する保険

「施設賠償責任保険」
「請負業者賠償責任保険」
「企業総合賠償責任保険」等

フコク生命をよりご理解いただくため、 さまざまな広告・広報活動を行っています。

当社では、お客さまアドバイザーが直接お客さまの声をお聞きし、より良いサービスをお届けすることこそが、最大の広告・コミュニケーションの方法であると考えております。皆さまとお客さまアドバイザーとのコミュニケーションを一層深め、より当社をご理解いただけるよう、さまざまな広告・広報活動による情報の提供に取り組んでおります。

イメージキャラクター

サンリオの人気キャラクター「ハローキティ」を当社のイメージキャラクターとして、ポスター、パンフレット、チラシ、各種グッズなどに起用しております。

また、2014年度より全国62支社オリジナルのご当地キティを作成し、よりお客さまに身近な存在となるようさまざまなシーンで活用しています。



サンリオテーマパーク

「サンリオピューロランド」および「ハーモニーランド」のフレンドリーカンパニーとして、アトラクション「サンリオキャラクターボートライド」を提供しております。



東京スカイツリー®

当社は、東京スカイツリー®のオフィシャルパートナーです。



©TOKYO-SKYTREE

野球場フェンス広告

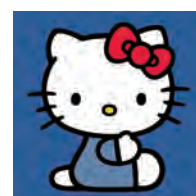
東京ドーム・阪神甲子園球場・札幌ドームのフェンスにハローキティのデザインが入った社名広告を掲出しています。



札幌ドーム フェンス広告

フコク生命公式 Facebook

創業100周年に向けて、全国各地の「輝いている人」や「素敵な地域のつながり」の紹介を通じて、地域の未来を応援しています。また、当社の社会貢献活動やイベント情報、保険やお金にまつわるお役立ち情報なども紹介しています。



各種資料

フコク生命の経営内容を皆さまにお知らせするため、さまざまな資料を年1回作成しております。



●フコク生命の現状

ディスクロージャー(情報開示)資料として、経営内容全般について掲載しております。また、全国の事業所などに備置きし、自由にご覧いただけるようにしております。



●フコク生命のご案内

「フコク生命の現状」の概要をまとめた冊子です。当社の今を、簡単におわかりいただけます。



●フコク生命 上半期REPORT

当社の上半期業績の概要をお知らせする冊子です。



●アニュアル・レポート

海外の企業の皆さまや研究者の方々に対して、英語版の「アニュアル・レポート」を作成しております。



●フコク生命だより

ご加入契約の保障内容や現況について掲載した冊子で、年1回契約者さまあてにお送りしております。当社の決算内容やサービスなどの概要についても掲載しております。

よりよい社会づくりのため、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。

公共性の高い生命保険事業を営む当社では、事業の健全な運営こそが「企業の社会的責任（CSR）」を果たしていく上で最も大切なことと考えております。その上で、よりよい社会づくりのためにさまざまな社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

● 芸術文化（アート）をとおして、つながっていくさまざまな活動

芸術文化（アート）には、「さまざまな人々をつなげていく力」があります。当社はこれまでクラシック音楽のコンサート活動を通じ、多くのお客さまや地域の方々、また障がいのある子どもたちと音楽を通してつながってまいりました。そして、こうした芸術文化（アート）による活動は、コンサートだけにとどまらず、さまざまな活動へと発展・成長し続けております。

「フコク生命 訪問&チャリティコンサート」

この活動は、1989年度に始まった内幸町本社ビルでのロビーコンサート「フコク・サロンコンサート」から発展してきました。

「フコク生命 訪問&チャリティコンサート」とは、プロの音楽家による本物のクラシック音楽を、特別支援学校や障がい者施設の方々へお届けする「訪問コンサート」と、ご来場の皆さまに地域の福祉にお役立ていただく募金へのご協力をお願いする「チャリティコンサート」を、同じ地域であわせて開催する活動です。

● 訪問コンサート

2003年度より、「チャリティコンサート」を開催した地域の特別支援学校や障がい者施設などを訪問し、「チャリティコンサート」の出演者による「訪問コンサート」を行っております。

「訪問コンサート」では、単に音楽家の演奏会をお届けするだけでなく、訪問先のリクエスト曲を当日演奏し、音楽家と一緒に当社職員も参加するプログラムも行っております。

「訪問コンサート」は、2019年度末までに通算251カ所で実施しました。



● チャリティコンサート

1993年度から開始した入場無料の「チャリティコンサート」では、会場でお客さまにチャリティ募金のご協力をお願いしております。ご協力いただいた募金は、コンサート開催地の社会福祉協議会などへお届けし、地域の社会福祉にお役立ていただいております。

また、コンサートのご案内や当日の受付などの運営は、開催地の支社スタッフ・お客さまアドバイザーが行い、舞台上で音楽家とコラボレーションするプログラムも行っております。

なお、「チャリティコンサート」の会場ロビーでは、障がい者施設などからのご要望にお応えし、施設で作られた製品の販売会を行っております。

「チャリティコンサート」は、2019年度末までに通算299回開催し、寄付総額は約6,440万円となりました。



2019年度「訪問&チャリティコンサート」開催支社（9カ所）

奈良・札幌・盛岡・大津・鳥取・千葉ニュータウン本社・東京^{*}・北九州・岐阜（開催順）

^{*}東京支社・訪問コンサートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

●「フコク生命パートナー・アーティスト」とともに

コンサートに出演するのは、当社の活動趣旨に賛同し、相互理解を深めた「フコク生命パートナー・アーティスト」です。単なる出演者ではなく、ともにさまざまなプログラム創りなども行い活動を進めていく重要なパートナーです。「フコク生命パートナー・アーティスト」は、日本フィルハーモニー交響楽団のメンバーや国内外で活躍するトップレベルの音楽家で構成されています。

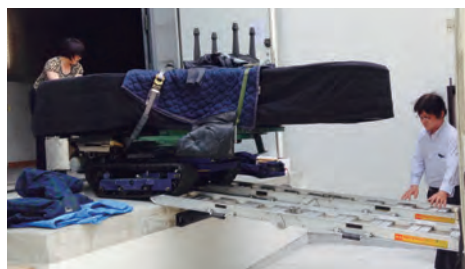
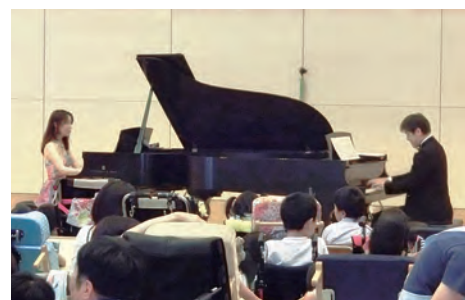
● 来場者へは最高の音楽を、演奏者には最高のステージを届けるために

通常のコンサートではホールが所有するピアノを使用して演奏していますが、当社の「フコク生命 訪問&チャリティコンサート」の趣旨に賛同していただいているタカギクラヴィア株式会社は、「フコク生命パートナー・コンサート・チューナー」として世界三大名器のひとつである「スタインウェイ」社製のピアノを、全国各地のコンサート会場まで、自社で運搬、搬入し、それぞれのピアニストの個性に合わせた調律をしていただくなど、当社のコンサートをサポートいただいています。

● 楽器にさわって、身体で音楽を感じる～タッチ・ザ・ミュージック!～

特別支援学校などで開催する「訪問コンサート」では、生徒たちに演奏中のピアノにさわってもらったり、ピアノの下に入るなどして、ピアノの振動を直接感じてもらう機会を提供しています。生徒たちがさわるピアノは、プロの演奏家のコンサートで使用される「スタインウェイ」社製のピアノです。

また、生徒たちにヴァイオリンやハンドベルにさわってもらい、楽器を実際に演奏してもらう機会も提供しています。



ピアノ搬入の様子。協力：タカギクラヴィア株式会社
(フコク生命パートナー・コンサート・チューナー)



被災地への復興応援活動

●被災地訪問&応援コンサート・被災地訪問コンサート

東日本大震災からの復興にはまだ時間が必要です。当社では福島県・宮城県・岩手県の被災地3県への復興応援活動として「被災地訪問&応援コンサート」・「被災地訪問コンサート」を継続して開催しております。

また、チャリティコンサートの募金の一部を東日本大震災で被災された方々に寄付しています。

2019年度は被災地訪問コンサートを8校で開催し、応援コンサートを仙台・福島の2支社で開催しました。

●被災地特産品販売会

東日本大震災で被災した福島県・宮城県・岩手県の「被災地特産品販売会」を、内幸町本社地下1階のオープンスペースと千葉ニュータウン本社1階エントランスロビーで継続して開催しております。

「被災地特産品販売会」は社内だけでなく、社外の方などにも多くのご協力をいただいております。



決算の概要

お客さま基本

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

「ハローキティ」の病院訪問活動

当社イメージキャラクターである「ハローキティ」が、子ども病院・小児科病棟などを訪問し、入院中のお子さまやそのご家族を応援する活動です。ハローキティとの記念写真を撮影し、当社有志が手作りした写真立てに入れてプレゼントしております。

■2019年度「『ハローキティ』の病院訪問活動」活動実績

(訪問時期順・敬称略)

訪問先	
2019年 5月22日	国立病院機構 下志津病院
2019年 6月28日	国立病院機構 渋川医療センター
2019年 8月 7日	東京都立北療育医療センター
2019年 9月19日	神奈川県立こども医療センター
2019年11月22日	東京都立小児総合医療センター

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月開催分については中止



当社有志が手作りした写真立て

すまいる・ぎやらりー～特別支援学校生徒作品展～

2012年度より、障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2階の商店街壁面を利用して、全国の特別支援学校生徒の美術作品を展示する企画「すまいる・ぎやらりー」を開催しております。この活動は、当社が2003年度から行ってきた特別支援学校へお伺いして開催する「訪問コンサート」を通じた交流の中から生まれました。

また、出展作品を使用したカレンダーの作成を行い、当社職員がお客さまへお配りしております。



当社内幸町本社地下2階の商店街壁面に作品を展示。

■2019年度「すまいる・ぎやらりー」出展校

(開催時期順・敬称略)

福島県立石川支援学校	宮城県立石巻支援学校
千葉県立特別支援学校流山高等学園	福島県立会津支援学校本校・竹田校
福島県立郡山支援学校	岩手県立気仙光陵支援学校
福島県立西郷支援学校	福島県立聴覚支援学校 本校・会津校・平校・福島校
岩手県立釜石祥雲支援学校	筑波大学附属聴覚特別支援学校



当社作成のカレンダー

障がい者施設運営のベーカリーショップの出張販売会

内幸町本社や千葉ニュータウン本社主催の「訪問&チャリティコンサート」でのロビー販売会をきっかけに、定期的に両本社内において障がい者施設運営によるベーカリーショップの出張販売会を行っております。当社職員も販売会のスタッフとして参加するなど、販売場所をご提供するだけでなく施設との協働運営を行っており、社内における障がいのある方への理解促進の一助と社会参加を支援しております。



販売団体

内幸町本社：社会福祉法人「緑の風」運営「さくらベーカリー」
千葉ニュータウン本社：社会福祉法人印旛福祉会「いんば学舎・オソロク倶楽部」

METライブビューイングへの協賛

ニューヨーク・メトロポリタン歌劇場 (MET) で上演されたオペラ公演をハイビジョン映像で映画化し、上映する「METライブビューイング (松竹株式会社配給)」に協賛しております。最上級のオペラ芸術に接する機会をご提供する活動に協賛することで、芸術文化振興に貢献しております。



METライブビューイング2019-20
《トゥーランドット》
©Marty Sohl / Metropolitan Opera

ピンクリボン運動、Hellosmile (ハロースマイル) への協力

当社では、2008年度より乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボンフェスティバル（日本対がん協会など主催）」への協賛などを通じ、ピンクリボン運動を支援しております。

さらに2011年度には子宮頸がんの予防啓発を推進するプロジェクト「Hellosmile (ハロースマイル)」へ参画し、同プロジェクトの支援も行ってまいります。

具体的な取組みとして、当社職員がピンクリボンバッジやHellosmile バッジをつけ「啓発パンフレット」などをお客さまに配布して、検診の大切さを伝えるなどの活動を行っております。



認知症サポーター認定取得の推進

2018年10月より認知症の方へ適切な対応ができるよう認知症サポーター認定の推進を開始しました。2020年5月1日時点で9,242名が認知症サポーター認定を取得し、認知症症状のある方やそのご家族に接する機会があった際、適切な手助けを行っております。

また2019年度から全国の支社・本社に自前で認知症サポーター養成講座を実施する「認知症キャラバン・メイト」を配置しました。



「特殊詐欺」被害防止に向けた啓発活動への協力

社会問題となっている「特殊詐欺」の被害防止に協力するため、お客さまアドバイザーと各都道府県警察が共同で使用可能な特殊詐欺被害防止啓発用のチラシ・ティッシュを作成しました。2019年度は14都府県の警察にご協力いただき、警察署にチラシ・ティッシュを配備していただく、駅前などでお客さまアドバイザーと共同で配布するなどしてご活用いただいております。

また、2019年度は滋賀県警察本部、奈良県警察本部、和歌山県警察本部、兵庫県警察本部等と現地支社の間で特殊詐欺被害防止に向けた協定を結んでいます。



各都道府県警と共同で作成しているティッシュ (画像は警視庁版)

各都道府県警と共同で作成しているチラシ (画像は警視庁版)

大阪富国生命ビルの社会貢献活動

2010年に竣工の大阪富国生命ビルは、瓜生山学園京都芸術大学「大阪サテライトキャンパス」、立命館大学「大阪梅田キャンパス」などの大学関係施設や、大阪大学との産学連携活動の支援施設などを誘致し、芸術文化、健康などに関する情報を地域社会に発信しております。

また、大阪大学の先生方が中心となり設立された植物研究を通じた緑豊かな生活環境の構築を目指す「智の木協会」へも参画しております。



社有不動産活用による社会貢献

待機児童問題などの社会的な課題解決へ貢献するため社有不動産に保育所等を積極的に誘致しており、現在では、東京都に3カ所、埼玉県、大阪府、和歌山県に各1カ所ずつ開設され、地域の皆さまにご利用いただいております。



環境へ配慮した活動を推進しております。

温暖化対策をはじめとする環境保護への取組みは、わたしたちが健康で豊かな生活を営む上で重要なものとなっております。当社では、職員一人ひとりがしっかりと環境への意識を持ち、行動していくことが大切であると考えております。また、オフィスビルなどで省エネルギーへの取組みも行ってまいります。

「フコク生命(いのち)の森」プロジェクト ～「宇佐美倶楽部」の活動～

2006年度より、環境保護活動に参加・体験することのできる場として、「竹害対策」を主とした「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトを行っております。

現在、後継者不足などで、人の手が入らなくなった放置林が増えています。中でも繁殖力の強い孟宗竹(もうそうちく)の放置林は、温室効果ガスの一つであるCO₂の吸着に必要な森林を侵食してだけでなく農耕地への侵入などの悪影響を引き起こしています。また、根の浅い竹林は、地すべりや表土の流失の原因ともなり、山林の荒廃や土砂崩れなどの災害の原因ともなります。これを「竹害」と言い、自然環境の保全や災害対策が必要となってきています。

「フコク生命(いのち)の森」プロジェクトは、当社が静岡県伊東市宇佐美に保有する山林を保全するため、竹林伐採を当社役職員の手によって行う活動です。森の再生だけでなく、間伐により竹林自体も健全な状態に戻していくことを目標とし、社内の有志により組織された「宇佐美倶楽部」が中心となって進めています。2019年度は、7回実施し、81名の役職員とその家族などがボランティアで参加しました。



フコク・クリーン倶楽部 (FCC) 活動

2007年1月より千葉ニュータウン本社勤務者により、最寄駅「北総鉄道 千葉ニュータウン中央駅」の駅前清掃活動を行っております。毎月、有志の団体「フコク・クリーン倶楽部 (FCC)」により活動を行っております。



環境配慮型の不動産開発

2010年にオープンした大阪富国生命ビルは、大阪市建築物総合環境評価制度において、「第5回顕彰建築物 CASBEE大阪 OF THE YEAR 2010」の表彰を受けております。

また、2017年にオープンした札幌フコク生命越山ビルは、米国の環境性能評価システムLEEDにおいて、札幌では初となるゴールド認証や、DBJ(日本政策投資銀行)のGreen Building認証制度において4つ星を取得しており、省エネや環境に配慮したオフィスビルとして評価を受けております。

さらに2019年度に竣工した小岩フコク生命ビルでは、壁面緑化や高効率設備を採用すること等により、当社では初となる、国が推進する建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、最高ランクおよびZEB Ready認証を取得しました。今後も持続可能な社会の実現のため、環境配慮への取組みを推進していきます。



小岩フコク生命ビル



大阪富国生命ビル



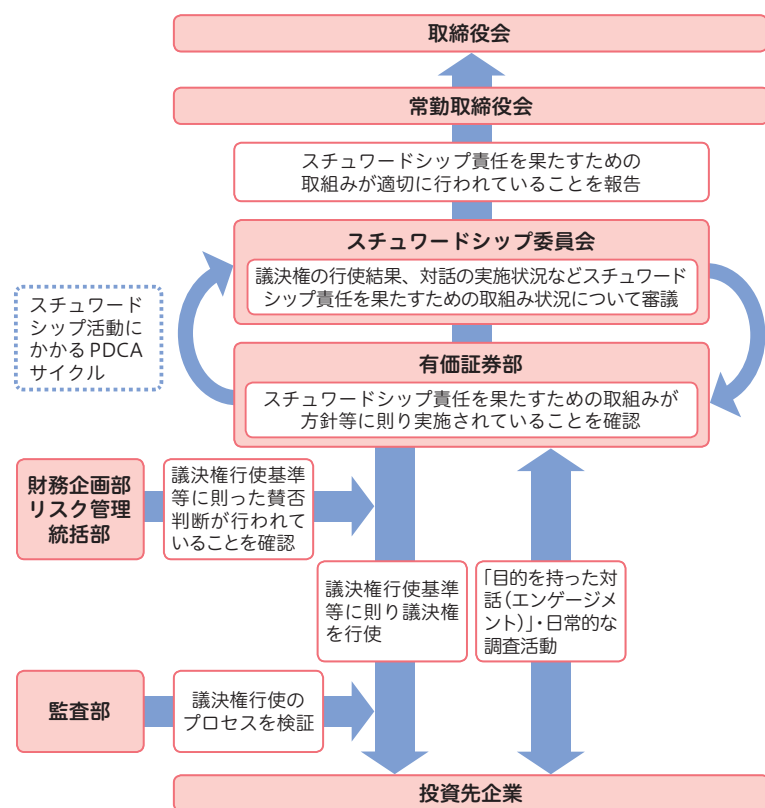
札幌フコク生命越山ビル

スチュワードシップ活動

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」「スチュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針」「議決権行使についての方針」を制定し、主要投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）に注力しております。スチュワードシップ委員会では、議決権の行使結果や対話の実施状況などスチュワードシップ責任を果たすための取組み状況を審議し、その内容は取締役会に報告しております。社外委員を委員長とするスチュワードシップ委員会での審議内容を踏まえつつPDCAサイクルを継続的に実践し、スチュワードシップ活動の透明性および実効性の向上を図っております。

引き続き、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動を通じ投資先企業の持続的成長を促し、お客さまからお預かりした大切な資金の中長期的なリターンの拡大に資するよう努めてまいります。なお、スチュワードシップ活動の詳細については、当社のホームページで公表しております。

【スチュワードシップ活動体制イメージ図（一般勘定）】



【スチュワードシップ委員会の概要】

構成
【社外委員】 2名 (委員長は社外委員の中から選定) 【社内委員】 5名 コンプライアンス統括部長 (利益相反管理統括者) リスク管理統括部長 総合企画室長 有価証券部長 財務企画部長
審議事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権行使のうち重要議案の賛否判断に関する事項 ・ 投資先企業との対話の実施状況 ・ スチュワードシップ活動における利益相反防止態勢に関する事項 ・ スチュワードシップ活動に関する社内規程等の改正案に関する事項 ・ その他、スチュワードシップ活動に関する事項
開催
原則年4回

PRI 署名機関としての ESG 投融資の拡充

当社は、お客さまの利益を最優先とした資産運用を実践するとともに、生命保険業の公共性を踏まえ、資産運用を通じ社会的責任を果たしていくことに努めております。2016年3月には、国連の責任投資原則（PRI、Principles for Responsible Investment）の趣旨に賛同し、署名機関となりました。当該原則に則った投融資を行うことは、お客さまからお預かりしている大切な資金の収益性向上に資すると同時に、機関投資家としての責務をより一層果たしうものと考えております。PRIの署名機関として、受託者責任に反しない範囲において、投資の意思決定プロセスに ESG*課題を組み込むとともに、同じく署名機関である富国生命投資顧問株式会社と連携し、ESG投融資を拡充しております。今後も、収益性の確保という受託者責任を果たしつつ、持続可能な社会の実現への貢献を目指してまいります。

なお、2019年度における ESG 投融資の主な取組事例は80ページをご参照ください。また、責任投資原則（PRI）活動の詳細については当社ホームページで公表しております。

* E (環境、Environment)、S (社会、Social)、G (企業統治、Governance)



SDGs (持続可能な開発目標) 達成に向けて貢献してまいります。

SDGsとは、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択された、世界の貧困をなくし持続可能な世界を実現するための国際社会共通の目標 (Sustainable Development Goals) のことです。2030年までに解決を目指す国際目標であり、17の目標と169のターゲットで構成されています。

●フコク生命におけるSDGsに対する考え方

生命保険とはお客さまの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。未来永劫お客さまとの約束を守るためには、会社が持続的に成長し存続していかなければなりません。そのためには、持続可能な社会が必要であり、こうした社会をつくっていくための企業活動は当然のことと考え、事業を遂行してまいりました。このような企業活動の一つひとつが、結果としてSDGsの達成に貢献していくと考えております。

フコク生命の取組みとSDGs

	ゴール	取組み内容	ゴール	取組み内容	
1	 貧困をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険業を通じた保障の提供 ● 世界銀行のサステナブル・ディベロップメント・ボンド (開発途上国の貧困削減、開発支援) への投資 	10	 人や国の不平等をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまへの取組み ● 障がい者雇用・女性活躍の推進 ● 世界銀行のサステナブル・ディベロップメント・ボンド (障がい者支援) への投資
2	 飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界銀行のサステナブル・ディベロップメント・ボンド (フードロス・食品廃棄) への投資 	11	 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ、省資源への取組み ● 被災地への復興応援活動 ● フコク・クリーン倶楽部 (FCC) 活動
3	 すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険業を通じた保障の提供 ● フコク赤ちゃんクラブの運営 ● ピンクリボン運動、ハロースマイルへの協力 ● 認知症サポーター認定取得の推進 ● 健康経営への取組み 	12	 つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ、省資源への取組み ● 世界銀行のサステナブル・ディベロップメント・ボンド (フードロス・食品廃棄) への投資
4	 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフプランセミナーの実施 ● 数学の特別授業の実施 ● 特別支援学校向けに訪問コンサートを開催 	13	 気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ● 役職員による山林保護活動 ● グリーンボンドへの投資
5	 ジェンダー平等を実現しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● フコク赤ちゃんクラブの運営 ● 女性の活躍推進 ● アジア開発銀行のジェンダー・ボンド (ジェンダーの平等化及び女性の活躍推進) への投資 	14	 海の豊かさを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界銀行のサステナブル・ディベロップメント・ボンド (プラスチック廃棄物による海洋汚染問題) への投資
6	 安全な水とトイレを世界中に	<ul style="list-style-type: none"> ● アフリカ開発銀行のインテグレート・アフリカ・ボンド、インダストリアルライズ・アフリカ・ボンド、インフラストラクチャー・ボンドへの投資 	15	 陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● 役職員による山林保護活動
7	 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギープロジェクトへの融資 ● グリーンボンドへの投資 ● 環境に配慮した不動産運用 	16	 平和と公正をすべての人に	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンスの強化 ● コンプライアンスの推進 ● マネー・ロンダリング及びテロ資金供与、反社会的勢力への対応
8	 働きがいも経済成長も	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康経営への取組み ● 働き方改革の推進 ● 障がい者雇用の推進 ● 仕事と子育て・介護の両立支援 	17	 パートナーシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動 ● 特殊詐欺の被害防止に関する警察との連携 ● 自治体との連携協定の推進
9	 産業と技術革新の基礎を作ろう	<ul style="list-style-type: none"> ● ITを活用したサービスの提供 ● 産学連携活動への支援 ● アフリカ開発銀行のインテグレート・アフリカ・ボンド、インダストリアルライズ・アフリカ・ボンド、インフラストラクチャー・ボンドへの投資 	<p>● 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言へ賛同 (2020年6月)</p> <p>TCFD提言への賛同は、気候変動問題の重要性を認識したうえで、SDGs達成への貢献を目指す当社の姿勢を表明するものです。</p>		

決算の概要
お客さま基盤
商品・サービス
CSR活動
人づくり・場づくり
相互会社運営
経営管理体制



「お客さま基点」を実践できる人づくりに力を入れております。

当社は、あらゆる企業活動の原点として「お客さま基点」を掲げ、徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社を目指しております。そして、この「お客さま基点」を実践し、徹底した差別化を生み出していく源泉は「人(従業員)」であると考えております。

経営方針のひとつである「お客さま基点での人材育成」にもありますように、当社では「お客さま基点を実践できる人づくり」を目指しており、2011年に「人づくり」を推進する部門として人材開発本部を立ち上げました。本部長には社長が就任し、全役職員へのメッセージとして「人づくり宣言」を発信するとともに、「人づくり基本方針」を策定・発表し、会社が求める人材像と人づくりに向けた基本姿勢を示しました。当社の「人づくり」とは、働くすべての人が働きがいを持ってお客さま基点を実践できるよう、“個”としての成長を促す“環境”や“場”をつくることです。今後とも、この「人づくりは場づくり」という基本方針のもと、お客さまアドバイザー、内務職員の中長期での人材育成に経営資源を配分し、重点的に取り組んでまいります。

1 人づくり宣言

フコク生命は 「人」が原点である。

この厳しい環境のもと、「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」という“ありたい姿”を実現するためには、勝てる、強い組織をつくり上げなければならない。そのためには、職員一人ひとりの個性を活かし、尊重する「本当の意味で人が育ち、活躍できる」組織づくりが必須である。

皆が人を育てるという意識を持ち、フコク生命ならではの「人づくり」の文化を築いていこうではないか。

～「人づくり宣言」より抜粋～

2 人づくり基本方針

成長を支える「人づくりの根幹」と、それを通じて身につけ、高めてほしい、フコク生命が『求める人材像』3つの要件

フコク生命で働く全員が身につけ、高めてほしい人材像

部下・後輩を持つ
役職員の基本姿勢



社長自らが「場づくり」に取り組んでいます

社長車座ミーティング

社長自ら、職員と膝を突き合わせて双方向で対話をする「場」を設けています。トップメッセージとして会社の目指していることや方向性、お客さま基点についてなどを直に伝えると同時に、職員からの率直な質問や意見を聞いて、その場で回答しています。

■2011～2019年度開催実績（過去9年間）

回数	参加者数
292回	2,192名



女性活躍推進フォーラム

当社では、個々人がモチベーションを高めながら、一人ひとりがやりがいをもって生き生きと働けるよう、女性活躍を人づくりの重要施策の一つに位置付けています。2012年よりお客さまアドバイザー・内務職員合同の研修「女性活躍推進フォーラム」を毎年開催し、モチベーション向上・次世代の女性リーダーの育成に力を入れていきます。

■2012～2019年度参加者数（過去8年間）

総数	お客さま アドバイザー	内務職員
233名	120名	113名



決算の概要

お客さま基点

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

お客さまアドバイザー教育

信頼されるお客さまアドバイザーの育成に努めております。

当社では、生命保険協会による業界共通教育制度をベースにFP資格（国家資格ファイナンシャル・プランニング技能士、日本FP協会AFP資格）取得を推進しております。また、「継続教育制度」を通じてご契約からアフターサービス、保険金・給付金のお支払いに至るまで、お客さまのさまざまなご要望やご相談にお応えできるような信頼されるお客さまアドバイザーの育成に努めております。

●お客さまアドバイザーの教育体制

人材育成の統括部門である人材開発本部では、お客さまアドバイザーの教育体系の企画立案、各種教材の制作にあたりとともに、本社集合研修を実施しております。

支社には、お客さまアドバイザーの指導担当として営業部長・営業次長を配置し、教育トレーナーをはじめとする教育担当者とともに各種集合研修および実践指導を行っております。

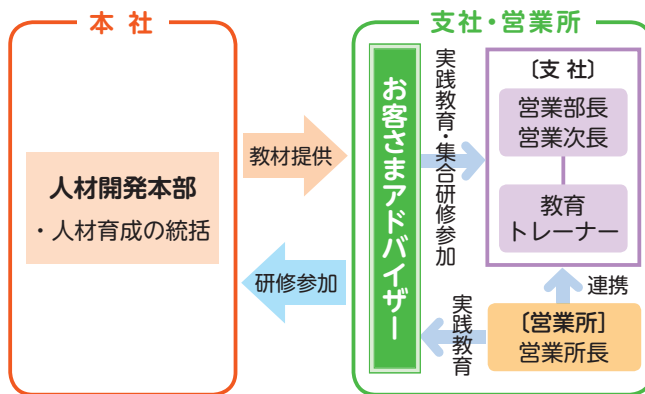
お客さまアドバイザーに対する教育訓練は、以下のとおりです。

①初期教育～継続教育制度 入社後は、生命保険協会のカリキュラムに準拠した研修を実施し、協会が実施する一般課程試験に合格した者がビジネスマナーをはじめとした社会人としての基本や商品知識など、フコク生命で営業活動をするうえでの基本的項目を習得します。

さらに3月目研修を実施し、これら一連の3ヵ月におよぶ研修を「Fスクール」と呼び、真にお客さまから選ばれるお客さまアドバイザーづくりを目指した初期教育を行っております。

営業活動を行うにあたり「お客さま対応力」の向上を目的として、「コンプライアンス」「生命保険の実務」をテーマとした研修を、eラーニングにより毎月継続的に実施しております。

これらは、お客さまサービス全般の対応力向上を目指した内容にしております。

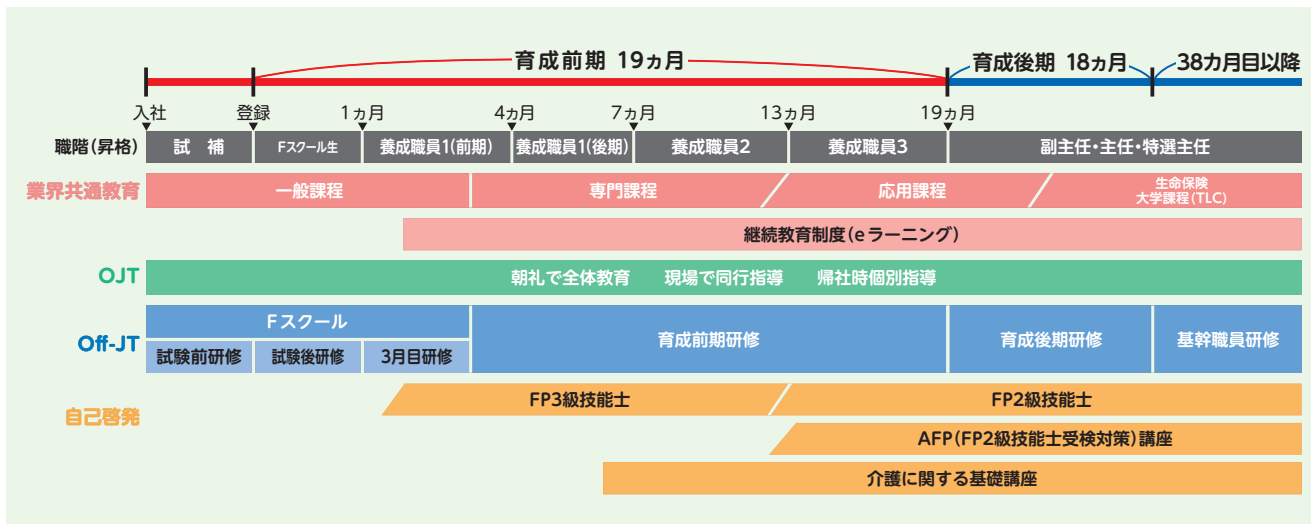


②業界共通教育 生命保険協会による業界共通教育各課程を新人層の教育システムに取り入れ、専門課程試験・応用課程試験の早期合格、生命保険協会認定FPであるTLC（トータル・ライフ・コンサルタント）の資格取得を推進し、お客さまアドバイザーのレベルアップを図っております。

③教材提供 お客さまアドバイザーへの知識付与・スキルアップを目的として、以下のような教材を作成・提供し、お客さまアドバイザーの能力向上を図っております。

- ・教育誌 お客さまアドバイザー・マネージャー・営業所長取材記事を中心に掲載しております。
- ・視聴覚教材 営業所での好取組事例などを映像化し教育効果の向上を図っております。

●お客さまアドバイザー人材育成プログラム



内務職員教育

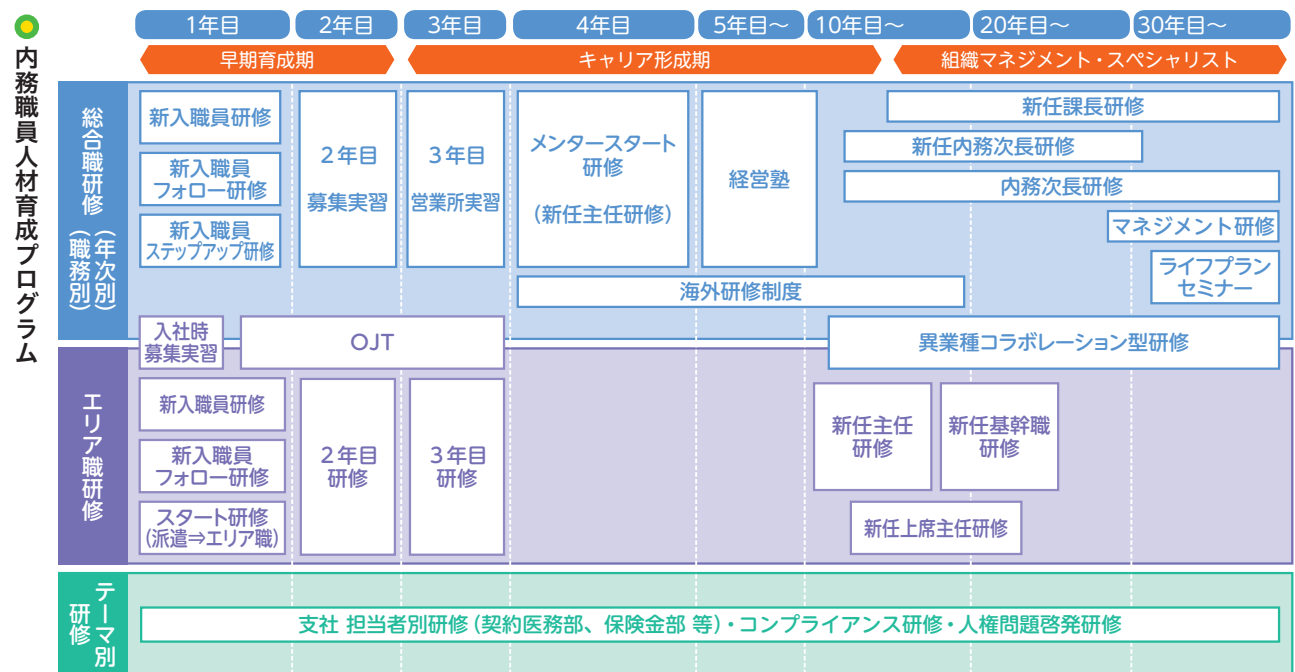
研修をはじめとしたさまざまな場づくりにより、人材育成に取り組んでおります。

「お客さま基点」を自信と誇りをもって実践するためには、一人ひとりが「働きがい」をもって働ける会社である必要があると考えております。当社では、指名型の研修にかぎらず、公募型研修や自己啓発などさまざまな成長の「場」を用意し、「自己実現」をサポートしております。

総合職・エリア職の教育体制

総合職については入社から7年目までを重要な初期教育期間と位置づけ、年次ごとの研修とメンター制度を活用し、ビジネスパーソンとして確実にスキルアップしていくための育成プログラムを設けております。研修は、新入職員研修をはじめ、4年目まで年次ごとの研修を行い、キャリア形成を図ります。その他、新任役職者に対する任命時研修、リーダーシップ習得を目指す研修、人材活性化を促す異業種コラボレーション型研修、公募型の海外研修制度など各種導入し人材育成に取り組んでおります。また、入社4年～7年目の若手総合職に対し、将来の経営幹部となりうる人材育成に向け、「経営塾」という富国生命独自の研修プログラムを導入しております。

エリア職についても、新入職員研修に始まり3年目までの年次ごとの研修を実施しており、主任、基幹職への昇格時にリーダーシップ研修を行うなど、お客さまに良質なサービスを提供できる人材として成長するとともに、キャリアアップ志向を醸成するための各種研修を設けております。また総合職、エリア職隔てなく、集合研修以外に各種の能力開発支援制度を用意し、自己実現をサポートしております。



営業所長教育 ～「お客さまアドバイザー」育成の要として～

信頼されるお客さまアドバイザーを育成するうえでは、日々実践の中で指導・教育を行う営業所長の役割が非常に重要であると考えております。そのために当社では、知識付与のみならず、営業所経営理論や人間力など、さまざまな視点からの「人づくり」を行っております。

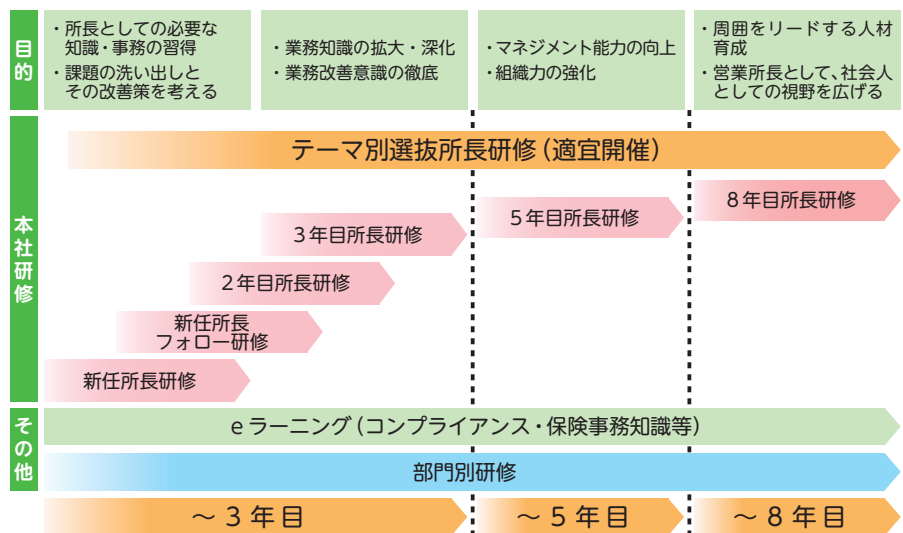
「営業所長候補者向け教育」

中途入社者の営業所長専門コースである「営業総合職制度」では、採用から育成に至るまで一貫性のある育成プログラムのもと、営業所長登用に向け、スキルや人間力を高めていく教育を行っています。

「営業所長任命後」

営業所長任命後3年間については、定期的に在任期間に応じた営業所経営理論や営業所長としてのスキルアップ研修を実施しています。

3年目以降は、社外講師による研修や相互研鑽の機会などを提供することで、新たな気づきと成長の場をつくっています。



当社は役職員の健康増進は人材育成である（「健康づくり」＝「人づくり」）という考え方のもと、会社を挙げて健康保持・増進（健康経営）の取組みを進めてまいります。

1 フコク生命「健康づくり」宣言

当社では「人づくり基本方針」のもと、当社役職員が心身ともに健康で、能力や個性を最大限発揮することにより、各々の働き甲斐が向上し、「お客さま基点」の価値観に基づく、お客さま本位の業務運営ができると考えております。

当社が創業以来培ってきた経営理念に基づき、会社、役職員並びにその家族が一体となって「健康づくり」に取り組むことで、自らの健康に心がけることと共に、安全な暮らしや健康を望むお客さまの気持ちに応え、地域、社会に貢献できる健康的な経営を推進してまいります。

代表取締役社長 米山 好映

2 『健康経営優良法人～ホワイト500～』に3年連続で認定

2020年2月27日に、経済産業省が日本健康会議と共同で主催する「健康経営優良法人～ホワイト500～」に3年連続で認定されました。

今後も当社が創業以来培ってきた経営理念に基づき、役職員並びにその家族が一体となり自らの健康に心がけ、地域、社会に貢献できる健康的な経営を推進してまいります。



● 当社の主な取組み

- 全従業員の定期健康診断の完全実施
- 喫煙率減少に向けた各種取組み（「卒煙キャンペーン」、「禁煙外来補助」など）
- メリハリ休暇取得の推進
 - 半期ごとに各3日の普通休暇を取得することとし、さらなるワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。
- 総労働時間の縮減
 - 働き方改革実現に向けたガイドラインを策定し、全社統一的に早帰りをを目指す。
 - 長時間労働を行っている従業員に対しては、産業医による面談や人事部からの指導により、長時間労働の是正を図る。
- ストレスチェックや産業医・産業カウンセラー^(※)によるメンタル面のきめ細かなケアを行う。
- 従業員向けのインセンティブ事業「フコク健康ポイント」を導入し、従業員自身の健康状態の把握や健康の維持・増進を図る。

(※) 産業カウンセラーの配置について

職員の精神的健康の保持増進を図るため、産業カウンセラーを社内配置し、職場内のメンタルヘルスケアに積極的に取り組んでいます。

3 富国生命健康保険組合とのコラボヘルス

当社と富国生命健康保険組合では、各々が保有する従業員の健康情報を共同利用することで、より効率的かつ効果的な健康対策を実施できると考え、「健康情報の共同利用に関する覚書」に基づき、従業員の健康保持・増進に資する共同事業（コラボヘルス）を展開しています。

コラボヘルスの内容と共同利用する情報の範囲等

- ① 健診結果及びリスク保持者データの共有による事後指導
- ② 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- ③ 健康関連情報の発信とインセンティブ事業



フコク健康ポイント

従業員向けインセンティブ事業「フコク健康ポイント」の導入

富国生命健康保険組合では、従業員に自分の健康をより意識してもらうため、各自のスマートフォン等から利用する「健康増進プログラムサイト『フコク健康ポイント』」を導入し、個々人に応じた健康情報の発信事業、並びに禁煙や運動・食事などの生活習慣の見直しや日々の歩数などに応じて商品交換可能な「健康ポイント」を付与するインセンティブ事業を実施しています。

働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

当社では、個人の多様性を尊重し、各自の力を効果的に発揮できるよう、障がい者雇用や女性の活躍推進、仕事と生活の両立支援など、ダイバーシティの推進に取り組んでいます。

● 障がい者雇用の推進

障がいのある方もその個性を發揮して働くことにより企業活力となっていくと考えており、障がいのある方の雇用積極的に取り組んでいます。当社の障がい者雇用の特徴は、さまざまな障がいをもった方が、健常者と同じ職場で働いていることです。

雇用状況（2020年3月末時点）

全国の拠点で204名の障がいのある方が働いています。現在の雇用率は1.95%であり、法定雇用率（企業が達成すべき障がい者の雇用率）2.20%に対し、下回っている状況です。

雇用環境の整備

障がいのある方に最大限の力を發揮していただけるよう、入社前の方に対する就労体験を実施して、業務上の課題に加え障がいへの配慮事項を確認し、障がい状態に適した柔軟な対応に努めています。就労後も障がいへの配慮の内容が適切か、職場で支障となっていることはないか、上司と本人との面談や就労支援センターとの連携により定着支援を実施し、より良い職場作りにつなげています。

また、2018年4月より障がい者雇用の職制について制度改正を行い、給与等の見直し、無期雇用化等の処遇改善を行いました。これらの取組みにより、2018年度東京都より「心のバリアフリー」サポート企業^{※1}に登録されました。

さらに2019年4月からは人事評価制度を導入し、評価結果によって職位が変わるランク制度や早期無期転換制度を設けました。

※1「心のバリアフリー」サポート企業とは、全ての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、そのために必要な活動を実施している企業のことです。



地域とのつながり

行政や福祉関係機関主催の雇用促進イベント、特別支援学校の公開講座などに参加し、企業就労を支援する団体や企業就労を目指す障がいのある方への情報提供や交流を行っています。

2019年度は千葉ニュータウン本社のある印西市より地域自立支援協議会（主催：印西市）の委員を委嘱されました。当社の取組みが、障がい者雇用促進のために、お役に立てればと考えています。

● 女性の活躍推進

女性職員が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うために、米山社長のポジティブアクション宣言^{※2}のもと、女性の活躍できる場の拡大や職場風土作りなどに取り組んでいます。

※2 当社のポジティブアクション宣言内容は「職場風土の改革」「女性の能力開発」「女性管理職の増加」の3点です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画を策定し、各種施策を実行しています。

行動計画

▶ 計画期間：2016年4月1日～2021年3月31日

- ①女性管理職の人数を1.5倍(65名以上)にする
- ②内務職員の女性基幹職以上の人数を100名以上にする
- ③お客さまアドバイザーの女性営業所長を30名にする

ダイバーシティマネジメント研修会の開催

特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン^{※3}理事の川島高之氏を講師に招き2018年10月には本社管理職向けに、2019年10月には役員向けにダイバーシティマネジメント研修会を実施しました。役員層、管理職層からワーク・ライフ・バランスを尊重した職場風土の醸成を進めています。

※3 当社は特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが設立した「イクボス企業同盟」に加盟しています。これは、働く人々が多様化する時代において、「イクボス」の必要性を認識し、積極的に自社の管理職の意識改革を行い、新しい時代の上司（イクボス）を育てていこうとする企業ネットワークです。

● 両立支援

働く職員がさまざまなライフイベントを経験しながら生き生きと働き続けるため、職場環境の整備や見直しなど、仕事と生活の両立支援に取り組んでいます。

仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立を図りながら、安心して働くことのできる職場環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画を策定し、育児支援などに取り組んでいます。この取組みが評価され、2009年、2012年、2015年に、「次世代認定マーク(くるみん)」を取得しています。

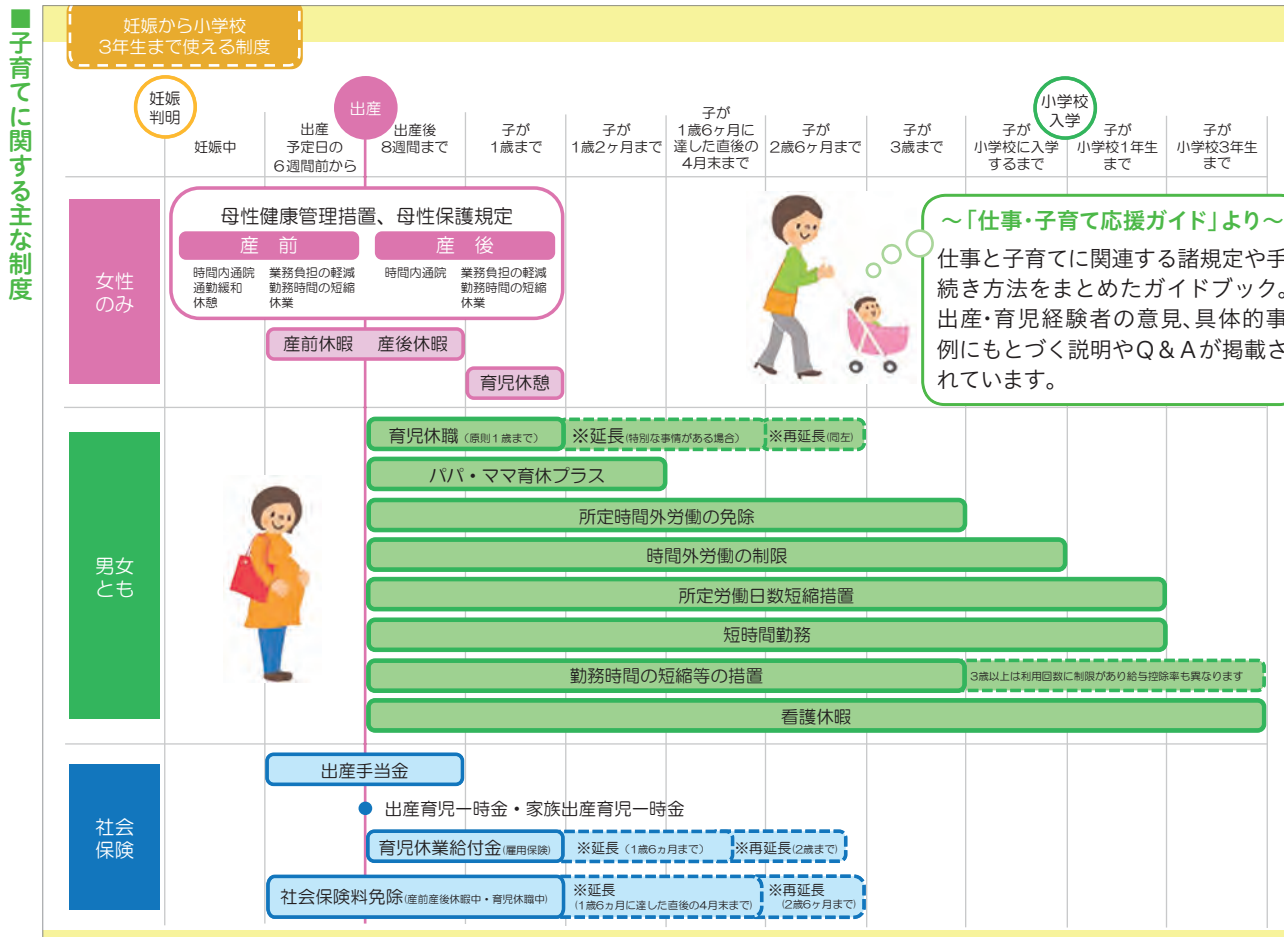


第7期行動計画

計画期間

2020年4月1日～2023年3月31日

- ①男性育児休職取得日数の増加
- ②ワーク・ライフ・バランスの充実
- ③女性職員のライフイベントとキャリアの両立



ランチ交流会・ファミリーデーの実施

2014年度より仕事と子育てに関する情報共有の場として、ランチ交流会を開催しています。育児休業中の職員やその同僚、子育て中の職員等が悩みや経験、情報を共有することで、新たな気づきや励みを得ることができ、働きやすい職場環境の醸成につながっています。

また、職員の家族に会社を訪問してもらう本社「ファミリーデー」は2019年度で7回目の開催となりました。家族には会社を知ってもらい、職場においては、それぞれの職員に家族があることを再認識することで、相互理解を深め、より働きやすい職場環境を醸成することを目的としています。



仕事と介護の両立支援

自分自身が介護者となったときに、仕事と介護の両立に向けてスムーズに移行することができるよう、介護セミナーを定期的に開催しています。また、介護への心構えや会社の制度をまとめた「仕事と介護の両立支援ハンドブック」を作成し、社内周知に取り組んでいます。

● ダイバーシティ相談窓口の設置について

ダイバーシティ(多様性)を取り巻く環境の下、納得感のある生き方・働き方を持ち、継続就業ができるように支援する相談窓口『ダイバーシティ相談窓口』を設置し、電話やメールによる相談を受け付けています。全職員が生き生きと働き続けられる環境作りを目指します。



フコク生命は相互会社として透明性の高い経営に努めております。

● 総代会

相互会社の仕組みについて

生命保険会社の会社形態には「相互会社」と「株式会社」の2つがあり、フコク生命は相互会社です。どちらの会社形態であっても、契約者さまの保険契約上の権利義務に違いはありませんが、相互会社は、相互扶助の仕組みによって成り立つ公共性の高い保険事業を営む保険会社だけに認められている会社形態です。

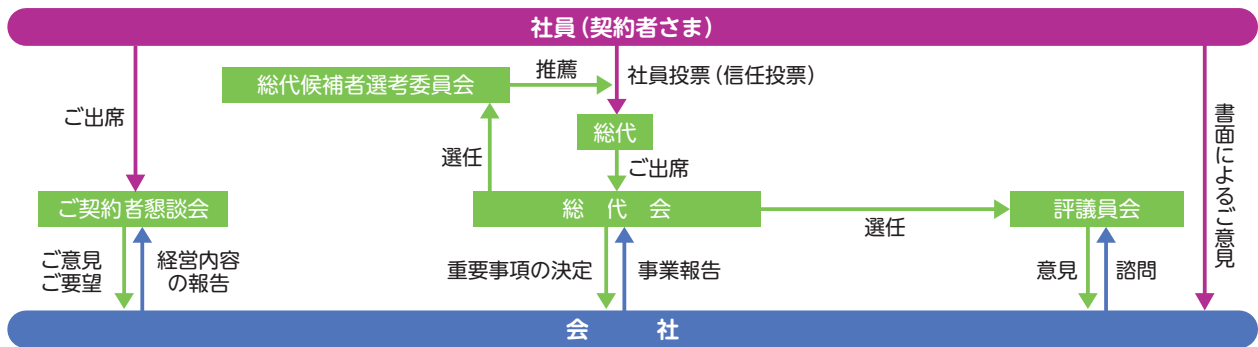
相互会社には「株主」は存在せず、契約者さまが原則として「社員※」となり、株式会社における「株主」のように、会社の構成員として会社運営に参加することが

できます。また、社員である契約者さまへの利益還元として、毎年の決算における剰余金に応じ社員配当金の分配が行われます。

なお、2020年3月末の当社の社員数は、172万1,326名です。

当社は、相互扶助の精神にもとづく、公共性の高い生命保険事業を相互会社形態で行うことで、経営理念である「ご契約者の利益擁護」を実現してまいります。

※剰余金の分配のない保険契約のみの契約者さまは、当社定款の定めにより社員とはなりません。



総代会制度について

相互会社の最高意思決定機関は、「社員総会」またはこれに代わるべき「総代会」です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難です。

そこで、社員の中から選出された「総代」により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役を選任などの重要事項を審議・決議しております。株式会社の場合は「株主総会」がこれに当たります。



第98回定時総代会

● 総代会議案および議事録の閲覧

総代会の議案および議事録や主な質疑応答の要旨は、本社および各支社に備え置いてありますので、社員は閲覧することができます。また、当社のホームページにも掲載しております。

● 第98回定時総代会の開催について

第98回定時総代会(2020年7月2日開催)において、次の事項が報告および決議されました。

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 報告事項 | I. 2019年度事業報告の件 |
| | II. 2019年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件 |
| | III. 相互会社制度運営報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件 |
| | 第2号議案 社員配当準備金分配の件 |
| | 第3号議案 取締役11名選任の件 |
| | 第4号議案 監査役4名選任の件 |

● 総代会の傍聴制度

当社では、社員に会社経営に対するご理解を一層深めていただくため、総代会の傍聴希望者を公募する制度を実施しております。

公募は、総代会開催前の一定期間、本社、支社および営業所などの店頭に掲示するとともに、当社のホームページに掲載する方法で行っております。

総代の選出について

● 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めております。当社の社員数は約172万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えております。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしております。

● 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとすると投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用していませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えています。

なお、2020年の第22期総代改選に向け、2018年の第96回定時総代会において、総代候補者選考委員11名が選任されました。2018年11月に開催された第1回総代候補者選考委員会において、総代候補者選考基準が承認されました。延べ7回にわたる総代候補者選考委員会の審議を経て、120名の総代候補者が選考されました。2020年7月から8月にかけて社員投票が実施され、9月8日に第22期総代として就任する予定です。

総代候補者選考基準

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 2018年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7名（現員数7名）	近畿	15名（現員数16名）
東北	11名（現員数9名）	中国	9名（現員数9名）
関東	44名（現員数42名）	四国	4名（現員数4名）
中部	20名（現員数19名）	九州	10名（現員数10名）

（注）第22期総代改選時の総代候補者選考基準を記載しています。

● 評議員会

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しております。評議員会では、当社から諮問を受けた事項および社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

評議員会は、会社が推薦し、総代会で選任された評議員12名以内で構成されています。評議員は、社員のほか学識経験者を加えることができます。

相互会社の仕組みと運営に関するご意見については、以下のあて先までご送付ください。

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命保険相互会社 総務部総務グループ宛

第98回定時総代会での質疑応答

定時総代会では総代の方々よりご意見・ご質問をいただき、それらに対する当社の取組みおよび方針をご説明しています。第98回定時総代会（2020年7月2日開催）での主な質疑応答は、以下のとおりです。

Q 御社は、早い段階からESG投資に積極的に取り組むなど、先進的な機関投資家として資本市場でも高く評価されていると思います。足元の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大はもちろんのこと、米中の対立、気候変動そしてSDGsへの対応など、経済社会情勢や資本市場を巡るグローバルな難題は山積みしており、今後も生命保険事業者そして機関投資家として、難しい舵取りが求められることが予想されます。したがって、中長期的に経営陣のみならず中堅・若手層のなかでも、グローバルな経済、社会そして金融面での諸課題を適切に分析し、組織として対応していくための専門的人材を、いかにして継続的に育成、確保できるかが、組織の持続的発展のために極めて重要であるように思います。御社では、どのようにしてそのような人材を中長期的に育成、確保していく方針であるのか、ご教示いただきたい。

A 当社は経営方針の一つである「お客さま基点での人材育成」に基づき、中長期での人材育成に重点的に取り組んでいるところでありますが、ここではご質問の趣旨を踏まえ、主に資産運用の高度化を実践するうえでの人材育成についてご説明させていただきます。当社の資産運用の強みは、長年の経験に裏付けされた個々人の投資判断力と他と同じことをしないという差別化された投融资戦略にあり、それが、ご質問にもありました早くからのESG投資への取組みなどにも繋がっているものと思います。こうして長年培われたDNAが次世代に確実に引き継がれていくことが資産運用部門の人材育成の主眼となっており、部門横断的な人材育成ワーキンググループを設け、資産運用部門に配属された若手職員が運用部門の中核を担うまでの期間を想定した体系だった教育を行っております。中途採用も一部行っておりますが、その道のプロというよりは、フコク生命の運用哲学を学び、実践できる若手に限定しております。具体的なカリキュラムとしては、業務に必須の研修を始め、他の金融機関への出向や国内の大学院への留学など様々なプログラムを用意しています。とりわけグローバルに活躍できる人材の育成の重要度は増しており、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールにありませ海外現地法人での勤務のみならず、提携している海外の運用会社へのトレーニー派遣等を通じて、実践的な英語力とグローバルな視野を身につける機会を増やしております。今後も運用の高度化を実現するのは人であるという認識の下、人材育成に積極的に取り組んで参ります。

Q 長期経営ビジョン実現に向けた取組みにおける「Face to Faceの活動とIT活用の両立」は、御社ならではの重要な取組みであると思いますが、新型コロナウイルス感染症への対応下、様々な制約が加わり、さらにその重要性が増していくのではないかと思います。今後の取組みについて、現時点でのお考えをご教授いただきたい。

A 当社は、お客さまアドバイザーの活動につきましては、「Face to Face」による説明や手続きを重要視しておりますが、新型コロナウイルス感染症により変化したお客さまの意識や行動にも対応していく必要があると考えております。具体的には、非対面での情報提供が出来るよう保険設計書を始めとした書面の電子的方法による交付や、WEB会議システムを活用したコミュニケーションを検討しております。既に、携帯端末 PlanDoには社内コミュニケーション限定としてWEB会議システムを導入しておりますが、今後お客さま向けにも対応出来るよう検討を行っているところです。感染予防やお客さまの意向を踏まえ、非対面による対応も取り入れていきますが、「Face to Face」というリアルな人間同士の対面は今後ますます重要になると考えており、両方の良いところを組み合わせたいとお客さまアドバイザーの活動を進めていきたいと考えております。

Q 「Face to Face」での対話がしにくくなっている現状ですが、ご契約者との繋がりを維持する仕組みについて準備されていることがあればお聞かせいただきたい。

その他のご意見

業界の厳しい情勢のうえに、新型コロナウイルス対策とかつてない現状ですが、全職員が従前以上に一丸となって「お客さま基点」の浸透・実践に積極的に取り組んでいただくようご尽力いただければと思います。

他25件

過去に開催された定時総代会での質疑応答につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.fukoku-life.co.jp>

● ご契約者懇談会

ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容をお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を1975年度から全国の支社で開催しております。

■ ご契約者懇談会の開催結果

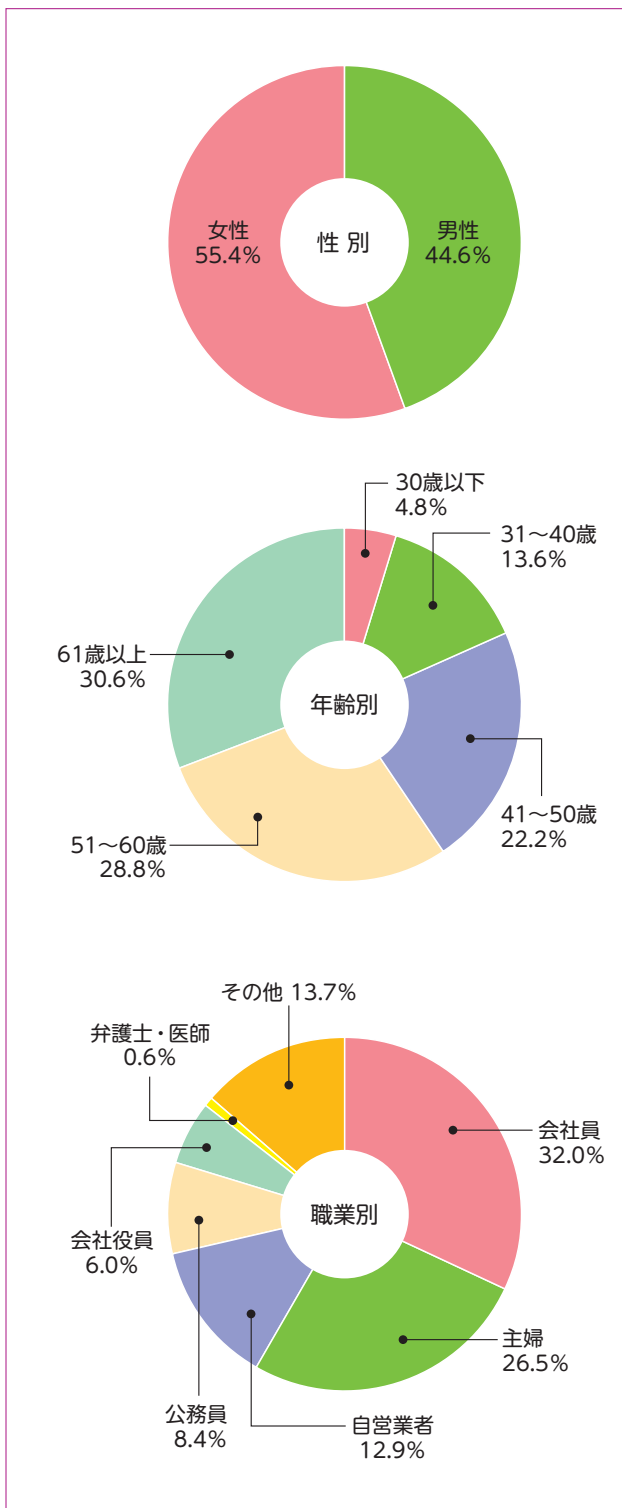
ご契約者懇談会でのご意見・ご質問などを総代会に反映させるため、2019年度は、2020年1月から2月にかけて、全国62支社すべてで開催し、79名の総代を含む1,241名のご契約者にご出席いただきました。

ご契約者懇談会では当社の経営方針、業績状況、商品概要などをDVDで報告するとともに、本社から出席した役職員からもわかりやすくご説明しました。また、ご出席者から多数のご意見・ご質問をいただけるよう十分な質疑応答時間を確保しております。

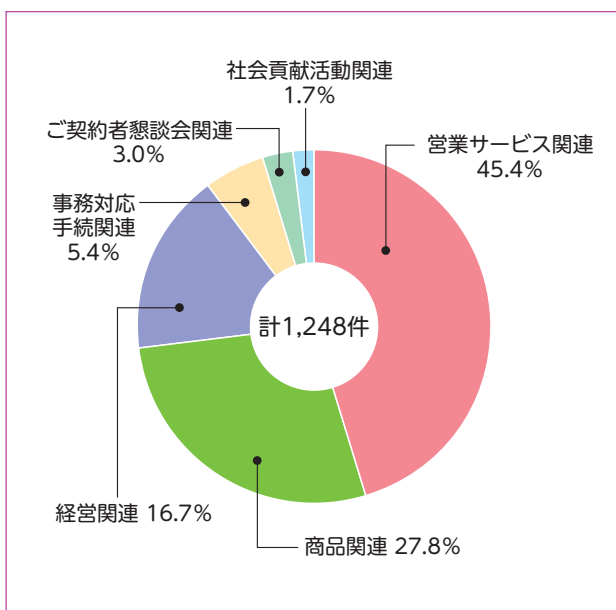
いただいたご意見・ご質問は、苦情対策協議委員会で分析・検討するとともに、総代会や評議員会で報告するなど、積極的に経営に役立てよう努めております。

ご意見・ご質問の内訳、ご出席者の内訳は以下の通りです。

■ ご出席者の内訳



■ ご意見・ご質問の内訳



ご契約者懇談会での主なご意見・ご質問と当社の回答および対応状況

Q 保険になじみのない若者に対して、どのようなアプローチを考えていますか。

A 若年層へのアプローチについては、少子高齢化の進展や晩婚化・非婚化といったライフサイクルの変化を注視していく必要がありますが、若年層といっても病気やケガ、就業不能状態等における生前給付を中心に、保障の必要性は変わらないと考えています。

当社商品「未来のとびら」は主契約がなく、多様な特約ラインアップから必要な特約だけを選択して加入することができます。また医療や介護などの第三分野の特約は死亡保障を分離しているため、生前給付に重点を置いた商品設計が可能であり、若年層のニーズに的確に対応できます。

また、特に若年層に対しては最初のコンタクトとしてインターネットなどのITの活用も有用と考えておりますので、戦略的に取り組んでいきたいと考えております。

備考

2020年4月より「はたらくささえ」〔就業不能保障特約(2012)〕の後継商品として、「はたらくささえプラス」〔就業不能保障特約(2020)〕を発売しました。「はたらくささえプラス」は、就業不能状態の要継続期間をこれまでの121日から30日に短縮して短期の就業不能への備えを充実させる一方、1年間継続するような長期の就業不能に対しては従来以上に手厚い保障を提供できるようにしました。

Q 認知症を対象とした保険はありますか。

A 当社が従来から販売しております介護保険や介護保障特約等は、公的介護保険の要介護認定を受けたとき、または認知症もしくは寝たきりで所定の状態が一定期間継続したときに保険金を支払うものであり、認知症も含めて要介護のリスクを幅広くカバーすることが可能です。

また、2018年10月に「未来のとびら」の特約として「あんしんケアダブル〔介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)〕」を発売し、介護期間が長期に及ぶケースでも、継続的にかかる介護費用等を確実にカバーすることに加え、介護にかかる負荷が相対的に大きいと考えられる認知症を手厚く保障しております。

さらに、2019年10月には「未来のとびら」において、「介護終身年金特約<認知症加算型>(2018)」1特約のみで加入できる「ずっとあんしんケアダブル」の取扱いを開始しました。これによりシニア層に対して、認知症にフォーカスした介護保障プランの提供を可能としました。

Q 会社は自己資本の強化と契約者への配当還元のパランスをどのようにとっているのか教えてほしい。

A 当社の使命は、生命保険業の公共性をふまえ、いかなる時にも保険金や給付金を確実にお支払いし、お客さまに安心した生活を送っていただくことです。そのため、大災害や株価の暴落といった不測の事態においても健全性を維持できるように自己資本を強化しており、そのうえでご契約者の期待をふまえ、配当還元の充実に努めております。

※回答は、ご契約者懇談会開催当時のものであり、2020年4月末までの状況の変化については備考に記載しておりますが、その後の変化により現在とは異なる場合があります。

今後も実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現します。

● コーポレートガバナンス基本方針（要旨）

当社は相互会社であり、コーポレートガバナンス・コードの適用対象ではありません。しかしながら、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方およびその充実に向けた取組みをご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」と共に公表しております。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

保険契約者が保険団体を構成し互いに助け合うために、その構成員となる相互会社こそが、以下の経営理念の実現に最適であると判断しています。

- ご契約者の利益擁護
- 社会への貢献
- 働く職員の自己実現

相互会社における保険事業はご契約者の事業であり、当社は、その保険事業の業務運営をご契約者から任されています。そして、その負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たし続けるためには、いかなることがあっても生命保険会社として存続していかなければなりません。当社は、持続的かつ安定的に事業を継続し、ご契約者に安心を提供するため、この基本方針に基づきコーポレートガバナンス体制を構築します。

情報開示の方針

ご契約者のみならず様々なステークホルダーとの信頼関係を構築するために、法令に基づく情報開示に加え、法令に該当しないものの社会的要請が高いと判断される情報等も適時わかりやすく、公平性、継続性を意識して情報開示を行います。

政策保有株式についての方針

当社グループの中長期的な成長や収益力の向上等に資すると判断される場合、政策的に株式を保有することがあります。保有の意義および合理性については、定期的に取り締役会で検証します。また、「議決権行使についての方針（一般勘定）」に基づき、他の保有株式とは区別せずに、議決権行使を行います。

総代会

相互会社における保険事業はご契約者の事業であり、その最高意思決定機関である総代会では、ご契約者の負託に応えられるように適切な運営を目指します。

取締役・取締役会

取締役会は、業務執行に関する案件の審議を常勤取締役会に委任し、その役割を、法令または定款に定めがある事項のほか当社の目指すところを確立し、戦略的な方向付けを行うなどの重要な経営に関する方針などを決定することとします。

監査役・監査役会

公正な監査が行われるためには、取締役から独立した立場の者による監査が必要であり、また、監査の範囲や深度が拡大、深化する中、監査に専念できる環境が必要と考えており、監査役を設置しています。また、社外監査役3名と常勤監査役2名で構成される監査役会を設置しています。

取締役・監査役のトレーニングの方針

社内外を問わず取締役および監査役が、その任務を適切に果たすために、取締役、監査役に対して必要な知識の習得および更新の機会を提供します。

ご契約者との建設的な対話に関する方針

経営理念である「ご契約者の利益擁護」を実現するため、総代会やご契約者懇談会を通じ、総代およびご契約者との建設的な対話を促進し、頂いたご意見・ご要望を経営に反映するよう努めます。

「コーポレートガバナンス基本方針」および「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の全文は、当社ホームページに掲載しております。

<https://www.fukoku-life.co.jp/about/profile/corporategovernance/index.html>

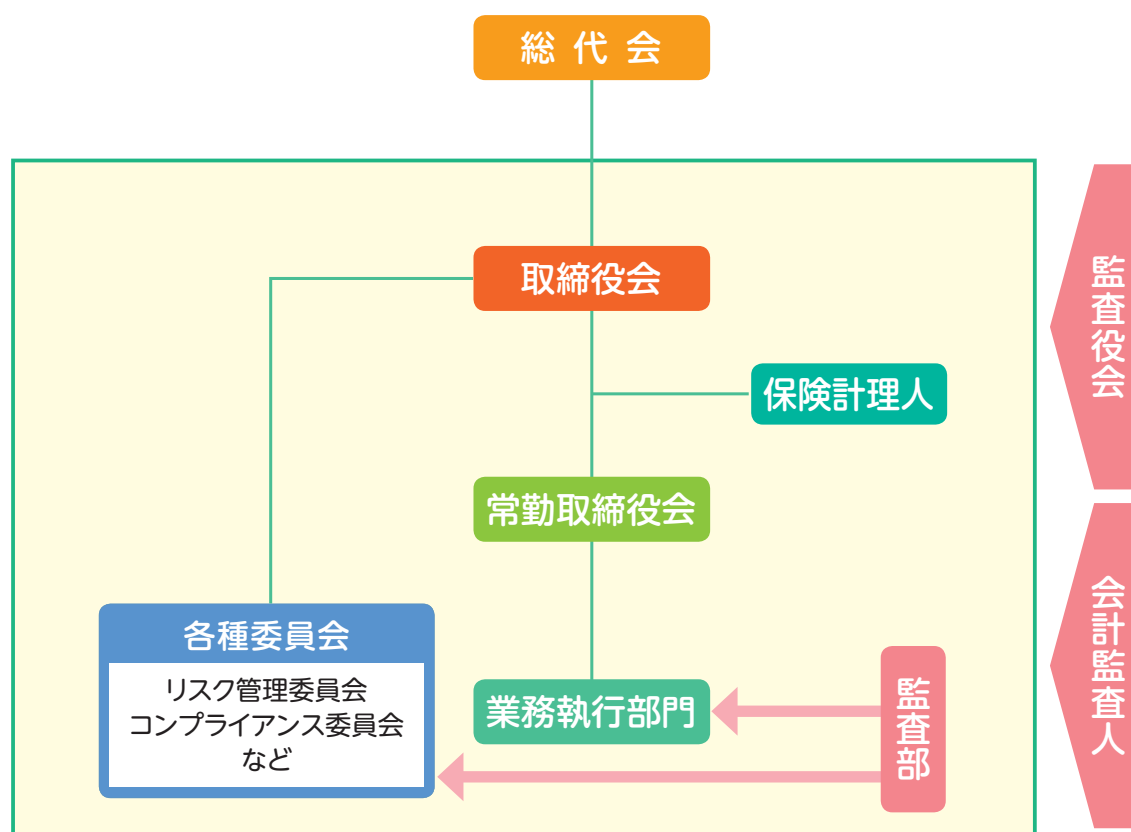


● 経営管理体制

取締役会は、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を行っており、2名の社外取締役による外部からの視点も取り入れております。2009年4月には、経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定にもとづく業務執行機能を分離し双方の機能強化を図るため、執行役員制度を導入しました。業務執行にあたっては、社長執行役員およびその他の役付執行役員などで構成する常勤取締役会が、会社の重要な業務執行方針を審議しております。

また、取締役会の下に各種委員会を設置し、内部管理態勢の強化に努めております。

監査役は、取締役会や常勤取締役会その他重要な会議への出席などにより、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査部による内部監査を実施し、会社業務の適切性を検証し、健全な業務運営の確保に努めております。



決算の概要

お客さま基点

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

決算の概要
お客さま基点
商品・サービス
CSR活動
人づくり・場づくり
相互会社運営
経営管理体制

取締役

氏名(生年月日)	略歴
代表取締役社長 社長執行役員 米山好映 1950年6月23日生	1974年 富国生命入社 総合企画室長を経て 2002年 取締役総合企画室長 2005年 常務取締役 2009年 取締役常務執行役員 2010年 代表取締役社長社長執行役員 現在に至る
取締役 副社長執行役員 藤原利秀 1952年1月6日生	1975年 富国生命入社 年金業務部長、法人業務部長を経て 2005年 取締役法人業務部長 2009年 取締役執行役員法人業務部長 2009年 執行役員主計部長 2010年 取締役執行役員主計部長 2011年 取締役執行役員 2014年 取締役常務執行役員 2017年 取締役専務執行役員 2019年 取締役副社長執行役員 現在に至る
取締役 専務執行役員 櫻井祐記 1952年9月11日生	1976年 富国生命入社 有価証券部部長、財務企画部長を経て 2007年 取締役財務企画部長 2009年 取締役執行役員財務企画部長 2009年 富国生命投資顧問 代表取締役社長 2014年 富国生命常務執行役員 2014年 取締役常務執行役員 2019年 取締役専務執行役員 現在に至る
取締役 専務執行役員 林俊勝 1958年11月5日生	1981年 富国生命入社 融資部長、経理部長を経て 2012年 執行役員総合企画室長 2012年 取締役執行役員 総合企画室長 2014年 取締役執行役員 2016年 取締役常務執行役員 2019年 取締役専務執行役員 現在に至る
取締役 常務執行役員 渡部毅彦 1962年4月29日生	1986年 富国生命入社 財務企画部長を経て 2016年 執行役員財務企画部長 2016年 取締役執行役員財務企画部長 2019年 取締役執行役員 2020年 取締役常務執行役員 現在に至る

氏名(生年月日)	略歴
取締役 吉村博人 1948年11月6日生	2017年 富国生命取締役 現在に至る 2007年 警察庁長官 2010年 警察共済組合理事長 ～2016年
取締役 柳正憲 1950年10月6日生	2019年 富国生命取締役 現在に至る 2015年 日本政策投資銀行 代表取締役社長 2018年 日本経済研究所理事長 現在に至る
取締役 執行役員 北村康幸 1958年4月16日生	1981年 富国生命入社 営業企画部長、総合企画室長、 東京支社長を経て 執行役員営業企画部長 2012年 執行役員 2016年 取締役執行役員 2020年 取締役執行役員 お客さまサービス本部長 現在に至る
取締役 執行役員 黒田啓一 1959年3月3日生	1982年 富国生命入社 徳島支社長、人事部長、契約 管理部長、富山支社長兼北陸 ブロック長、事務企画部長を 経て 2017年 執行役員事務企画部長 2018年 執行役員お客さまサービス本 部長 2018年 取締役執行役員 お客さまサービス本部長 2020年 取締役執行役員 現在に至る
取締役 執行役員 鳥居直之 1956年12月9日生	1981年 富国生命入社 株式部長、保険金部長を経て 2014年 執行役員総合企画室長 2019年 執行役員 2019年 取締役執行役員 現在に至る
取締役 執行役員 砂本直樹 1965年2月12日生	1988年 富国生命入社 主計部長、保険計理人兼リス ク管理統括部長を経て 2018年 執行役員保険計理人兼リス ク管理統括部長 2020年 執行役員リスク管理統括部長 2020年 取締役執行役員 リスク管理統括部長 現在に至る

※吉村博人氏、柳正憲氏は、社外取締役です。

監査役

氏名(生年月日)	略 歴
監査役 根津嘉澄 1951年10月26日生	2002年 富国生命監査役 現在に至る 1999年 東武鉄道代表取締役社長 2018年 代表取締役社長社長執行役員 現在に至る
監査役 高橋恭平 1944年7月17日生	2016年 富国生命監査役 現在に至る 2005年 昭和電工代表取締役社長 2007年 代表取締役社長兼社長執行役員 最高経営責任者 (CEO) 2011年 代表取締役会長 2015年 取締役会長 2017年 取締役 2017年 相談役 現在に至る
監査役 大谷邦夫 1956年5月1日生	2020年 富国生命監査役 現在に至る 2013年 ニチレイ代表取締役社長 2019年 代表取締役会長 現在に至る
監査役(常勤) 吉澤啓 1953年11月22日生	1976年 富国生命入社 融資部長、富国生命投資顧問 常務取締役を経て 2014年 監査役 現在に至る
監査役(常勤) 中尾真司 1958年2月13日生	1980年 富国生命入社 京都支社長、業務部長、 業務部長、お客さまサービ ス部長を経て 2014年 執行役員お客さまサービ ス部長 2017年 執行役員 2017年 監査役 現在に至る

※根津嘉澄氏、高橋恭平氏および大谷邦夫氏は、社外監査役です。

取締役および監査役人数

男性 16名 女性 0名

(取締役および監査役のうち女性の比率0%)

執行役員

氏名(生年月日)	略 歴
常務執行役員 鈴木修 1956年10月16日生	1980年 富国生命入社 神戸支社長、業務部長を経て 2013年 執行役員業務部長 2015年 執行役員 2017年 執行役員人材開発本部副本部長 2019年 常務執行役員 人材開発本部副本部長 現在に至る
執行役員 市川親司 1961年3月6日生	1983年 富国生命入社 藤沢支社長、業務部長、大阪北 支社長兼近畿ブロック長を経て 2015年 執行役員業務部長 2018年 執行役員総合営業推進部長 現在に至る
執行役員 大森文史 1959年11月28日生	1983年 富国生命入社 横浜支社長、宇都宮支社長兼関東 ブロック長、業務部長、福島支 社長兼東北ブロック長を経て 2016年 執行役員福島支社長兼東北プロク ク長 2018年 執行役員業務部長 現在に至る
執行役員 山田一郎 1961年5月11日生	1984年 富国生命入社 株式部長を経て 2017年 執行役員株式部長 2018年 執行役員有価証券部長 現在に至る
執行役員 近藤健 1964年7月27日生	1987年 富国生命入社 町田支社長、人材開発本部部長、 富山支社長兼北陸ブロック長を 経て 2017年 執行役員人事部長 現在に至る
執行役員 浅見直幸 1960年7月7日生	1984年 富国生命入社 松江支社長、不動産部長、お客 さまサービス部長を経て 2019年 執行役員不動産部長 現在に至る
執行役員 重松秀明 1963年11月23日生	1986年 富国生命入社 総合企画室部長、経理部長を経て 2019年 執行役員総合企画室長 現在に至る
執行役員 星野光浩 1963年4月2日生	1987年 富国生命入社 東京支社長、宇都宮支社長兼関 東ブロック長、福岡支社長兼九州 ブロック長、業務部長、福島 支社長兼東北ブロック長を経て 2019年 執行役員福島支社長兼東北プロク ク長 現在に至る
執行役員 森下俊彦 1962年5月7日生	1986年 富国生命入社 北九州支社長、京浜支社長兼首都 圏第二ブロック長、業務部長、 大阪北支社長兼近畿ブロック長、 池袋支社長兼首都圏第一ブロッ ク長を経て 2020年 執行役員池袋支社長兼首都圏第一 ブロック長 現在に至る

決算の概要

お客さま基本

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部管理態勢の充実に努めております。

当社では、ご契約者の生活を守る公共性の高い生命保険業を営む相互会社として、経営の健全性・適切性の確保に向け、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針」を定めております。この方針に基づき、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢をはじめとする内部管理態勢の充実に努めております。

● 内部統制システムの基本方針

内部統制システムの基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
 - (1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制
 - (2) 反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に断固たる姿勢で対応するための体制
 - (3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制
 - (4) お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ⑥ 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監査役を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑩ その他監査役を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

※上記は、「内部統制システムの基本方針」の項目のみを記載しています。

● 統合的リスク管理

“お客さま基点”にもとづくリスク管理

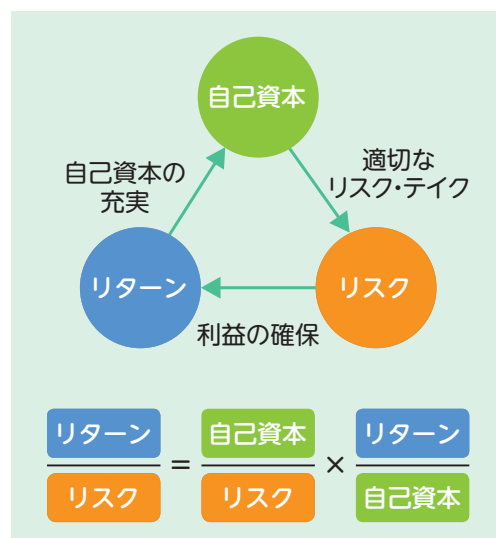
生命保険は、万が一のときに保険金や給付金をお支払いする「約束」であり、お客さまとの一生涯にわたる、さらには世代を超える約束です。お客さまとともに歩む長い年月の間には経済環境の激変や大災害といった出来事が起こるかもしれません。そのようなときこそ生命保険会社の役割はいっそう重要になります。

いかなるときでも約束を守る、この揺るぎない信頼があってこそはじめてお客さまにご安心いただけます。当社は将来にわたってこの信頼に応え続けるために、役職員一人ひとりが役職に応じたリスク管理を担うという認識のもと、多様化・複雑化するリスクを戦略的な観点から全体的に管理する統合的リスク管理（ERM）を推進しております。

自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理

当社は相互会社として何十年も先を見据えてお客さまの利益を考える経営のもと、リスクに十分に対応するための自己資本の充実と、その源泉となる利益（リターン）の安定的な確保に努めております。利益はリスクと表裏一体の関係にあり、利益を安定的に確保するためには適切なリスク・テイクが必要となります。自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理とは、自己資本の充実度をふまえた適切なリスク・テイクにより利益を確保し、その結果、自己資本の充実度が向上し適切なリスク・テイクが促進される、そのような好循環の実現を目指す高度なERMの考え方です。

当社では、ESR（自己資本／リスク）、RORC（リターン／リスク）、Economic IRR（リスクを初期投資とした内部収益率）等の重要リスク管理指標を経営に活用することで、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理を推進しております。



ERMフレームワーク

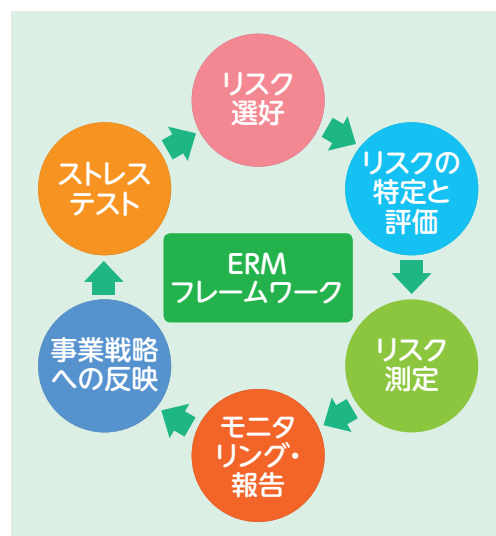
当社は実効性のあるリスクガバナンスのもと、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）の一連のプロセスに基づくPDCAサイクルの実践を通じて、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理を推進し、自己資本の充実に努めております。

● リスク選好

経営方針をふまえたリスク・テイクの戦略目標と同目標に沿ったリスクの許容範囲をリスク選好として定め、「リスク・テイク・ステートメント」に明記しております。

● リスクの特定と評価

リスク・プロファイルを通じて、全社のリスクの特定と評価を行っております。リスク・プロファイルとは、経済環境、政治・社会環境、監督・業界・競争、技術革新、商品設計、契約者行動等の観点から会社が損失を被る可能性のある事項を潜在的なリスクを含めて漏れなく洗い出し、その発生頻度と影響度に基づき分類するものです。特定されたリスクは、計量化可能なものについては国際的な健全性規制の手法もふまえたうえで、計量化不可能なものについてはリスク管理委員会の合議に基づき客観性を確保したうえでそれぞれ評価しております。



● リスク測定

特定・評価されたリスクは、リスクの顕在化を判定するための基準を設定したうえで、リスク・プロファイルをふまえた適切な頻度で測定しております。各リスクは最終的にソルベンシー規制、内部管理および経済価値ベースの3つの基準毎に統合され、自己資本と対比することにより会社のリスク対応力を測定しております。富国生命単体としての測定のほか、グループ全体の測定も行っております。

● モニタリング・報告

各リスクの測定結果は、リスク管理委員会の下部各委員会における定期的なモニタリングを経て、統合リスク量、リスク対応力および重要リスク管理指標とともにリスク管理委員会へ報告されます。同内容はリスク管理委員会において審議され、取締役会へ報告しております。

● 事業戦略への反映

モニタリングと報告の結果は、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理のもと、商品設計、販売政策、ALM、資本政策、配当政策等の事業戦略に反映されます。重層的かつ多面的なモニタリングを通じてリスクが顕在化する兆候を早期に把握し、リスクの回避、移転、軽減、許容等の様々な観点から策定した有効なコントロール手段を遅滞なく実行しております。

● ストレステスト

ERMフレームワークの最終ステップとして、当社では大震災やパンデミック、世界的金融危機の再来など、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるシナリオを設定し、全社的ストレステストを実施しております。ストレステストにあたっては単に財務の健全性を確認するだけでなく、そのような状況下で想定される経営のアクションとその効果についても検証しております。ストレステストの結果は、リスク管理委員会および取締役会に報告したうえで、当社の経営上または財務上の追加措置の必要性の検討に活用しております。

ALM戦略

ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）する手法のことです。ALMとして、負債である保険契約と資産である保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）をマッチングさせることは、将来の金利低下が予想される場合には有効な手段ですが、現在の低金利下においてその意義は小さく、かえって将来の運用収益増大の機会を失うことになりかねません。当社では、負債である保険契約の超長期性をふまえたうえで、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理のもと、金利情勢や商品特性に応じた実効性のあるALMを実践しております。

● 統合的リスク管理体制

統合的リスク管理に関する方針・規程など

当社では、経営方針を踏まえたリスク選好を記した「リスク・テイク・ステートメント」を定め、取締役会で定める「リスク管理の基本3規程^{*}」などにもとづきリスク管理を経営戦略と一体で行っております。

「リスク管理の基本3規程」では、当社の統合的リスク管理に関する基本的な考え方、統合的なリスク管理の体制、リスク管理に係る役割・権限を定め、それらを踏まえた実務上のルールとして各リスクの管理規程などを制定しております。

^{*}「統合的リスク管理に関する基本方針」「リスク管理委員会規程」「統合的リスク管理に関する組織権限規程」をリスク管理の基本3規程と呼んでおります。

リスク管理体制

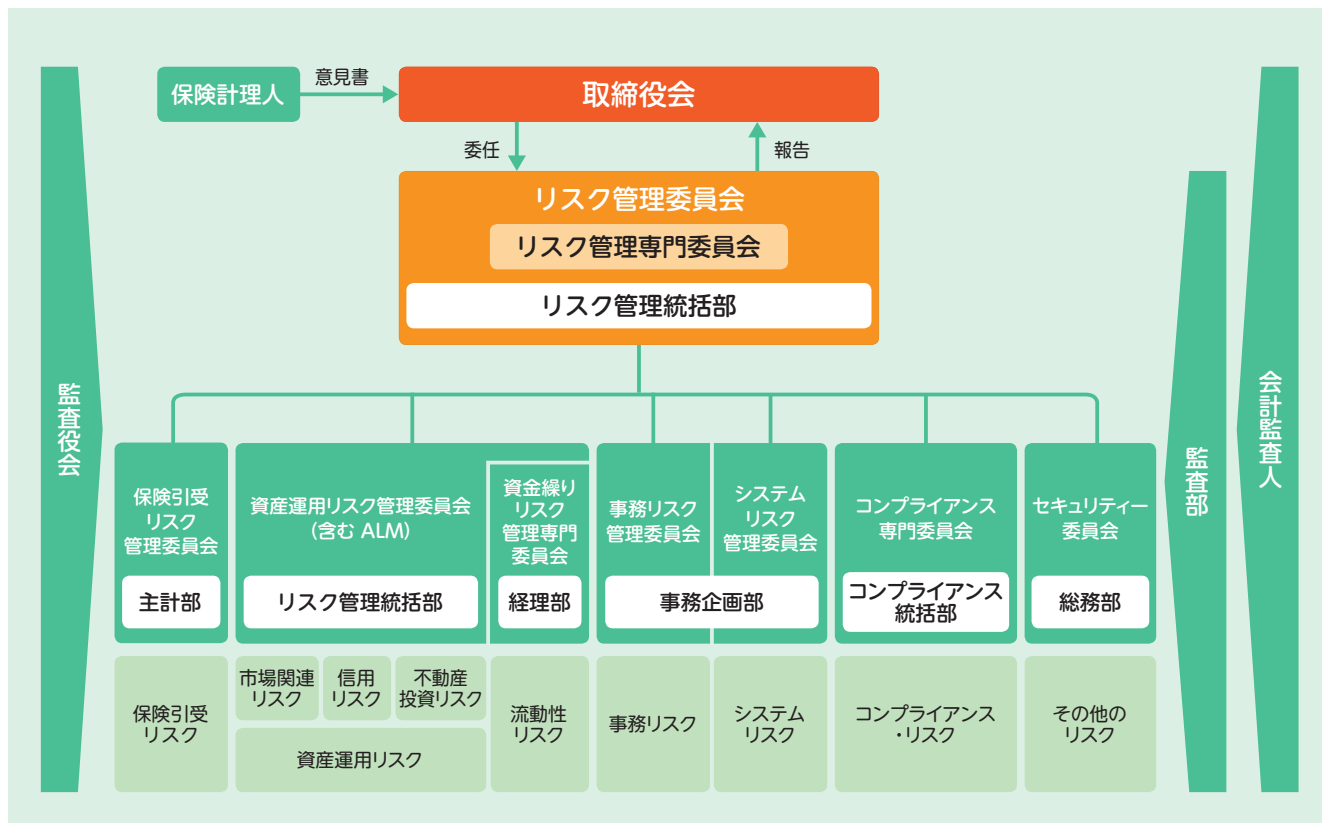
当社は、取締役会により設置されたリスク管理委員会においてERMを行っております。リスク管理委員会に複数の下部委員会を設置し、事業運営を通じて発生する各リスクの管理およびALMを行い、それらのリスクをリスク管理委員会ですべて統合して評価し、適切なリスク・テイクとリスクへの対応を検討しております。さらに、統合的リスク管理の充実を図ることを目的としてリスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置しております。

リスク管理委員会は常勤の取締役等を委員とし、委員長は社長が務め、下部各委員会の委員長は取締役が務めるなど、経営陣のリーダーシップにもとづくリスク管理態勢としております。

グループ全体のリスク管理状況については、リスク管理専門委員会を中心に把握に努めております。特にフコク生命については、当社のリスク管理委員会事務局および下部各委員会事務局が、所管するリスクの管理状況を直接モニタリングしております。

また、こうしたリスク管理態勢が有効に機能していることを監査部が検証しております。

■ リスク管理体制図



決算の概要

お客さま基本

商品・サービス

CSR活動

人づくり・場づくり

相互会社運営

経営管理体制

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクです。

当社では、リスク・プロファイルを通じて潜在的なリスクを含めて漏れなく洗い出したうえで、重要なリスクを特定し、特性などに応じて定量的または定性的にリスクの評価を行い適切に管理しております。具体的には、実際の金利水準や保険事故発生率などが保険料率設定時に用いた計算基礎と比べて合理的な範囲内に収まっていること、バリュー・アット・リスク (VaR)^{*}にもとづき算出したリスク量が一定の範囲内に収まっていることなどを定期的に検証し、必要に応じて保険料率の改定、保険契約引受基準の見直し、再保険に付すなどの対応を行っております。

※バリュー・アット・リスク (VaR) とは、過去の実績にもとづき統計学的に算出した、一定期間に生じる可能性のある最大損失予想額です。

●再保険について(再保険を付す場合の方針)

当社では、当社が保有する保険契約にかかわるリスクを分散し安定した収益を確保する目的で、一定の条件に該当する保険契約を再保険に付しております。再保険会社を選定するにあたっては、再保険契約引受実績や主要格付機関の格付けなどを参考に健全性の高い再保険会社を選定しているほか、リスク分散効果を高めるために複数の再保険会社を選定しております。

資産運用リスク管理

資産運用にあたっては、「ご契約者の利益擁護」のため、生命保険という商品の負債特性を踏まえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保していくことを資産運用の基本方針としております。

資産運用リスク管理にあたっては、リスク・プロファイルを通じて、潜在的なリスクも含め資産運用にかかるリスク事象を洗い出したうえで、全社的な観点から評価・選別される重要なリスクについては、特に重点的に管理しております。具体的には、主要な金融・経済指標をモニタリングするとともに、資産運用リスク(市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク)の状況を日々監視しながら、資産運用関連部門への牽制機能を働かせることにより、基本方針を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。

なお、当社ではVaR手法を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の水準以下に抑えるというコントロール方法を採用しております。

●市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や株価、為替レートの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。当社では、VaRによる管理に加え、感応度分析やストレステストを定期的実施し、リスク量の把握を行っております。また、資産ごとの投資制限に加え、一定以上の損失を防止するためのルール(ロスカットルール)を定め、過大なリスクや損失が発生しないように管理しております。

●信用リスク管理

信用リスクとは、投融資先の財務状況の悪化などにより、元本や利息が予定どおり回収できなくなり損失を被るリスクです。当社では、投融資執行部門から独立した審査部門による事前審査に加え、信用リスクに応じた社内格付の付与とモニタリングを実施しております。また、特定企業やグループに対する与信集中の回避やVaRによるリスク量の把握を行っております。

●不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動により保有する不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化により保有する不動産の価格が下落することで損失を被るリスクです。当社では、投資執行部門から独立した審査部門による事前審査に加え、最低投資利回りの設定や、保有する不動産の稼働率や含み損益などのモニタリングを行っております。

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、保険金などの予期せぬ大量支払いにより資金繰りが悪化したり、金融資本市場の混乱などにより市場での取引ができなくなるリスクに加え、通常よりも低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当社では、こうしたリスクに備えて、流動性の高い資産（現預金・コールローン・国債など）を一定以上確保するとともに、資産ごとに市場環境に応じた投資制限を設定することで対応しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクです。当社では、事務基準などを規程化・マニュアル化し、事務の標準化を図り、事務リスクの顕在化防止に努めております。一方、顕在化した事務リスクについては、原因分析・再発防止に努めております。また、近年は業務の多様化・専門化に伴い、業務の外部委託が増加しております。外部に委託した業務に伴うリスクについては、外部委託先管理に関する独立した方針・規程を設け、管理しております。なお、執行する業務等については、自部門内での相互検証を制度化しているほか、事務企画部や監査部など独立した部門による事後検証や監査を実施し、相互牽制機能が正常に働くよう体制を整備しております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動、システムの不備・不正使用などにより損失を被るリスクです。当社では、当社業務の根幹を担い、お客さまの大切な情報を管理するコンピュータシステムの安全稼働を確保するため、「公益財団法人 金融情報システムセンター」発行の安全対策基準などに準拠した各種セキュリティ対策を実施するとともに、システムリスクの洗い出し、評価、改善、点検を繰り返し実施することにより、リスクの低減に努めております。加えて、定期的に外部の専門家によるシステム監査を受けることにより、システムリスク管理レベルの向上を図っております。また、コンティンジェンシープラン（緊急対応計画）を整備し、バックアップシステムを主要なコンピュータシステムとは別な地域に設け、定期的な訓練を実施することで、大規模災害等の不測の事態にもお客さまへの継続的なサービス提供が行える体制を構築しております。さらに、近年はサイバー攻撃の脅威が高まっているため、サイバー攻撃に対する対応専門チームを社内を設置し、攻撃を検知・防御するための技術的対策の導入や、サイバー攻撃に備えた対応訓練の実施など、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に取り組んでおります。

コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクとは、役職員によるお客さま基点を欠く行為等により、顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすことにより会社が信頼を毀損、さらには損失を被るリスクです。コンプライアンスについては法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるものと認識しています。当社では、全役職員に対しコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続的に実施し、リスク文化の醸成、経営理念の浸透に努めております。また、リスク・プロファイルを通じて潜在的なリスクを含めて漏れなく洗い出したうえで、全社的な観点から評価・選別される重要なリスクについては、特に重点的に管理していく態勢を構築しています。具体的には、データベースを活用した保険募集における不正検知態勢の強化に向けた取組みを進めているほか、欧州の先進的な事例に基づき、商品ライフサイクルに基づくコンダクトリスク管理のフレームワークを策定するなど、社会動向・技術革新にキャッチアップした対応を行っております。

その他のリスク管理

その他のリスクとは、例えば火災、地震・洪水・噴火等の自然災害、犯罪等の事件、不慮の事故、風評、企業情報の流出・漏洩、テロ、新型感染症などにより損失を被るリスクが該当します。当社では、平常時とは異なる統制や管理が必要となる緊急事態に備え、危機に直面しないよう予防する対策、ならびに危機に直面した場合の対策や態勢を「事業継続に関する基本方針」に定め、事業への影響の極小化および効率的な事業復旧を図ることとしております。さらに大規模な地震や新型感染症のパンデミックに備えて、事業継続計画（BCP）と個別のマニュアルを策定し、お客さまからのお問い合わせやご請求などに対し、迅速な対応が行える態勢の整備に努めております。また、風評リスクについては、「風評リスク対応基準」を策定し、情報等の収集・報告および風評リスク発生時の対応方法等を定めております。

決算の概要
お客さま基点
商品・サービス
CSR活動
人づくり・場づくり
相互会社運営
経営管理体制

レジリエンスの強化に向けた取組み

● レジリエンスとは

当社は、自己資本、リスクおよびリターンの一体的な管理のもと自己資本の充実に努め、経済環境の激変や大災害といった危機にも耐えられる資本基盤を構築していますが、それだけではお客さまから揺るぎない信頼は得られません。危機からできるだけ早く回復して危機後の状況に適応し、お客さまの利益を守り社会に貢献し続けることができ、はじめてお客さまから揺るぎない信頼が得られるものと考えます。

レジリエンスとは、本来は、弾力性、すなわち外部から負荷を受けたときに元に戻る力を意味しますが、当社ではより広くとらえ、「危機からできるだけ早く回復して危機後の状況に適応し、お客さまの利益を守り社会に貢献し続ける能力」と位置付け、レジリエンスの強化をERMの重要なテーマのひとつとして推進しております。

● レジリエンスの強化に向けた取組み

当社では、レジリエンス強化の一環として、ストーリー性のあるシナリオのもと全社的なストレステストを実施しており、自己資本の充実度を確認したうえで、危機から早期に回復するためはどのような行動を取ればよいかという観点から、その回復過程についてもシミュレーションを行っております。2019年度は、「米国の保護主義政策の強化に伴う世界的な金融危機の到来」と「南海トラフ巨大地震の発生」をテーマにストレステストを実施しました。

「米国の保護主義政策の強化に伴う世界的な金融危機の到来」については、金融危機によって日米の株価が大幅に下落し、日米の金利も大きく上昇するというシナリオのもと、ストレステストを実施しました。その結果、健全性の水準は大幅に悪化して回復までに6年を要するものの、ヘッジ取引の拡大等の対策を遅滞なく講じることにより3年程度で回復できることを確認しました。

また「南海トラフ巨大地震の発生」については、発生確率が高いとされる「半割れ」によって、甚大な人的・物的被害が発生するだけでなく、国内の金融指標も悪化し保険業績面でも長期にわたって影響が出るというシナリオのもと、ストレステストを実施しました。その結果、健全性（ソルベンシー・マージン比率）の水準は一時的に900%台まで悪化しますがその後は順調に回復することを確認しました。その一方で、お客さまと職員の減災が課題として洗い出され、早急に「半割れ」を想定した減災対策を検討することとなりました。

● 2020年度の取組み

今年に入って、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、私たちの健康のみならず、金融資本市場や経済活動にも、これまで経験したことのないほどの影響を及ぼしています。国内では4月をピークに感染拡大は収束に向かいましたが、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は再度の感染拡大に備えるよう提言しています。当社でも、2020年度は「新型コロナウイルス感染症の再拡大と長期化」をテーマにレジリエンスの強化を進めてまいります。

● 第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について

(保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認〈第三分野保険に係るものに限る〉の合理性および妥当性)

第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険などの第三分野保険は、医療政策などの外的要因によって当初の想定より保険金等の支払いが増加する可能性があるなど、過去のトレンドからは予測困難な不確実性を内在しています。

このような第三分野保険の特性を踏まえて、当社では第三分野保険について、実績の保険事故発生率が、あらかじめ設定した保険事故発生率の範囲内となっていることを悪化の兆候の有無を含めて定期的に検証しており、問題があれば当該商品の販売を停止し計算基礎率を見直す態勢となっております。また、法令および社内規程で定められた第三分野保険に係るストレステスト・負債十分性テストを実施し、責任準備金の積立必要額を適切に算出しております。

ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険に係るストレステスト・負債十分性テストに使用する保有契約高、契約区分、使用する数理モデルおよび危険発生率などについては、法令および社内規程に則って設定しております。また、危険発生率については、年齢構成の変化を踏まえたうえで将来の不確実性を織り込むなど合理的なものとなっており、その水準は当社の実績からみて妥当なものとなっております。

テストの結果

2019年度末は、ストレステストにもとづく危険準備金を39百万円、負債十分性テストにもとづく追加責任準備金を129百万円積み立てております。

第三分野保険に係るストレステスト・負債十分性テストとは

保険事故発生率の不確実性を踏まえたうえで、第三分野保険の責任準備金の十分性を確認するための仕組みが第三分野保険に係るストレステストと負債十分性テストです。

第三分野保険に係るストレステストとは、保険金等の支払いの悪化を反映したうえで、あらかじめ設定した保険事故発生率の十分性を確認するものです。あらかじめ設定した保険事故発生率によって通常想定される範囲を超えた悪化を賄えない場合には危険準備金を積立て、さらに通常想定される範囲内の悪化も賄えない場合には負債十分性テストを実施します。

負債十分性テストとは、保険金等の支払いの悪化を反映し、収入支出全体の動向を踏まえて保険料積立金の十分性を確認するものであり、テストの結果、十分でない場合には追加責任準備金を積み立てます。

● コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の充実

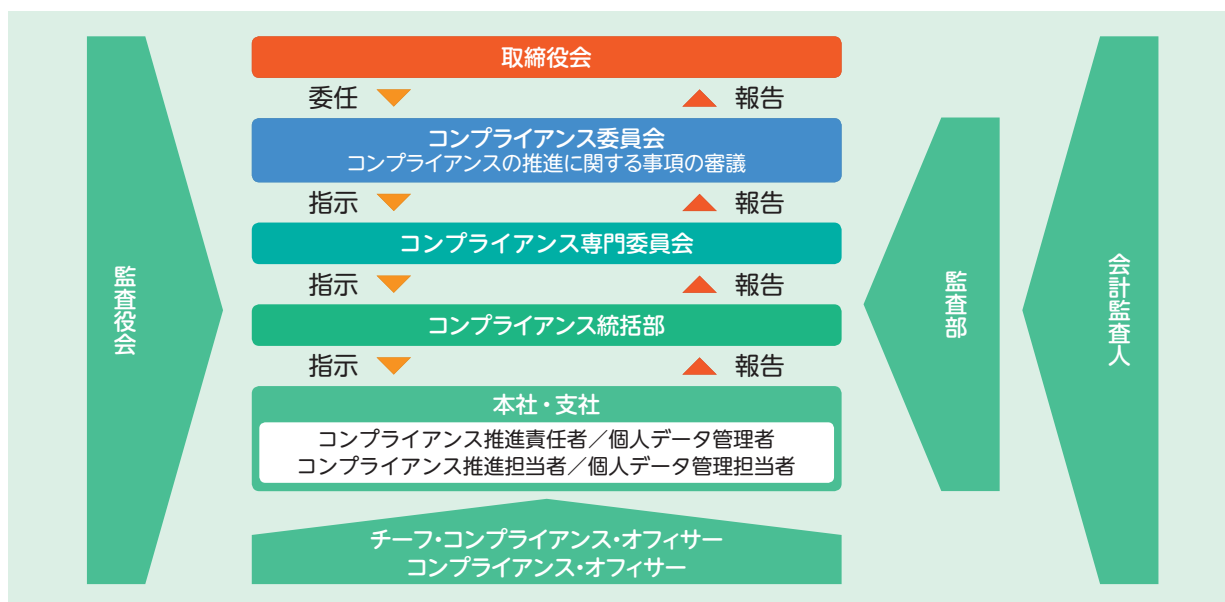
当社役職員は、企業の成員としてだけでなく社会の一員として、法令のみならず慣習や社会通念の観点からも遵法精神を尊ぶ意識をさらに高めてまいります。そのために、当社はコンプライアンス態勢を整備・強化するとともに実践的なコンプライアンス教育を継続的に実施しております。しかしながら、万全な態勢のもとでも不適正な事象を完全に排除することはできないと認識しております。不適正な事象を早期に発見して、適正かつ迅速に対応するとともに再発防止に向けて、不断の改善・是正に努めることが重要であると考えております。

● 組織体制

社長が委員長となり、常勤の取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」が、取締役会からの委任を受けてコンプライアンスの推進に関する事項（コンプライアンス・プログラムの策定など）を審議し、コンプライアンスの推進を図っております。また、同委員会の事務局は、コンプライアンス統括部が担当しております。

そして、本社各部門および支社におけるコンプライアンス推進の責任者（コンプライアンス推進責任者）と実務担当者（コンプライアンス推進担当者）がコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進しております。

さらに、コンプライアンス統括部にチーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーを配置することによって、常時コンプライアンス・チェックを行っております。



● 基本方針・規程など

経営理念を確実に実践するためコンプライアンスに関する基本的な事項を定めた「コンプライアンスに関する基本方針」と、それを具体化しコンプライアンス推進体制や社内各部門の責任・役割・権限を定めた「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定しております。そして、これらの方針・規程にもとづいた年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し実践しております。

また、全役職員が日常業務を遂行するにあたって、遵守すべき基本原則・行動規範を定めた「富国生命役職員行動規範」を制定しております。

● コンプライアンスの推進

コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンスに関する方針、社内規程、関係法令などの解説や留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルを毎年改訂・配付しております。

また、コンプライアンス・プログラムにもとづき、階層別・所属別研修を定期的実施して、コンプライアンス意識や知識の向上を図っております。

さらに、コンプライアンス推進責任者・コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンス・オフィサーの資格を取得して、コンプライアンスの推進を図っております。

一方、コンプライアンスに関する職員からの質問や相談、不適正事象の通報を受け付ける相談窓口を社内外に設けて現場の声を吸い上げることにより、不適正な事象の早期発見と適正かつ迅速な対応を図るとともに再発防止に努めております。

お預かりしている個人情報等は厳重に管理しております。

● 個人情報等の保護

当社では、お客さまから信頼される保険会社であり続けるための最重要課題の一つが個人情報等の取扱いにあるとの認識のもと、従来より個人情報等の取扱いには細心の注意を払ってきました。「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめ、その他の関連法令・ガイドラインなどを遵守し、今後とも個人情報等を適正に取り扱うとともに保護に努めてまいります。

個人情報保護方針である「プライバシーポリシー」および「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定め、お客さまからお預かりしている大切な個人情報等の適正な管理、個人情報等に関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出などに対し迅速かつ適正な対応に努めております。

また、個人情報等を適正に取り扱うためのルールとして、「個人情報の取扱いに関する規程」「法人顧客情報の取扱いに関する規程」を定めるとともに、委託先における個人情報等の安全管理措置遵守状況の点検を実施するなど、適正な管理に努めております。

● 全社における個人情報等保護推進

コンプライアンス統括部担当役員を個人データ管理責任者とし、個人情報等保護に向けた全社的な取組みを推進するとともに、本社各部門・支社には「個人データ管理者」「個人データ管理担当者」を配置し、各組織における個人情報等の適正な取扱いに務めております。

● 職員への教育

個人情報等保護推進のためには、役職員が法令や個人情報等の適切な取扱いに関するルールを正しく理解し、実践することが不可欠であるとの認識のもとに、集合研修時には、個人情報等保護に関する研修を組み入れております。

本社各部門および支社・営業所で行っている個人情報等保護に関する研修は、それぞれの実情に即した内容で実施することで、適正な取扱いを社内に徹底しております。

さらに、研修以外にも、お客さまアドバイザーが所持するPlanDoへ、定期的にメッセージを配信するなど、個人情報保護に関する指導を実施しております。

● 漏えい防止などの対策

個人情報等の漏えい防止などの徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルに個人情報の適切な取扱方法などを記載するとともに、eラーニングや朝礼等でも個人情報保護について取り上げ、役職員一人ひとりの意識向上に努め、日頃の活動のなかで、個人情報等の適切な取扱いを行うよう徹底しております。

個人情報等の漏えいなどが起きた場合には、お客さまへの対応・警察への届出などをすみやかに行うとともに、再発防止策の策定と実施を徹底しております。漏えい等事案については随時社内へ通知し、注意喚起と再発防止を徹底しております。

「プライバシーポリシー」(個人情報保護方針)

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、個人情報の取扱いに関する方針を定め、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護、および個人情報の取扱いに関するお客さまからのご質問、ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めています。

①個人情報の利用目的

当社は、お預かりした個人情報を、下記の目的のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務

上記利用目的は、本プライバシーポリシーをホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載することにより公表するほか、書面等によりお客さまから直接個人情報を収集する場合に明示します。

②収集する個人情報の種類

保険等の契約に必要な個人情報として、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・電話番号の他、お客さまの健康状態、職業等について収集します。

また、当社が提供する各種サービスに関連して本人確認に必要な個人情報等のご提出をお願いする場合があります。

③個人情報の収集方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法その他の関連法令・ガイドライン等に照らして適法・公正な方法にて、主に、申込書・契約書やアンケートにより収集します。

また、キャンペーン等の実施により、インターネット・郵送等で個人情報を収集する場合があります。

④個人情報の提供

当社では、下記の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)法令に基づく場合等、個人情報保護法第23条第1項各号に定められた場合
- (2)個人情報保護法第23条第5項第1号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合

当社は、各種保険契約のお引受けや保険金・給付金等のお支払いに関する確認業務、情報システムの保守業務、印刷業務等の各種業務の全部または一部を外部委託する場合があります。その場合、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内でお客さまの個人情報を外部委託先に提供します。なお、外部委託先に提供した個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

- (3)個人情報保護法第23条第5項第3号にもとづき、「1. 個人情報の利用目的」に記載の目的のために、関連会社・提携会社との間で個人情報を共同利用する場合、および保険制度の健全な運営に必要なため、お客さまの保険契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等と共同して利用する場合等（詳細は当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱い

に関するお問合わせ先」までご連絡ください)
(4)その他個人情報保護法にもとづき提供が認められる場合

⑤個人情報の管理

個人情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じるとともに、個人情報への不正なアクセス等が行われることを防止するために適切な対策を講じます。

また、当社役員に対し、研修等を通じて個人情報の適切な取扱いの周知徹底を継続的にまいります。

⑥お客さまからの開示・訂正・利用停止等のご依頼

お客さまからご自身の個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等または第三者への提供の停止のご依頼があった場合は、ご本人からのお申出であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応いたします。具体的な手続方法、ならびに利用目的の通知および開示請求に際し申し受けます手数料の詳細につきましては、当社ホームページをご参照いただくか、「8. 個人情報の取扱いに関するお問合わせ先」までご連絡ください。

⑦プライバシーポリシーの見直し

当社は、本プライバシーポリシー各項における取り組みを適宜見直し、改善してまいります。また、本プライバシーポリシーを変更した場合、すみやかに当社のホームページに掲載し、公表いたします。

⑧個人情報の取扱いに関するお問合わせ先

個人情報の取扱いに関するお問合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

富国生命保険相互会社 お客さまセンター

電話番号：0120-259-817
所在地：〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10
フコク生命のホームページURL：
<https://www.fukoku-life.co.jp>

⑨認定個人情報保護団体におけるお申出・相談窓口

当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会に加盟しております。同協会の対象事業者である生命保険会社の個人情報の取扱いに関するお申出・相談窓口は下記のとおりです。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電話番号：03-3286-2648
生命保険協会のホームページURL：
<https://www.seiho.or.jp>

⑩特定個人情報等の取扱い

お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に規定する特定個人情報、および個人番号の取扱いにつきましては、別途定める「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」によるものとします。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社は、お客さまから信頼され続ける保険会社となることを第一に考え、お客さまの個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）に規定する特定個人情報（※）、および個人番号（以下、併せて「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法・その他の関連法令・ガイドライン等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な特定個人情報等の適正な管理・利用と保護、および特定個人情報等の取扱いに関するお客さまからのご質問・ご相談・お申出等に対して迅速かつ適切な対応に努めます。

※「特定個人情報」とは、個人情報のうち、個人番号（または個人番号の代替物）をその内容に含むものをいいます。

①特定個人情報等の利用目的

当社は、お預かりした特定個人情報等を、番号法に規定する下記の個人番号関係事務のために、業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1)保険取引に関する支払調書作成事務
- (2)不動産取引に関する支払調書作成事務
- (3)報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- (4)株式等の譲渡の対価等の支払調書作成事務
- (5)配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (6)前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

②特定個人情報等の収集

当社は、番号法に規定する個人番号関係事務を処理するために必要な場合にのみ、特定個人情報等を収集し、また、お客さまに特定個人情報等のご提供をお願いします。

③特定個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりした特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の必要かつ適切な管理のために、取扱規程等を策定するとともに、番号法等に規定する「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」および「技術的安全管理措置」を講じます。

また、当社の従業員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、安全管理措置が適切に講じられるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

④特定個人情報等の提供

当社は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

⑤個人番号の廃棄

当社は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に規定する保存期間が経過したときは、個人番号をすみやかに廃棄または削除します。

⑥特定個人情報等の取扱いに関するお問合わせ先

特定個人情報等の取扱いに関するお問合わせは、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

富国生命保険相互会社 お客さまセンター

電話番号：0120-259-817

所在地：〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10

フコク生命のホームページURL：<https://www.fukoku-life.co.jp>

反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

● 反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、反社会的勢力との関係遮断を進めるため、「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」を定め、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨むとともに、ご契約者等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性の確保に努めております。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

1. 目的

この反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針は、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との関係を遮断するための基本的な事項を定めることにより、当社および当社従業員、ご契約者等への被害を防止し、公共の信頼および業務の適切性・健全性を確保することを目的とします。

2. 定義

「反社会的勢力」とは、暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことをいい、いわゆる暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等に加え、暴力的な要求や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団または個人も含まれます。

3. 原則

当社は、「1. 目的」を達成するため、以下の原則を遵守します。

①取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力と一切の関係をもちません。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力またはその疑いがあると判明した時点で、速やかに関係を解消します。

②裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対し、理由の如何に関わらず、裏取引や資金提供を行いません。

③組織としての対応

当社は、反社会的勢力から不当要求がなされた場合、対応をその不当要求事案に関わる担当者や担当部署のみに任せることなく、代表取締役および反社会的勢力対応担当役員の指揮の下、関連する部門が一丸となり、また関連会社が一体となって対応します。

④外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

⑤有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、何らかの被害を受けた場合は積極的に被害届を提出するなど刑事事件化を躊躇しません。



2019年度の事業概況

1. 事業活動の概況	71
2. 決算業績の概況	78
3. 資産運用の概況	79
4. 社員配当の状況	81
5. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	88

商品開発と販売商品

1. 商品開発の考え方と商品開発状況	89
2. フコク生命の保険種類	91

経営に関する諸活動

1. ご契約者に対する情報提供	96
2. 新しい販売チャネルへの取組み	97
3. 情報システムに関する状況	98
4. 確定拠出年金制度における運用関連運営管理業務に関する方針	99

当社の概況および組織

1. 主要な業務の内容	100
2. フコク生命の歴史・沿革	101
3. 総代・評議員・総代候補者選考委員	103
4. ご契約者懇談会	108
5. 組織	109
6. 会計監査人の氏名又は名称	110
7. 従業員の在籍・採用状況	110
8. 店舗網一覧	111
9. 基金の状況	113

データ編

データ編目次	114
財産の状況	115
業務の状況を示す指標等	139
特別勘定に関する指標等	175
保険会社及びその子会社等の状況	177

生命保険協会統一開示基準項目一覧	203
データ編索引	205
索引	206

1.事業活動の概況

〔経済情勢と業界動向〕

2019年度の方が国経済は、前半は米中貿易摩擦の影響による外需の低迷などから回復の動きに足踏み感がみられ、後半は消費税率引上げに伴う家計負担の増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出手控えなどの自粛ムードの強まりなどにより悪化しました。海外経済については、米中貿易摩擦の影響などにより成長ペースが鈍化傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての出入国制限や外出制限などの影響から多くの国で経済活動が停滞し、悪化しました。金融政策については、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題などに伴う先行き不透明感の強まりを受けて、FRB（米連邦準備理事会）は7月に10年半ぶりの利下げに踏み切り、ECB（欧州中央銀行）は9月に利下げや量的緩和政策の再開などを決定しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、FRBはゼロ金利政策と国債などの買入れ規模を無制限とする量的緩和策に踏み切り、ECBは量的緩和策を大幅に拡大しました。また、日本銀行はETFなどの買入れペースの上限引上げなどにより金融緩和の強化を図る一方、イールドカーブ・コントロールについては金利誘導目標を据え置きました。

金融資本市場については、米中貿易交渉の動向や各国中央銀行の金融政策を巡る思惑に左右される展開が続きましたが、2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から変動率が高まりました。長期金利の指標となる10年国債利回りは、米中貿易摩擦の激化から夏場にかけてマイナス0.2%台後半まで低下する局面もありましたが、概ね日本銀行のイールドカーブ・コントロールの金利誘導目標である0%程度で推移しました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って欧米金利が過去最低水準まで低下するなかでも、0.005%で期末を迎えました。株価については、米中貿易交渉の動向に左右されつつも、世界的な金融緩和の動きや米中の第一段階の通商合意などを受けて日経平均株価で一時24,000円台まで上昇しましたが、年度終盤に新型コロナウイルスの感染拡大による企業業績の悪化懸念から急落し、前年度末を約2千2百円下回る18,917円で期末を迎えました。為替レートについては、対ドルでは、概ね105円から110円のレンジでの推移が続いた後、3月上旬に101円台となるなど年度末にかけてリスク回避の動きなどから乱高下し、期末は前年度末比約2円の円高となる109円近辺となりました。

生命保険業界においては、長寿化やライフスタイルの変化に伴う保険ニーズの変化に応じて、健康増進型や医療・介護等の保険商品・サービスを提供する動きが引き続き見られました。

保険販売面では、法人向け定期保険について、国税庁が6月に本保険に係る法人税基本通達を一部改正したことを受け、保険本来の機能ではない部分が過度に強調されないよう、適切な募集態勢の整備が行なわれました。また、外貨建ての貯蓄性商品については、苦情が多数発生したことを受けて、各社において販売時における情報提供の充実や研修など、募集人教育の向上を図る動きが見られました。2月には、生命保険協会が現行の業界共通教育制度に「外貨建保険販売資格試験」を追加創設することを決定しました。

生命保険業界がお客さまの視点に立ち社会から信頼され続けていくため、生命保険協会は、7月にお客さまの最善の利益を追求する顧客本位の業務運営を徹底していくことが重要との考えを示しました。12月には、全生命保険会社を対象とした取組みに関するアンケートの結果について公表・フィードバックを行い、顧客本位の業務運営のさらなる高度化に向け業界を挙げて取り組んでおります。また、金融庁から8月に公表された「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」においても、保険商品の販売現場における顧客本位の業務運営の定着の重要性が示されています。

国内における経済価値ベースのソルベンシー規制の在り方について議論するため、金融庁は5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置しました。有識者会議では、規制導入に伴う保険契約者をはじめとするステークホルダーへの影響や制度設計上の論点等について議論されています。

金融機関が主体的に創意工夫を発揮することができるよう、金融庁は12月に検査マニュアルを廃止しました。金融行政が、従来の形式的なルール・ベースから、ルールとプリンシプル（原則）のバランス重視へと移行することで、各社は多様で主体的な創意工夫や横並びではない取組みが求められることとなります。

また、新型コロナウイルスによる感染拡大の影響に伴い保険契約者との対面での手続きが困難となる状況を踏まえ、金融庁より生命保険協会に対して保険契約の円滑な継続等に支障を来さない対応をするよう要請がありました。これを受けて生命保険協会は、3月に業

界として保険料払込猶予期間の延長措置等の対応をしていく旨を各社に通知し、各社はその取扱いを公表しました。

〔事業の経過〕

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『お客さま基点』の業務運営方針のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が長期化するなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びERM（統合的リスク管理）の推進に引き続き取り組んでおります。

① 100周年プロジェクト

2023年11月に創業100周年を迎える当社は、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」(ザ・ミューチュアル)というコンセプトのもと、100周年プロジェクトに取り組んでおります。「THE MUTUAL」とは、共感・つながり・支えあいであり、次の100年に向け進化する次代の“相互扶助”のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあう、真の“相互扶助”を体現する組織を目指す当社の決意でもあります。

この「THE MUTUAL」体現の推進エンジンとして分科会活動をスタートしました。「NEXT100」の名称のもと、11のテーマで活動を展開しております。

テーマのひとつに、当社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、発信していく「FIND THE MUTUAL」という活動があります。2019年度は、5支社（奈良、熊本、東京、京都、池袋）で取材を行い、100周年特設WEBサイトや新聞広告などで公開しました。47都道府県62支社でリレーしながら、次代の“相互扶助”とは何かを考え、模索し、発信することで、当社への共感の輪を大きく広げてまいります。

100周年に向けて、当社が脈々と受け継いできた“相

互扶助”の過去、現在、そして次代の“相互扶助”である「THE MUTUAL」を引き続き発信し、100周年を迎えたとき、当社に関わるすべての人と笑顔で共感しあえる会社となることを目指してまいります。

② 中期経営計画

当社は、2019年度から2021年度にかけての中期経営計画を開始しました。

前中期経営計画より引き続き「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとし、このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」、すなわちES（従業員満足度）の向上がCS（お客さま満足度）の向上に繋がる好循環を作り上げることを主要なテーマの1つとしております。もう1つのテーマとして、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現に向け、①人口動態の変化に対応した国内市場における持続可能なビジネスモデルの構築、②他社（異業種）との連携・協業による差別化された商品・サービスの提供、③Face to Faceを引き続き行っていくためのIT投資の3つの具体的課題に取り組んでおります。

この2つの主要なテーマを踏まえて、本社各部門では「持続的成長のための好循環」のカテゴリー別にアクションプランを策定し、また、「長期経営ビジョンの実現」に向けた取組みについては、本社企画部門を中心としてアクションプランを策定し、それぞれ実行しております。各支社ではお客さまアドバイザーと支社スタッフで構成される「支社中計委員会」において、「お客さま満足度の向上」に取り組んでおります。

併せて、「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促すことを目的として、全職員を対象に、部門毎にディスカッションを中心とした研修「お客さま基点活動」を実施しております。「お客さま基点」を価値観として行動できる人材を育成することが、結果としてお客さま満足度の向上につながっていくとの認識のもと、継続して実施しております。

中期経営計画のビジョンの実現に向け、全役職員が一丸となり努力してまいります。

③ 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

（方針1）「お客さま基点」の浸透・実践

役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則「私たちのお客さま基点」のもと、「お客さま基

点」の浸透・実践に取り組んでおります。

「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の「原点」としている当社において、最上位の方針と位置づける『「お客さま基点」の業務運営方針』については、毎年振り返りを行っており、6月に取組結果を公表し、社内にも周知徹底を行っております。「お客さま基点」の業務運営の評価指標（KPI）として設定している「他者加入推奨意向」は、本年度に実施したご契約者アンケートにおいて上昇しました。

（方針2）お客さまの「声」を経営改善に活かす取組み

お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客さま基点」での最優のサービスを提供し、お客さまのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでおります。2019年度に実施した取組みは次の通りです。

当社では、保険契約時の告知内容により、特別保険料領収法などの特別条件を付加して保険をお引受けする場合があります。お客さまに特別条件を正しくご理解いただくため、説明資料を新規作成し、あわせて「特別条件承諾書」を刷新することで、わかりやすさの向上を図りました。

これまで、入院や手術給付金請求時の必要書類である当社所定の「入院・手術証明書（診断書）」について、所定の要件を満たしていれば、他社及び病院独自様式の診断書（原本）の代用を可能としておりましたが、診断書（写）についても、同様の取扱いを開始したことにより、請求時の利便性を高めました。

保険料の払込を完了した短期払契約においては、付加されている特約の保険期間満了に関する錯誤が生じることのないように、特約の保険期間満了の4ヵ月前にお知らせする取組みを始めました。

保険料振替口座の変更等をされたお客さまに送付する案内通知については、これまでにお客さまから寄せられた声を参考に「保険料払込方法等変更手続完了のお知らせ」として刷新し、保険料払込状況の記載やレイアウトの変更を行うなどお客さまに寄り添ったわかりやすさの向上を図りました。

（方針3）お客さまのニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組み合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、

お客さま一人ひとりのニーズにあわせて必要な保障を必要な分だけ確保できるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

10月には、主力商品「未来のとびら」の新たな販売形態として、認知症にフォーカスした介護保障プラン「ずっとあんしんケアダブル」の取扱いを開始しました。「ずっとあんしんケアダブル」は、複数の特約を自在に組み合わせることで死亡・就業不能・介護等のリスクを総合的にカバーすることを主眼とする「未来のとびら」において、「介護終身年金特約<認知症加算型>」1特約のみでの加入を可能とした戦略商品です。これにより、シニア層に対し今後不安が高まる認知症や介護への重点的な備えを提供できるようになりました。

このプランの発売にあわせて、契約者向け付帯サービスのラインアップにセコム株式会社が提供する「セコムみまもりホン」を追加しました。これにより、救急通報・家族間での安否確認・現場急行など、高齢者や持病のある方とご家族のニーズに沿ったサービスの利用を可能としました。

また、入院や在宅療養で働けなくなったときの収入の減少をカバーする特約として従来の「就業不能保障特約」をバージョンアップし、短期・長期それぞれの就業不能のリスクに対して1つの特約で備えることを可能とした「はたらくささえプラス」（就業不能保障特約（2020））を2020年4月1日より発売しております。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「PlanDo」を活用したFace to Faceによるきめ細かなコンサルティングセールスを実践しております。「PlanDo」に搭載した提案ツール「ライフコンパス」により、ライフステージにあわせた必要保障額のシミュレーションを行いながら、お客さまの状況に即した最適なプランを設計・提案するよう努めております。

また、4月よりフコク赤ちゃんクラブ会員特典として、LINEや電話を通じて、小児科医や産婦人科医に無料で相談できるサービスの導入を開始しました。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。

（方針4）お客さまへの情報提供の充実

商品パンフレットのほか、保険商品に関連する死亡・疾病罹患データなどの情報をシリーズ化した資料「データNAVY」や「がん基礎知識と解説」、「ちょうどい

い安心の考え方」などの冊子を適宜ご提供しております。

10月の「ずっとあんしんケアダブル」発売にあたり、商品内容をわかりやすく伝えるだけでなく、認知症や介護に関する詳細なデータを提供し、お客さまが正しい情報に基づいて保険をご検討いただける商品パンフレットを作成しました。また、お客さまの性別や家族構成、意向によって必要な介護や認知症の保障を検討できる資料を作成し、幅広い有益な情報をご提供することに努めております。

2020年4月発売の「はたらくささえプラス」において、お客さまへ提供できるツールの充実はもちろんのこと、非対面時にも効果的な情報提供ができるよう、ホームページ上に新特約の特集サイトを設置し、商品内容を説明する動画や働けなくなったときの不足金額のシミュレーションができる機能等のコンテンツも充実させてまいります。

また、当社は相互会社として、配当還元の充実を通じてお客さまの実質的な保険料負担の軽減を図っております。「社員配当金」の仕組みなどを解説する動画を作成し、ホームページでの公開に加えて、「PlanDo」を利用しお客さまとともに視聴できるようにするなど、様々な媒体を用いた情報提供に努めております。

(方針5) お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払に至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう取り組んでまいります。

お客さまの申出、解約、保険金・給付金などの手続きを正確かつ迅速に行うため、重点指標を定めて取り組み、お客さま満足度の向上に努めております。

5月より個人契約の住所変更手続きについて、お客さまは書類の記入・提出をする必要がなく、ペーパーレスで手続きが完結するようになりました。

毎年8月、すべてのご契約者に契約内容などをお知らせする冊子「フコク生命だより」を送付しております。この冊子に関するお客さまからの照会に、よりスピーディーな対応を図るために、お客さまに送付された「フコク生命だより」をお客さまアドバイザーが「PlanDo」で閲覧できる仕様に変更しました。

また、8月より70歳以上の全てのお客さまの現在状況

を確認するとともに、入院請求や受取人変更などの手続にもれがないか確認を行っております。

10月より、「先進医療給付金直接支払サービス」を開始しました。技術料が高額になる「重粒子線（炭素イオン線）治療」や「陽子線治療」などの先進医療について、当社から医療機関へ直接治療費をお支払することで、お客さまに経済的な負担をかけずに安心して治療を受けていただくことが可能となりました。

(方針6) お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

海外主要中央銀行の金融緩和などを受け、世界的に長期金利が低位で推移したことから、内外の公社債への投資を抑制しました。収益性を維持するため、国内株式について株価が下落した局面を捉え、安定した配当が見込める銘柄を選別して、リスクを適切にコントロールしつつ積み増しました。新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から金融資本市場の変動率が高まった年度終盤には、含み益が大幅に増加した内外の国債を一部売却する一方、その資金の一部を割安と判断した内外の社債に振り向けるなど金融資本市場の変動に機動的に対応し、収益性の確保に努めました。

加えて、PRI（責任投資原則）の署名機関として、収益性を確保しつつ持続可能な社会の実現に貢献するため注力しているESG投資については、運用報酬の一部をがん研究機関に寄付するファンドへの投資や、債券投資を通じて障がい者支援の重要性を発行体と投資家が共に提起する世界初の案件などに取り組みました。

また、スチュワードシップ活動については、主要投資先企業との「目的を持った対話」において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行ったほか、対話の実効性をさらに高めるべく主要企業の訪問後に当社の提言の有効性や対話の深度等に関するヒアリングを実施しました。対話の実施状況や議決権の行使などについて、社外委員を委員長とする「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

こうした取組みのほか、中長期的な資産運用の競争力のさらなる強化を図るべく、資産運用会社ミュージック社（本社：米ニューヨーク）と5月に欧州社債運用

に係る覚書を締結しました。同社並びに主に米国社債運用に係る提携をしているペイデン&リゲル社（本社：米ロサンゼルス）へのトレーニー派遣の継続や、両社との外国社債運用に関する意見交換を通じた運用ノウハウの獲得などにより、機関投資家としての目利き力強化に努めるとともに、資産運用の高度化を実践しうるグローバルな視野を有する人材の育成に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、残高を積み増した国内株式の配当金増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比9億円増加の1,563億円と前年度に引き続き過去最高を更新しました。資産運用収支については、内外の株価の大幅な下落を受けて有価証券評価損を計上した一方、内外の公社債を中心に有価証券売却益を計上したことなどから、同12億円増加の1,361億円となりました。

有価証券の含み益については、内外の株価下落などにより国内株式の含み益が減少し、外国株式等が含み益から含み損に転じたことなどから、前年対比1,264億円減少の6,590億円となりました。また、土地の含み益は、同79億円増加の1,533億円となりました。

(方針7)利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすにあたり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

(方針8)「お客さま基点」を実践できる人づくり

創業理念のさらなる浸透を通じ、「お客さま基点」を実践できる人づくりに取り組んでおります。具体的には、創業に込められた「ご契約者本位」という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、引き続き研修の充実を図るとともに、管理職層に対してあらためて理念教育の重要性を徹底

しました。あわせて、「あらためて、今の自分ができるお客さま基点の行動とは何か」を参加者に考えてもらう場づくりとして、社長自らが「お客さま基点」への想いを直接語る「車座ミーティング」を継続実施しました。

さらに、お客さまのご意向を踏まえたコンサルティングのさらなる実践に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を行うなど、Face to Faceの対面販売を担うお客さまアドバイザーの育成に注力しました。

また、女性活躍をはじめとし、多様な人材が活躍できるよう、ダイバーシティ（多様性）を意識した人づくりに取り組みました。

④ コンプライアンス態勢

コンプライアンスについては法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるとの認識のもと、全役職員に対しコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続して実施するなど、コンプライアンス態勢を整備・強化しております。

また、3月には、コンプライアンス・リスク管理を視野に入れ広くコンプライアンスを推進すべく、コンプライアンスに関する基本方針をはじめとする関係諸規程を改正し、コンプライアンス推進体制の再構築を実施しました。

さらに、本社・支社・営業所の点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関しては、9月にリスク評価書の見直しを行うなど、さらなる態勢充実に向けて取り組んでおります。

また、反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引ごとに相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認しており、引き続き反社会的勢力との取引の未然防止を図ってまいります。

⑤ リスク管理態勢

リスク管理については、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク、大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた管理を行う5つの下部各委員会及び主にストレステストとグループリスクに係る専門的な

検討を行うリスク管理専門委員会による管理態勢のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進しており、適切なリスク・テイクによる好循環の実現を目指しております。

保険引受リスク管理については、引き続き死亡・介護・医療を中心としたリスク・テイクを推進しており、VaR（予想最大損失額）に基づくリスク量が危険差益の範囲内に収まることをカテゴリー別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

資産運用リスク管理については、引き続き自己資本の充実度状況とリスク・リターン効率を踏まえたリスク・テイクを推進しており、VaRに基づくリスク量がリスクバッファの範囲内に収まることをカテゴリー別に確認するなど、十分なリスク対応力を保持していることを定期的にモニタリングしております。

サイバーセキュリティ管理については、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）主催の分野横断的演習への参加や、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練の実施などにより、サイバー攻撃への対応力の強化を図っております。

コンプライアンス・リスク管理については、統合的リスク管理の対象として、潜在的なリスクも含めた網羅的なリスクの洗い出し、重要なリスクの特定及びその重点的な管理を行います。同管理の一環として、データベースを活用した保険募集における不正検知態勢の強化に向けた取組みを進めるとともに、欧州の事例に基づき、商品ライフサイクルに基づくコンダクトリスク管理のフレームワークを策定しました。

リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）については、日本でも議論が進められている経済価値ベースのソルベンシー規制に関して、その導入が引き起こす経営行動をすでに同規制が導入されている欧州の事例に基づき考察し、リスク選好の在り方を整理しました。併せて、健全性指標の充足状況やリスク・リターン効率指標の活用状況を定期的に把握するとともに、内部モデルの高度化に向けた検討を進めました。

引き続き自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理のさらなる推進とERM態勢のさらなる強化を図ってまいります。

⑥ 経営の健全性の確保及び配当還元の充実

保険会社の健全性を示す指標については、保険金等

の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率が1,290.8%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額が1兆7,094億円となり、十分な水準を確保しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」（格付けの方向性/安定的）、スタンダード&プアーズより「A」（アウトルック/安定的）、ムーディーズより「A2」（格付けの見通し/安定的）の格付けを取得しております。

自己資本の充実については配当還元とのバランスをみながら内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。当期においては、危険準備金105億円、価格変動準備金114億円及び追加責任準備金163億円の積増しを行いました。また、2014年に募集した基金100億円を8月に償却し、同月に基金120億円を再募集しております。

配当還元についてはご契約者の期待を踏まえてさらなる充実に努めており、保険料の割引ではなく保険金や給付金の支払実績等に応じた配当の実施により、実質的な保険料負担の軽減を図っております。2019年度決算においては、安定的に利益が確保され内部留保への貢献も大きい医療保険を対象に、入院給付金のお支払が無いご契約に対する配当（健康配当）を増配し、さらに保険期間を通じて入院給付金のお支払が無いまま満期を迎えられたご契約に対しては特別配当を新たに実施する予定です。これにより個人保険分野の増配は8年連続となります。

⑦ コーポレートガバナンス基本方針の実行

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しております。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために、基本方針を踏まえて取締役会の実効性評価を実施したことに加え、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応として、基本方針の内容を改正しております。

【会社が対処すべき課題】

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社

として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。2023年に創業100周年を迎えるにあたり、企業活動本来の目的を見失うことなく、改めて経営理念の徹底を図り、真摯にその具現化に取り組んでまいります。併せて、100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」を探求し、引き続き発信してまいります。

デジタル経済が進展しIT化が進めば進むほど、人間はハイタッチ（人間的な触れ合い）を求めるようになると言われており、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性はさらに増しています。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。お客さまアドバイザーのさらなる質の向上を図りながら、その陣容を強化していくことが課題のひとつであると認識しております。

社会・経済環境が大きく変化するなかで、当社が持続的に成長していくためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが不可欠であると考えております。特に、超低金利環境の継続や、先の見えない新型コロナウイルスの感染拡大は、保険販売面及び資産運用面での大きな課題であると認識しております。こうした認識のもと、自己資本、リスク及びリターンの一體的な管理をさらに推進し、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用及びリスク管理の高度化などに引き続き取り組んでまいります。とりわけ、新型コロナウイルスのような未知の感染症への対応は、一過性ではなく長期的な課題として認識し、取り組む必要があります。Face to Faceの活動とIT活用の両立という新しい課題にも取り組んでまいります。

また、当社は保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えております。そのために、内部留保の積上げを図るとともに必要に応じて外部からの資本調達を行い、引き続き外部環境の変化に対して頑強な自己資本の構築に努めてまいります。同時に、相互会社である当社は配当還元のさらなる充実を通じて、お客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ることが使命であると考えております。

この保険会社としての責務と相互会社としての使命を果たしていくために、当社はお客さまの利益を守ることをだけを考え、過度な成長ではなく、お客さまを守るための成長を追求してまいりました。こうした企業としての在り方が、信頼へとつながり、お客さまに安心していただくことができるものと考えております。生命保険とはお客さまの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。相互扶助の精神のもと、お客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

2.決算業績の概況

【契約概況】

2019年度末保有契約高は、個人保険は22兆4,295億円（前年度末比0.8%減）、個人年金保険は2兆4,560億円（前年度末比3.8%減）、団体保険は17兆6,052億円（前年度末比1.7%増）、団体年金保険は責任準備金で2兆2,334億円（前年度末比2.0%増）となりました。

【収支概況】

経常収益では、保険料等収入は団体年金保険の保険料が増加したことにより5,335億円（前年対比1.5%増）となりました。また、資産運用収益は1,950億円（前年対比6.3%増）となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,533億円（前年対比1.4%増）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,391億円（前年対比6.1%減）、責任準備金等繰入額は814億円（前年対比123.4%増）、資産運用費用は588億円（前年対比21.1%増）、事業費は920億円（前年対比1.6%増）となりました。

この結果、経常利益は488億円（前年対比8.3%減）となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額114億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を31億円計上した結果、当期純剰余金は341億円（前年対比7.4%減）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は579億円（前年対比4.5

%減）となりました。

剰余金処分においては、社員配当準備金315億円、基金償却準備金24億円などをあわせて341億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越しました。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は834億円（前年対比8.6%減）となりました。

【資産・負債等の概況】

当期末の総資産は1,062億円増加し、6兆7,908億円（前年度末比1.6%増）となりました。このうち、有価証券は5兆3,446億円（前年度末比4.0%減）となり、貸付金は5,654億円（前年度末比0.8%増）となりました。

負債の部では、責任準備金は813億円増加し、5兆6,949億円（前年度末比1.4%増）となりました。このうち、追加責任準備金については163億円を積み増し、1,036億円（前年度末比18.8%増）となり、危険準備金については105億円を積み増し、2,150億円（前年度末比5.2%増）となりました。価格変動準備金は114億円を積み増し、1,227億円（前年度末比10.3%増）となりました。

純資産の部は、5,400億円（前年度末比9.5%減）となりました。

事業成績および財産の状況の推移

（単位：億円）

区 分		2018年度	2019年度
年度末契約高	個人保険	226,080	224,295
	個人年金保険	25,523	24,560
	団体保険	173,064	176,052
	団体年金保険	21,890	22,334
	その他の保険	366	367
	保険料等収入	5,256	5,335
	資産運用収益	1,834	1,950
	保険金等支払金	4,679	4,391
	資産運用費用	485	588
	経常利益	533	488
	当期純剰余	368	341
	社員配当準備金繰入額	346	315
	総資産	66,845	67,908
	責任準備金	56,135	56,949
	負債の部合計	60,879	62,508
	純資産の部合計	5,966	5,400

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。
 2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金の金額です。
 3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高を合計したものです。

3.資産運用の概況

2019年度の資産の運用状況

①運用環境

2019年度の方が国経済は、前半は米中貿易摩擦の影響による外需の低迷などから回復の動きに足踏み感がみられ、後半は消費税率引上げに伴う家計負担の増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出手控えなどの自粛ムードの強まりなどにより悪化しました。海外経済については、米中貿易摩擦の影響などにより成長ペースが鈍化傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての出入国制限や外出制限などの影響から多くの国で経済活動が停滞し、悪化しました。金融政策については、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題などに伴う先行き不透明感の強まりを受けて、FRB（米連邦準備理事会）は7月に10年半ぶりの利下げに踏み切り、ECB（欧州中央銀行）は9月に利下げや量的緩和政策の再開などを決定しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、FRBはゼロ金利政策と国債などの買入れ規模を無制限とする量的緩和政策に踏み切り、ECBは量的緩和政策を大幅に拡大しました。また、日本銀行はETFなどの買入れペースの上限引上げなどにより金融緩和の強化を図る一方、イールドカーブ・コントロールについては金利誘導目標を据え置きました。

・債券市場では、長期金利の指標となる10年国債利回りは、米中貿易摩擦の激化から夏場にかけてマイナス0.2%台後半まで低下する局面もありましたが、概ね日銀のイールドカーブ・コントロールの金利誘導目標である0%程度で推移しました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴って欧米金利が過去最低水準まで低下するなかでも、0.005%で期末を迎えました。

・株式市場では、米中貿易交渉の動向に左右されつつも、世界的な金融緩和の動きや米中の第一段階の通商合意などを受けて日経平均株価で一時24,000円台まで上昇しました。しかし、年度終盤に新型コロナウイルスの感染拡大による企業業績の悪化懸念から急落し、前年度末を約2千2百円下回る18,917円で期末を迎えました。

・為替市場では、円/ドルは、概ね105円から110円のレンジでの推移が続いた後、3月上旬に101円台となるなど年度末にかけてリスク回避の動きなどから乱高下し、期末は前年度末比約2円の円高・ドル安となる109円近辺となりました。円/ユーロは、英国のEU離脱に係る懸念やユーロ圏経済の減速、ECBによる量的緩和政策の再開などを背景にユーロが弱含み、前年度末比約5円の円高・ユーロ安となる120円近辺で期末を迎えました。

・欧米の債券市場では、期初は2.4%台であった米国の10年国債利回りは、米中貿易摩擦に伴う世界経済の下振れ懸念があるなか、新型コロナウイルス感染拡大を受けたFRBによるゼロ金利政策、量的緩和政策の再開を受けて大幅に低下し、期末は0.7%程度となりました。欧州の長期金利の指標となるドイツの10年国債利回りについては、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済の下振れ懸念を受けてマイナス幅が拡大し、期末はマイナス0.5%程度となりました。

②当社の運用方針

当社では、『ご契約者の利益擁護』のため、生命保険という商品の負債特性を踏まえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保していくことを資産運用の基本方針としています。

この方針のもと、時代の変化に即応できるポートフォリオを構築すべく、資産の流動性を確保しつつ、中長期的な視点から資金を配分しています。具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、公社債・貸付などの円金利資産を柱としつつ、それを補完し、収益性の向上を図るため、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っています。超低金利環境が長期化するなかでも安定した収益性を維持するため、自己資本の充実度を踏まえ、よりリスク・リターン効率に優れた投資を実践するよう努めています。

また、中長期的な資産運用の競争力のさらなる強化を図るべく、資産運用会社ミューズニッチ社（本社：米ニューヨーク）と2019年5月に欧州社債運用に係る覚書を締結しました。同社並びに主に米国社債運用に係る提携をしているペイデン&リゲル社（本社：米ロサンゼルス）など外部運用機関の活用や、ロンドン・ニューヨーク・シンガポールの海外運用三拠点によるグローバルな分散投資の深化、PRI（責任投資原則）署名機関としてのESG投融資の拡充などを通じて、資産運用の高度化を図っています。

③運用実績の概況

2019年度末の一般勘定資産は、932億円増加の6兆7,062億円（前年対比1.4%増）となりました。

内外の公社債については、世界的に長期金利が低位で推移したことから、投資を抑制しました。新型コロナウイルスの感染拡大への警戒感から金融資本市場の変動率が高まった年度終盤には、割安と判断した内外の社債を購入した一方で、含み益が大幅に増加した内

外の国債を一部売却したことなどから、国内公社債は1,043億円減少の2兆6,776億円（前年対比3.7%減）、外国公社債は336億円減少の1兆5,808億円（同2.1%減）となりました。株式については、安定した配当が見込める銘柄を選別して、リスクを適切にコントロールしつつ積み増したものの、株価下落により評価差額が減少したことなどから、605億円減少の6,120億円（同9.0%減）となりました。一般貸付については、再生可能エネルギープロジェクトや非居住者向けなど貸付先の多様化に努めたことなどから、53億円増加の5,101億円（同1.1%増）となりました。

資産運用関係収益は、内外の公社債を中心に有価証券売却益が増加したことなどから、125億円増加の1,950億円（前年対比6.9%増）となりました。このうち、利息及び配当金等収入は、残高を積み増した国内株式の配当金増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で9億円増加の1,563億円（同0.6%増）と前年度に引き続き過去最高を更新しました。

資産運用関係費用は、内外の株価の大幅な下落を受けて有価証券評価損が増加したことなどから、63億円増加の549億円（前年対比13.0%増）となりました。

その結果、資産運用関係収支は62億円増加の1,401億円（前年対比4.6%増）となりました。

④資産運用における取組み

■ミュージズニッチ社との覚書の締結

2019年5月に資産運用会社ミュージズニッチ社（本社：米ニューヨーク）と欧州社債運用に係る覚書を締結しました。同社に欧州社債運用の一部を委託するとともに、同社へのトレーニー派遣や欧州社債投資に関する意見交換などを通じて機関投資家としての目利き力強化に努めてまいります。

<覚書の概要>

- ✓当社または当社の海外資産運用子会社からミュージズニッチ社への運用トレーニーの派遣
- ✓欧州および日本の社債投資に関する定期的な意見交換

■スチュワードシップ責任への取組み

主要投資先企業との「目的を持った対話」において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行ったほか、対話の実効性をさらに高めるべく主要企業の訪問後に当社の提言の有用性や対話の深度等に関するヒアリングを実施しました。対話の実施状況や議決権の行使などスチュワードシップ責任を果たすための取

組み状況（2018年度：2018年7月～2019年6月）について、「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

<主な審議事項>

- ✓主要投資先企業との対話の実施状況について
- ✓次年度のスチュワードシップ活動方針について
- ✓議決権行使結果および重要議案の賛否判断について
- ✓日本版スチュワードシップ・コードの各原則の実施状況および自己評価について

- PR I 署名機関としてのESG投融資への注力
2019年度における主な取組みは以下の通りです。

環境(Environment)

プラスチック廃棄物による海洋汚染問題への取組みを支援する債券への投資や、再生可能エネルギープロジェクトへの融資などを実行しました。

社会(Social)

がん治療を大きく変える画期的なイノベーションに取り組む企業へ投資し運用報酬の一部をがん研究機関に寄付するファンドの購入や、債券投資を通じて障がい者支援の重要性を発行体と投資家がともに提起する世界初の案件などに取り組みました。

企業統治(Governance)

スチュワードシップ活動において、対話のポイントとしてESG課題を組み入れ、主要投資先企業との「目的を持った対話」(エンゲージメント)に努めているほか、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスなどの観点を踏まえた議決権行使を行っております。

4.社員配当の状況

剰余金処分に関する決議書（119ページをご参照ください）のとおり、2019年度決算では当期末処分剰余金579億円のうち341億円を剰余金処分の対象としました。そのうちの315億円を社員配当準備金に繰り入れ、資本基盤の充実を図るために基金償却準備金24億円、損失填補準備金9千万円を積み立てました。

なお、定款に定める剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合の下限は100分の20となっており、2019年度決算の同割合は100分の100.0となります。

生命保険の社員配当金は、保険料の計算に組み込まれた予定と実績との差益をご契約者にお支払いするものです。

個人保険・個人年金保険の社員配当金は、

- ア. ご契約後6年目から5年ごとに、あるいはご契約後3年目から毎年お支払いする「普通配当」
- イ. 普通保険約款に規定する所定の条件を満たすご契約にお支払いする「特別配当」および「満期契約に対する長期継続特別配当」

で構成されています。

2019年度決算にもとづく社員配当

2019年度決算にもとづく社員配当率の概要は次のとおりです。

〈個人保険・個人年金保険〉

(1) 5年ごと配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、2017年度決算において、「毎年の健康特別配当」に組み替えをおこなっており、2019年度決算配当率においてもゼロとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、2009年4月および2016年4月発売の医療保険に対して引き上げとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・毎年の健康特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)を新設します。

(2) 5年ごと利差配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・5年ごと医療特別配当につきましては、引き上げとします。
- ・毎年の健康特別配当、5年ごと健康特別配当および5年ごと高額加算特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)を新設します。

(3) 毎年配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。

上記のほか、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

〈団体年金保険〉

確定給付企業年金保険等は利差配当率を0.20%引き下げとし、その他の保険はすえ置きとします。

各保険種類の利差配当率は次のとおりです。

- ・予定利率1.30%の一般勘定取崩控除型商品(確定給付企業年金保険、新企業年金保険(H14)および厚生年金基金保険(H14)) ……0.30%
- ・予定利率1.00%の商品(新企業年金保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険、団体生存保険および新団体生存保険) ……0.20%
- ・予定利率1.30%の拠出型企業年金保険(H14) ……0.20%
- ・有期利率保証型確定拠出年金保険 ……0.00%

〈団体保険・財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険〉

すえ置きとします。

医療パック特約組立型総合保険、医療パック定期付新積立型介護保険および生存給付金付定期保険について、2019年度決算にもとづく社員配当金を例示しますと次のとおりです。

- 〈例1〉医療パック特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)：40歳加入、10年更新型、男性、口座振替月払、
 定期保険特約 死亡保険金 2,000万円
 介護保障特約 介護保険金 300万円
 就業不能保障特約 就業不能年金 140万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	継続中のご契約の配当金
2015年度（5年）	149,928 ^円 （12,494）	25,416 ^円
うち医療保険	30,744 ^円 （2,562）	9,013 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

- 〈例2〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)：40歳加入、60歳払込満了、10年更新型定期保険特約、男性、口座振替月払、
 保険料払込中 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 50万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	継続中のご契約の配当金
2010年度（10年）	172,824 ^円 （14,402）	89,718 ^円
うち医療保険	30,816 ^円 （2,568）	17,955 ^円

保険期間を通じて入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

- 〈例3〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)：40歳加入、60歳払込満了、15年更新型定期保険特約、男性、口座振替月払、
 保険料払込中 死亡保険金 2,900万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 100万円
 入院日額 6,000円の15年更新型新医療保険(120日型、無事故給付金有)をパッケージ

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	継続中のご契約の配当金
2005年度（15年）	211,704 ^円 （17,642）	163,855 ^円
うち医療保険	37,368 ^円 （3,114）	29,973 ^円

保険期間を通じて入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

配当金のほかに、医療保険については無事故給付金として30,000円をお支払いします。

- 〈例4〉生存給付金付定期保険(毎年配当契約)：20歳加入、15年満期、女性、口座振替月払、
 死亡保険金 1,000万円(主契約300万円、定期保険特約700万円)

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	満期を迎える ご契約の配当金
2005年度（15年）	102,552 ^円 （8,546）	11,413 ^円

配当金のほかに、生存給付金として30万円をお支払いします。保険期間中に入院見舞金のお支払いがないご契約については、無事故給付金として18,000円をお支払いします。

(注)経過年数とは2020年度の契約応当日における経過を示します。

2019年度決算にもとづく2020年度支払いの配当金(前記の例1、例2、例3および例4)の計算方法は次のとおりです。

(1)5年ごと配当契約(例1および例2の医療保険部分)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2019, 2018, 2017, 2016, 2015年度決算	
2015年度契約	0.50%
2010年度契約	0.25%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別および入院給付金の支払有無に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

保険金または年金年額、入院日額に次の配当率を乗じた金額。 0.00%

④毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

各年度ごとに①、②および③の合計額を割り振り、利息を加えて通算し、④を合算します。ただし、合算した金額がマイナスとなる場合はゼロとします。

⑤満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)

2020年度に満期を迎える医療保険のうち、保険期間を通じて入院給付金のお支払いがない長期継続契約に対して、医療保障部分の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2010年度契約	20%
----------	-----

(2)5年ごと利差配当契約

(例2の定期付新積立型介護保険部分および例3)

①利差配当

各年度ごとに、責任準備金に次の配当率を乗じた金額を割り振り、これに利息を加えて合計した金額。

2019, 2018, 2017, 2016, 2015年度決算	
2010, 2005年度契約	0.25%

②特別配当

次のa、b、cおよびdの合計額。

a. 5年ごと健康特別配当

2020年度に5年ごとのお応日を迎えるご契約に

対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に生命表、被保険者の年齢・性別および経過年数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 5年ごと医療特別配当

2020年度に5年ごとのお応日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金のお支払いがない場合に、入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

c. 毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類、生命表および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

d. 5年ごと高額加算特別配当

2020年度に5年ごとのお応日を迎える、保険金額3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中のご契約に対して、保険金に次の配当率を乗じた金額。

2010, 2005年度契約	
保険金額10万円につき	0円

①および②を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

③満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2020年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2010年度契約	10%
2005年度契約	35%

④満期契約に対する長期継続特別配当(医療保障部分)

2020年度に満期を迎える医療保険のうち、保険期間を通じて入院給付金のお支払いがない長期継続契約に対して、医療保障部分の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約	55%
----------	-----

(3) 毎年配当契約(例4)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約	0.40%
----------	-------

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

特約保険金および入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

③ 費差配当

次のa、bおよびcの合計額。

a. 保険金に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約

保険金額100万円につき

生存給付金付定期保険部分 133円

定期保険特約部分 100円

b. 保険金額が2,000万円を超過する部分に対して、配当回数に応じた金額。

c. 2020年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、保険金額が2,000万円を超過する部分に、保険金額10万円につき30円を乗じた金額。

①、②および③を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

④ 満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2020年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2005年度契約 35%

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

【ご参考】2018年度決算にもとづく社員配当

2018年度決算では当期末処分剰余金606億円のうち368億円を剰余金処分の対象としました。そのうちの346億円を社員配当準備金に繰り入れ、資本基盤の充実を図るために基金償却準備金20億円、損失填補準備金1億円を積み立てました。

なお、定款に定める剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合の下限は100分の20となっており、2018年度決算の同割合は100分の100.0となります。

2018年度決算にもとづく社員配当率の概要は次のとおりです。

〈個人保険・個人年金保険〉

(1) 5年ごと配当契約

- ・ 利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 死差配当につきましては、2017年度決算において、「毎年の健康特別配当」に組み替えをおこなってお

り、2018年度決算配当率においてもゼロとします。

- ・ 災害および疾病関係配当につきましては、2009年4月および2016年4月発売の医療保険に対して引き上げとします。
- ・ 費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 毎年の健康特別配当につきましては、すえ置きとします。

(2) 5年ごと利差配当契約

- ・ 利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 5年ごと医療特別配当につきましては、引き上げとします。
- ・ 毎年の健康特別配当、5年ごと健康特別配当および5年ごと高額加算特別配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。

(3) 毎年配当契約

- ・ 利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 死差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・ 満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)につきましては、すえ置きとします。

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

〈団体年金保険〉

確定給付企業年金保険等は利差配当率を0.10%引き下げとし、その他の保険はすえ置きとします。

各保険種類の利差配当率は次のとおりです。

- ・ 予定利率1.30%の一般勘定取崩除型商品(確定給付企業年金保険、新企業年金保険(H14)および厚生年金基金保険(H14)) ……0.50%
- ・ 予定利率1.00%の商品(新企業年金保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険、団体生存保険および新団体生存保険) ……0.20%
- ・ 予定利率1.30%の拋出型企業年金保険(H14) ……0.20%
- ・ 有期利率保証型確定拠出年金保険 ……0.00%

〈団体保険・財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険〉

すえ置きとします。

医療パック特約組立型総合保険、医療パック定期付新積立型介護保険および生存給付金付定期保険について、2018年度決算にもとづく社員配当金を例示しますと次のとおりです。

- 〈例1〉医療パック特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)：40歳加入、10年更新型、男性、口座振替月払、
 定期保険特約 死亡保険金 2,000万円
 介護保障特約 介護保険金 300万円
 就業不能保障特約 就業不能年金 140万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2014年度(5年)	149,928 ^円 (12,494)	27,374 ^円
うち医療保険	30,744 ^円 (2,562)	7,969 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

- 〈例2〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)：40歳加入、60歳払込満了、10年更新型定期保険特約、男性、口座振替月払、
 保険料払込中 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 50万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2009年度(10年)	172,824 ^円 (14,402)	82,182 ^円
うち医療保険	30,816 ^円 (2,568)	10,419 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

- 〈例3〉生存給付金付定期保険(毎年配当契約)：20歳加入、15年満期、女性、口座振替月払、
 死亡保険金 1,000万円(主契約300万円、定期保険特約700万円)

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	満期を迎える ご契約の配当金
2004年度(15年)	102,552 ^円 (8,546)	11,413 ^円

配当金のほかに、生存給付金として30万円をお支払いします。保険期間中に入院見舞金のお支払いがないご契約については、無事故給付金として18,000円をお支払いします。

(注)経過年数とは2019年度の契約応当日における経過を示します。

2018年度決算にもとづく2019年度支払いの配当金(前記の例1、例2および例3)の計算方法は次のとおりです。

(1)5年ごと配当契約(例1および例2の医療保険部分)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2018, 2017, 2016, 2015, 2014年度決算	
2014年度契約	0.50%
2009年度契約	0.25%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別および入院給付金の支払有無に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

保険金または年金年額、入院日額に次の配当率を乗じた金額。 0.00%

④毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

各年度ごとに①、②および③の合計額を割り振り、利息を加えて通算し、④を合算します。ただし、合算した金額がマイナスとなる場合はゼロとします。

(2)5年ごと利差配当契約

(例2の定期付新積立型介護保険部分)

①利差配当

各年度ごとに、責任準備金に次の配当率を乗じた金額を割り振り、これに利息を加えて合計した金額。

2018, 2017, 2016, 2015, 2014年度決算	
2009年度契約	0.25%

②特別配当

次のa、b、cおよびdの合計額。

a. 5年ごと健康特別配当

2019年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に生命表、被保険者の年齢・性別および経過年数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 5年ごと医療特別配当

2019年度に5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金のお支払いがない場合に、入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

c. 毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類、生命表および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

d. 5年ごと高額加算特別配当

2019年度に5年ごとの応当日を迎える、保険金額3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中のご契約に対して、保険金に次の配当率を乗じた金額。

2009年度契約	
保険金額10万円につき	0円

①および②を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

③満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2019年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2009年度契約	10%
----------	-----

(3) 毎年配当契約(例3)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2004年度契約	0.40%
----------	-------

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険

金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数の区分に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

特約保険金および入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

③ 費差配当

次のa、bおよびcの合計額。

a. 保険金に次の配当率を乗じた金額。

2004年度契約

保険金額100万円につき

生存給付金付定期保険部分 133円

定期保険特約部分 100円

b. 保険金額が2,000万円を超過する部分に対して、配当回数に応じた金額。

c. 2019年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、保険金額が2,000万円を超過する部分に、保険金額10万円につき30円を乗じた金額。

①、②および③を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

④ 満期契約に対する長期継続特別配当(死亡保障部分)

主契約の契約日が1996年4月2日以降のご契約のうち、2019年度に満期を迎える長期継続契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2004年度契約 35%

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

5.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	814,323	743,169	749,706	718,300	741,870
経常利益	60,344	54,113	56,469	53,315	48,899
基礎利益	92,329	88,938	97,495	91,292	83,473
当期純剰余	41,551	36,674	40,868	36,834	34,113
基金の総額	116,000	116,000	116,000	116,000	128,000
総資産	6,489,815	6,565,647	6,626,609	6,684,576	6,790,871
うち特別勘定資産	79,065	75,678	82,347	71,585	84,658
責任準備金残高	5,484,362	5,533,544	5,578,187	5,613,583	5,694,979
貸付金残高	693,680	627,722	593,734	561,138	565,473
有価証券残高	5,091,762	5,369,678	5,458,790	5,567,876	5,344,665
ソルベンシー・マージン比率	1,321.8%	1,214.8%	1,081.2%	1,189.7%	1,290.8%
剰余金処分対象額に占める 配当準備金等の割合	99.7%	100.2%	100.1%	100.0%	100.0%
従業員数	12,720名	12,644名	12,654名	12,689名	13,184名
保有契約高	43,173,141	43,102,531	42,507,060	42,466,826	42,490,790
個人保険	23,417,479	23,160,629	22,765,349	22,608,066	22,429,565
個人年金保険	2,783,347	2,790,329	2,668,498	2,552,318	2,456,005
団体保険	16,972,315	17,151,572	17,073,212	17,306,441	17,605,218
団体年金保険保有契約高	2,118,918	2,156,760	2,180,382	2,189,002	2,233,471

(注) 1. 基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

2. 剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。

3. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。

4. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

1.商品開発の考え方と商品開発状況

(1) 商品開発の考え方

当社は、企業活動の原点としている「お客さま基点」の価値観のもと、お客さまに本当に必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいりました。

商品の開発にあたっては、先進性と利便性にすぐれた付加価値の高い保険商品の開発を基本的な方針としつつ、その一方で、お客さまに契約内容についてのご理解をより深めていただくため、商品の仕組みや給付内容をできるだけ分かりやすいものとするよう心がけております。

今後も、お客さま一人ひとりの人生設計にあわせたプランをご提案し、ご加入から保険金・給付金のお支払いに至るまで、適切な対応やサービスを行うことでお客さまにご満足いただけるよう、新たな保険商品や制度の研究・開発に努めてまいります。

(2) 商品開発状況(個人保険)

①主力商品「未来のとびら」

少子高齢化の進展や晩婚化による独身者の増加といった社会の構造的変化を背景に、お客さまの保険商品に対するニーズは急速に多様化しており、中でも、介護・医療等のいわゆる第三分野の保障に対するニーズは高い水準にあります。これに対し、死亡保障は、人口の減少などにより市場全体としては縮小傾向にあるものの、個々のお客さま単位で見れば、万一の場合の残されたご家族への保障は依然として重要であり、遺族保障を準備するうえで生命保険が有効な手段であることに変わりはありません。

これらのことから、当社は、多様化するお客さまのニーズに応じて死亡保障と第三分野の保障を効果的に組み合わせ、それぞれのお客さまが抱えるリスクを的確にカバーすることのできる商品をご提供していくことが重要と考え、特約組立型総合保険「未来のとびら」を主力商品として販売しております。

「未来のとびら」は、主契約という概念をなくし、特約同士の組合せによって保障内容を構築するという画期的な仕組みを取り入れた商品で、さまざまなリスクに対応した幅広い特約ラインナップの中から必要な特約を選択することにより、一人ひとりのお客さまのニ

ーズにあった保障を自在に組み立てていくことができます。さらに、各特約については、死亡保障・介護保障・就業不能保障などのカテゴリーごとにそれぞれ1つの保障に特化した内容とすることで、必要な保障額を過不足なく確保することを可能にするとともに、お客さまご自身が保障内容と保障額をより明確に把握できる分かりやすい商品体系を実現しています。

②「生きるための保障」への対応

当社は、2000年4月の公的介護保険制度導入時から、制度の補完的な役割を果たす介護保障商品の開発に積極的に取り組んでまいりました。2003年度以降は、公的介護保険の要介護2以上と認定された場合に保険金等をお支払いする公的介護保険連動型の保険を販売し、2018年10月には、介護が必要となった場合に一生にわたって年金を支払い、さらに重度の認知症に該当しているときは年金額を増額する仕組みを取り入れた介護終身年金特約<認知症加算型>を発売するなど、分かりやすい支払基準と充実した給付内容を備えた介護保障の提供に注力しております。

医療保障分野では、1983年に医療保険を発売して以来、高度先進医療特約(1992年4月発売)、移植医療特約(2002年9月発売)を業界に先駆けて創設し、2004年10月にはがんの治療費を公的保険診療・自由診療の別なく補償するセコム損害保険株式会社の「自由診療保険メディコムプラス」とのセット商品を発売するなど、お客さまのニーズを先取りした商品を提供することを商品開発における重要な柱の一つと位置づけてまいりました。このようなスタンスのもと、現在は、8大生活習慣病に対する入院給付金の支払日数無制限化に加えて、生活習慣病の退院後療養や出産といった新しい概念の給付も盛り込んだ医療保険「医療大臣プレミアムエイト」により、付加価値の高い医療保障を提供しております。

このほかにも、病気やケガで働けなくなったときの経済的負担を軽減する「就業不能保障特約」、公的な身体障害者手帳制度に連動した分かりやすい基準にもとづいて身体障がいに対する保障を提供する「生活障害保障特約」など、第三分野商品に対するニーズの高ま

りと多様化を見据えながら、生きるための保障を提供する商品の拡充を進めています。2020年4月には、「就業不能保障特約(2020)」の発売により入院や在宅療養で働けなくなったときの保障をバージョンアップし、給付対象となる就業不能状態の継続期間を従来よりも短縮する一方、長期の就業不能状態に対しては年金の支払期間を拡大しました。

③貯蓄性商品への取組み

貯蓄性商品につきましては、教育資金や老後資金等の将来必要となる資金の準備手段としてだけでなく、生前贈与をはじめとする相続対策への活用など、お客さまのニーズの多様化が進んでいます。

当社は、貯蓄性に重点を置いた仕組みによって効率的な教育資金準備を可能とした学資保険「みらいのつばさ」、セカンドライフの生活資金をはじめとする将来の必要資金を計画的に準備できる個人年金保険「みらいプラス」を販売しております。2017年4月には、これらの商品について、保険料払込期間等を資金準備計画に応じて複数のタイプの中から選択できるようにするなど、設計の柔軟性を高めるための改定を実施しました。

このように、金利が極めて低い水準で推移する中でも、お客さまの多様なニーズに対応できるよう魅力的な貯蓄性商品の開発に努めております。

(3) 商品開発状況(団体保険、団体年金保険)

団体保険では、従業員の遺族保障の「総合福祉団体定期保険」「団体定期保険」や、第三分野商品である「団体就業不能保障保険」「医療保障保険(団体型)」などを開発してまいりました。近年は住宅ローンご利用者に死亡・高度障害保障を提供する「団体信用生命保険」に加え、疾病等により所定の状態となられた場合を保障する商品開発に努め、2006年7月に「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」、2017年4月に「がん保障特約付団体信用生命保険」を発売いたしました。また、2018年10月には、お客さまの幅広い福利厚生ニーズに応えるため、従来商品の保障内容を拡充した新団体医療保険(愛称：メディカルHOPE)を発売いたしまし

た。

団体年金保険では、従来から退職金の準備、従業員の老後生活の安定などを目的とした「厚生年金基金保険」「拋出型企業年金保険」などを取り扱いしております。また、確定給付企業年金制度向けの商品として「確定給付企業年金保険」を、確定拠出年金制度向けの商品として「フコクDC積立年金(5年)、(10年)」および各種投資信託をご用意しております。

2.フコク生命の保険種類

(1) 主な個人保険一覧(2020年7月現在)

ご契約の目的	保険種類	販売名称・契約年齢範囲									
		0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	
死亡保障、身体障がい・介護の保障、就業不能保障など、さまざまなリスクに対する備えを総合的に確保したいと希望される方へ	特約組立型 総合保険	3歳	未来のとびら							75歳	
福利厚生制度にもとづく資金準備を希望される方へ	養老保険 (福利厚生プラン)	15歳	マイティー・プラン							75歳	
老後資金など将来必要な資金を計画的に準備したいと希望される方へ	災害死亡給付金付 個人年金保険	0歳	みらいプラス							55歳	
お子さまの教育資金等の準備を希望される方へ	学資保険	0歳	7歳	みらいのつばさ							
一定期間の死亡保障を準備したいと希望される方へ	定期保険	15歳	無配当定期保険・オーナープランZ							75歳	
充実した医療保障を準備したいと希望される方へ	医療保険(16)	0歳	医療大臣プレミアエイト							65歳	
一生涯にわたる充実した医療保障を準備したいと希望される方へ	終身医療保険(16)	15歳	医療大臣プレミアエイト							75歳	

※上記契約年齢の範囲内でも、契約内容によりご加入いただけない場合があります。

(2) 主な特約一覧(2020年7月現在)

特約名	特約の概要
定期保険特約(2012) 終身保険特約(2012)	死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。
収入保障特約(2012) 収入保障特約<通減型>(2014)	死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、収入保障年金・高度障害年金をお支払いします。
生存給付金付定期保険特約(2012)	死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。また、契約から5年ごとに生存給付金をお支払いします。
生活障害保障特約(2015)	1級~3級の身体障害者手帳の交付を受けたとき、または糖尿病による代謝の障害で当社所定の状態に該当したとき、生活障害保険金をお支払いします。
介護保障特約<有期型>(2012) 介護保障特約<終身型>(2012)	公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、または当社所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したときには介護保険金を、公的介護保険制度の要介護1と認定されたときには軽度介護給付金をお支払いします。
介護終身年金特約 <認知症加算型>(2018)	公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、または当社所定の要介護状態に該当しその状態が一定期間継続したとき、一生涯にわたって年金(介護終身年金)をお支払いします。さらに、被保険者が所定の重度認知症に該当しているときは、年金額を50%加算してお支払いします。
就業不能保障特約(2020)	所定の就業不能状態が30日間継続したとき、就業不能給付金を12か月にわたりお支払いします。また、所定の就業不能状態が1年間継続したときは、就業不能年金を生存の限り70歳までお支払いします。
災害割増特約(2012)	不慮の事故により死亡されたときまたは所定の高度障害状態に該当したとき、災害割増保険金をお支払いします。
傷害特約(2012)	不慮の事故により死亡されたときには災害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときには障害給付金をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき、保険金をお支払いします。
保険料払込免除特約	3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)をはじめとする7つの病気で所定の状態に該当したとき、または所定の移植術(心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術)を受けたとき、以後の保険料の払込みが不要となります。
生活習慣病特約(16)	所定の生活習慣病により、1日以上入院したときまたは公的医療保険制度・先進医療の対象となる手術もしくは放射線治療を受けたとき、給付金をお支払いします。
退院後療養給付特則	所定の生活習慣病により、15日以上継続した入院の退院後に通院治療を受けたとき、給付金をお支払いします。
女性疾病特約(16)	所定の女性特有の病気(女性疾病)により、1日以上入院したときまたは公的医療保険制度・先進医療の対象となる手術もしくは放射線治療を受けたとき、給付金をお支払いします。
女性総合給付特則	出産時および特約の保険期間満了時のほか、女性疾病のうち特定の病気(特定女性疾病)で1日以上入院したときに給付金をお支払いします。
がん特約(16)	がんにより、1日以上入院したときまたは公的医療保険制度・先進医療の対象となる手術もしくは放射線治療を受けたとき、給付金をお支払いします。
3大疾病治療給付特則	がんと診断確定され入院を開始したときまたは急性心筋梗塞・脳卒中により所定の条件に該当したとき、給付金をお支払いします。
先進医療特約(16)	先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。
移植医療特約(02)	所定の移植術(心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術)を受けたとき、または骨髄移植のドナー(提供者)となったとき、給付金をお支払いします。
特定損傷特約(01)	不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)の治療を受けたとき、給付金をお支払いします。

※特約によっては、契約内容により付加できない場合があります。

この資料は商品(特約)の概要を説明しております。ご検討にあたっては、「保険設計書(契約概要)」「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご契約のしおり-約款」を必ずご確認ください。

(3) 企業・団体向け保険

〈在職中の保障対策〉

名 称	仕 組 み と 特 長
総合福祉 団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員全員を被保険者とし、保障（死亡・高度障害）を主目的とした団体保険です。 ●企業（団体）の死亡退職金規程・弔慰金規程等の範囲内で保険金額を設定し、それらの財源確保として活用できます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。
団体就業不能 保障保険	<ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員を被保険者とし、病気やケガによる就業不能の際の所得喪失に対する保障が得られる団体保険です。 ●休業補償規程の資金手当として活用できます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。
団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員のうち希望者を被保険者とし、保障（死亡・高度障害）を主目的とした団体保険です。 ●所属員の自助努力型の遺族保障として活用できます。 ●加入者が負担する保険料は一般生命保険料控除の対象となります。
新団体 定期保険	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の団体定期保険よりも低廉な保険料と弾力的な制度設計を可能にした自助努力型の商品です。 <p>注1) 新団体定期保険は「低保険料・低配当特約付団体定期保険」の販売名称です。 注2) 新団体定期保険の基本的な仕組みは「団体定期保険」と同じです。</p>

〈在職中の医療保障対策〉

名 称	仕 組 み と 特 長
新団体医療保険 メディカルHOPE	<ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員を被保険者とした、幅広い医療保障が得られる団体保険です。 ●企業（団体）の傷病見舞金規程などの財源確保および所属員の自助努力型の医療保障として活用できます。

〈退職後の保障対策〉

名 称	仕 組 み と 特 長
確定給付 企業年金保険	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者の受給権の保護を図る観点から導入され、代行部分を返上した厚生年金基金の移行先ともなる確定給付企業年金制度の運用その他の業務を引き受けるための団体年金保険です。 ●年金資産を特別勘定*で運用することができます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。
厚生年金基金 保険 ・ 厚生年金基金 保険（H14）	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金保険の給付を一部代行し、更に企業（団体）独自の年金（または一時金）の上乗せ給付を行い、その年金資産を管理運用する厚生年金基金制度の運用その他の業務を引き受けるための団体年金保険です。 ●年金資産を特別勘定*で運用することができます。 ●企業（団体）が負担する保険料は、全額損金に算入できます。従業員が負担する保険料は社会保険料控除の対象となります。
新企業年金 保険 ・ 新企業年金 保険（H14）	<ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員を加入者とし、退職したときに退職年金（または退職一時金）を支払う団体年金保険です。 ●年金資産を特別勘定*で運用することができます。

※合同運用の特別勘定には、資産配分を当社が決めるバランス型運用の総合口のほか、投資対象別口として円貨建公社債口、円貨建株式口（アクティブ運用、パッシブ運用、SRI運用の3種類）、外貨建公社債口、外貨建株式口および短期資金口を用意しております。

名 称	仕 組 み と 特 長
フコクDC 積立年金 (5年)・(10年)	<ul style="list-style-type: none"> ●確定拠出年金制度専用の元本確保型の保険商品です。 ●毎月保証利率が設定され、月中に払い込まれた保険料はその利率で5年間または10年間付利されます。 注) フコクDC積立年金は「有期利率保証型確定拠出年金保険」の販売名称です。
拠出型 企業年金保険	<ul style="list-style-type: none"> ●企業（団体）の所属員のうち希望者を加入者とし、年金開始年齢到達後に年金（または一時金）を支払う団体年金保険です。 ●所属員の自助努力型の老後保障として活用できます。 ●加入者が負担する保険料は、一般生命保険料控除または一定の要件を満たせば個人年金保険料控除の対象となります。

〈生計の安定対策〉

名 称	仕 組 み と 特 長
団体信用 生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関など（債権者）を契約者、その金融機関などに債務を負っている賦払債務者を被保険者とした団体生命保険です。 ●保険金（死亡・高度障害）は残存債務の弁済にのみ使用され、金融機関など（債権者）は債権の回収が確実にでき、債務者の遺族に債務が残りません。 ●金融機関など（債権者）が負担する保険料は全額損金に算入できます。
3大疾病保障 特約付団体 信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の団体信用生命保険の保障範囲を拡大し、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の支払事由に該当した場合、ローン残高相当額を3大疾病保険金としてお支払いするものです。
がん保障 特約付団体 信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の団体信用生命保険の保障範囲を拡大し、がん診断確定を支払事由とし、ローン残高相当額をがん保険金としてお支払いするものです。

○その他、次の保険があります。

- ・共済組合などの団体が行う共済制度の円滑な運営に資することを目的とした「新団体生存保険」

1.ご契約者に対する情報提供

(1) 契約締結時の主な提供資料

<ul style="list-style-type: none"> ● 各種保険商品パンフレット ● フコク生命の保険種類のご案内 ● 特約のご案内 ● ライフコンパス※ ※「ライフコンパス」とは、将来のリスクに対する備えについて、公的保障を含めた収支シミュレーションをもとに、わかりやすくお伝えするサービスです。 ● 各種保険設計書（契約概要） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 転換契約ご説明資料 ● ご契約のしおり-定款・約款 ● 特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）※ ※ご契約に際して特にご注意いただきたい重要なことがらを列挙したものです。 ● 意向確認書 ● 保険金・給付金のご請求のまえに
---	--

(2) 契約締結後の提供資料

現在ご契約者に提供している文書による主な情報は次のとおりです。

【口座振替扱のご契約の場合】

ご加入時について	保険証券						
主契約・特約更新後	更新通知書						
保険料のお払込みについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替開始のお知らせ（第1回保険料） ● 保険料振替のご案内（年・半年払、ボーナス一括払） ● 保険料振替予定のご案内（保険料の変更がある場合） 						
保険料のお払込みが滞った場合	● 預貯金準備のお願い						
	<table border="1"> <tr> <td>無効</td> <td>● 無効のお知らせ</td> </tr> <tr> <td>自動貸付</td> <td>● 保険料自動貸付のご案内 ● 保険料自動貸付金残高のお知らせ</td> </tr> <tr> <td>失効</td> <td>● 契約復活のすすめ ● 失効のお知らせ</td> </tr> </table>	無効	● 無効のお知らせ	自動貸付	● 保険料自動貸付のご案内 ● 保険料自動貸付金残高のお知らせ	失効	● 契約復活のすすめ ● 失効のお知らせ
無効	● 無効のお知らせ						
自動貸付	● 保険料自動貸付のご案内 ● 保険料自動貸付金残高のお知らせ						
失効	● 契約復活のすすめ ● 失効のお知らせ						
ご契約の現況について	● フコク生命だより						
特約等の更新について	● 自動更新のお知らせ						
ご契約者貸付について	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者貸付金利息繰り入れのご案内 ● 契約者貸付金残高のお知らせ（貸付金の返済があった場合） 						
その他の	● 生命保険料控除証明書						
満期保険金・年金等のお支払について	● 手続のご案内						

2.新しい販売チャネルへの取組み(募集代理店チャネルにおける取組み)

募集代理店の状況

募集代理店チャネルにおいては、保険ショップ店頭での保険販売、募集代理店が運営する保険比較サイトを通じての通信販売や募集代理店と当社お客さまアド

バイザーとの共同募集など多様な販売形態へ取組み、新しい市場の開拓を進めております。

〈募集代理店チャネル実績(2019年度)〉

募集代理店数	販売件数
1,109	5,917

募集代理店教育

(1) 募集代理店委託業務説明会

募集代理店の委託にあたっては募集代理店委託業務説明会を実施し、当社の経営理念や概要、募集代理店の行う業務と遵守すべき法令などをご説明し、十分にご理解いただくようにしております。また、当社としては募集代理店としての業務遂行能力や事業内容の適格性・法令遵守能力などを判断基準に厳正な選別を実施しています。

(2) 募集代理店契約締結後の教育

当社では、全国の支社に募集代理店支援要員として市場開発担当者を配置し、募集代理店向けに定期的な諸研修会を開催するほか、保険契約の募集活動支援なども現地にてタイムリーに行っております。

そのほか、首都圏・近畿圏エリアにおいては、募集代理店支援専門の子会社である富国生命インシュアランスサポート株式会社を通じた業務支援も実施するなど、募集代理店活動を全面的にバックアップする体制を構築しております。

ア. 試験前教育

募集代理店営業担当者も当社お客さまアドバイザーと同様に一般課程試験を受け、これに合格し金融庁に生命保険募集人として登録しなければ、保険募集ができないことになっております。試験前研修では、一般課程試験を受験するために必要な単位を完全に履修します。

イ. 登録後研修

販売活動に必要な生命保険の基礎知識、販売技術などの机上教育にとどまらず実践的な教育も行っております。

ウ. 募集代理店研修会

当社では商品知識や販売技術などの研修はもちろんのこと、コンプライアンス研修も定期的を実施しています。

エ. 募集代理店用業務支援システム「えふなび」の提供

募集代理店用業務支援システム「えふなび」では、顧客管理・保険設計書（契約概要）作成・申込書作成の基本機能のほかに、保険募集を支援するコミュニケーションツール出力機能も搭載し、募集代理店の活動をサポートしています。

3.情報システムに関する状況

当社では、お客さまサービスの向上、事務の合理化に資するシステム開発を優先して進めております。

お客さまサービスの向上に関する主な取組み

(1) お客さまアドバイザー用タブレット型携帯端末

お客さまアドバイザー（営業職員）がFace to Faceのコンサルティングセールスに利用する携帯端末「PlanDo」は、Apple社「iPadPro」を採用しております。セキュアなネットワーク上に無線アクセスポイントを配置し、社内ではWi-Fi通信、社外ではモバイル通信（4G）によってフルモバイル化を実現いたしました。これにより、訪問先での新契約申込手続きの電子化（ペーパーレス化）やカメラ撮影での健康診断結果通知書の取得および画像認識等、手続きの簡素化・迅速化につながっております。

(2) 「お客さまデータベース」

「お客さまの声」にお応えするため「お客さまデータベース」システムを構築し、継続して機能の拡充を行っております。

「お客さまデータベース」は、当社に寄せられましたご意見、ご要望、ご不満などの「お客さまの声」で作られたデータベースで、過去のお問合せを踏まえながら対応できるよう、問合わせ内容、回答内容をお客さま毎に保存しております。さらに、AI（人工知能）の活用により、「お客さまの声」を自動的に分類するシステムを取り入れ、分析・検証を行い洩れなく速やかに対応することで、お客さま満足度の向上に取り組んでおります。

事務の合理化に関する主な取組み

(1) イメージワークフローシステムの導入・AIの活用

事務処理の効率化・迅速化に役立てるため、新契約業務・保全業務・給付金支払査定業務では「イメージワークフローシステム」を導入しております。

請求書等を現物でなく、イメージデータのやり取りにより事務処理を行うため、従来と比べ処理時間が短縮いたしました。給付金支払査定業務においては、AIの活用により、給付金支払査定の一部自動化を実現し、

給付金支払査定業務の精度を向上するとともに、1日でも早いお支払いを支えております。

(2) RPAの活用

RPA（Robotic Process Automation：ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）の活用により、社内連絡メールの送信やデータ入力の自動化等、定型業務の効率化を進めております。2019年度末時点で、本社の9部門における定例業務に導入し、約6,000時間（年間）の作業時間削減などの効果が得られております。今後はAI-OCR（AIを利用した高度な文字認識機能）と組み合わせ、紙主体の業務にもRPAを導入する事で活用範囲を拡大してまいります。

(3) クラウドサービス(SaaS※)の活用

事務における電子化を進める中、初期導入の容易性や変更の簡易性等の観点から、クラウドサービス（SaaS）を取り入れております。事務分野においては、集計、承認等を伴う社内報告業務を中心に、適宜見直しを加えながら利用しております。

取り扱うデータやシステムの特性を考慮して、セキュリティにも十分な配慮を払いながら活用してまいります。

※ SaaS・・・システム構築をせずに必要な機能を利用する仕組み。必要なサービスの提供を受ける形態。

システムリスクに関する主な取組み

大規模災害によるサービスの停止や情報漏えい等のリスクに備えたセキュリティ対策を講じるとともに、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対して専門対応チームである社内CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、脅威の変化や技術の進歩に合わせて、継続的に対策の強化や見直しを行っております。

今後も多様化するお客さまのニーズに的確にお応えし、より良いサービスを提供するために、最新の情報技術を取り入れながら情報システムの拡充に努めてまいります。

4.確定拠出年金制度における運用関連運営管理業務に関する方針

国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした「確定拠出年金法」が施行され、当社は、「金融商品の販売等に関する法律」で策定・公表が義務づけられている「勧誘方針」として、次のとおり『確定拠

出年金制度における運用関連運営管理業務に関する方針』を定めました。

今後も、お客さまを第一に考え、当該「勧誘方針」にもとづいて適正・適切な業務を心掛けてまいります。

確定拠出年金制度における運用関連運営管理業務に関する方針

フコク生命は、確定拠出年金制度における運営管理機関として、運用商品の選定・提示に関する業務を行う際には、創業以来の経営理念である「ご契約者の利益擁護」のもと、お客さまを第一に考え、以下の方針にもとづいて適正・適切に業務を行います。

1. コンプライアンス(法令等遵守)の精神にもとづき、確定拠出年金法、保険業法をはじめとする関係諸法令や、諸規則、ルールなどを遵守し、適正・適切な業務を行うように努めます。
2. お客さまの金融商品に関する知識、投資経験、財産の状況など、お客さまの意向や実情に応じて、運用商品の選定・提示を行うように努めます。
3. お客さまご自身の判断により運用指図を行っていただけるように、ご提示した運用商品について、十分な情報の提供を行います。特に、市場リスクを伴う商品については、商品内容やリスクの内容について適切な説明を行うように努めます。
4. インターネットを活用するなど、お客さまと直接対面しない方法により業務を行う際には、説明方法などを工夫するように努めます。
5. 運用商品に関するご説明などを行う際には、お客さまの立場になって方法・時間・場所などに十分に配慮するように努めます。
6. お客さまのプライバシーをお守りするために、業務の遂行にあたって知り得たお客さまに関する情報については、厳正に取り扱うよう努めます。
7. 資産運用に関する専門的知見のさらなる研鑽に努めるとともに、お客さまのさまざまなご意見、ご要望の収集を行い、お客さまにより一層満足していただけるように努力してまいります。

2002年2月21日制定

1. 主要な業務の内容

当社の主要な業務の内容は、次のとおりです。

(1) 生命保険業

○生命保険の引受け

生命保険業免許にもとづき、生命保険の引受けを行っています（主な保険種類については、91 - 95 ページをご参照ください）。

○資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っています。

(2) 生命保険業に付随する業務

○他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理および事務の代行

- ア. 共栄火災海上保険株式会社、セコム損害保険株式会社、フコクしんらい生命保険株式会社の業務の代理および事務の代行を行っています。
- イ. 富国生命投資顧問株式会社の投資顧問契約若しくは投資一任契約の締結の代理またはこれらの契約に係る事務の代行を行っています。

(3) 法定他業

○投資信託受益証券等の募集の取扱い

投資信託受益証券等の募集の取扱いを行っています。

○確定拠出年金運営管理業務

確定拠出年金制度における確定拠出年金運営管理業務を行っています。

2.フコク生命の歴史・沿革

西 暦	お も な あ ゆ み
1923年	11月 富国徴兵保険相互会社、東京市麹町区有楽町1丁目に創立 初代社長に根津嘉一郎就任
1932年	4月 東京市麹町区内幸町1丁目へ移転（現在の富国生命ビル所在地）
1940年	1月 第二代社長に吉田義輝就任
1943年	12月 第三代社長に小林中就任
1945年	9月 社名を富国徴兵保険相互会社から富国生命保険相互会社へ変更
1946年	6月 本社富国館、進駐軍による接収のため、第二富国館と芝の東京美術館へ移転
1947年	2月 第三代小林社長、生命保険協会会長に就任 5月 本社を千代田区九段北3丁目、靖国神社境内遊就館へ移転
1951年	4月 第四代社長に佐竹次郎就任。前社長小林中、日本開発銀行（現、日本政策投資銀行）初代総裁に就任
1953年	9月 第五代社長に森武臣就任。前社長佐竹次郎、昭和電工株式会社社長に就任
1961年	5月 社員配当の自由化が認められ、業界最高水準の配当金を決定
1962年	3月 業界初の純保険料式責任準備金の積立を実施 4月 「団体年金保険」を発売（1963年11月に「企業年金保険」を発売）
1968年	3月 「がんの子供を守る会」に小児ガン治療助成金、総額10億円の寄付を開始
1971年	3月 第六代社長に古屋哲男就任
1972年	3月 研修センター竣工（東京都世田谷区船橋3丁目）
1973年	4月 「ニューライフ保険」シリーズを発売
1975年	11月 ご契約者懇談会を開始
1976年	8月 事務センター竣工（東京都世田谷区船橋3丁目）
1977年	8月 支社オンライン・システムを実施
1980年	2月 富国生命ビル竣工により本社を東京都千代田区内幸町2丁目に移転
1981年	5月 「個人年金保険」を発売
1983年	4月 終身保険・定期付終身保険「ハイライフ」を発売 8月 「がんの子供を守る会」への寄付、目標額の10億円達成 9月 「医療保険」を発売
1985年	1月 「こども保険」を発売
1991年	4月 会長に古屋哲男就任、第七代社長に小林喬就任
1992年	4月 日本初の「高度先進医療特約」を発売 6月 社員総代投票制度を実施
1993年	1月 「フコク生命カード」の発行を開始 新個人保険システムがスタート 11月 フコク生命チャリティコンサートを開始
1994年	1月 生前給付型商品「リビング・ニーズ特約」を発売 8月 「がん診断給付金付がん特約」を発売
1996年	10月 5年ごと利差配当付定期付終身保険「スーパーWAY」シリーズを発売 11月 「総合福祉団体定期保険」を発売
1997年	2月 千葉ニュータウン研修センター竣工
1998年	7月 会長に小林喬就任、第八代社長に秋山智史就任
1999年	5月 「パッケージ割引制度」を創設 12月 安田生命との経営全般にわたる包括業務提携に合意
2000年	4月 5年ごと利差配当付定期付積立型介護保険「プライムケア」を発売 9月 3大疾病治療給付金付がん特約「新がん特約C型」を発売
2001年	1月 事務センターを移転し、千葉ニュータウン本社（千葉県印西市）が業務開始 携帯端末機「PlanDo（プランドゥ）」を導入 4月 業界初の兄弟割引を導入した「学資保険」を発売 9月 安田生命との共同証券化手法を活用し、基金300億円を募集 10月 有期利率保証型確定拠出年金保険「フコクDC積立年金」を発売 新医療保険「医療大臣」を発売
2002年	3月 富国生命インターナショナル（米国）株式会社を設立 4月 フコク情報システム株式会社を設立 9月 移植医療を保障する日本初の「移植医療特約（02）」を発売 10月 金融機関において個人年金保険の販売を開始 「確定給付企業年金保険」の取扱いを開始
2003年	4月 5年ごと利差配当付新積立型介護保険「ケア・イズム」、保険料払込免除特約「そのとき安心プラン」を発売

西 暦	お も な あ ゆ み
2004年	3月 社会的責任投資（SRI）により運用を行う生保初の商品を確定給付企業年金保険の特別勘定第1特約に新設
	4月 5年ごと利差配当付新積立型介護保険「ケア・イズム アドバンス」を発売
	10月 セコム損害保険株式会社との業務提携により、「自由診療保険メディコムプラス」と「医療大臣」のセット商品を発売
2005年	4月 無配当介護保障定期保険「安心ケア」を発売
	9月 ユーロ建劣後債3億ユーロを発行
2006年	4月 「フコク生命（いのち）の森」プロジェクトがスタート
	9月 証券化手法を活用し、基金400億円を追加募集
	11月 共栄火災海上保険株式会社との業務提携を発表
2007年	4月 個人保険・個人年金保険について、保険契約上の年齢計算方法を「保険年齢方式」から「満年齢方式」に変更
	12月 共栄火災海上保険株式会社との業務の代理・代行認可を取得（2008年4月より共栄火災の損害保険商品を販売）
2008年	1月 共栄火災しんらい生命保険株式会社の株式を80%取得（2008年2月に、社名をフコクしんらい生命保険株式会社に変更）
	4月 「指定代理請求特約」を発売
2009年	4月 5年ごと配当付医療保険「医療大臣プレミア」を発売 軽度介護給付金「ケア ワン プラス」を導入し介護に対する保障範囲を拡大
	8月 基金150億円を追加募集
2010年	7月 会長に秋山智史就任、第九代社長に米山好映就任
	10月 大阪富国生命ビル竣工
2011年	11月 無配当学資保険「みらいのつばさ」を発売
	5月 就業不能保障特約「はたらくささえ」を発売
	7月 シンガポール駐在員事務所を設立
2012年	9月 証券化手法を活用し、基金200億円を追加募集
	11月 永久劣後特約付社債300億円を発行
2013年	4月 特約組立型総合保険「未来のとびら」を発売
	9月 米ドル建永久劣後特約付社債5億ドルを発行
2014年	4月 収入保障特約〈逡減型〉を発売 富国生命リサーチ（シンガポール）株式会社を設立
	5月 「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明
	8月 基金100億円を追加募集
2015年	4月 「生活障害保障特約(2015)」、災害死亡給付金付個人年金保険「みらいプラス」を発売
	7月 米ドル建永久劣後特約付社債5億ドルを発行
	9月 苦情対応マネジメントシステムに関する国際規格「ISO10002」の自己適合宣言
2016年	3月 国連責任投資原則（PRI）への署名
	4月 医療保険「医療大臣プレミアエイト」を発売
	5月 富国生命リサーチ（シンガポール）株式会社に資産運用機能を追加、社名を富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社へ変更
	6月 「コーポレートガバナンス基本方針」を公表
	10月 永久劣後特約付社債500億円を発行
	12月 給付金等支払査定に「IBM Watson Explorer」を導入
2017年	1月 「消費者志向自主宣言」を公表
	6月 『「お客さま基点」の業務運営方針』を公表
	9月 劣後特約付社債300億円を発行 米国投資顧問会社Payden & Rygel（ペイデン&リゲル社）と資産運用面で提携
2018年	1月 新情報端末「PlanDo」を導入し新契約ペーパーレス手続きを開始
	10月 新団体医療保険「メディカルHOPE」を発売 介護終身年金特約<認知症加算型>（2018）「あんしんケアダブル」を発売
2019年	11月 「THE MUTUAL」（ザ・ミューチュアル）をコンセプトに100周年プロジェクト始動
	5月 米国資産運用会社Muzinich & Co（ミューズニッチ社）と資産運用面で提携
	8月 基金120億円を追加募集
2020年	10月 「未来のとびら」の新販売形態として、介護保障プラン「ずっとあんしんケアダブル」を発売
	4月 就業不能保障特約（2020）「はたらくささえプラス」を発売

3.総代・評議員・総代候補者選考委員

●総代名簿(現員116名、都道府県別五十音順、2020年7月2日現在)

(敬称略)

都道府県	氏名	職業	都道府県	氏名	職業
北海道	伊藤 修治	一般社団法人北海道信用金庫協会専務理事	東京都	芦田 誠	日清紡ホールディングス(株)勤務
北海道	國安真奈美	北見トヨペット(株)取締役	東京都	岩井 利夫	(株)NTTデータアイ 代表取締役社長
北海道	高橋 信二	(株)はこせき代表取締役	東京都	上田 栄治	弁護士
北海道	高本 光藏	社会福祉法人湊仁会評議員	東京都	臼井 節	長野都市ガス(株)常務取締役
北海道	武田 秀一	武田運輸(株)代表取締役社長	東京都	扇谷 正博	京王電鉄(株)勤務
北海道	沼田 明博	佐々木畜産(株)取締役総務部長	東京都	加藤 良一	岡三証券(株)勤務
北海道	村松 宏紀	旭川信用金庫理事顧問	東京都	鈴木 恵一	東京都市開発(株)常務取締役
青森県	田中 大文	田中建設(株)代表取締役社長	東京都	徳田 裕之	一般社団法人年金福祉広域協会勤務
岩手県	村上 尚登	(株)東北銀行代表取締役頭取	東京都	原 厚子	(株)ホソイ執行役員総務部部长
宮城県	白出 征三	(株)白謙蒲鉾店代表取締役会長	東京都	平松 哲郎	中央日本土地建物グループ(株) 代表取締役社長
秋田県	菅原 康人	(株)サキガケ・アド・プレーン取締役	東京都	藤本 隆	元(株)中野サンプラザ代表取締役社長
山形県	飯野 恭伸	山形教育用品(株)相談役	東京都	船越 直人	松竹(株)取締役
山形県	鈴木 光弘	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山形県済生会常務理事	東京都	降旗 洋平	日本信号(株)取締役会長
福島県	石田 一浩	(有)郡山シフト代表取締役社長	東京都	前田喜枝子	主婦
福島県	中野いずみ	(株)蓮コーポレーション取締役	東京都	宮下 眞一	東急建設(株)常務執行役員副本部長
福島県	矢吹 武治	(株)コシケイ福島代表取締役	東京都	宮本 洋一	清水建設(株)代表取締役会長
茨城県	軍司 良一	城里町七会町民センター勤務	東京都	横山 巖	アオイネオン(株)代表取締役社長
栃木県	齋藤 武士	学校法人TBC学院理事長	東京都	若山 祥夫	(株)らいむ代表取締役社長
栃木県	清水 功	税理士	神奈川県	加藤由貴子	学校法人東海大学勤務
群馬県	佐藤 敏彦	桐生信用金庫専務理事	神奈川県	金井 良晴	(株)日立製作所勤務
埼玉県	石井 尚雄	前埼玉県商工会連合会常務理事	神奈川県	川戸 広美	(有)エステージ代表取締役会長
埼玉県	金子 弘美	地域ネット代表	神奈川県	倉林隆二郎	昭和電工(株)勤務
埼玉県	関根 登	関根企画代表	神奈川県	佐藤 吉正	(株)サンリオ勤務
埼玉県	武藤 和文	元 共栄火災海上保険(株) 代表取締役専務	神奈川県	鈴木 淳	日精ビル管理(株)代表取締役常務
千葉県	青木 健文	ニッポー(株)代表取締役社長	神奈川県	鈴木 陽子	(株)シゲオー顧問
千葉県	香取 秀俊	(株)東武百貨店勤務	神奈川県	西尾 猛	(有)発財代表取締役社長
千葉県	兼元 妙子	タエ小児歯科クリニック院長	神奈川県	廣木 英雄	日本データスキル(株)専務取締役
千葉県	佐藤 康之	(株)ニチレイロジグループ勤務	神奈川県	森 卓也	味の素(株)勤務
千葉県	花崎 正晴	埼玉学園大学経済経営学部教授	新潟県	古川 淳	元 新潟市立葛塚中学校長
千葉県	武藤 章	元 アサヒグループホールディングス(株) 常勤監査役	新潟県	村尾 治祐	(株)村尾技建代表取締役社長

都道府県	氏名	職業	都道府県	氏名	職業
富山県	酒井 順子	(株)千草屋商舗勤務	兵庫県	林 茂樹	大阪工業大学 知的財産学部学部長・教授
富山県	廣谷 成信	泉洋化工(株)代表取締役社長	奈良県	清水 和文	税理士
富山県	吉岡 恵子	(有)吉岡板金工業所取締役	和歌山県	山田 博章	紀ノ川倉庫(株)代表取締役社長
石川県	梶 司郎	(株)梶製作所代表取締役専務	鳥取県	西村 康則	(株)アラジン代表取締役社長
福井県	荒川 純治	荒川レース工業(株)代表取締役社長	鳥取県	三ツ國全代	社会保険労務士 社会保険労務士法人 MOYORINO代表
山梨県	加藤 正	(株)エノモト取締役(常勤監査等委員)	島根県	石川 茂夫	元しまね信用金庫理事長
山梨県	中村 一政	(株)山梨放送取締役相談役	島根県	宇山 洋	(株)サンキュー顧問
長野県	須澤 正英	(株)須澤電気商会代表取締役社長	岡山県	角田 浩行	(株)西日本ホテル&ビルマネジメント 代表取締役
長野県	中村 和史	司法書士	岡山県	故引 浩一	おかやま信用金庫勤務
長野県	原 徹爾	長野信用金庫会長	広島県	坂田 正暢	(株)合同総研監査役
岐阜県	田島美恵子	主婦	広島県	武田 龍雄	広島信用金庫理事長
岐阜県	村山裕見子	主婦	山口県	國村 禎夫	神田地所(株)代表取締役
静岡県	井口 洋子	(株)フジヤマ執行役員総務部部长	徳島県	山口 裕史	(株)大日取締役社長
静岡県	加藤 和正	岡野建設(株)勤務	香川県	喜多 廣美	主婦
静岡県	亀井 義弘	元 信号器材(株)静岡営業所顧問	愛媛県	峯 邦子	主婦
愛知県	竹田 知史	蒲郡信用金庫理事長	高知県	利岡 徹	トヨタカローラ高知(株) 代表取締役会長
愛知県	前納 敬	主婦	福岡県	小野隆二郎	アイム電機工業(株)代表取締役社長
三重県	安藤 友昭	税理士	福岡県	草場 真哉	(株)共栄ビル・パートナーズ 代表取締役社長
三重県	橋本 正彦	元 (株)シミズ・ビルライフケア東海支社 顧問・支社長代行	福岡県	佐藤清一郎	(株)筑邦銀行代表取締役頭取
滋賀県	北川慎太郎	東洋カレット(株)代表取締役	佐賀県	田中 隆昭	佐賀県退職公務員連盟 鹿島藤津支部事務局長
滋賀県	福原 葉子	京都府保険医協会勤務	長崎県	鶴長 達真	(株)チョープロ勤務
滋賀県	横田 幸造	長浜信用金庫相談役	熊本県	木佐貫恵津子	ささぬきクリニック事務長
京都府	小畑 昌弘	佐川印刷(株)勤務	大分県	田近みどり	主婦
大阪府	市口千賀子	主婦	宮崎県	平沼 正義	(株)ヒラヌマ代表取締役社長
大阪府	岩本 浩一	(株)キンコー代表取締役社長	鹿児島県	中間 貴志	弁護士
大阪府	太田垣英士	関電サービス(株)常務取締役	沖縄県	與那覇朝行	日本トランスオーシャン航空(株)勤務
大阪府	河村 正雄	大阪シティ信用金庫代表理事会長	(注)都道府県は選出時の住所地を記載しています。		
大阪府	山下 隆夫	タカラ化工(株)勤務			
兵庫県	兼俊 寿志	ケミプロ化成(株)代表取締役社長			
兵庫県	鈴木 順	(株)神戸製鋼所勤務			

●総代の構成(2020年7月2日現在)

①年齢別

年齢	占率
29歳以下	-%
30～39歳	0.9
40～49歳	11.2
50～59歳	25.0
60～69歳	45.7
70歳以上	17.2
合計	100.0

③職業別

職業	占率
会社員	20.7%
主婦	6.9
大学教授	1.7
言論界	1.7
弁護士・医師	2.6
自営業者	32.8
会社役員	13.8
その他	19.8
合計	100.0

⑤保険種類別(契約件数)(2020年3月31日現在)

	保険種類	件数
死亡保険	終身保険	26 ^件
	定期付終身保険	10
	定期保険	2
	医療保険	165
	死亡保険計	203
生死混合保険	特約組立型総合保険	99
	定期付積立型介護保険	27
	介護保障定期保険	3
	養老保険	7
	定期付養老保険	1
	生存給付金付定期保険	2
	生死混合保険計	139
生存保険	こども進学保険	1
	学資保険	14
	生存保険計	15
個人保険計		357
個人年金保険		61
合計		418

②地域別

地域	占率
北海道	6.0%
東北	7.8
関東	36.2
中部	16.4
近畿	13.8
中国	7.8
四国	3.4
九州	8.6
合計	100.0

④性別

性別	占率
男性	81.0%
女性	19.0
合計	100.0

⑥社員資格取得時期別

社員資格取得時期	占率
～1999年度	55.2%
2000年度～2004年度	7.8
2005年度～2009年度	17.2
2010年度～2014年度	19.8
2015年度～	—
合計	100.0

●社員の構成(2019年度末)

①年齢別

年 齢	占 率
0～9歳	0.03%
10～19歳	0.18
20～29歳	7.59
30～39歳	19.30
40～49歳	24.96
50～59歳	20.93
60～69歳	15.01
70～79歳	9.45
80～89歳	2.38
90～99歳	0.17
100歳～	0.00
合 計	100.00

②地域別

地 域	占 率
北 海 道	5.69%
東 北	10.31
関 東	32.98
中 部	16.64
近 畿	13.68
中 国	7.60
四 国	3.61
九 州	9.49
合 計	100.00

③性別

性 別	占 率
男 性	58.58%
女 性	41.42
合 計	100.00

※年齢・性別は法人契約除く。地域別は法人契約含む。

●評議員氏名

(現員9名、五十音順、2020年7月2日現在) (敬称略)

氏 名	職 業
泉 谷 直 木	アサヒグループホールディングス(株) 取締役会長
井 上 和 幸	清水建設(株) 代表取締役社長
北 村 雅 良	電源開発(株) 特別顧問
小 林 哲 也	(株)帝国ホテル 特別顧問
西 成 活 裕	東京大学先端科学技術研究センター教授
久 塚 智 明	(株)FBTプランニング代表取締役 高知大学客員教授
前 野 隆 司	慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科委員長・教授
宮 川 努	学習院大学教授
八 代 ひろよ	弁護士

●評議員の構成

年 齢	人 数
50 歳 代	2名
60 歳 代	4名
70 歳 以 上	3名
合 計	9名

●2019年度の評議員会開催状況

- 第1回評議員会 2019年6月14日
 - 2018年度業績状況について
 - 第97回定時総代会の報告事項と決議事項について
 - ご契約者懇談会の実施状況について
 - 100周年プロジェクトについて
- 第2回評議員会 2019年11月25日
 - 第97回定時総代会におけるご意見・ご質問について
 - 新中期経営計画について
- 第3回評議員会 2020年3月5日

2019年度第3回評議員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止としました。

●総代候補者選考委員氏名

(現員11名、五十音順、2020年7月2日現在)

(敬称略)

氏名	職業
大野 徹也	弁護士
岡 伸浩	弁護士
小野寺 千世	日本大学 教授
川村 融	澁澤倉庫(株) 監査役
高橋 洋	(株)日本経済研究所 代表取締役社長
土屋 雅之	税理士
豊岡 清行	税理士
野村 龍介	(株)東京ケーブルネットワーク取締役
日沖 肇	信金中央金庫 副理事長
武藤 三郎	元 昭和電工(株) 常勤監査役
村上 賢昭	三幸(株) 代表取締役社長

●総代候補者選考委員の構成

年齢	人数
40 歳代	1名
50 歳代	3名
60 歳代	7名
合計	11名

4.ご契約者懇談会

◆ご契約者懇談会の開催状況

	2018年度	2019年度
開催支社	62 ^{支社}	62 ^{支社}
ご出席者数	1,255 ^名	1,241 ^名

◆ご出席者の内訳

職業	2018年度		2019年度	
	名	%	名	%
会社員	413 ^名	32.9%	397 ^名	32.0%
主婦	290	23.1	329	26.5
大学教授	2	0.2	0	0
言論界・ジャーナリスト	2	0.2	0	0
弁護士・医師	7	0.6	7	0.6
自営業者	148	11.8	160	12.9
会社役員	98	7.8	74	6.0
公務員	96	7.6	104	8.4
その他	199	15.8	170	13.7
合計	1,255	100.0	1,241	100.0

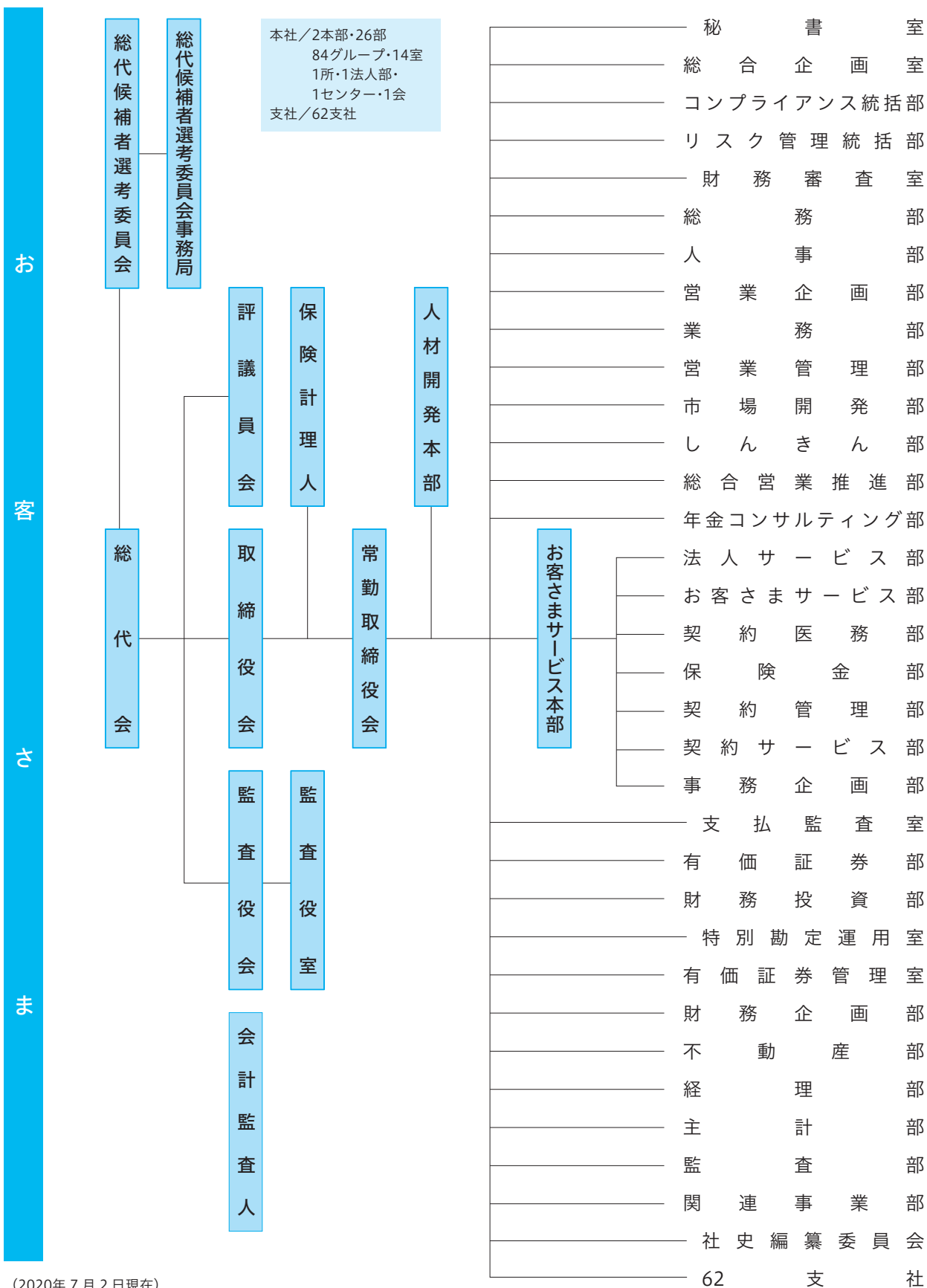
性別	2018年度		2019年度	
	名	%	名	%
男性	624 ^名	49.7%	553 ^名	44.6%
女性	631	50.3	688	55.4
合計	1,255	100.0	1,241	100.0

年齢	2018年度		2019年度	
	名	%	名	%
30歳以下	62 ^名	4.9%	59 ^名	4.8%
31～40歳	145	11.6	169	13.6
41～50歳	280	22.3	276	22.2
51～60歳	368	29.3	357	28.8
61歳以上	400	31.9	380	30.6
合計	1,255	100.0	1,241	100.0

◆ご意見・ご質問の内容

分類	2018年度	2019年度
商品関連	27.8%	27.8%
営業・サービス関連	45.0	45.4
事務対応・手続関連	7.1	5.4
経営関連	14.9	16.7
社会貢献活動関連	1.6	1.7
ご契約者懇談会関連	3.6	3.0
合計	100.0	100.0

5.組織



6.会計監査人の氏名又は名称

きさらぎ監査法人

指定社員 安田 雄一

指定社員 佐野 修

7.従業員の在籍・採用状況

区 分	2018年度末 在籍数	2019年度末 在籍数	2018年度 採用数	2019年度 採用数	2019年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内務職員	2,871 ^名	2,861	94 ^名	135	44.9 ^歳	16.1 ^年
（男性）	1,536	1,521	66	61	45.1	17.1
（女性）	1,335	1,340	28	74	44.7	14.9
（総合職）	1,231	1,230	63	58	42.0	17.5
（エリア職）	1,079	1,049	15(注)	57	44.0	15.0
営業職員	9,818	10,323	3,532	3,848	43.4	10.7
（男性）	433	459	87	90	41.4	10.7
（女性）	9,385	9,864	3,445	3,758	43.5	10.7

(注) 2018年度より新卒エリア職の入社月を3月から4月へと変更したため、2018年度採用数(エリア職)には、新卒エリア職を含みません。

平均給与(内務職員)

区 分	2019年3月	2020年3月
内務職員	350 ^{千円}	351 ^{千円}

(注) 平均給与月額、3月の税込定例給与の平均で、賞与および時間外手当は含みません。

平均給与(営業職員)

区 分	2018年度	2019年度
営業職員	232 ^{千円}	237 ^{千円}

(注) 平均給与月額、年間の営業職員(営業所長、新人、嘱託を除く)の税込定例給与の平均で、賞与は含みません。

8.店舗網一覽

2020年7月現在

名 称	〒	所 在 地	電話番号
【本 社】			
本 社	100-0011	千代田区内幸町2-2-2	03-3508-1101
本 社 (幸ビル)	100-0011	千代田区内幸町1-3-1	03-3508-1101
千葉ニュータウン本社	270-1352	印西市大塚2-10	0476-47-5111
【本 社 窓 口】			
お手続き・ご相談窓口の営業時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)			
(注) 千葉ニュータウン本社にご来社窓口はございません。			
お客さま窓口 (富国生命ビル1F)	100-0011	千代田区内幸町2-2-2	0120-259-817 (お客さまセンター)
【支 社】			
お手続き・ご相談窓口の営業時間 平日9:00~15:00(12/30~1/3を除く)			
旭 川	070-0034	旭川市4条通10-2234-1	0166-26-2468
札 幌	060-0034	札幌市中央区北4条東1-2-3	011-221-1373
函 館	040-0001	函館市五稜郭町33-1	0138-53-5570
帯 広	080-0010	帯広市大通南10-8	0155-23-4738
北 見	090-0045	北見市北5条西1-2	0157-24-8111
青 森	030-0861	青森市長島2-10-3	017-776-2194
盛 岡	020-0034	盛岡市盛岡駅前通15-19	019-623-5345
仙 台	980-0803	仙台市青葉区国分町1-2-1	022-222-0718
秋 田	010-0001	秋田市中通2-2-21	018-832-2076
山 形	990-0043	山形市本町2-1-2	023-631-3583
福 島	963-8877	郡山市堂前町6-7	024-932-2888
水 戸	310-0026	水戸市泉町1-1-4	029-221-2384
宇 都 宮	320-0811	宇都宮市大通り1-2-11	028-622-0614
前 橋	371-0023	前橋市本町2-15-10	027-224-3783
埼 玉	330-0845	さいたま市大宮区仲町2-75	048-641-0761
千 葉	260-0031	千葉市中央区新千葉1-4-3 (ウェストリオ)	043-441-7575
横 浜	231-0011	横浜市中区太田町6-87	045-641-5851
京 浜	210-0014	川崎市川崎区貝塚1-1-3	044-245-1161
湘 南	251-0025	藤沢市鵜沼石上2-5-2	0466-26-5611
甲 府	400-0031	甲府市丸の内1-16-14	055-235-7281
東 京	103-0027	中央区日本橋2-3-4 (日本橋プラザビル)	03-3277-3100
新 宿	160-8368	新宿区西新宿1-23-7 (新宿ファーストウエスト)	03-5323-5580
東 京 東	120-0034	足立区千住3-98-2 (千住ミルディスII番館)	03-3870-8011
池 袋	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 (NBF池袋イースト)	03-3984-2684
東 京 湾 岸	135-0016	江東区東陽3-23-21 (プレミアム東陽町ビル)	03-5632-6720
立 川	190-0012	立川市曙町2-8-18 (東京建物ファール立川ビル)	042-526-5300
町 田	194-0021	町田市市中町1-1-16 (東京建物町田ビルディング)	042-726-1720
新 潟	951-8125	新潟市中央区学校裏町31-1	025-222-4166

名称	〒	所在地	電話番号
富山	930-0004	富山市桜橋通り6-13	076-432-2750
金沢	920-0853	金沢市本町2-11-7	076-263-8851
福井	910-0018	福井市田原1-1-20	0776-24-2322
松本	390-0874	松本市大手2-3-18	0263-32-1963
岐阜	500-8842	岐阜市金町8-1 (フロンティア丸杉ビル)	058-264-4108
静岡	420-0857	静岡市葵区御幸町5-9	054-255-3331
浜松	430-0935	浜松市中区伝馬町311-14 (浜松てんまビル)	053-454-9466
名古屋	460-0002	名古屋市中区丸の内1-16-15	052-231-8791
三重	514-0028	津市東丸之内22-14	059-226-1966
大津	520-0047	大津市浜大津2-1-36	077-522-0083
京都	600-8008	京都市下京区四条通東洞院角長刀鉾町33	075-221-7231
大阪北	530-0001	大阪市北区梅田2-5-25 (ハービスOSAKAオフィスタワー)	06-6343-9333
大阪南	556-0017	大阪市浪速区湊町1-4-38 (近鉄新難波ビル)	06-6649-8153
神戸	651-0086	神戸市中央区磯上通7-1-30	078-261-0445
奈良	630-8224	奈良市角振町6-1	0742-21-7080
和歌山	640-8106	和歌山市三木町中ノ丁15	073-431-3291
鳥取	680-0846	鳥取市扇町7	0857-23-2041
松江	690-0003	松江市朝日町477-17 (松江SUNビル)	0852-21-4063
岡山	700-0822	岡山市北区表町1-6-20	086-225-2571
広島	730-0036	広島市中区袋町4-21	082-247-2590
山口	747-0035	防府市栄町1-5-1 (ルルサス防府)	0835-22-4875
徳島	770-0847	徳島市幸町1-44	088-623-0211
高松	760-0027	高松市紺屋町2-6	087-851-2062
松山	790-0011	松山市千舟町4-6-1	089-921-6893
高知	780-0870	高知市本町4-1-8	088-873-2111
北九州	802-0018	北九州市小倉北区中津口1-1-8	093-551-0412
福岡	812-0025	福岡市博多区店屋町8-30	092-291-4151
佐賀	840-0832	佐賀市堀川町1-14	0952-24-6291
長崎	850-0056	長崎市恵美須町2-3	095-822-3444
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町12-24	096-354-9090
大分	870-0034	大分市都町1-1-21	097-532-3729
宮崎	880-0806	宮崎市広島1-18-12	0985-24-2603
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町11-25	099-226-8555
沖縄	900-0015	那覇市久茂地2-8-1 (JEI那覇ビル)	098-866-1047

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会につきましては、当社最寄りの支社または「フコク生命 お客さまセンター」へご連絡ください。

フコク生命お客さまセンター

0120-259-817

受付時間/平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

住所変更・生命保険料控除証明書の発行は、以下の時間帯も承ります。
平日9:00~17:00以外
および、土・日・祝日 終日
(自動音声でご案内します。)

9.基金の状況

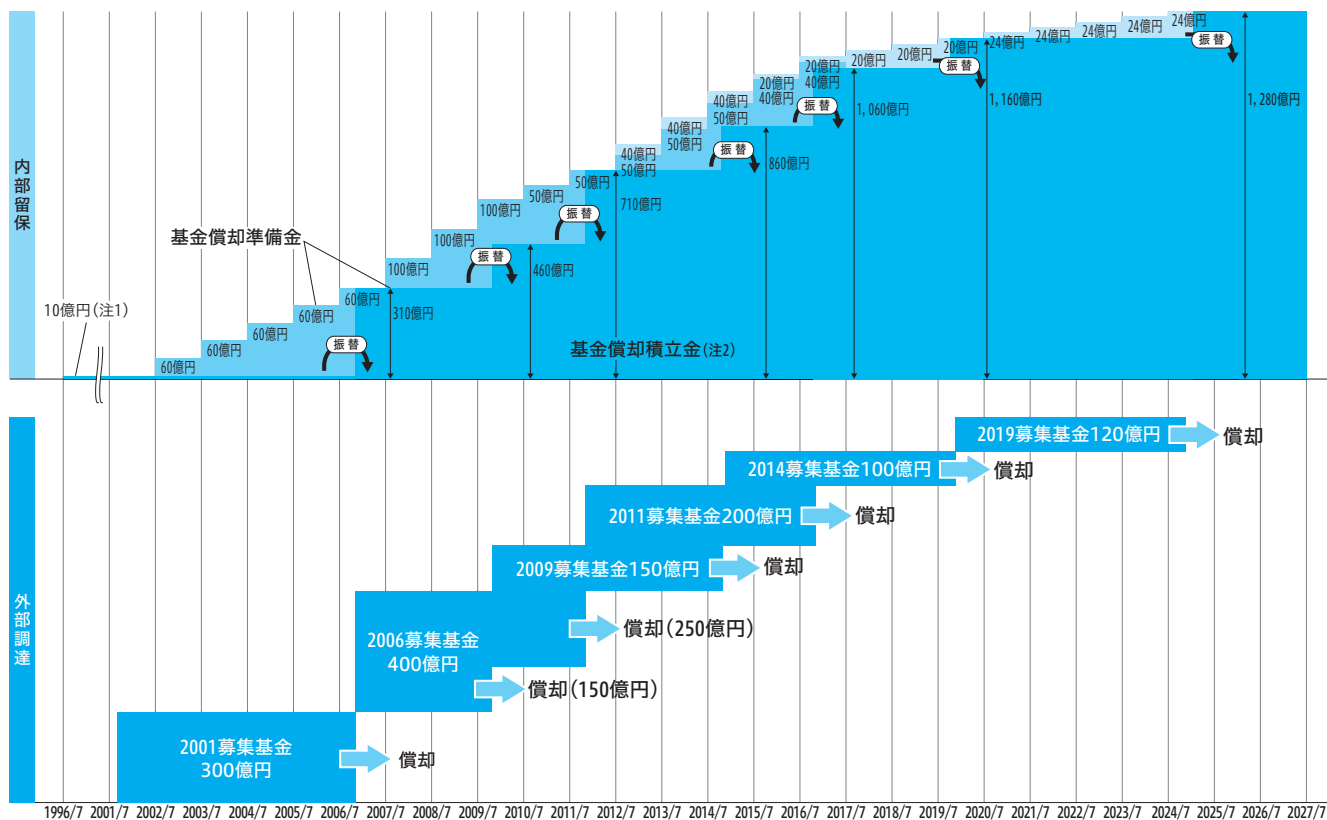
2019年度末の当社の基金の総額は、基金償却積立金1,160億円とあわせて、1,280億円です。

基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
信金中央金庫	百万円 4,000	% 33.3
株式会社日本政策投資銀行	4,000	33.3
株式会社みずほ銀行	4,000	33.3

自己資本の充実と基金募集

当社では、経常益による内部留保の積上げ（諸準備金の積増しおよび任意積立金の積立て）を基本とし、適時、外部調達として基金の募集を行うことにより、自己資本の充実に努めております。お客さまにご安心を提供するには、経営の健全性の確保が不可欠であると認識しており、今後も諸準備金なども含めた自己資本の強化に努めていく方針です。

〈基金償却スケジュール〉



(注1) 保険業法に定める最低基金総額10億円(基金償却積立金を含む)。

(注2) 保険業法の規定により、基金を償却(返済)するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積み立てることが義務づけられています。

データ編

財産の状況

1. 貸借対照表	115
2. 損益計算書	116
3. 基金等変動計算書	117
4. 剰余金処分にに関する決議書	119
5. 債務者区分による債権の状況	129
6. リスク管理債権の状況	129
7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	130
8. 有価証券等の時価情報（会社計）	132
9. 経常利益等の明細（基礎利益）	138

業務の状況を示す指標等

主要な業務の状況を示す指標等

1. 保有契約高及び新契約高	139
2. 年換算保険料	139
3. 商品別新契約・年度末保有契約高	140
4. 保障機能別保有契約高	142
5. 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	143
6. 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	144
7. 異動状況の推移	145

保険契約に関する指標等

1. 保有契約増加率（金額）	147
2. 個人保険平均保険金額（新契約・保有契約）	147
3. 対年始、新契約率・解約失効率	147
4. 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	147
5. 個人保険死亡率（件数率・金額率）	147
6. 個人保険及び個人年金保険特約区分別発生率（件数率・金額率）	148
7. 事業費率（対収入保険料）	148
8. 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	149
9. 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大まかい上位5社に対する支払再保険料の割合	149
10. 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	149
11. 未だ収受していない再保険金の額	149
12. 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	149

経理に関する指標等

1. 支払備金明細表	150
2. 責任準備金明細表	150
3. 責任準備金残高の内訳	150
4. 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別）	151
5. 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	151
6. 社員配当準備金明細表	152
7. 引当金明細表	152
8. 特定海外債権引当勘定の状況	152
9. 保険料明細表	153
10. 保険金明細表	153
11. 年金明細表	153
12. 給付金明細表	153
13. 解約返戻金明細表	153
14. 減価償却費明細表	154
15. 事業費明細表	154
16. 税金明細表	154
17. リース取引	154
18. 借入金等残存期間別残高	155

資産運用に関する指標等

1. ポートフォリオの推移（一般勘定）	156
2. 運用利回り（一般勘定）	157
3. 日々平均残高（一般勘定）	157

4. 資産運用関係収益明細表（一般勘定）	158
5. 資産運用関係費用明細表（一般勘定）	158
6. 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）	158
7. 売買目的有価証券運用損益明細表（一般勘定）	159
8. 有価証券売却益明細表（一般勘定）	159
9. 有価証券売却損明細表（一般勘定）	159
10. 有価証券評価損明細表（一般勘定）	159
11. 商品有価証券明細表（一般勘定）	159
12. 商品有価証券売買高（一般勘定）	159
13. 有価証券明細表（一般勘定）	159
14. 有価証券の残存期間別残高（一般勘定）	160
15. 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）	160
16. 業種別株式保有明細表（一般勘定）	161
17. 貸付金明細表（一般勘定）	161
18. 貸付金残存期間別残高（一般勘定）	162
19. 国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）	162
20. 貸付金業種別内訳（一般勘定）	163
21. 貸付金使途別内訳（一般勘定）	163
22. 貸付金地域別内訳（一般勘定）	164
23. 貸付金担保別内訳（一般勘定）	164
24. 有形固定資産明細表（一般勘定）	165
25. 無形固定資産明細表（一般勘定）	166
26. 固定資産等処分益明細表（一般勘定）	166
27. 固定資産等処分損明細表（一般勘定）	166
28. 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）	167
29. 海外投融資の状況（一般勘定）	167
30. 海外投融資利回り（一般勘定）	169
31. 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）（一般勘定）	169
32. 各種ローン金利（代表例）	169
33. その他の資産明細表（一般勘定）	169

有価証券等の時価情報（一般勘定）

1. 有価証券の時価情報	170
2. 金銭の信託の時価情報	171
3. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値）	172
4. 不動産（土地・借地権）の評価額	174

特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況	175
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	175
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	175

保険会社及びその子会社等の状況

保険会社及びその子会社等の概況

1. 主要な事業の内容及び組織の構成	177
2. 子会社等に関する事項	178

保険会社及びその子会社等の主要な業務

1. 直近事業年度における事業概要	179
2. 主要な業務の状況を示す指標	179

保険会社及びその子会社等の財産の状況

1. 連結貸借対照表	180
2. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	181
3. 連結キャッシュ・フロー計算書	182
4. 連結基金等変動計算書	183
5. 内部統制報告書	196
6. リスク管理債権の状況	199
7. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）	199
8. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	200
9. セグメント情報	200



1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度		科 目	年 度	
	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	66,771	288,668	保険契約準備金	5,692,082	5,775,716
現金	172	168	支払備金	20,322	19,814
預貯金	66,599	288,500	責任準備金	5,613,583	5,694,979
コールローン	176,000	230,000	社員配当準備金	58,176	60,922
買入金銭債権	299	269	再保険借	55	86
金銭の信託	23,850	24,156	社債	191,935	191,935
有価証券	5,567,876	5,344,665	その他負債	51,377	122,632
国債	2,030,510	1,932,731	債券貸借取引受入担保金	—	67,866
地方債	102,277	102,704	未払法人税等	4,422	6,002
社債	670,914	664,875	未払金	2,561	2,783
株式	696,181	631,989	未払費用	10,802	10,689
外国証券	1,953,608	1,894,581	前受収益	381	361
その他の証券	114,384	117,783	預り金	5,987	6,079
貸付金	561,138	565,473	預り保証金	14,041	13,941
保険約款貸付	56,332	55,339	金融派生商品	7,641	7,564
一般貸付	504,806	510,133	金融商品等受入担保金	1,051	1,694
有形固定資産	216,974	219,475	リース債務	—	966
土地	125,180	125,118	資産除去債務	2,892	2,754
建物	84,441	87,320	仮受金	1,596	1,928
リース資産	1,241	909	退職給付引当金	24,517	23,519
建設仮勘定	2,933	2,866	価格変動準備金	111,279	122,745
その他の有形固定資産	3,177	3,260	繰延税金負債	2,429	—
無形固定資産	22,301	23,791	再評価に係る繰延税金負債	14,225	14,213
ソフトウェア	20,891	18,155	負債の部合計	6,087,901	6,250,849
リース資産	—	873	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	1,410	4,762	基金	10,000	12,000
代理店貸	—	4	基金償却積立金	106,000	116,000
再保険貸	119	111	再評価積立金	112	112
その他資産	51,341	66,881	剰余金	133,682	123,054
未収金	5,558	5,973	損失填補準備金	3,071	3,176
前払費用	1,987	2,508	その他剰余金	130,611	119,878
未収収益	29,898	28,268	基金償却準備金	8,000	—
預託金	2,195	2,239	社員配当平衡積立金	20,000	20,000
金融派生商品	4,302	21,360	価格変動積立金	41,000	41,000
仮払金	3,145	3,381	不動産圧縮準備金	210	209
リース投資資産	666	—	別途準備金	767	767
その他の資産	3,585	3,148	当期末処分剰余金	60,633	57,901
繰延税金資産	—	29,397	基金等合計	249,794	251,166
貸倒引当金	△ 2,096	△ 2,023	その他有価証券評価差額金	342,748	284,752
			土地再評価差額金	4,132	4,102
			評価・換算差額等合計	346,880	288,855
資産の部合計	6,684,576	6,790,871	純資産の部合計	596,674	540,021
			負債及び純資産の部合計	6,684,576	6,790,871

2019年度の事業概況

商品開発と販売商品

経営に関する諸活動

当社の概況および組織

財 産 の 状 況

業務の状況を示す指標等

特別勘定に関する指標等

保 険 会 社 及 び 状 況

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
経常収益		718,300	741,870	特別利益		63	5
保険料等収入		525,605	533,527	固定資産等処分益		3	5
保険料		525,407	533,396	その他特別利益		60	—
再保険収入		198	130	特別損失		15,851	11,685
資産運用収益		183,473	195,037	固定資産等処分損		142	181
利息及び配当金等収入		151,190	153,374	減損損失		228	38
預貯金利息		35	36	価格変動準備金繰入額		15,481	11,466
有価証券利息・配当金		126,834	129,290	税引前当期純剰余		37,527	37,219
貸付金利息		9,329	8,766	法人税及び住民税		11,752	13,646
不動産賃貸料		14,876	15,267	法人税等調整額		△ 11,059	△ 10,540
その他利息配当金		114	13	法人税等合計		693	3,106
金銭の信託運用益		—	314	当期純剰余		36,834	34,113
売買目的有価証券運用益		3,276	—				
有価証券売却益		27,729	35,410				
金融派生商品収益		—	5,577				
貸倒引当金戻入額		—	70				
その他運用収益		315	289				
特別勘定資産運用益		962	—				
その他経常収益		9,220	13,306				
年金特約取扱受入金		730	5,397				
保険金据置受入金		4,771	3,420				
支払備金戻入額		—	508				
退職給付引当金戻入額		898	996				
その他の経常収益		2,820	2,984				
経常費用		664,984	692,970				
保険金等支払金		467,917	439,176				
保険金		104,702	93,315				
年金		160,900	157,816				
給付金		111,533	110,820				
解約返戻金		63,787	51,404				
その他返戻金		26,754	25,588				
再保険料		239	230				
責任準備金等繰入額		36,434	81,409				
支払備金繰入額		1,026	—				
責任準備金繰入額		35,395	81,396				
社員配当金積立利息繰入額		12	13				
資産運用費用		48,599	58,867				
支払利息		3,864	3,860				
金銭の信託運用損		371	—				
売買目的有価証券運用損		—	4,979				
有価証券売却損		11,610	1,935				
有価証券評価損		39	13,342				
金融派生商品費用		5,875	—				
為替差損		13,396	17,543				
貸倒引当金繰入額		88	—				
貸付金償却		—	262				
賃貸用不動産等減価償却費		4,165	4,288				
その他運用費用		9,186	8,698				
特別勘定資産運用損		—	3,955				
事業費		90,655	92,072				
その他経常費用		21,377	21,444				
保険金据置支払金		5,595	4,669				
税金		6,220	6,788				
減価償却費		8,615	8,879				
その他の経常費用		945	1,106				
経常利益		53,315	48,899				

2019年度の事業概況

商品開発と販売商品

経営に関する諸活動

当社の概況および組織

財産の状況

業務の状況を示す指標等

特別勘定に関する指標等

保険会社及びその子会社等の状況

3. 基金等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等											基金等 合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失 填補 準備金	剰余金								剰余金 合計
					基金償却 準備金	社員配当 平衡 積立金	価格変動 積立金	不動産 圧縮 準備金	別途 準備金	当期 未処分 剰余金			
当期首残高	10,000	106,000	112	2,954	6,000	20,000	41,000	255	767	64,561	135,538	251,650	
当期変動額													
社員配当準備金の積立										△ 38,630	△ 38,630	△ 38,630	
損失填補準備金の積立				117						△ 117	—	—	
基金利息の支払										△ 100	△ 100	△ 100	
当期純剰余										36,834	36,834	36,834	
基金償却準備金の積立					2,000					△ 2,000	—	—	
不動産圧縮準備金の取崩								△ 45		45	—	—	
土地再評価差額金の取崩										41	41	41	
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	—	—	117	2,000	—	—	△ 45	—	△ 3,927	△ 1,855	△ 1,855	
当期末残高	10,000	106,000	112	3,071	8,000	20,000	41,000	210	767	60,633	133,682	249,794	

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	335,658	4,173	339,831	591,482
当期変動額				
社員配当準備金の積立				△ 38,630
損失填補準備金の積立				—
基金利息の支払				△ 100
当期純剰余				36,834
基金償却準備金の積立				—
不動産圧縮準備金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				41
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	7,089	△ 41	7,048	7,048
当期変動額合計	7,089	△ 41	7,048	5,192
当期末残高	342,748	4,132	346,880	596,674

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等											基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失 填補 準備金	剰余金						剰余金 合計	
					その他剰余金							
					基金償却 準備金	社員配当 平衡 積立金	価格変動 積立金	不動産 圧縮 準備金	別途 準備金	当期 未処分 剰余金		
当期首残高	10,000	106,000	112	3,071	8,000	20,000	41,000	210	767	60,633	133,682	249,794
当期変動額												
基金の募集	12,000											12,000
社員配当準備金の積立										△ 34,671	△ 34,671	△ 34,671
損失填補準備金の積立				105						△ 105	—	—
基金償却積立金の積立		10,000										10,000
基金利息の支払										△ 100	△ 100	△ 100
当期純剰余										34,113	34,113	34,113
基金の償却	△ 10,000											△ 10,000
基金償却準備金の積立					2,000					△ 2,000	—	—
基金償却準備金の取崩					△ 10,000						△ 10,000	△ 10,000
不動産圧縮準備金の取崩								△ 1		1	—	—
土地再評価差額金の取崩										29	29	29
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	2,000	10,000	—	105	△ 8,000	—	—	△ 1	—	△ 2,731	△ 10,628	1,371
当期末残高	12,000	116,000	112	3,176	—	20,000	41,000	209	767	57,901	123,054	251,166

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	342,748	4,132	346,880	596,674
当期変動額				
基金の募集				12,000
社員配当準備金の積立				△ 34,671
損失填補準備金の積立				—
基金償却積立金の積立				10,000
基金利息の支払				△ 100
当期純剰余				34,113
基金の償却				△ 10,000
基金償却準備金の積立				—
基金償却準備金の取崩				△ 10,000
不動産圧縮準備金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				29
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 57,995	△ 29	△ 58,025	△ 58,025
当期変動額合計	△ 57,995	△ 29	△ 58,025	△ 56,653
当期末残高	284,752	4,102	288,855	540,021

4. 剰余金処分に関する決議書

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
	総代会年月日	2019年7月2日	2020年7月2日
当期末処分剰余金		60,633	57,901
任意積立金取崩額		1	1
不動産圧縮準備金取崩額		1	1
計		60,635	57,903
剰余金処分量		36,876	34,144
社員配当準備金		34,671	31,547
差引純剰余金		2,205	2,597
損失填補準備金		105	95
基金利息		100	102
任意積立金		2,000	2,400
基金償却準備金		2,000	2,400
次期繰越剰余金		23,758	23,758

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

注記事項(貸借対照表)

2018年度末	2019年度末
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1)有価証券等の評価基準及び評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3)土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>(4)有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(5)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6)貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1)有価証券等の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3)土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法 同 左</p> <p>(4)有形固定資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(5)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>(6)貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実</p>

2019年度の事業概況

商品開発と販売商品

経営に関する諸活動

当社の概況および組織

財産の状況

業務の状況を示す指標等

特別勘定に関する指標等

保険会社等の状況

2018年度末	2019年度末						
<p>質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は1百万円であります。</p> <p>(7)退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="245 974 718 1048"> <tr> <td>退職給付見込額の期間帰属方法</td> <td>給付算定式基準</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の処理年数</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>(8)価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9)リース取引(貸手)の処理方法 当社が貸手となるファイナンス・リース取引については、リース料受取時に利息及び配当金等収入を計上し、原価をその他運用費用に計上しております。</p> <p>(10)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジ及び国内株式に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>(11)退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。</p> <p>(12)消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>(13)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んで</p>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	10年	過去勤務費用の処理年数	10年	<p>質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は0百万円であります。</p> <p>(7)退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法 同 左</p> <p>(8)価格変動準備金の計上方法 同 左</p> <p>(9)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日企業会計基準第10号)に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>(10)退職給付に係る会計処理 同 左</p> <p>(11)消費税等の会計処理方法 同 左</p> <p>(12)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んで</p>
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準						
数理計算上の差異の処理年数	10年						
過去勤務費用の処理年数	10年						

2018年度末	2019年度末
<p>おります。 予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約（妻年金保険買増特約を除く）について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は73,836百万円であります。</p> <p>また、個人年金保険契約、5年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は13,391百万円であります。</p> <p>(14)ソフトウェアの減価償却の方法 ソフトウェアに計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>(15)責任準備金対応債券 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>2. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。</p> <p>なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。</p> <p>資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。</p> <p>一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>	<p>おります。 予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約（妻年金保険買増特約を除く）について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は74,007百万円であります。</p> <p>また、個人年金保険契約、5年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は29,605百万円であります。</p> <p>(13)無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法により行っております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法を採用しております。 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(14)責任準備金対応債券 同 左</p> <p>2. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。 「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第30号）、「金融商品に関する会計基準」（2019年7月4日 企業会計基準第10号）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号）等の公表により、時価の算定方法等が改正されることとなります。 強制適用は2021年4月1日以後開始する年度の期首からであり、2021年度の期首から適用する予定であります。適用された年度における影響は、現在評価中であります。</p> <p>3. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。</p> <p>なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。</p> <p>資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。</p> <p>一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>

2018年度末				2019年度末			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	65,282	65,282	—	現金及び預貯金	285,545	285,545	—
有価証券として取扱 わない現金及び預貯金	65,282	65,282	—	有価証券として取扱 わない現金及び預貯金	285,545	285,545	—
コールローン	176,000	176,000	—	コールローン	230,000	230,000	—
買入金銭債権	299	319	20	買入金銭債権	269	287	17
貸付金として取扱う債権	299	319	20	貸付金として取扱う債権	269	287	17
金銭の信託	22,850	22,850	—	金銭の信託	23,156	23,156	—
売買目的有価証券	22,850	22,850	—	売買目的有価証券	23,156	23,156	—
有価証券	5,401,721	5,714,871	313,150	有価証券	5,166,760	5,432,119	265,359
売買目的有価証券	97,110	97,110	—	売買目的有価証券	66,357	66,357	—
満期保有目的の債券	759,519	899,819	140,300	満期保有目的の債券	757,178	879,712	122,534
責任準備金対応債券	938,273	1,111,124	172,850	責任準備金対応債券	892,940	1,035,765	142,825
その他有価証券	3,606,817	3,606,817	—	その他有価証券	3,450,284	3,450,284	—
貸付金	561,138	586,555	25,416	貸付金	565,473	592,254	26,781
保険約款貸付	56,332	56,331	△ 0	保険約款貸付	55,339	55,339	△ 0
一般貸付	504,806	530,223	25,417	一般貸付	510,133	536,915	26,781
資産計	6,227,291	6,565,879	338,588	資産計	6,271,205	6,563,363	292,158
社債 (*1)	191,935	198,912	6,977	社債 (*1)	191,935	186,062	△ 5,872
負債計	191,935	198,912	6,977	債券貸借取引受入担保金	67,866	67,866	—
金融派生商品 (*2)	△ 3,338	△ 3,338	—	負債計	259,801	253,929	△ 5,872
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 107	△ 107	—	金融派生商品 (*2)	13,795	13,795	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 3,230	△ 3,230	—	ヘッジ会計が適用されていないもの	3,589	3,589	—
				ヘッジ会計が適用されているもの	10,206	10,206	—

(*1) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(1)現金及び預貯金（「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを除く）、コールローン
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）
市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
なお、子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含めておりません。当該子会社・関連会社株式の当年度末における貸借対照表価額は64,787百万円、非上場株式の当年度末における貸借対照表価額は5,696百万円、組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は27,318百万円であります。

(3)貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4)社債
当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5)債券貸借取引受入担保金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)金融派生商品
①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。
②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価につ

(1)現金及び預貯金（「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを除く）、コールローン
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）
市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
なお、子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含めておりません。当該子会社・関連会社株式の当年度末における貸借対照表価額は64,787百万円、非上場株式の当年度末における貸借対照表価額は5,684百万円、組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は28,169百万円であります。

(3)貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4)社債
当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5)債券貸借取引受入担保金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)金融派生商品
①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。
②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価につ

2018年度末	2019年度末
<p>ては、取引先金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。</p> <p>3. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は172,520百万円、時価は314,115百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は697百万円です。</p> <p>4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は299,194百万円です。</p> <p>5. 貸付金のうち、破綻先債権額は157百万円、延滞債権額は782百万円で、その合計額は940百万円です。なお、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。上記各金額は、1. (6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は1百万円減少しております。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>6. 有形固定資産の減価償却累計額は167,181百万円です。</p> <p>7. 特別勘定の資産の額は71,585百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>8. 子会社等に対する金銭債権の総額は3,204百万円、金銭債務の総額は1,837百万円です。</p> <p>9. 繰延税金資産の総額は137,650百万円、繰延税金負債の総額は135,958百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,121百万円です。繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金86,377百万円、価格変動準備金31,158百万円及び退職給付引当金12,091百万円です。繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額131,712百万円です。当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率1.8%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△25.9%であります。</p>	<p>ては、取引先金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。</p> <p>4. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は174,688百万円、時価は321,383百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は588百万円です。</p> <p>5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は345,897百万円です。</p> <p>6. 貸付金のうち、破綻先債権額は153百万円、延滞債権額は698百万円、貸付条件緩和債権額は227百万円で、その合計額は1,079百万円です。なお、3か月以上延滞債権額はありません。上記各金額は、1. (6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は0百万円減少しております。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>7. 有形固定資産の減価償却累計額は171,812百万円です。</p> <p>8. 特別勘定の資産の額は84,658百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>9. 子会社等に対する金銭債権の総額は3,155百万円、金銭債務の総額は1,834百万円です。</p> <p>10. 繰延税金資産の総額は149,590百万円、繰延税金負債の総額は114,839百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,353百万円です。繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金93,815百万円、価格変動準備金34,368百万円及び退職給付引当金11,812百万円です。繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額110,413百万円です。当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率8.3%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△23.7%であります。</p>

2019年度の事業概況
商品開発と販売商品
経営に関する諸活動
当社の概況および組織
財務の状況
業務の状況を示す指標等
特別勘定に関する指標等
その子会社等の状況

2018年度末	2019年度末																																												
<p>10. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>53,395百万円</td> </tr> <tr> <td>前期剰余金よりの繰入額</td> <td>38,630百万円</td> </tr> <tr> <td>当期社員配当金支払額</td> <td>33,862百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>58,176百万円</td> </tr> </table> <p>11. 子会社等の株式は64,787百万円であります。</p> <p>12. 担保に供されている資産の額は、有価証券17,839百万円、預貯金744百万円であります。 また、担保付き債務の額は5,387百万円であります。</p> <p>13. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は2百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は30百万円であります。</p> <p>14. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は346,992百万円であります。</p> <p>15. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は5,994百万円であります。</p> <p>16. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は8,506百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>86,201百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td>3,552百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>516百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td>1,080百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td><u>△ 4,289百万円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td><u>87,060百万円</u></td> </tr> </table>	当期首現在高	53,395百万円	前期剰余金よりの繰入額	38,630百万円	当期社員配当金支払額	33,862百万円	利息による増加等	12百万円	当期末現在高	58,176百万円	期首における退職給付債務	86,201百万円	勤務費用	3,552百万円	利息費用	516百万円	数理計算上の差異の発生額	1,080百万円	退職給付の支払額	<u>△ 4,289百万円</u>	期末における退職給付債務	<u>87,060百万円</u>	<p>11. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>58,176百万円</td> </tr> <tr> <td>前期剰余金よりの繰入額</td> <td>34,671百万円</td> </tr> <tr> <td>当期社員配当金支払額</td> <td>31,938百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>当期末現在高</td> <td>60,922百万円</td> </tr> </table> <p>12. 子会社等の株式は64,787百万円であります。</p> <p>13. 担保に供されている資産の額は、有価証券78,124百万円、預貯金690百万円であります。 また、担保付き債務の額は73,400百万円であります。 なお、上記には、現金担保付き有価証券貸借取引により差し入れた有価証券63,247百万円及び受入担保金67,866百万円が含まれております。</p> <p>14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は29百万円であります。</p> <p>15. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は288,967百万円であります。</p> <p>16. 保険業法第60条の規定により基金を12,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>17. 基金10,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>18. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は9,407百万円であります。</p> <p>19. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>20. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は8,400百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)採用している退職給付制度の概要 当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>87,060百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td>3,434百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>520百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td>1,308百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td><u>△ 4,386百万円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td><u>87,938百万円</u></td> </tr> </table>	当期首現在高	58,176百万円	前期剰余金よりの繰入額	34,671百万円	当期社員配当金支払額	31,938百万円	利息による増加等	13百万円	当期末現在高	60,922百万円	期首における退職給付債務	87,060百万円	勤務費用	3,434百万円	利息費用	520百万円	数理計算上の差異の発生額	1,308百万円	退職給付の支払額	<u>△ 4,386百万円</u>	期末における退職給付債務	<u>87,938百万円</u>
当期首現在高	53,395百万円																																												
前期剰余金よりの繰入額	38,630百万円																																												
当期社員配当金支払額	33,862百万円																																												
利息による増加等	12百万円																																												
当期末現在高	58,176百万円																																												
期首における退職給付債務	86,201百万円																																												
勤務費用	3,552百万円																																												
利息費用	516百万円																																												
数理計算上の差異の発生額	1,080百万円																																												
退職給付の支払額	<u>△ 4,289百万円</u>																																												
期末における退職給付債務	<u>87,060百万円</u>																																												
当期首現在高	58,176百万円																																												
前期剰余金よりの繰入額	34,671百万円																																												
当期社員配当金支払額	31,938百万円																																												
利息による増加等	13百万円																																												
当期末現在高	60,922百万円																																												
期首における退職給付債務	87,060百万円																																												
勤務費用	3,434百万円																																												
利息費用	520百万円																																												
数理計算上の差異の発生額	1,308百万円																																												
退職給付の支払額	<u>△ 4,386百万円</u>																																												
期末における退職給付債務	<u>87,938百万円</u>																																												

2018年度末	2019年度末																												
<p>②年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>期首における年金資産</td><td style="text-align: right;">52,372百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">972百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td style="text-align: right;">145百万円</td></tr> <tr><td>事業主からの拠出額</td><td style="text-align: right;">2,693百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 1,304百万円</td></tr> <tr><td>期末における年金資産</td><td style="text-align: right;"><u>54,880百万円</u></td></tr> </table>	期首における年金資産	52,372百万円	期待運用収益	972百万円	数理計算上の差異の発生額	145百万円	事業主からの拠出額	2,693百万円	退職給付の支払額	△ 1,304百万円	期末における年金資産	<u>54,880百万円</u>	<p>②年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>期首における年金資産</td><td style="text-align: right;">54,880百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">858百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の発生額</td><td style="text-align: right;">△ 3,071百万円</td></tr> <tr><td>事業主からの拠出額</td><td style="text-align: right;">2,711百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 1,675百万円</td></tr> <tr><td>期末における年金資産</td><td style="text-align: right;"><u>53,704百万円</u></td></tr> </table>	期首における年金資産	54,880百万円	期待運用収益	858百万円	数理計算上の差異の発生額	△ 3,071百万円	事業主からの拠出額	2,711百万円	退職給付の支払額	△ 1,675百万円	期末における年金資産	<u>53,704百万円</u>				
期首における年金資産	52,372百万円																												
期待運用収益	972百万円																												
数理計算上の差異の発生額	145百万円																												
事業主からの拠出額	2,693百万円																												
退職給付の支払額	△ 1,304百万円																												
期末における年金資産	<u>54,880百万円</u>																												
期首における年金資産	54,880百万円																												
期待運用収益	858百万円																												
数理計算上の差異の発生額	△ 3,071百万円																												
事業主からの拠出額	2,711百万円																												
退職給付の支払額	△ 1,675百万円																												
期末における年金資産	<u>53,704百万円</u>																												
<p>③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">75,659百万円</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">△ 54,880百万円</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">20,778百万円</td></tr> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">11,401百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">△ 7,833百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務費用</td><td style="text-align: right;">171百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>24,517百万円</u></td></tr> </table>	積立型制度の退職給付債務	75,659百万円	年金資産	△ 54,880百万円		20,778百万円	非積立型制度の退職給付債務	11,401百万円	未認識数理計算上の差異	△ 7,833百万円	未認識過去勤務費用	171百万円	退職給付引当金	<u>24,517百万円</u>	<p>③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0"> <tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">76,625百万円</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">△ 53,704百万円</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">22,920百万円</td></tr> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td style="text-align: right;">11,313百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">△ 10,809百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務費用</td><td style="text-align: right;">95百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;"><u>23,519百万円</u></td></tr> </table>	積立型制度の退職給付債務	76,625百万円	年金資産	△ 53,704百万円		22,920百万円	非積立型制度の退職給付債務	11,313百万円	未認識数理計算上の差異	△ 10,809百万円	未認識過去勤務費用	95百万円	退職給付引当金	<u>23,519百万円</u>
積立型制度の退職給付債務	75,659百万円																												
年金資産	△ 54,880百万円																												
	20,778百万円																												
非積立型制度の退職給付債務	11,401百万円																												
未認識数理計算上の差異	△ 7,833百万円																												
未認識過去勤務費用	171百万円																												
退職給付引当金	<u>24,517百万円</u>																												
積立型制度の退職給付債務	76,625百万円																												
年金資産	△ 53,704百万円																												
	22,920百万円																												
非積立型制度の退職給付債務	11,313百万円																												
未認識数理計算上の差異	△ 10,809百万円																												
未認識過去勤務費用	95百万円																												
退職給付引当金	<u>23,519百万円</u>																												
<p>④退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">3,552百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">516百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">△ 972百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">1,759百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の費用処理額</td><td style="text-align: right;">△ 76百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td style="text-align: right;"><u>4,779百万円</u></td></tr> </table>	勤務費用	3,552百万円	利息費用	516百万円	期待運用収益	△ 972百万円	数理計算上の差異の費用処理額	1,759百万円	過去勤務費用の費用処理額	△ 76百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,779百万円</u>	<p>④退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">3,434百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">520百万円</td></tr> <tr><td>期待運用収益</td><td style="text-align: right;">△ 858百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">1,404百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の費用処理額</td><td style="text-align: right;">△ 76百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td style="text-align: right;"><u>4,425百万円</u></td></tr> </table>	勤務費用	3,434百万円	利息費用	520百万円	期待運用収益	△ 858百万円	数理計算上の差異の費用処理額	1,404百万円	過去勤務費用の費用処理額	△ 76百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,425百万円</u>				
勤務費用	3,552百万円																												
利息費用	516百万円																												
期待運用収益	△ 972百万円																												
数理計算上の差異の費用処理額	1,759百万円																												
過去勤務費用の費用処理額	△ 76百万円																												
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,779百万円</u>																												
勤務費用	3,434百万円																												
利息費用	520百万円																												
期待運用収益	△ 858百万円																												
数理計算上の差異の費用処理額	1,404百万円																												
過去勤務費用の費用処理額	△ 76百万円																												
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,425百万円</u>																												
<p>⑤年金資産の主な内容</p> <p>年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>国内株式</td><td style="text-align: right;">44.3 %</td></tr> <tr><td>生命保険一般勘定</td><td style="text-align: right;">33.3 %</td></tr> <tr><td>国内債券</td><td style="text-align: right;">9.6 %</td></tr> <tr><td>外国株式</td><td style="text-align: right;">7.7 %</td></tr> <tr><td>外国債券</td><td style="text-align: right;">3.0 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2.1 %</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;"><u>100.0 %</u></td></tr> </table> <p>年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が37.4%含まれております。</p>	国内株式	44.3 %	生命保険一般勘定	33.3 %	国内債券	9.6 %	外国株式	7.7 %	外国債券	3.0 %	その他	2.1 %	合計	<u>100.0 %</u>	<p>⑤年金資産の主な内容</p> <p>年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>国内株式</td><td style="text-align: right;">41.3 %</td></tr> <tr><td>生命保険一般勘定</td><td style="text-align: right;">35.5 %</td></tr> <tr><td>国内債券</td><td style="text-align: right;">10.0 %</td></tr> <tr><td>外国株式</td><td style="text-align: right;">6.9 %</td></tr> <tr><td>外国債券</td><td style="text-align: right;">3.2 %</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3.1 %</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;"><u>100.0 %</u></td></tr> </table> <p>年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が35.4%含まれております。</p>	国内株式	41.3 %	生命保険一般勘定	35.5 %	国内債券	10.0 %	外国株式	6.9 %	外国債券	3.2 %	その他	3.1 %	合計	<u>100.0 %</u>
国内株式	44.3 %																												
生命保険一般勘定	33.3 %																												
国内債券	9.6 %																												
外国株式	7.7 %																												
外国債券	3.0 %																												
その他	2.1 %																												
合計	<u>100.0 %</u>																												
国内株式	41.3 %																												
生命保険一般勘定	35.5 %																												
国内債券	10.0 %																												
外国株式	6.9 %																												
外国債券	3.2 %																												
その他	3.1 %																												
合計	<u>100.0 %</u>																												
<p>⑥長期期待運用収益率の設定方法</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。</p>	<p>⑥長期期待運用収益率の設定方法</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。</p>																												
<p>⑦数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">0.6 %</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td></td></tr> <tr><td>確定給付企業年金</td><td style="text-align: right;">3.0 %</td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td style="text-align: right;">0.0 %</td></tr> </table>	割引率	0.6 %	長期期待運用収益率		確定給付企業年金	3.0 %	退職給付信託	0.0 %	<p>⑦数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">0.6 %</td></tr> <tr><td>長期期待運用収益率</td><td></td></tr> <tr><td>確定給付企業年金</td><td style="text-align: right;">2.5 %</td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td style="text-align: right;">0.0 %</td></tr> </table>	割引率	0.6 %	長期期待運用収益率		確定給付企業年金	2.5 %	退職給付信託	0.0 %												
割引率	0.6 %																												
長期期待運用収益率																													
確定給付企業年金	3.0 %																												
退職給付信託	0.0 %																												
割引率	0.6 %																												
長期期待運用収益率																													
確定給付企業年金	2.5 %																												
退職給付信託	0.0 %																												
<p>(3)確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は215百万円であり、ます。</p>	<p>(3)確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は216百万円であり、ます。</p>																												

注記事項(損益計算書)

2018年度	2019年度
<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は871百万円、費用の総額は8,823百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1,424百万円、株式等24,393百万円、外国証券1,911百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,582百万円、株式等2,563百万円、外国証券7,464百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等39百万円であります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は8百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は1百万円であります。</p> <p>6. 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、利息及び配当金等収入4,225百万円、償還益3,400百万円、評価損4,530百万円であります。</p> <p>7. 金銭の信託運用損には、評価益が0百万円含まれております。</p> <p>8. 金融派生商品費用には、評価益が124百万円含まれております。</p>	<p>1. 子会社等との取引による収益の総額は909百万円、費用の総額は8,331百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券20,386百万円、株式等11,143百万円、外国証券2,987百万円、その他892百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券47百万円、株式等643百万円、外国証券1,244百万円であります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、株式等6,689百万円、外国証券5,876百万円、その他776百万円であります。</p> <p>5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は2百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。</p> <p>6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入2,946百万円、売却益0百万円、償還益1,731百万円、評価損9,658百万円であります。</p> <p>7. 金銭の信託運用益には、評価益が0百万円含まれております。</p> <p>8. 金融派生商品収益には、評価益が3,696百万円含まれております。</p>

● 保険業法にもとづく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法の規定にもとづき、計算書類及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けています。

2019年度の監査報告書は以下のとおりです。

※なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断にもとづき、計算書類等の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書		2020年5月19日
富国生命保険相互会社 取締役会 御中	きさらぎ監査法人 東京都千代田区 指定社員 公認会計士 安田雄一 ㊞ 業務執行社員 指定社員 公認会計士 佐野修 ㊞ 業務執行社員	
監査意見 当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		
計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		
以上		

5. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2018年度末	2019年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	175	173
危険債権	772	684
要管理債権	—	227
小 計 (対合計比)	947 (0.11)	1,085 (0.12)
正常債権	862,815	913,829
合 計	863,763	914,914

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2018年度末	2019年度末
破 綻 先 債 権 額	157	153
延 滞 債 権 額	782	698
3 ヲ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権 額	—	227
合 計 (貸付残高に対する比率)	940 (0.17)	1,079 (0.19)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2019年度末が破綻先債権額0百万円、2018年度末が破綻先債権額1百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,550,103	1,537,878
基金等	212,577	217,313
価格変動準備金	111,279	122,745
危険準備金	204,416	215,014
一般貸倒引当金	1,608	1,538
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	427,014	355,650
土地の含み損益×85%	138,679	145,920
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	268,240	294,153
負債性資本調達手段等	191,935	191,935
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△ 46,783	△46,783
その他	41,135	40,391
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	260,577	238,265
保険リスク相当額 R ₁	22,927	22,732
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	9,785	9,911
予定利率リスク相当額 R ₂	31,373	30,568
最低保証リスク相当額 R ₇	—	—
資産運用リスク相当額 R ₃	221,386	200,132
経営管理リスク相当額 R ₄	5,709	5,266
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	1,189.7%	1,290.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
 2. 「控除項目」は子会社であるフコクしんらい生命保険株式会社に対する増資額です。
 3. 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

ソルベンシー・マージン比率について

生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てていますので、一定程度の支払いの増加や金利の低下による収入の減少など「通常予測できる範囲のリスク」については十分対応できます。しかし、例えば大災害や株価の大暴落など、予想もしない出来事が起こる場合もあります。保険会社は、こういった「通常の予測を超えて発生するリスク」に対しては「自己資本」・「準備金」などで対応することになります。

ソルベンシー・マージン比率は、生命保険会社が、この「通常の予測を超えて発生するリスク」に対して、どの程度の「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有しているかを判断するための行政監督上の指標です。また、ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。早期是正措置とは、ソルベンシー・マージン比率の水準などに応じ、監督当局が生命保険会社に対して必要な是正命令などを適時・適切に発動し、早期の経営改善への取組みを促すための制度です。

なお、生命保険会社の健全性は、ソルベンシー・マージン比率のみでなく、本ディスクロージャー誌に掲載されている他の指標も併せて判断すべきものです。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{(1/2) \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額は以下の項目の合計額です。

基金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%^{*}、土地の含み損益×85%^{*}、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、控除項目、その他
^{*}マイナスの場合は100%を計上

ソルベンシー・マージン総額に含まれる主な項目は以下のとおりです。

基金等	貸借対照表上の純資産の部にある「基金等合計」から、「社外流出予定額（基金利息や社員配当準備金繰入額など）」などを除いた金額です。
価格変動準備金	株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えるための準備金で、貸借対照表上の負債の部に計上されます。
危険準備金	通常の予測を超える保険金の支払いの増加や資産運用利回りの低下などに備える準備金で、貸借対照表上の負債の部に計上される「責任準備金」に含まれています。
その他有価証券評価差額金(税効果控除前) 繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	その他有価証券の時価と帳簿価額の差額および繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益です。貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」および「繰延ヘッジ損益(その他有価証券に係る部分)」を税引前に換算した金額です。
土地の含み損益	土地の時価と帳簿価額の差額です。貸借対照表上の「土地再評価差額金」および「再評価に係る繰延税金負債」の合計額が含まれます。
全期チルメル式責任準備金相当額 超過額	将来の保険金等の支払いに備えて積み立てている準備金(危険準備金を除く責任準備金)のうち、「全期チルメル式責任準備金相当額」と「保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額(解約返戻金相当額)」のいずれか大きい額を超過する額のことです。
負債性資本調達手段等	破綻などが発生した場合の元金返済が、他の一般債権者に対する債務の返済よりも後順位に置かれる旨の劣後特約が付された無担保の貸付金・債券です。債務ではありませんが、自己資本に近い性格を有していることから、一定の範囲内でソルベンシー・マージン総額への算入が認められています。

リスクの合計額

リスクの合計額は右記の算式により算出されます。

$$\sqrt{(R_1 + R_a)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4}$$

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられるリスクは以下のとおりです。

保険リスク相当額 (R ₁)	大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額 (ただし、第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₆) は除く)
第三分野保険の保険リスク相当額 (R ₆)	医療保険などのいわゆる第三分野保険について保険金などの支払いが急増するリスク相当額
予定利率リスク相当額 (R ₂)	運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
最低保証リスク相当額 (R ₇)	変額保険、変額年金保険の保険金などの最低保証に関するリスク相当額
資産運用リスク相当額 (R ₃)	株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額
経営管理リスク相当額 (R ₄)	業務の運営上通常の予測を超えて発生しうるリスク相当額

8. 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	188,313	△ 6,623	168,778	△ 15,692

(注)本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			差益	差損	差益			差損		
満期保有目的の債券	759,519	899,819	140,300	140,300	—	757,178	879,712	122,534	122,534	—
公 社 債	738,491	878,209	139,718	139,718	—	737,664	858,750	121,085	121,085	—
外国公社債	21,028	21,610	581	581	—	19,514	20,962	1,448	1,448	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	938,273	1,111,124	172,850	173,088	237	892,940	1,035,765	142,825	144,107	1,281
公 社 債	936,473	1,109,273	172,799	173,037	237	892,940	1,035,765	142,825	144,107	1,281
外国公社債	1,799	1,850	50	50	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	3,134,467	3,606,817	472,350	502,516	30,166	3,056,561	3,450,284	393,722	477,836	84,113
公 社 債	1,020,560	1,098,130	77,569	79,600	2,031	955,552	1,038,974	83,421	83,947	525
株 式	299,394	603,602	304,208	312,902	8,693	333,313	543,104	209,791	232,868	23,077
外国証券	1,735,720	1,808,479	72,758	90,530	17,772	1,675,248	1,770,514	95,265	148,498	53,233
公 社 債	1,453,532	1,503,448	49,915	62,862	12,946	1,389,520	1,503,075	113,555	138,270	24,715
株 式 等	282,188	305,030	22,842	27,667	4,825	285,728	267,438	△ 18,289	10,227	28,517
その他の証券	78,791	96,605	17,813	19,483	1,669	92,446	97,690	5,244	12,521	7,277
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,832,260	5,617,761	785,501	815,904	30,403	4,706,680	5,365,762	659,082	744,478	85,395
公 社 債	2,695,525	3,085,613	390,087	392,356	2,268	2,586,157	2,933,490	347,333	349,140	1,807
株 式	299,394	603,602	304,208	312,902	8,693	333,313	543,104	209,791	232,868	23,077
外国証券	1,758,549	1,831,939	73,390	91,163	17,772	1,694,762	1,791,476	96,713	149,946	53,233
公 社 債	1,476,361	1,526,909	50,548	63,495	12,946	1,409,034	1,524,038	115,003	139,719	24,715
株 式 等	282,188	305,030	22,842	27,667	4,825	285,728	267,438	△ 18,289	10,227	28,517
その他の証券	78,791	96,605	17,813	19,483	1,669	92,446	97,690	5,244	12,521	7,277
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	759,519	899,819	140,300	757,178	879,712	122,534
公 社 債	738,491	878,209	139,718	737,664	858,750	121,085
外国公社債	21,028	21,610	581	19,514	20,962	1,448
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
外国公社債	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	929,094	1,102,182	173,088	855,085	999,192	144,107
公 社 債	927,294	1,100,331	173,037	855,085	999,192	144,107
外国公社債	1,799	1,850	50	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	9,179	8,942	△ 237	37,854	36,572	△ 1,281
公 社 債	9,179	8,942	△ 237	37,854	36,572	△ 1,281
外国公社債	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2018年度末			2019年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	2,368,764	2,871,281	502,516	2,271,365	2,749,202	477,836
公 社 債	876,036	955,637	79,600	916,214	1,000,161	83,947
株 式	236,860	549,763	312,902	220,830	453,699	232,868
外国証券	1,198,845	1,289,376	90,530	1,105,570	1,254,068	148,498
公 社 債	981,761	1,044,624	62,862	1,039,135	1,177,405	138,270
株 式 等	217,084	244,752	27,667	66,434	76,662	10,227
その他の証券	57,021	76,505	19,483	28,750	41,272	12,521
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	765,702	735,535	△ 30,166	785,195	701,081	△ 84,113
公 社 債	144,524	142,493	△ 2,031	39,338	38,812	△ 525
株 式	62,533	53,839	△ 8,693	112,483	89,405	△ 23,077
外国証券	536,874	519,102	△ 17,772	569,678	516,445	△ 53,233
公 社 債	471,771	458,824	△ 12,946	350,385	325,669	△ 24,715
株 式 等	65,103	60,278	△ 4,825	219,293	190,775	△ 28,517
その他の証券	21,769	20,100	△ 1,669	63,695	56,417	△ 7,277
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—

- 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。 (単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	64,787	64,787
その他の有価証券	30,905	32,410
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	5,696	5,684
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	25,209	26,725
合 計	95,692	97,197

(注)内外投資事業組合は、本表の「その他有価証券」のうち「その他」に含めておりますが、内外投資事業組合が保有する「その他有価証券」の評価差額等については、持分相当額(2018年度末2,109百万円、2019年度末1,443百万円)を、貸借対照表価額に含めて計上しています。

責任準備金対応債券について

当社では、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)にもとづき、個人保険・個人年金保険及び団体年金保険において保険契約群を指定し、以下のとおり小区分を設定しています。

- 2002年7月以降発売の一時払養老保険、一時払災害死亡給付金付個人年金保険及び2003年8月以降発売の一時払終身保険を対象とする小区分
- 終身保険及び個人年金保険（上記の一時払災害死亡給付金付個人年金保険及び一時払終身保険を除く）を対象とする小区分
- 団体年金保険(有期利率保証型確定拠出年金保険を除く)を対象とする小区分

これらの小区分で保有される債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものを「責任準備金対応債券」として分類し、所定の要件を満たしていることを定期的に常勤取締役会が確認しています。

(2)金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2018年度末					2019年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差 損 益		貸借対照表計上額	時価	差 損 益			
			差益	差損			差益	差損		
金 銭 の 信 託	23,850	23,850	—	—	—	24,156	24,156	—	—	—

- 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	22,850	0	23,156	0

- 満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益		帳簿価額	時価	差 損 益			
			差益	差損			差益	差損		
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(3)デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)

定性的情報

①取引の内容

当社が運用対象としているデリバティブ取引は以下の通りです。

金利関係：金利スワップ取引、金利スワップション取引
通貨関係：為替先物予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

株式関係：株価指数先物取引、株式先渡取引、株式オプション取引

債券関係：債券先物取引、債券オプション取引

②取組方針

当社は、原則として、保有する現物資産等が抱えるリスクをヘッジする為にデリバティブ取引を活用しています。

③利用目的

当社は、ポートフォリオの市場リスク(金利・株式・為替などの変動により損失を被るリスク)をヘッジする目的でデリバティブ取引を利用しています。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

④リスクの内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引には、市場リスクや信用リスク(取引相手の破綻などにより

契約不履行に陥るリスク)がありますが、利用目的から、市場リスクについては限定的であるとともに、信用リスクについても、取引所を通じた取引や信用度の高い取引先を選別した店頭取引により大きなものにはならないと認識しています。

⑤リスク管理体制

当社では、資産運用リスク管理規程においてデリバティブ取引の種類ごとにポジション制限を定め、デリバティブ取引の利用がヘッジを目的としたものになっているか、投融資執行部門から独立した資産運用リスク管理部門が日々モニタリングを行っています。また、デリバティブ取引の市場リスク量については、保有する現物資産等のリスク量と合わせて定量的に把握・分析し、資産運用リスク管理委員会が厳正に管理しています。

⑥定量的情報に関する補足説明

定量的情報に示される契約額などに対応する現物資産等の残高を比較することで、デリバティブ取引に係るおおよそのリスク低減効果を把握することができます。なお、デリバティブ取引は市場リスクをヘッジする目的で利用していることから、その差損益については、保有する現物資産等の差損益と合わせて見る必要があります。

定量的情報

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位：百万円)

2018年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△ 3,230	—	—	—	△ 3,230
ヘッジ会計非適用分	△ 333	226	—	—	—	△ 107
合計	△ 333	△ 3,004	—	—	—	△ 3,338
2019年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	10,206	—	—	—	10,206
ヘッジ会計非適用分	△ 240	2,988	841	—	—	3,589
合計	△ 240	13,194	841	—	—	13,795

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2018年度末：通貨関連 △3,230百万円、2019年度末：通貨関連 10,206百万円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末			2019年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	国内金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取	—	—	—	—	—	—	—	
	変動金利支払	(—)	—	—	(—)	—	—	—	
	固定金利支払	—	—	—	—	—	—	—	
	変動金利受取	(—)	—	—	(—)	—	—	—	
	買建								
	固定金利受取	—	—	—	—	—	—	—	
	変動金利支払	(—)	—	—	(—)	—	—	—	
	固定金利支払	500,000	340,000	—	460,000	460,000	—	—	
変動金利受取	(459)	—	125	(292)	—	52	△240		
合計							△240		

(注)括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末			2019年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	138,780	—	137,997	783	108,353	—	104,832	3,521
	(米ドル)	59,882	—	59,821	60	39,465	—	39,663	△197
	(英ポンド)	25,684	—	25,304	380	24,224	—	23,335	888
	(カナダドル)	21,063	—	20,944	118	22,746	—	21,396	1,349
	(豪ドル)	19,166	—	19,215	△48	12,956	—	11,536	1,419
	(ユーロ)	12,983	—	12,710	272	8,882	—	8,821	61
	(その他)	—	—	—	—	78	—	78	△0
	買建	—	—	—	—	233	—	232	△1
	(ユーロ)	—	—	—	—	153	—	152	△1
	(米ドル)	—	—	—	—	79	—	79	△0
	通貨オプション								
	売建								
	コール	97,211	—	—	—	371,074	—	—	—
	(米ドル)	(352)	—	67	284	(448)	—	1,197	△749
	(カナダドル)	97,211	—	67	284	345,340	—	1,197	△756
	(豪ドル)	(352)	—	—	—	(440)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	17,669	—	—	—
	(豪ドル)	(—)	—	—	—	(4)	—	0	4
	買建	(—)	—	—	—	8,065	—	—	—
	コール	(—)	—	—	—	(2)	—	0	2
	プット	(—)	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	171,400	—	—	—	(—)	—	—	—
	(カナダドル)	(1,081)	—	238	△842	288,760	—	667	217
	(豪ドル)	73,960	—	—	—	(449)	—	—	—
	プット	(352)	—	68	△284	269,648	—	617	175
	(カナダドル)	38,760	—	—	—	(442)	—	—	—
(豪ドル)	(283)	—	46	△236	13,000	—	—	—	
プット	58,680	—	—	—	(4)	—	12	7	
(豪ドル)	(444)	—	123	△321	6,112	—	37	34	
合計				226				2,988	

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数オプション								
	売 建								
	コール	—	—	—	—	48,350	—	7	112
		(—)				(119)			
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)				(—)			
買 建	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
		(—)				(—)			
	プット	—	—	—	—	30,200	—	820	729
	(—)				(91)				
合 計				—				841	

(注)括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

○債券関連

2018年度末、2019年度末とも保有していません。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

2018年度末、2019年度末とも保有していません。

○通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ 会計の 方法	種類	2018年度末				2019年度末			
		主なヘッジ 対象	契約額等		時価	主なヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超				うち1年超	
時 価 ヘ ッ ジ	為替予約	外貨建債券				外貨建債券			
	売 建		807,349	—	810,580		819,040	—	808,834
	(米ドル)		503,551	—	508,347		504,167	—	507,270
	(豪ドル)		118,220	—	118,240		109,919	—	99,610
	(ユーロ)		111,073	—	110,053		109,789	—	110,124
	(カナダドル)		43,211	—	42,826		45,629	—	42,775
	(スウェーデンクローナ)		—	—	—		29,466	—	29,096
	(英ポンド)		31,293	—	31,112		20,069	—	19,956
	買 建		—	—	—		—	—	—
	合 計								

(注)1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

2. 外貨建金銭債権債務等が為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

○株式関連

2018年度末、2019年度末とも保有していません。

○債券関連

2018年度末、2019年度末とも保有していません。

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
基礎利益 A	91,292	83,473
キャピタル収益	27,729	41,183
金銭の信託運用益	—	196
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	27,729	35,410
金融派生商品収益	—	5,577
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	32,374	40,747
金銭の信託運用損	503	—
売買目的有価証券運用損	949	7,926
有価証券売却損	11,610	1,935
有価証券評価損	39	13,342
金融派生商品費用	5,875	—
為替差損	13,396	17,543
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	△ 4,645	435
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	86,647	83,909
臨時収益	17	0
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	17	0
その他臨時収益	—	—
臨時費用	33,349	35,009
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	17,366	10,597
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	262
その他臨時費用	15,982	24,149
臨時損益 C	△ 33,331	△ 35,009
経常利益 A+B+C	53,315	48,899

(注1) キャピタル損益として記載した項目のうち、以下の①②についてはインカム収益に該当するため、キャピタル損益から控除し、基礎利益に含めています。

- 2018年度 ①「金銭の信託運用損」371百万円のうち、利息及び配当金等収入131百万円
②「売買目的有価証券運用益」3,276百万円のうち、利息及び配当金等収入4,225百万円
- 2019年度 ①「金銭の信託運用益」314百万円のうち、利息及び配当金等収入118百万円
②「売買目的有価証券運用損」4,979百万円のうち、利息及び配当金等収入2,946百万円

(注2) その他臨時費用は、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額を計上しております。

基礎利益の内訳(三利源)

(単位：億円)

	2018年度	2019年度
基礎利益	912	834
費差	△ 148	△ 180
危険差	727	655
利差	333	359

業務の状況を示す指標等

主要な業務の状況を示す指標等

1. 保有契約高及び新契約高

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2018年度末				2019年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	3,179,797	100.0	22,608,066	99.3	3,184,356	100.1	22,429,565	99.2
個 人 年 金 保 険	657,362	95.7	2,552,318	95.6	627,258	95.4	2,456,005	96.2
個人保険+個人年金保険	3,837,159	99.2	25,160,384	98.9	3,811,614	99.3	24,885,571	98.9
団 体 保 険	—	—	17,306,441	101.4	—	—	17,605,218	101.7
団 体 年 金 保 険	—	—	2,189,002	100.4	—	—	2,233,471	102.0

(注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

(2) 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	新契約+転換による純増加						
	件 数		金 額				
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	
2018年度	個 人 保 険	351,482	96.8	1,544,524	111.8	1,329,360	215,164
	個 人 年 金 保 険	7,340	102.7	21,510	101.9	22,802	△1,292
	個人保険+個人年金保険	358,822	96.9	1,566,034	111.7	1,352,163	213,871
	団 体 保 険	—	—	56,640	164.9	56,640	—
	団 体 年 金 保 険	—	—	58	0.4	58	—
2019年度	個 人 保 険	354,292	100.8	1,528,801	99.0	1,348,254	180,547
	個 人 年 金 保 険	9,741	132.7	28,943	134.6	30,097	△1,154
	個人保険+個人年金保険	364,033	101.5	1,557,744	99.5	1,378,351	179,393
	団 体 保 険	—	—	11,155	19.7	11,155	—
	団 体 年 金 保 険	—	—	6	10.2	6	—

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資と個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。
3. 新契約の団体年金保険の金額は、第1回収入保険料です。

2. 年換算保険料

(1) 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	272,400	99.2	269,271	98.9
個 人 年 金 保 険	124,039	95.7	115,864	93.4
合 計	396,440	98.0	385,135	97.1
うち医療保障・生前給付保障等	112,032	101.2	113,526	101.3

(2) 新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	14,640	98.5	14,003	95.6
個 人 年 金 保 険	622	100.1	823	132.3
合 計	15,263	98.6	14,826	97.1
うち医療保障・生前給付保障等	7,476	96.6	7,579	101.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障(入院、手術等)、生前給付保障(介護、生活障害等)、保険料払込免除(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 新契約には、転換による純増加を含んでいます。

3.商品別新契約・年度末保有契約高

(単位:件、百万円、%)

区 分	新 契 約				保 有 契 約				
	件数	占率	金額	占率	件数	占率	金額	占率	
死 亡 保 險	終 身 保 險	(—)	(—)	(—)	(—)	236,948	7.4	1,012,100	4.5
	一時払退職後終身保険	6	0.0	11	0.0	1,762	0.1	10,644	0.0
	定 期 付 終 身 保 險	(—)	(—)	(—)	(—)	32,713	1.0	530,993	2.4
	定 期 保 險	885	0.2	11,853	0.4	18,692	0.6	287,122	1.3
	定期保険〈低払戻金型〉	—	—	—	—	740	0.0	15,900	0.1
	医 療 保 險	170,754	48.2	—	—	1,363,816	42.8	147,766	0.7
	定 期 特 約	(—)	(—)	(—)	(—)	12,063	0.4	54,023	0.2
	教育資金保障特約	—	—	—	—	2,617	0.1	12,372	0.1
	死 亡 保 險 計	(171,645)	(48.4)	(11,864)	(0.4)	1,654,671	52.0	2,070,922	9.2
		171,645	48.4	11,864	0.4				
個 人 保 險	特約組立型総合保険	(154,752)	(43.7)	(3,256,891)	(97.7)	741,673	23.3	14,869,819	66.3
		66,350	18.7	1,270,678	38.1				
	積立型介護保険	(—)	(—)	(—)	(—)	23,006	0.7	39,622	0.2
	定期付積立型介護保険	(—)	(—)	(—)	(—)	199,110	6.3	3,954,769	17.6
	介護保障保険	—	—	—	—	8,381	0.3	39,892	0.2
	介護保障定期保険	(—)	(—)	(—)	(—)	10,975	0.3	50,873	0.2
		—	—	—	—				
	養 老 保 險	(1,620)	(0.5)	(5,641)	(0.2)	32,940	1.0	111,056	0.5
		1,620	0.5	5,641	0.2				
	定 期 付 養 老 保 險	(—)	(—)	(—)	(—)	8,228	0.3	93,165	0.4
		—	—	—	—				
	マイホーム保険	—	—	—	—	631	0.0	482	0.0
	生存給付金付定期保険	—	—	—	—	11,395	0.4	89,579	0.4
こども進学保険	—	—	—	—	6,718	0.2	15,251	0.1	
介護保障定期特約〈妻型〉	(—)	(—)	(—)	(—)	11,083	0.3	46,751	0.2	
	—	—	—	—					
生 死 混 合 保 險 計	(156,372)	(44.1)	(3,262,532)	(97.8)	1,043,057	32.8	19,311,262	86.1	
	67,970	19.2	1,276,319	38.3					
生 存 保 險	こども進学保険	—	—	—	—	6,135	0.2	4,390	0.0
	学 資 保 險	26,275	7.4	59,675	1.8	480,493	15.1	1,039,541	4.6
	生存給付金付新傷害特約	(—)	(—)	(—)	(—)	1,450	0.0	934	0.0
		—	—	—	—				
	女 性 疾 病 特 約	1,407	0.4	394	0.0	9,031	0.3	2,514	0.0
生 存 保 險 計	(26,275)	(7.4)	(60,070)	(1.8)	486,628	15.3	1,047,380	4.7	
	26,275	7.4	60,070	1.8					
個 人 保 險 計	(354,292)	(100.0)	(3,334,466)	(100.0)	3,184,356	100.0	22,429,565	100.0	
	265,890	75.0	1,348,254	40.4					

2019年度の事業概況

商品開発と販売商品

経営に関する諸活動

当社の概況および組織

財 産 の 状 況

業務の状況を示す指標等

特別勘定に関する指標等

保 險 会 社 及 び
子 会 社 等 の 状 況

(単位：件、百万円)

区 分	新 契 約		保 有 契 約		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
個人年金保険	個人年金保険	—	—	416,544	1,887,275
	災害給付金付個人年金保険	9,741	30,097	209,086	556,538
	変額年金保険	—	—	17	29
	収入保障年金	—	—	363	3,487
	就業不能年金	—	—	514	1,759
	介護収入保障年金	—	—	122	445
	介護年金	—	—	50	—
	介護終身年金	—	—	3	30
	家族年金	—	—	116	—
	年金特約	—	—	443	6,439
個人年金保険計	9,741	30,097	627,258	2,456,005	
団体保険	団体定期保険	9,074	527	5,716,294	2,983,537
	総合福祉団体定期保険	8,347	10,628	1,916,263	2,211,955
	団体信用生命保険	—	—	10,815,576	12,382,149
	心身障害者扶養者生命保険	—	—	41,011	25,638
	年金払特約	—	—	5,643	1936
	団体保険計	17,421	11,155	18,453,776	17,605,218
団体年金保険	確定給付企業年金保険	—	4	—	639,368
	新企業年金保険	—	—	6,684,325	175,703
	拋出型企業年金保険	—	—	2,400,863	1,054,010
	確定拋出年金保険	—	1	—	31,845
	厚生年金基金保険	—	—	286,655	198,560
	団体生存保険	—	—	—	133,982
団体年金保険計	—	6	9,371,843	2,233,471	
財形保険	財形貯蓄保険	—	—	8,786	25,507
	財形住宅貯蓄積立保険	—	—	927	2,956
	財形給付金保険	—	—	185	7
	財形保険計	—	—	9,898	28,470
財形年金	財形年金保険	—	—	125	289
	財形年金積立保険	—	—	3,571	7,832
	財形年金保険計	—	—	3,696	8,122
団体医療保障保険	2,753	11	153,850	58	
団体就業不能保障保険	—	—	5,908	94	
受再保	—	—	63,310	24	

(注) 1. 新契約上段の()内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。

2. 定期特約には、家族定期保険特約と、一時払退職後終身保険に付加されている定期保険特約を含んでいます。

3. 定期特約、教育資金保障特約、介護保障定期保険特約<妻型>、生存給付金付新傷害特約、女性疾病特約、心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含んでいません。

4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものを表します。

5. 団体保険(年金払特約)、財形年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資(財形年金積立保険については責任準備金)と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものを表します。

6. 団体年金保険、財形保険、財形年金積立保険の新契約金額は第1回収入保険料、保有金額は責任準備金を表します。

7. 団体医療保障保険、受再保険の金額は、入院給付日額を表します。

8. 団体就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額を表します。

4. 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額		
		2018年度末	2019年度末	
死亡保障	普通死亡	個人保険	15,467,297	15,311,289
		個人年金保険	54,747	50,718
		団体保険	17,304,371	17,603,281
		団体年金保険	—	—
		その他共計	32,826,416	32,965,289
	災害死亡	個人保険	(1,648,108)	(1,498,342)
		個人年金保険	(36,193)	(32,749)
		団体保険	(534,137)	(512,591)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(2,218,439)	(2,043,683)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(461)	(462)	
団体年金保険		(—)	(—)	
その他共計		(461)	(462)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	5,406,333	5,346,452
		個人年金保険	2,108,691	2,011,409
		団体保険	77	86
		団体年金保険	—	—
		その他共計	7,519,887	7,362,497
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(324,656)	(309,800)
		団体保険	(306)	(288)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(325,580)	(310,690)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	387,301	392,118
団体保険		1,992	1,850	
団体年金保険		2,189,002	2,233,471	
その他共計		2,609,950	2,659,484	
入院保障	災害入院	個人保険	(8,369)	(8,353)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(342)	(317)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(8,787)	(8,754)
	疾病入院	個人保険	(8,366)	(8,350)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(8,441)	(8,434)
	その他の条件付入院	個人保険	(9,187)	(9,087)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(0)	(0)	
団体年金保険		(—)	(—)	
その他共計		(9,187)	(9,088)	
就業不能保障	個人保険	1,734,435	1,771,824	
	個人年金保険	1,578	1,759	
	団体保険	—	—	
	団体年金保険	—	—	
	その他共計	1,736,106	1,773,678	

- (注) 1. ()内数値は、主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に記載しました。
 2. 生存保障の満期・生存給付欄の金額は、生存給付金額、生存保険金額及び介護保険金額を合計したものを表します。ただし、個人年金保険、団体保険(年金払特約)については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金払特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
 5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 7. 就業不能保障欄の金額は、個人保険については就業不能保障特約の年金支払開始時における年金原資、個人年金保険については同特約の年金支払開始後契約の責任準備金を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2018年度末	2019年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	1,352,629	1,355,841
	個 人 年 金 保 険	2,882	2,722
	団 体 保 険	1,140,244	1,122,930
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	2,495,755	2,481,493
手 術 保 障	個 人 保 険	3,355,475	3,347,789
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	3,419,059	3,414,314

5. 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2018年度末	2019年度末
個 人 保 険	死 亡 保 険	終 身 保 険	1,039,136	1,022,744
		定 期 付 終 身 保 険	650,133	530,993
		定 期 保 険	317,497	303,022
		そ の 他 共 計	2,256,775	2,070,922
	生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	129,476	111,056
		定 期 付 養 老 保 険	111,378	93,165
		生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	115,499	89,579
		特 約 組 立 型 総 合 保 険	13,475,578	14,869,819
		積 立 型 介 護 保 険	39,946	39,622
		定 期 付 積 立 型 介 護 保 険	5,258,485	3,954,769
		介 護 保 障 定 期 保 険	71,926	50,873
		こ だ も 進 学 保 険	18,913	15,251
		そ の 他 共 計	19,325,300	19,311,262
	生 存 保 険	こ だ も 進 学 保 険	8,447	4,390
		学 資 保 険	1,013,931	1,039,541
そ の 他 共 計		1,025,989	1,047,380	
個 人 年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	2,544,565	2,443,842	
	そ の 他 共 計	2,552,318	2,456,005	
災 害 疾 病 関 係 特 約	災 害 保 障 特 約	165	150	
	傷 害 特 約	1,142,643	1,061,837	
	災 害 割 増 特 約	376,034	339,531	
	災 害 入 院 特 約	246	225	
	疾 病 入 院 特 約	243	222	
	成 人 病 特 約	1,879	1,546	
	生 活 習 慣 病 特 約	955	1,219	
	が ん 入 院 特 約	5,366	5,342	
	女 性 医 療 特 約	948	949	
	入 院 時 療 養 特 約	96	90	
	通 院 特 約	106	92	
	長 期 入 院 特 約	46	43	
	入 院 初 期 給 付 特 約	5,253	4,664	
	特 定 損 傷 特 約	40,265	40,501	
	先 進 医 療 特 約	14,519,390	17,559,770	
移 植 医 療 特 約	5,770,580	5,937,830		

(注) 1. 個人年金保険の保有金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものを表します。

2. 災害疾病関係特約の保有金額について、災害入院特約、疾病入院特約、成人病特約、生活習慣病特約、がん入院特約、女性医療特約及び長期入院特約は入院給付金日額、入院時療養特約は特約基準給付金額、通院特約は通院給付金日額、入院初期給付特約は入院初期給付金額、特定損傷特約は特定損傷給付金額、先進医療特約及び移植医療特約は特約基本保険金額を表します。

3. 生活習慣病特約に付加された退院後療養給付特約及びがん入院特約に付加された3大疾病治療給付特約の特約給付金額は含まれていません。

6. 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分			保有契約年換算保険料	
			2018年度末	2019年度末
個人 保 険	死亡保険	終身保険	24,430	22,991
		定期保険	5,109	4,867
		その他共計	112,553	112,129
	生死混合保険	養老保険	12,497	10,132
		生存給付金付定期保険	1,412	1,117
		特約組立型総合保険	62,558	68,916
		積立型介護保険	30,850	24,008
		介護保障定期保険	1,163	907
		こども進学保険	939	869
	生存保険	その他共計	111,366	107,768
こども進学保険		1,496	774	
学資保険		46,939	48,561	
個人年金保険	その他共計	48,479	49,372	
	個人年金保険	122,491	113,780	
		その他共計	124,039	115,864

- (注) 1. 死亡保険の終身保険欄の金額は、終身保険及び定期付終身保険を合計したものを表します。
 2. 生死混合保険の養老保険欄の金額は、養老保険及び定期付養老保険を合計したものを表します。
 3. 生死混合保険の積立型介護保険欄の金額は、積立型介護保険及び定期付積立型介護保険を合計したものを表します。

2019年度の事業概況
 商品開発と販売商品
 経営に関する諸活動
 当社の概況および組織
 財産の状況
 業務の状況を示す指標等
 特別勘定に関する指標等
 保険会社及びその子会社等の状況

7.異動状況の推移

①個人保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2018年度		2019年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	3,180,928	22,765,349	3,179,797	22,608,066
新 契 約	263,753	1,329,360	265,890	1,348,254
更 新	19,764	99,034	21,034	111,570
復 活	1,343	8,800	1,614	9,936
転 換 に よ る 増 加	87,729	2,092,960	88,402	1,986,212
死 亡	8,132	41,486	8,238	40,011
満 期	44,906	324,497	44,262	338,362
保 険 金 額 の 減 少	8,246	138,839	8,237	134,685
転 換 に よ る 減 少	169,156	1,877,795	169,986	1,805,665
解 約	135,721	1,073,722	133,804	1,056,622
失 効	15,334	124,137	15,129	122,378
その他の異動による減少	471	106,959	962	136,746
年 末 現 在	3,179,797	22,608,066	3,184,356	22,429,565
(増 加 率)	(△ 0.0)	(△ 0.7)	(0.1)	(△ 0.8)
純 増 加	△ 1,131	△ 157,283	4,559	△ 178,500
(増 加 率)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の数値の合計です。

②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

区 分	2018年度		2019年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	687,191	(338,714) 2,668,498	657,362	(325,231) 2,552,318
新 契 約	7,340	(2,604) 22,802	9,741	(3,410) 30,097
復 活	6	23	4	12
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	1,440	5,358	1,202	4,697
支 払 満 了	13,501	—	19,414	—
金 額 の 減 少	906	4,352	816	3,619
転 換 に よ る 減 少	309	1,292	292	1,154
解 約	12,428	45,894	11,534	42,682
失 効	204	745	193	659
その他の異動による減少	9,293	81,363	7,214	73,609
年 末 現 在	657,362	(325,231) 2,552,318	627,258	(310,444) 2,456,005
(増 加 率)	(△ 4.3)	(△ 4.4)	(△ 4.6)	(△ 3.8)
純 増 加	△ 29,829	△ 116,179	△ 30,104	△ 96,312
(増 加 率)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計です。

2. ()内の金額は、年金年額です。

③ 団体保険

(単位: 件、百万円、%)

区 分	2018年度		2019年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	18,726,963	17,073,212	18,694,852	17,306,441
新 契 約	60,883	56,640	17,421	11,155
更 新 活	18,667,928	17,083,286	18,568,753	17,410,857
復 活	—	—	—	—
中 途 加 入	1,041,901	1,584,114	966,816	1,563,905
保 険 金 額 の 増 加	47,146	24,929	42,893	22,733
死 亡	37,123	24,001	36,372	24,482
満 期	18,668,157	17,202,157	18,631,558	17,529,775
脱 退	1,119,778	701,054	1,111,286	707,289
保 険 金 額 の 減 少	19,328	461,373	20,465	445,464
解 約	3,775	2,559	949	1,618
失 効	12	60	—	—
その他の異動による減少	△26,022	124,261	13,901	980
年 末 現 在	18,694,852	17,306,441	18,453,776	17,605,218
(増 加 率)	(△ 0.2)	(1.4)	(△ 1.3)	(1.7)
純 増 加	△ 32,111	233,229	△ 241,076	298,777
(増 加 率)	(—)	(—)	(—)	(28.1)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金特約の主要保障部分の数値の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④ 団体年金保険

(単位: 件、百万円、%)

区 分	2018年度		2019年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	9,493,158	2,180,382	9,330,895	2,189,002
新 契 約	—	58	—	6
年 金 支 払	2,143,418	53,443	2,126,707	53,265
一 時 金 支 払	197,266	91,303	200,705	81,234
解 約	91,874	15,233	—	2,848
年 末 現 在	9,330,895	2,189,002	9,371,843	2,233,471
(増 加 率)	(△ 1.7)	(0.4)	(0.4)	(2.0)
純 増 加	△ 162,263	8,619	40,948	44,469
(増 加 率)	(—)	(△ 63.5)	(—)	(415.9)

(注) 1. 年始現在、年末現在の金額は、責任準備金です。
2. 新契約は、第1回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

保険契約に関する指標等

1. 保有契約増加率(金額)

(単位：%)

区 分	2018年度	2019年度
個人保険	△ 0.7	△ 0.8
個人年金保険	△ 5.3	△ 4.7
団体保険	1.4	1.7
団体年金保険	0.4	2.0

(注)個人年金保険については、年金開始前の契約により算出しました。

2. 個人保険平均保険金額(新契約・保有契約)

(単位：千円)

区 分	2018年度	2019年度
新 契 約	5,040	5,070
保 有 契 約	7,109	7,043

(注)新契約には、転換契約は含んでいません。

3. 対年始、新契約率・解約失効率

(単位：%)

区 分		2018年度	2019年度
新 契 約 率	個人保険	5.8	6.0
	個人年金保険	1.0	1.4
	団体保険	0.3	0.1
解 約 失 効 率	個人保険	5.8	5.8
	個人年金保険	2.2	2.2
	団体保険	2.6	2.5

(注)1. 新契約率には、転換契約は含んでいません。

2. 解約失効率は、(解約+失効-復活+減額-増額)/年始保有で計算しました。

4. 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位：円)

区 分	2018年度	2019年度
平均保険料	6,454	6,481

(注)転換契約は含んでいません。

5. 個人保険死亡率(件数率・金額率)

(単位：‰)

区 分	2018年度	2019年度
件 数 率	2.55	2.59
金 額 率	1.83	1.78

(注)死亡率は、死亡/{(年始保有+年末保有+死亡)/2}で計算しました。

6. 個人保険及び個人年金保険特約区分別発生率(件数率・金額率)

(単位：‰)

区 分		2018年度	2019年度
災害死亡保障契約	件数率	0.10	0.09
	金額率	0.20	0.14
障害保障契約	件数率	0.21	0.27
	金額率	0.09	0.12
災害入院保障契約	件数率	7.44	7.00
	金額率	245.92	238.12
疾病入院保障契約	件数率	88.53	93.69
	金額率	1,938.19	2,021.05
成人病入院保障契約	件数率	45.34	47.44
	金額率	1,122.98	1,112.53
疾病・傷害手術保障契約	件数率	95.78	104.25
成人病手術保障契約	件数率	30.18	31.48

- (注) 1. 被保険者本人への給付に対する発生率です。
 2. 災害死亡保障契約からは「その他の条件付死亡」に分類される特約を除きました。
 3. 発生率は、災害死亡保障契約は $\text{支払} / \{(\text{年始保障} + \text{年末保障} + \text{災害死亡発生契約}) / 2\}$ 、それ以外は $\text{支払} / \{(\text{年始保障} + \text{年末保障}) / 2\}$ で計算しました。

(参考) 医療保険及び医療保険に付加された特約も含めた場合は、以下の通りになります。

(単位：‰)

区 分		2018年度	2019年度
災害入院保障契約	件数率	5.39	5.42
	金額率	114.96	115.83
疾病入院保障契約	件数率	61.25	62.18
	金額率	853.82	851.91
成人病入院保障契約	件数率	20.45	21.23
	金額率	431.99	439.91
疾病・傷害手術保障契約	件数率	52.97	54.91
成人病手術保障契約	件数率	10.39	10.59

- (注) 1. 成人病入院保障契約には、生活習慣病入院保障契約を含んでいます。
 2. 成人病手術保障契約には、生活習慣病手術保障契約を含んでいます。

7. 事業費率(対収入保険料)

(単位：%)

2018年度	2019年度
17.3	17.3

8. 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2018年度	2019年度
4	4

9. 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2018年度	2019年度
100.0	100.0

10. 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2018年度	2019年度
AA+	52.9	53.9
AA-	47.1	46.1

(注) 格付は各事業年度末時点におけるスタンダード&プアーズ社による保険財務力格付であります。

11. 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2018年度	2019年度
7	3

12. 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2018年度	2019年度
第三分野発生率	37.1	38.8
医療（疾病）	37.8	38.1
がん	30.0	30.6
介護	8.3	10.1
その他	47.7	50.9

(注) 1. 各給付事由区分には以下を計上しております。

- ①医療（疾病）：医療保険、終身医療給付保険の疾病入院部分及び手術部分
- ②がん：がん特約、家族がん特約
- ③介護：介護保障に対して給付を行う主契約及び特約
- ④その他：①～③以外の医療保障、生前保障等に対して給付を行う主契約及び特約

2. 発生率は以下の算式により算出しております。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払に係る事業費等} \} \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

3. (注) 2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いております。

4. (注) 2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しております。

5. (注) 2の算式中、年度始保有契約年換算保険料及び年度末保有契約年換算保険料には、家族災害保障付特養老保険、貯蓄保険、積立型介護保険、告知項目限定型終身保険及び災害死亡給付金付個人年金保険の災害死亡給付部分を加えております。

経理に関する指標等

1. 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2018年度末	2019年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	7,523	7,061
	災 害 保 険 金	61	48
	高 度 障 害 保 険 金	1,457	1,280
	満 期 保 険 金	90	39
	そ の 他	706	933
	小 計	9,839	9,362
年 給 付 金	1,956	1,808	
解 約 返 戻 金	6,958	7,450	
保 險 金 据 置 支 払 金	1,182	850	
保 險 金 据 置 支 払 金	181	115	
そ の 他 共 計	20,322	19,814	

2. 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2018年度末	2019年度末
責 任 危 險 準 備 金 (除 金)	個 人 保 険	1,674,915	1,706,849
	(一 般 勘 定)	(1,674,915)	(1,706,849)
	(特 別 勘 定)	(—)	(—)
	個 人 年 金 保 険	1,496,248	1,490,442
	(一 般 勘 定)	(1,496,224)	(1,490,420)
	(特 別 勘 定)	(23)	(22)
	団 体 保 険	12,529	12,577
	(一 般 勘 定)	(12,529)	(12,577)
	(特 別 勘 定)	(—)	(—)
	団 体 年 金 保 険	2,189,002	2,233,471
	(一 般 勘 定)	(2,118,789)	(2,150,363)
	(特 別 勘 定)	(70,213)	(83,107)
そ の 他	36,470	36,624	
(一 般 勘 定)	(36,470)	(36,624)	
(特 別 勘 定)	(—)	(—)	
小 計	5,409,166	5,479,964	
(一 般 勘 定)	(5,338,930)	(5,396,834)	
(特 別 勘 定)	(70,236)	(83,130)	
危 險 準 備 金	204,416	215,014	
合 計	5,613,583	5,694,979	
(一 般 勘 定)	(5,543,346)	(5,611,849)	
(特 別 勘 定)	(70,236)	(83,130)	

3. 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2018年度末	5,357,246	51,920	—	204,416	5,613,583
2019年度末	5,431,443	48,521	—	215,014	5,694,979

4. 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	平成8年大蔵省告示 第48号に定める方式	平成8年大蔵省告示 第48号に定める方式
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率とは、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する実際の責任準備金残高(危険準備金を除く)の割合です。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	409	4.00～5.00
1981～1985年度	54,152	1.00～5.50
1986～1990年度	526,409	1.00～5.50
1991～1995年度	662,756	1.00～5.50
1996～2000年度	285,684	2.00～3.10
2001～2005年度	348,267	1.00～1.65
2006～2010年度	464,286	1.10～1.65
2011年度	132,289	1.10～1.65
2012年度	127,788	0.95～1.65
2013年度	107,650	0.65～1.35
2014年度	110,586	0.65～1.65
2015年度	117,074	0.60～1.65
2016年度	96,277	0.60～1.65
2017年度	66,295	0.25～1.65
2018年度	50,151	0.25～1.35
2019年度	47,190	0.25～0.40

(注)1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

※責任準備金残高は保険数理に基づく合理的な方法により配賦しています。

5. 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	2018年度末	2019年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	—	—

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。

2. 責任準備金残高(一般勘定)は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

算出方法は、平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号に定める標準的方式を使用しています。

計算の基礎となる係数は、同告示第9項第1号に規定する率を使用しています。

ただし、規定されていない短期金融資産のボラティリティについては、0.0%を使用しています。

6. 社員配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合 計
2018 年度	当期首現在高	48,324	1,846	2,235	403	565	19	53,395
	前期剰余金からの繰入	9,875	358	21,392	6,849	—	154	38,630
	利息による増加	11	0	0	—	0	—	12
	配当金支払による減少	5,364	338	21,079	6,870	52	156	33,862
	その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
	当期末現在高	52,847	1,868	2,548	382	512	17	58,176
		(44,827)	(1,683)	(395)	(—)	(511)	(—)	(47,417)
2019 年度	当期首現在高	52,847	1,868	2,548	382	512	17	58,176
	前期剰余金からの繰入	9,530	360	18,374	6,308	—	97	34,671
	利息による増加	12	0	0	—	0	—	13
	配当金支払による減少	6,604	385	18,526	6,284	44	92	31,938
	その他の増減	—	—	—	—	—	—	—
	当期末現在高	55,785	1,843	2,396	406	467	22	60,922
		(49,225)	(1,622)	(360)	(—)	(466)	(—)	(51,674)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

7. 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
2018 年度	貸倒引当金			
	一般貸倒引当金	1,501	1,608	106
	個別貸倒引当金	547	487	△ 59
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
	退職給付引当金	25,417	24,517	△ 899
	価格変動準備金	95,798	111,279	15,481
2019 年度	貸倒引当金			
	一般貸倒引当金	1,608	1,538	△ 70
	個別貸倒引当金	487	485	△ 2
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
	退職給付引当金	24,517	23,519	△ 998
	価格変動準備金	111,279	122,745	11,466

(注) 計上の理由及び算定方法については、注記事項(貸借対照表)に記載しています。

8. 特定海外債権引当勘定の状況

2018年度末及び2019年度末において、対象債権額、純繰入額及び引当残高はありません。

9. 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
個人保険	262,070	260,537
(うち一時払)	(2,310)	(3,030)
(うち年払)	(28,287)	(26,513)
(うち半年払)	(1,791)	(1,691)
(うち月払)	(229,681)	(229,302)
個人年金保険	47,683	45,689
(うち一時払)	(322)	(377)
(うち年払)	(6,298)	(6,041)
(うち半年払)	(540)	(515)
(うち月払)	(40,521)	(38,754)
団体保険	50,570	47,605
団体年金保険	160,899	175,529
その他 共 計	525,407	533,396

10. 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
死亡保険金	25,874	91	21,148	—	—	0	47,114	47,794
災害保険金	215	—	36	—	—	—	252	390
高度障害保険金	1,176	8	1,705	—	—	—	2,890	2,889
満期保険金	22,551	—	—	18,016	107	—	40,675	51,691
そ の 他	1,046	—	1,335	—	—	—	2,381	1,936
合 計	50,865	99	24,226	18,016	107	0	93,315	104,702

11. 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
11,532	92,020	318	53,265	679	—	157,816	160,900

12. 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
死亡給付金	265	2,569	—	—	81	—	2,916	3,412
入院給付金	14,173	—	16	—	—	41	14,231	14,089
手術給付金	10,216	—	—	—	—	22	10,239	9,964
障害給付金	771	—	11	—	—	—	782	754
生存給付金	15,052	—	—	—	91	—	15,143	16,389
一時金	—	—	1	64,894	—	—	64,895	64,585
そ の 他	2,601	3	6	—	—	0	2,610	2,338
合 計	43,080	2,572	34	64,894	173	64	110,820	111,533

13. 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	2019年度 合 計	2018年度 合 計
31,544	14,076	—	2,848	2,935	—	51,404	63,787

14. 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率	
2018年度	有形固定資産	76,055	2,314	52,063	23,992	68.5
	建物	63,987	1,299	44,270	19,717	69.2
	リース資産	2,337	330	1,096	1,241	46.9
	その他の有形固定資産	9,730	685	6,696	3,033	68.8
	無形固定資産	36,647	6,212	14,537	22,110	39.7
	その他	524	88	209	314	40.0
合計	113,227	8,615	66,810	46,416	59.0	
2019年度	有形固定資産	76,770	2,232	52,321	24,449	68.2
	建物	64,523	1,240	44,044	20,478	68.3
	リース資産	2,337	331	1,427	909	61.1
	その他の有形固定資産	9,909	660	6,849	3,060	69.1
	無形固定資産	40,839	6,546	18,303	22,535	44.8
	その他	641	100	296	345	46.2
合計	118,251	8,879	70,921	47,329	60.0	

15. 事業費明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
営業活動費	21,200	21,407
営業管理費	14,050	14,670
一般管理費	55,403	55,994
合計	90,655	92,072

(注)一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は2018年度610百万円、2019年度602百万円であります。

16. 税金明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
国	3,823	4,253
消費税	3,419	3,851
地方税法特別	351	349
印紙税	51	52
登録免許税	0	—
その他の国税	0	0
地	2,397	2,535
地方消費税	922	1,062
法人事業税	832	827
固定資産税	547	552
不動産取得税	1	1
事業所税	93	91
その他の地方税	0	0
合計	6,220	6,788

17. リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引については、少額であり重要性がないため、記載を省略しています。

18. 借入金等残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2018年度末	借 入 金	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	191,935	191,935
	債券貸借取引 受入担保金	—	—	—	—	—	—
2019年度末	借 入 金	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	191,935	191,935
	債券貸借取引 受入担保金	67,866	—	—	—	—	67,866

資産運用に関する指標等

1. ポートフォリオの推移(一般勘定)

①資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	241,282	3.6	515,545	7.7
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	299	0.0	269	0.0
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	23,850	0.4	24,156	0.4
有 価 証 券	5,499,523	83.2	5,265,401	78.5
公 社 債	2,782,013	42.1	2,677,697	39.9
株 式	672,528	10.2	612,019	9.1
外 国 証 券	1,930,616	29.2	1,857,920	27.7
公 社 債	1,614,469	24.4	1,580,829	23.6
株 式 等	316,147	4.8	277,091	4.1
そ の 他 の 証 券	114,364	1.7	117,764	1.8
貸 付 金	561,138	8.5	565,473	8.4
保 険 約 款 貸 付	56,332	0.9	55,339	0.8
一 般 貸 付	504,806	7.6	510,133	7.6
不 動 産	212,555	3.2	215,305	3.2
繰 延 税 金 資 産	—	—	29,397	0.4
そ の 他	76,438	1.2	92,688	1.4
貸 倒 引 当 金	△ 2,096	△ 0.0	△ 2,023	△ 0.0
合 計	6,612,991	100.0	6,706,213	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	2,220,198	33.6	2,159,294	32.2

(注)不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

②資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	820	274,262
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	△ 144	△ 29
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	△ 7,652	306
有 価 証 券	118,693	△ 234,121
公 社 債	△ 36,605	△ 104,315
株 式	△ 68,299	△ 60,509
外 国 証 券	216,747	△ 72,696
公 社 債	180,012	△ 33,640
株 式 等	36,735	△ 39,055
そ の 他 の 証 券	6,850	3,399
貸 付 金	△ 32,596	4,335
保 険 約 款 貸 付	△ 849	△ 992
一 般 貸 付	△ 31,746	5,327
不 動 産	△ 1,118	2,749
繰 延 税 金 資 産	—	29,397
そ の 他	△ 9,225	16,249
貸 倒 引 当 金	△ 46	72
合 計	68,729	93,222
う ち 外 貨 建 資 産	221,477	△ 60,903

(注)不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

2. 運用利回り(一般勘定)

(単位：%)

区 分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.37	1.13
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△1.33	1.32
有価証券	2.48	2.59
うち公社債	1.58	2.37
うち株式	9.51	5.34
うち外国証券	2.25	2.30
公社債	2.04	2.26
株式等	3.48	2.57
貸付金	1.62	1.50
うち一般貸付	1.36	1.24
不動産	2.16	2.42
一般勘定計	2.14	2.20
うち海外投融資	2.02	2.28

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

3. 日々平均残高(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	208,360	302,901
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	351	284
商品有価証券	—	—
金銭の信託	27,879	23,851
有価証券	5,018,992	5,036,435
うち公社債	2,739,522	2,675,971
うち株式	377,021	387,301
うち外国証券	1,810,168	1,870,874
公社債	1,542,378	1,580,558
株式等	267,789	290,316
貸付金	575,375	565,592
うち一般貸付	518,700	509,800
不動産	215,266	216,066
一般勘定計	6,252,153	6,361,344
うち海外投融資	2,182,145	2,244,447

4. 資産運用関係収益明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
利息及び配当金等収入	151,190	153,374
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	314
売買目的有価証券運用益	3,276	—
有価証券売却益	27,729	35,410
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	5,577
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	70
その他運用収益	315	289
合 計	182,511	195,037

5. 資産運用関係費用明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
支払利息	3,864	3,860
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	371	—
売買目的有価証券運用損	—	4,979
有価証券売却損	11,610	1,935
有価証券評価損	39	13,342
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	5,875	—
為替差損	13,396	17,543
貸倒引当金繰入額	88	—
貸付金償却	—	262
賃貸用不動産等減価償却費	4,165	4,288
その他運用費用	9,186	8,698
合 計	48,599	54,912

6. 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
預貯金利息	35	36
有価証券利息・配当金	126,834	129,290
うち公社債利息	49,712	48,602
うち株式配当金	15,038	16,018
うち外国証券利息配当金	57,401	60,357
貸付金利息	9,329	8,766
不動産賃貸料	14,876	15,267
その他 共 計	151,190	153,374

7. 売買目的有価証券運用損益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
利息及び配当金等収入	4,225	2,946
売却損益	181	0
評価損益	△ 4,530	△ 9,658
その他の共計	3,276	△ 4,979

8. 有価証券売却益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国債等債券	1,424	20,386
株式等	24,393	12,035
外国証券	1,911	2,987
その他の共計	27,729	35,410

9. 有価証券売却損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国債等債券	1,582	47
株式等	2,563	643
外国証券	7,464	1,244
その他の共計	11,610	1,935

10. 有価証券評価損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
国債等債券	—	—
株式等	39	7,465
外国証券	—	5,876
その他の共計	39	13,342

11. 商品有価証券明細表(一般勘定)

2018年度末、2019年度末とも保有していません。

12. 商品有価証券売買高(一般勘定)

2018年度、2019年度とも実績はありません。

13. 有価証券明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	2,016,075	36.7%	1,913,413	36.3%
地方債	102,170	1.9	102,599	1.9
社債	663,766	12.1	661,684	12.6
うち公社・公団債	511,307	9.3	517,326	9.8
株式	672,528	12.2	612,019	11.6
外国証券	1,930,616	35.1	1,857,920	35.3
公社債	1,614,469	29.4	1,580,829	30.0
株式等	316,147	5.7	277,091	5.3
その他の証券	114,364	2.1	117,764	2.2
合計	5,499,523	100.0	5,265,401	100.0

14. 有価証券の残存期間別残高(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計	
2018年度末	有 価 証 券	141,860	362,531	461,487	729,575	1,109,043	2,695,024	5,499,523
	国 債	—	51,300	74,891	287,910	373,052	1,228,920	2,016,075
	地 方 債	8,318	1,000	8,087	5,299	30,584	48,880	102,170
	社 債	23,713	77,804	78,687	104,711	271,993	106,855	663,766
	株 式						672,528	672,528
	外 国 証 券	108,028	220,687	292,611	314,754	426,638	567,896	1,930,616
	公 社 債	106,678	218,892	288,967	312,124	426,498	261,308	1,614,469
	株 式 等	1,350	1,795	3,644	2,629	139	306,587	316,147
	その他の証券	1,799	11,738	7,208	16,900	6,774	69,943	114,364
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	
2019年度末	有 価 証 券	158,762	317,641	573,448	795,244	922,512	2,497,791	5,265,401
	国 債	20,064	36,823	139,026	293,765	381,930	1,041,802	1,913,413
	地 方 債	—	261	10,639	26,433	12,702	52,562	102,599
	社 債	35,049	50,285	100,456	171,266	180,600	124,026	661,684
	株 式						612,019	612,019
	外 国 証 券	95,898	226,352	313,171	289,718	341,437	591,342	1,857,920
	公 社 債	95,463	221,843	312,506	287,504	341,437	322,074	1,580,829
	株 式 等	435	4,508	665	2,213	—	269,267	277,091
	その他の証券	7,750	3,917	10,154	14,060	5,842	76,038	117,764
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	

(注)「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含んでいます。

15. 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)

区 分	2018年度末	2019年度末
公 社 債	1.84%	1.81%
外 国 公 社 債	2.73	2.44

16.業種別株式保有明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末			
	金額	占率	金額	占率		
水産・農林業	—	—%	—	—%		
鉱業	—	—	—	—		
建設業	20,859	3.1	18,079	3.0		
製 造 業	食料品	85,588	12.7	65,829	10.8	
	繊維製品	6,984	1.0	4,960	0.8	
	パルプ・紙	1,717	0.3	1,447	0.2	
	化学製品	77,676	11.5	69,526	11.4	
	医薬品	15,863	2.4	21,353	3.5	
	石油・炭製品	—	—	—	—	
	ゴム・土石製品	5,307	0.8	5,643	0.9	
	ガラス・土石製品	1,461	0.2	974	0.2	
	鉄鋼	3,687	0.5	1,349	0.2	
	非金属製品	3,076	0.5	2,751	0.4	
業	鉄金製品	14,109	2.1	8,154	1.3	
	機械	36,866	5.5	28,711	4.7	
	電気機械	49,306	7.3	53,518	8.7	
	輸送用機器	13,576	2.0	13,278	2.2	
	精密機器	5,410	0.8	4,910	0.8	
	その他の製品	13,393	2.0	13,274	2.2	
	電気ガス業	35,684	5.3	29,867	4.9	
	運輸・情報通信業	陸運業	81,909	12.2	70,908	11.6
		海運業	97	0.0	77	0.0
		空運業	3,899	0.6	1,990	0.3
倉庫・運輸関連業		131	0.0	134	0.0	
情報通信業		18,052	2.7	33,744	5.5	
商業	卸売業	13,965	2.1	14,875	2.4	
	小売業	5,452	0.8	3,099	0.5	
金融・保険業	銀行業	22,708	3.4	16,702	2.7	
	証券・商品先物取引業	5,643	0.8	5,891	1.0	
	保険業	71,189	10.6	70,379	11.5	
	その他の金融業	28,553	4.2	27,414	4.5	
不動産業	5,356	0.8	4,134	0.7		
サービス業	24,996	3.7	19,036	3.1		
合 計	672,528	100.0	612,019	100.0		

(注)業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

17.貸付金明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
保 險 約 款 貸 付	56,332	55,339
契 約 者 貸 付	51,894	51,060
保 險 料 振 替 貸 付	4,437	4,278
一 般 貸 付	504,806	510,133
(うち非居住者貸付)	(8,936)	(13,603)
企 業 貸 付	393,968	401,145
(うち国内企業向け)	(385,031)	(387,541)
国・国際機関・政府関係機関貸付	134	122
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	3,818	3,493
住 宅 口 一 ン	49,123	46,611
消 費 者 口 一 ン	32,904	33,516
そ の 他	24,856	25,243
合 計	561,138	565,473

18. 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
		2018年度末	変 動 金 利	8,239	14,713	10,356	13,044	8,608
	固 定 金 利	44,122	82,582	82,376	52,706	50,965	108,753	421,507
	一 般 貸 付 計	52,361	97,296	92,733	65,750	59,573	137,091	504,806
2019年度末	変 動 金 利	11,573	16,311	11,728	7,900	7,799	27,188	82,502
	固 定 金 利	50,860	92,579	67,954	44,199	49,466	122,570	427,631
	一 般 貸 付 計	62,433	108,890	79,683	52,100	57,266	149,758	510,133

19. 国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)

(単位:件、百万円)

区 分		2018年度末		2019年度末	
			占 率		占 率
大 企 業	貸 付 先 数	114	73.1%	111	72.1%
	金 額	350,749	91.1	349,424	90.2
中 堅 企 業	貸 付 先 数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中 小 企 業	貸 付 先 数	42	26.9	43	27.9
	金 額	34,282	8.9	38,117	9.8
国 内 企 業 向 け 貸 付 計	貸 付 先 数	156	100.0	154	100.0
	金 額	385,031	100.0	387,541	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②~④を除く 全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	大 企 業	従 業 員 300名超	資本金10億円以上	従 業 員 50名超	資本金10億円以上	従 業 員 100名超	資本金10億円以上	従 業 員 100名超
中 堅 企 業	か っ	資本金3億円超 10億円未満	か っ	資本金5千万円超 10億円未満	か っ	資本金5千万円超 10億円未満	か っ	資本金1億円超 10億円未満
中 小 企 業		資本金3億円以下又は 常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100名以下

20. 貸付金業種別内訳(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
製 造 業	73,965	14.7%	76,439	15.0%
食 料 維 織	14,559	2.9	14,729	2.9
木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
パ ル プ ・ 紙	8,500	1.7	10,500	2.1
印 刷	900	0.2	900	0.2
化 学	5,235	1.0	4,130	0.8
石 油 ・ 石 炭	2,150	0.4	2,150	0.4
窯 業 ・ 土 石	620	0.1	370	0.1
鉄 鋼	11,520	2.3	13,010	2.6
非 鉄 金 属	300	0.1	300	0.1
金 属 製 品	—	—	—	—
はん用・生産用・業務用機械	12,911	2.6	12,623	2.5
電 気 機 械	3,470	0.7	4,200	0.8
輸 送 用 機 械	10,800	2.1	10,527	2.1
そ の 他 の 製 造 業	3,000	0.6	3,000	0.6
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	4,576	0.9	5,096	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	31,138	6.2	35,315	6.9
情 報 通 信 業	6,589	1.3	6,574	1.3
運 輸 業 、 郵 便 業	66,186	13.1	68,047	13.3
卸 売 業	49,000	9.7	49,500	9.7
小 売 業	2,298	0.5	2,780	0.5
金 融 業 、 保 険 業	69,575	13.8	65,209	12.8
不 動 産 業	58,422	11.6	56,581	11.1
物 品 賃 貸 業	20,183	4.0	17,136	3.4
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	252	0.1	238	0.0
飲 食 業	528	0.1	453	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	2,354	0.5	3,539	0.7
教 育 、 学 習 支 援 業	1,373	0.3	1,286	0.3
医 療 ・ 福 祉	—	—	330	0.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,538	0.5	2,629	0.5
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	106,885	21.2	105,372	20.7
合 計	495,869	98.2	496,529	97.3
海 外 向 け	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—
商 工 業 (等)	8,936	1.8	13,603	2.7
合 計	8,936	1.8	13,603	2.7
一 般 貸 付 計	504,806	100.0	510,133	100.0

(注)国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

21. 貸付金使途別内訳(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設 備 資 金	66,759	13.2%	68,683	13.5%
運 転 資 金	438,046	86.8	441,449	86.5

22. 貸付金地域別内訳(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北海道	2,988	0.8%	4,939	1.3%
東北	4,000	1.0	3,000	0.8
関東	317,649	81.7	318,441	81.4
中部	23,135	5.9	22,951	5.9
近畿	33,092	8.5	30,856	7.9
中国	878	0.2	153	0.0
四国	31	0.0	201	0.1
九州	7,208	1.9	10,614	2.7
合 計	388,984	100.0	391,157	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

23. 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担保貸付	10,993	2.2%	11,008	2.2%
有価証券担保貸付	2,575	0.5	3,065	0.6
不動産・動産・財団担保貸付	8,417	1.7	7,943	1.6
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	34,373	6.8	36,077	7.1
信用貸付	377,410	74.8	382,918	75.1
その他の	82,028	16.2	80,128	15.7
一般貸付計	504,806	100.0	510,133	100.0
うち劣後特約付貸付	31,700	6.3	27,700	5.4

24. 有形固定資産明細表(一般勘定)

(1)有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率	
2018年度	土地	125,278	—	97 (26)	—	125,180	—	
	建物	86,343	3,693	331 (194)	5,263	84,441	158,618	65.3
	リース資産	1,565	6	0 (—)	330	1,241	1,096	46.9
	建設仮勘定	2,052	4,097	3,216 (—)	—	2,933	—	—
	その他の有形固定資産	3,309	640	27 (6)	745	3,177	7,466	70.1
	合計	218,549	8,438	3,673 (228)	6,339	216,974	167,181	—
	うち賃貸等不動産	172,740	6,947	3,193 (122)	3,973	172,520	114,903	—
2019年度	土地	125,180	0	62 (21)	—	125,118	—	—
	建物	84,441	8,330	222 (3)	5,228	87,320	162,721	65.1
	リース資産	1,241	—	— (—)	331	909	1,427	61.1
	建設仮勘定	2,933	6,945	7,012 (—)	—	2,866	—	—
	その他の有形固定資産	3,177	866	45 (13)	739	3,260	7,663	70.2
	合計	216,974	16,142	7,343 (38)	6,299	219,475	171,812	—
	うち賃貸等不動産	172,520	11,545	5,388 (13)	3,989	174,688	118,783	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。

2. 「償却累計率」は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を記載しています。

3. 「うち賃貸等不動産」の「当期増加額」、「当期減少額」には、期中の用途変更による振替額を含んでいます。

(2)不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
不動産残高	212,555	215,305
営業用	40,081	40,657
賃貸用	172,473	174,647
賃貸用ビル保有数	105棟	105棟

25. 無形固定資産明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
2018年度	ソフトウェア	21,651	5,527	3 (-)	6,284	20,891	14,811 41.5
	リース資産	—	—	(-)	—	—	—
	その他の無形固定資産	2,049	5,651	6,289 (-)	0	1,410	2 0.2
	合 計	23,701	11,178	6,293 (-)	6,284	22,301	14,814 39.9
2019年度	ソフトウェア	20,891	3,934	32 (-)	6,637	18,155	18,633 50.6
	リース資産	—	935	(-)	62	873	62 6.7
	その他の無形固定資産	1,410	8,559	5,207 (-)	0	4,762	1 0.0
	合 計	22,301	13,429	5,239 (-)	6,700	23,791	18,697 44.0

(注) 1. 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。
2. 「償却累計率」は、取得価額に対する減価償却累計額の割合を記載しています。

26. 固定資産等処分益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
有形固定資産	3	5
土地	1	5
建物	2	—
その他	0	0
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合 計	3	5
うち賃貸等不動産	3	5

27. 固定資産等処分損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
有形固定資産	137	147
土地	10	0
建物	106	121
その他	20	25
無形固定資産	3	32
その他	1	1
合 計	142	181
うち賃貸等不動産	93	88

28. 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率	
2018年度	有形固定資産	179,987	4,024	115,118	64,868	64.0
	建 物	179,072	3,964	114,348	64,724	63.9
	その他の有形固定資産	914	60	769	144	84.2
	無形固定資産	468	72	276	191	59.0
	そ の 他	1,225	68	348	877	28.4
合 計	181,681	4,165	115,743	65,938	63.7	
2019年度	有形固定資産	186,532	4,067	119,491	67,041	64.1
	建 物	185,518	3,987	118,676	66,841	64.0
	その他の有形固定資産	1,013	79	814	199	80.3
	無形固定資産	1,649	154	393	1,255	23.9
	そ の 他	1,222	67	411	811	33.7
合 計	189,404	4,288	120,296	69,107	63.5	

29. 海外投融資の状況(一般勘定)

(1)資産別明細

①外貨建資産

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	1,918,858	82.8%	1,883,236	83.3%
株 式	54,949	2.4	51,635	2.3
現 預 金 ・ そ の 他	246,390	10.6	224,422	9.9
小 計	2,220,198	95.8	2,159,294	95.5

②円貨額が確定した外貨建資産

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	—	—%	—	—%
現 預 金 ・ そ の 他	—	—	10,000	0.4
小 計	—	—	10,000	0.4

③円貨建資産

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	5,829	0.3%	10,556	0.5%
公社債(円建外債)・その他	90,821	3.9	81,734	3.6
小 計	96,650	4.2	92,291	4.1

④合 計

(単位:百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	2,316,848	100.0%	2,261,586	100.0%

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

(2)地域別構成

(単位：百万円)

区 分	外 国 証 券						非居住者貸付		
	金 額		公 社 債		株 式 等		金 額		
			金 額	占 率	金 額	占 率			
2018年度末	北 米	991,685	51.4%	914,369	56.6%	77,316	24.5%	2,938	32.9%
	ヨ ー ロ ッ パ	419,825	21.7	316,373	19.6	103,452	32.7	1,997	22.4
	オ セ ア ニ ア	126,428	6.5	123,530	7.7	2,898	0.9	—	—
	ア ジ ア	14,223	0.7	12,356	0.8	1,867	0.6	4,000	44.8
	中 南 米	152,221	7.9	21,609	1.3	130,612	41.3	—	—
	中 東	2,291	0.1	2,291	0.1	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	223,939	11.6	223,939	13.9	—	—	—	—
合 計	1,930,616	100.0	1,614,469	100.0	316,147	100.0	8,936	100.0	
2019年度末	北 米	990,274	53.3%	924,140	58.5%	66,133	23.9%	2,917	21.4%
	ヨ ー ロ ッ パ	395,084	21.3	294,803	18.6	100,280	36.2	5,958	43.8
	オ セ ア ニ ア	115,458	6.2	111,947	7.1	3,510	1.3	—	—
	ア ジ ア	21,242	1.1	19,381	1.2	1,860	0.7	4,727	34.8
	中 南 米	129,570	7.0	24,264	1.5	105,306	38.0	—	—
	中 東	2,325	0.1	2,325	0.1	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	203,965	11.0	203,965	12.9	—	—	—	—
合 計	1,857,920	100.0	1,580,829	100.0	277,091	100.0	13,603	100.0	

(3)外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	1,520,879	68.5%	1,508,420	69.9%
豪 ド ル	232,151	10.5	198,305	9.2
カ ナ ダ ド ル	191,133	8.6	181,441	8.4
ユ ー ロ	192,599	8.7	174,297	8.1
英 ポ ン ド	73,333	3.3	57,407	2.7
そ の 他	10,099	0.5	39,421	1.8
合 計	2,220,198	100.0	2,159,294	100.0

30. 海外投融資利回り(一般勘定)

(単位：%)

2018年度	2019年度
2.02	2.28

31. 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	2018年度	2019年度
	金 額	金 額
公共債	国 債	—
	地 方 債	—
	公 社 ・ 公 団 債	184
	小 計	184
貸付	政 府 関 係 機 関	134
	公 共 団 体 ・ 公 企 業	—
	小 計	134
合 計	318	286

32. 各種ローン金利(代表例)

貸出の種類	利 率		
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	2016年8月10日実施	2017年7月11日実施	2019年7月10日実施
	年0.95%	年1.00%	年0.95%
住 宅 ロ ー ン	2017年6月1日実施	2017年10月2日実施	2017年12月1日実施
	年1.50%	年1.56%	年1.62%
消 費 者 ロ ー ン (提携ローン)	2016年9月9日実施	2017年8月9日実施	2019年8月9日実施
	年0.85%	年0.90%	年0.85%

(注)消費者ローンは信販会社等との提携ローン金利です。

33. その他の資産明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	
2018年度	繰 延 資 産	3,820	85	364	1,375	2,444
	そ の 他	1,140	167	270	—	1,140
	合 計	4,960	252	635	1,375	3,585
2019年度	繰 延 資 産	3,935	132	375	1,732	2,202
	そ の 他	945	1	195	—	945
	合 計	4,880	134	571	1,732	3,148

有価証券等の時価情報（一般勘定）

1. 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

（単位：百万円）

区 分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	119,960	△ 4,530	89,514	△ 9,658

（注）本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでいます。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿 価額	時価	差 損 益			帳簿 価額	時価	差 損 益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	759,519	899,819	140,300	140,300	—	757,178	879,712	122,534	122,534	—
公 社 債	738,491	878,209	139,718	139,718	—	737,664	858,750	121,085	121,085	—
外国公社債	21,028	21,610	581	581	—	19,514	20,962	1,448	1,448	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	938,273	1,111,124	172,850	173,088	237	892,940	1,035,765	142,825	144,107	1,281
公 社 債	936,473	1,109,273	172,799	173,037	237	892,940	1,035,765	142,825	144,107	1,281
外国公社債	1,799	1,850	50	50	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	3,134,467	3,606,817	472,350	502,516	30,166	3,056,561	3,450,284	393,722	477,836	84,113
公 社 債	1,020,560	1,098,130	77,569	79,600	2,031	955,552	1,038,974	83,421	83,947	525
株 式	299,394	603,602	304,208	312,902	8,693	333,313	543,104	209,791	232,868	23,077
外国証券	1,735,720	1,808,479	72,758	90,530	17,772	1,675,248	1,770,514	95,265	148,498	53,233
公 社 債	1,453,532	1,503,448	49,915	62,862	12,946	1,389,520	1,503,075	113,555	138,270	24,715
株 式 等	282,188	305,030	22,842	27,667	4,825	285,728	267,438	△ 18,289	10,227	28,517
その他の証券	78,791	96,605	17,813	19,483	1,669	92,446	97,690	5,244	12,521	7,277
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,832,260	5,617,761	785,501	815,904	30,403	4,706,680	5,365,762	659,082	744,478	85,395
公 社 債	2,695,525	3,085,613	390,087	392,356	2,268	2,586,157	2,933,490	347,333	349,140	1,807
株 式	299,394	603,602	304,208	312,902	8,693	333,313	543,104	209,791	232,868	23,077
外国証券	1,758,549	1,831,939	73,390	91,163	17,772	1,694,762	1,791,476	96,713	149,946	53,233
公 社 債	1,476,361	1,526,909	50,548	63,495	12,946	1,409,034	1,524,038	115,003	139,719	24,715
株 式 等	282,188	305,030	22,842	27,667	4,825	285,728	267,438	△ 18,289	10,227	28,517
その他の証券	78,791	96,605	17,813	19,483	1,669	92,446	97,690	5,244	12,521	7,277
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	64,787	64,787
その他の有価証券	30,905	32,410
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	5,696	5,684
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	25,209	26,725
合 計	95,692	97,197

(注)内外投資事業組合は、本表の「その他有価証券」のうち「その他」に含めておりますが、内外投資事業組合が保有する「その他有価証券」の評価差額等については、持分相当額(2018年度末2,109百万円、2019年度末1,443百万円)を、貸借対照表価額に含めて計上しています。

2. 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	2018年度末					2019年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差 損 益			貸借対照表計上額	時価	差 損 益		
			差益	差損				差益	差損	
金 銭 の 信 託	23,850	23,850	—	—	—	24,156	24,156	—	—	—

●運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	22,850	0	23,156	0

●満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値)

① 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

2018年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△ 3,230	—	—	—	△ 3,230
ヘッジ会計非適用分	△ 333	226	—	—	—	△ 107
合計	△ 333	△ 3,004	—	—	—	△ 3,338
2019年度末	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	10,206	—	—	—	10,206
ヘッジ会計非適用分	△ 240	2,988	841	—	—	3,589
合計	△ 240	13,194	841	—	—	13,795

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2018年度末:通貨関連 △ 3,230百万円、2019年度末:通貨関連 10,206百万円)、およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

② 金利関連

(単位:百万円)

区分	種類	2018年度末			2019年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	国内金利スワップション 売 建								
	固定金利受取/ 変動金利支払	(—)	—	—	(—)	—	—	—	—
	固定金利支払/ 変動金利受取	(—)	—	—	(—)	—	—	—	—
	買 建								
	固定金利受取/ 変動金利支払	(—)	—	—	(—)	—	—	—	—
	固定金利支払/ 変動金利受取	500,000	340,000	125	△ 333	460,000	460,000	52	△ 240
		(459)				(292)			
	合計				△ 333				△ 240

(注)括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

③通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	946,124	—	948,571	△ 2,447	926,852	—	913,126	13,726
	(米ドル)	563,427	—	568,162	△ 4,735	543,461	—	546,763	△ 3,301
	(豪ドル)	137,386	—	137,455	△ 69	122,875	—	111,146	11,728
	(ユーロ)	124,056	—	122,763	1,292	118,449	—	118,725	△ 275
	(カナダドル)	64,274	—	63,771	503	68,375	—	64,171	4,203
	(英ポンド)	56,978	—	56,417	560	44,224	—	43,223	1,001
	(スウェーデンクローナ)	—	—	—	—	29,466	—	29,096	369
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション								
	売建								
	コール	97,211	—			371,074	—		
	(米ドル)	(352)	—	67	284	(448)	—	1,197	△ 749
	(カナダドル)	(352)	—	67	284	(440)	—	1,197	△ 756
	(豪ドル)	(—)	—	—	—	(4)	—	0	4
	プット	(—)	—	—	—	(2)	—	0	2
	買建	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	(米ドル)	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	プット	171,400	—	238	△ 842	288,760	—	667	217
	(米ドル)	(1,081)	—	68	△ 284	(449)	—	617	175
	(カナダドル)	73,960	—	46	△ 236	269,648	—	12	7
	(豪ドル)	(352)	—	123	△ 321	(442)	—	37	34
		38,760	—			13,000	—		
		(283)	—			(4)	—		
		58,680	—			6,112	—		
		(444)	—			(2)	—		
合計				△ 3,004				13,194	

(注) 1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

2. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

3. 外貨建金銭債権債務等に為替予約等が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。

④株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度末			2019年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	48,350	—	7	112	
	プット	(—)	—	—	(119)	—	—	—	
	買建								
	コール	(—)	—	—	(—)	—	—	—	
	プット	—	—	—	—	—	—	—	
合計	(—)	—	—	(91)	—	820	729		
合計							841		

(注)括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

⑤債券関連

2018年度末、2019年度末とも保有していません。

4.不動産(土地・借地権)の評価額

(単位：百万円)

2018年度末			2019年度末		
貸借対照表計上額	評価額	差損益	貸借対照表計上額	評価額	差損益
125,182	270,621	145,438	125,121	278,475	153,354

(注)評価額は、鑑定評価額、公示地価等を基準に算定しています。

特別勘定に関する指標等

1. 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額		金 額	
個人変額保険	—		—	
個人変額年金保険	23		22	
団体年金保険	71,561		84,635	
特別勘定計	71,585		84,658	

2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

複数ある特別勘定のうち、マネープールを除く特別勘定については特別勘定への資金の流出入にあわせて、各特別勘定に割り当てられた投資信託への投資を行いました。各特別勘定の中での投資信託の組入れ比率は期間を通して概ね高位を維持しました。

また、マネープールについては資金の流出入にあわせて、短期金融資産への投資を行いました。

3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

●個人変額保険（特別勘定）の状況

個人変額保険につきましては、販売していません。

●個人変額年金保険（特別勘定）の状況

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
個人変額年金保険	8	20	8	20
合 計	8	20	8	20

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	4	18.1%	3	17.7%
有 価 証 券	19	81.9	18	82.3
公 社 債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	19	81.9	18	82.3
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	23	100.0	22	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	金 額		金 額	
利息配当金等収入	2		0	
有価証券売却益	—		—	
有価証券償還益	—		—	
有価証券評価益	5		5	
為替差益	—		—	
金融派生商品収益	—		—	
その他の収益	0		—	
有価証券売却損	—		—	
有価証券償還損	—		—	
有価証券評価損	8		5	
為替差損	—		—	
金融派生商品費用	—		—	
その他の費用	—		—	
収支差額	△0		△0	

④個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	19	△2	18	△0

(注)金銭の信託及びデリバティブは保有していません。

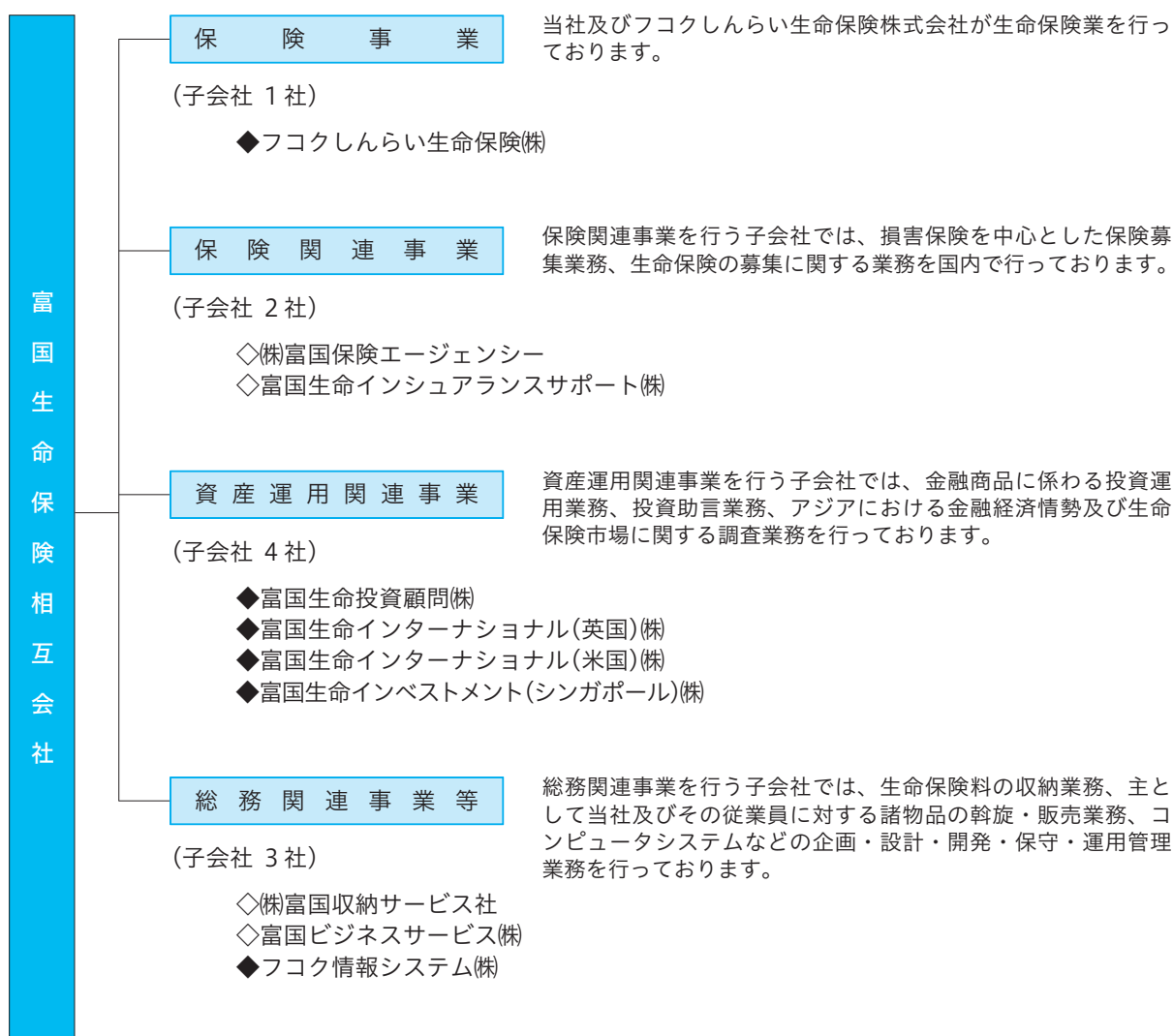
保険会社及びその子会社等の概況

1. 主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び子会社で行っている主要な事業の内容と、各子会社の当該事業における位置付けは次のとおりです。

[事業系統図]

(2020年3月31日現在)



(注)各記号の意味は次のとおりです。

◆：連結子会社 ◇：非連結子会社

2. 子会社等に関する事項

2020年3月31日現在

会社名	主たる事業所の所在地	資本金の額	主要な事業内容	設 立 年月日	総株主の議決権に占める当社の議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社の議決権割合
株式会社 富国保険エージェンシー	東京都千代田区	百万円 10	損害保険・生命 保険の募集業務	1952年 (昭和27年) 10月1日	87.6%	12.4%
株式会社 富国収納サービス社	千葉県印西市	百万円 10	生命保険料の収 納業務	1980年 (昭和55年) 10月20日	92.5%	7.5%
富国生命投資顧問 株式会社	東京都千代田区	百万円 498	金融商品に係わる 投資運用業務及び 投資助言業務	1986年 (昭和61年) 7月24日	99.0%	—
富国生命 インシュアランスサポート 株式会社	東京都千代田区	百万円 50	生命保険の募集 に関する業務の 受託	1994年 (平成6年) 4月1日	100.0%	—
富国ビジネスサービス 株式会社	千葉県印西市	百万円 50	当社印刷物の作 成・発送業務の 受託、物品の斡 旋・販売業務	1995年 (平成7年) 12月1日	100.0%	—
フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区	百万円 35,499	生命保険業	1996年 (平成8年) 8月8日	89.6%	—
フコク情報システム 株式会社	東京都千代田区 (千葉県印西市)	百万円 300	コンピュータシス テム及び情報通信 システムの企画・ 設計・開発・保守・ 運用管理業務	2002年 (平成14年) 4月1日	60.0%	—
富国生命 インターナショナル (英国) 株式会社	London, U.K.	万英ポンド 400	金融商品に係わる 投資運用業務及び 投資助言業務	1990年 (平成2年) 9月5日	100.0%	—
富国生命 インターナショナル (米国) 株式会社	New York, U.S.A.	万米ドル 400	金融商品に係わる 投資運用業務及び 投資助言業務	2002年 (平成14年) 3月1日	100.0%	—
富国生命インベストメント (シンガポール) 株式会社	Singapore	万シンガポールドル 200	投資助言業務、 アジアにおける金 融経済情勢及び 生命保険市場に 関する調査業務	2014年 (平成26年) 4月1日	100.0%	—

(注) 1. 所在地は本社所在地を記載しておりますが、フコク情報システム㈱の()内は主たる事務所の所在地です。

保険会社及びその子会社等の主要な業務

1. 直近事業年度における事業概要

フコク生命グループの保険販売は、地域に密着してFace to Faceの活動をしていく考えのもと、当社の営業職員チャンネルと、フコクしんらい生命の信用金庫を中心とした金融機関窓口販売、募集代理店チャンネルを展開し、お客さまのニーズに合致した商品の提供とアフターサービスの充実に努めております。

【保険事業分野】

2019年度の個人保険および個人年金の業績は、2社合算で次の通りとなりました。

(単位：億円)

項目	2018年度	2019年度
保有契約高	276,395	272,868
新契約高	16,375	16,688
保有契約年換算保険料	5,590	5,496
新契約年換算保険料	178	206

フコク生命グループの当連結会計年度の経常収益は、8,644億円となりました。このうち、保険料等収入は6,299億円、資産運用収益は2,193億円となりました。

一方、経常費用は8,143億円となりました。このうち、保険金等支払金は5,921億円、責任準備金等繰入額は366億円、資産運用費用は575億円となりました。この結果、経常利益は500億円、親会社に帰属する当期純剰余は343億円となりました。また、当連結会計年度末の総資産は8兆5,744億円となり、連結ソルベンシー・マージン比率は、1,331.7%と引き続き高い水準を維持しております。

2. 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,010,478	842,915	806,464	796,734	864,402
経常利益	63,151	56,866	58,354	55,187	50,028
親会社に帰属する当期純剰余	42,124	37,479	41,161	36,738	34,388
包括利益	△ 54,123	30,804	46,618	45,116	△ 27,507

(単位：百万円)

項目	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
総資産	8,330,606	8,432,988	8,488,872	8,514,764	8,574,467
ソルベンシー・マージン比率	1,341.5%	1,257.3%	1,127.4%	1,236.4%	1,331.7%

保険会社及びその子会社等の財産の状況

1. 連結貸借対照表

(単位：百万円)

年 度	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)	年 度	2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
科 目			科 目		
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	153,017	415,816	保険契約準備金	7,476,860	7,515,143
コールローン	176,000	230,000	支払備金	24,584	23,620
買入金銭債権	299	269	責任準備金	7,393,634	7,430,271
金銭の信託	23,850	24,156	社員配当準備金	58,176	60,922
有価証券	7,287,916	6,977,554	契約者配当準備金	465	328
貸付金	564,778	569,127	代理店借	117	114
有形固定資産	217,393	219,883	再保険借	88	103
土地	125,180	125,118	社債	191,935	191,935
建物	84,624	87,480	その他負債	62,838	132,340
リース資産	1,241	933	退職給付に係る負債	32,470	34,614
建設仮勘定	2,933	2,866	価格変動準備金	121,357	133,162
その他の有形固定資産	3,413	3,484	繰延税金負債	1,743	0
無形固定資産	34,254	33,359	再評価に係る繰延税金負債	14,225	14,213
ソフトウェア	23,169	19,889	負債の部合計	7,901,637	8,021,628
リース資産	9,532	8,666	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	1,553	4,803	基金	10,000	12,000
代理店貸	1	0	基金償却積立金	106,000	116,000
再保険貸	173	124	再評価積立金	112	112
その他資産	58,813	74,059	連結剰余金	137,669	127,315
退職給付に係る資産	177	255	基金等合計	253,781	255,427
繰延税金資産	185	31,885	その他有価証券評価差額金	352,453	292,980
貸倒引当金	△ 2,096	△ 2,024	土地再評価差額金	4,132	4,102
			為替換算調整勘定	△ 496	△ 480
			退職給付に係る調整累計額	△ 5,517	△ 7,714
			その他の包括利益累計額合計	350,571	288,888
			非支配株主持分	8,774	8,523
			純資産の部合計	613,127	552,839
資産の部合計	8,514,764	8,574,467	負債及び純資産の部合計	8,514,764	8,574,467

2. 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	
	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
経常収益	796,734	864,402
保険料等収入	577,450	629,956
資産運用収益	208,598	219,379
利息及び配当金等収入	174,763	175,964
金銭の信託運用益	—	314
売買目的有価証券運用益	3,276	—
有価証券売却益	29,281	37,162
金融派生商品収益	—	5,577
貸倒引当金戻入額	—	70
その他運用収益	315	289
特別勘定資産運用益	962	—
その他経常収益	10,685	15,067
経常費用	741,547	814,374
保険金等支払金	564,389	592,144
保険金	110,872	100,635
年金	200,064	260,181
給付金	125,198	123,451
解約返戻金	101,023	81,760
その他返戻金等	27,231	26,116
責任準備金等繰入額	4,291	36,650
支払備金繰入額	2,418	—
責任準備金繰入額	1,860	36,637
社員配当金積立利息繰入額	12	13
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	47,271	57,587
支払利息	3,892	3,885
金銭の信託運用損	371	—
売買目的有価証券運用損	—	4,979
有価証券売却損	11,610	1,935
有価証券評価損	39	13,342
金融派生商品費用	5,875	—
為替差損	13,397	17,547
貸倒引当金繰入額	88	—
貸付金償却	—	262
賃貸用不動産等減価償却費	4,165	4,288
その他運用費用	7,829	7,389
特別勘定資産運用損	—	3,955
事業費	99,232	100,850
その他経常費用	26,362	27,141
経常利益	55,187	50,028
特別利益	63	5
固定資産等処分益	3	5
その他特別利益	60	—
特別損失	16,278	12,026
固定資産等処分損	213	183
減損損失	228	38
価格変動準備金繰入額	15,836	11,804
契約者配当準備金繰入額	337	172
税金等調整前当期純剰余	38,635	37,834
法人税及び住民税等	12,345	14,183
法人税等調整額	△ 10,450	△ 10,666
法人税等合計	1,895	3,516
当期純剰余	36,739	34,317
非支配株主に帰属する当期純剰余 (△は非支配株主に帰属する当期純損失)	1	△ 70
親会社に帰属する当期純剰余	36,738	34,388

連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	
	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当期純剰余	36,739	34,317
その他の包括利益	8,376	△ 61,825
その他有価証券評価差額金	7,957	△ 59,644
為替換算調整勘定	△ 119	16
退職給付に係る調整額	538	△ 2,197
包括利益	45,116	△ 27,507
親会社に係る包括利益	45,024	△ 27,264
非支配株主に係る包括利益	92	△ 242

3.連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余 (△は損失)		38,635	37,834
賃貸用不動産等減価償却費		4,165	4,288
減価償却費		12,147	12,559
減損損失		228	38
のれん償却額		37	—
支払備金の増減額 (△は減少)		2,418	△ 963
責任準備金の増減額 (△は減少)		1,860	36,637
社員配当準備金積立利息繰入額		12	13
契約者配当準備金積立利息繰入額		0	0
契約者配当準備金繰入額		337	172
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		46	△ 72
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△ 870	△ 985
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		15,836	11,804
利息及び配当金等収入		△ 174,763	△ 175,964
有価証券関係損益 (△は益)		△ 15,622	△ 18,840
支払利息		3,892	3,885
為替差損益 (△は益)		13,397	17,547
有形固定資産関係損益 (△は益)		145	144
代理店貸の増減額 (△は増加)		△ 1	1
再保険貸の増減額 (△は増加)		47	49
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)		△ 878	△ 181
代理店借の増減額 (△は減少)		47	△ 3
再保険借の増減額 (△は減少)		13	14
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)		915	△ 50
その他		18,544	18,415
小 計		△ 79,406	△ 53,655
利息及び配当金等の受取額		178,314	181,158
利息の支払額		△ 3,866	△ 3,861
社員配当金の支払額		△ 33,862	△ 31,938
契約者配当金の支払額		△ 412	△ 309
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)		△ 10,790	△ 12,443
営業活動によるキャッシュ・フロー		49,976	78,950
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		138	△ 401
買入金銭債権の売却・償還による収入		144	29
金銭の信託の増加による支出		△ 2,000	△ 1,000
金銭の信託の減少による収入		9,263	1,000
有価証券の取得による支出		△ 644,228	△ 547,377
有価証券の売却・償還による収入		607,481	741,782
貸付けによる支出		△ 89,212	△ 92,007
貸付金の回収による収入		113,336	78,936
金融派生商品の決済による収支 (純額)		△ 28,014	14,231
債券貸借取引受入担保金の増減額 (△は減少)		—	67,866
その他		△ 6,735	△ 6,860
資産運用活動計		△ 39,825	256,199
(営業活動及び資産運用活動計)		(10,151)	(335,150)
有形固定資産の取得による支出		△ 6,398	△ 9,644
有形固定資産の売却による収入		95	148
無形固定資産の取得による支出		△ 5,119	△ 7,423
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 51,247	239,280
財務活動によるキャッシュ・フロー			
基金の募集による収入		—	12,000
基金の償却による支出		—	△ 10,000
基金利息の支払額		△ 100	△ 100
非支配株主への配当金の支払額		△ 7	△ 9
リース債務の返済による支出		△ 2,915	△ 3,223
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 3,023	△ 1,333
現金及び現金同等物に係る換算差額		△ 180	△ 514
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 4,475	316,383
現金及び現金同等物期首残高		332,599	328,124
現金及び現金同等物期末残高		328,124	644,507

2019年度の事業概況

商品開発と販売商品

経営に関する諸活動

当社の概況および組織

財産の状況

業務の状況を示す指標等

特別勘定に関する指標等

保険会社及びその子会社等の状況

4. 連結基金等変動計算書

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	10,000	106,000	112	139,621	255,733
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△ 38,630	△ 38,630
基金利息の支払				△ 100	△ 100
親会社に帰属する当期純剰余				36,738	36,738
土地再評価差額金の取崩				41	41
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	△ 1,951	△ 1,951
当期末残高	10,000	106,000	112	137,669	253,781

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	344,585	4,173	△ 377	△ 6,055	342,326	8,690	606,750
当期変動額							
社員配当準備金の積立							△ 38,630
基金利息の支払							△ 100
親会社に帰属する当期純剰余							36,738
土地再評価差額金の取崩							41
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	7,867	△ 41	△ 119	538	8,244	84	8,329
当期変動額合計	7,867	△ 41	△ 119	538	8,244	84	6,377
当期末残高	352,453	4,132	△ 496	△ 5,517	350,571	8,774	613,127

2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	10,000	106,000	112	137,669	253,781
当期変動額					
基金の募集	12,000				12,000
社員配当準備金の積立				△ 34,671	△ 34,671
基金償却積立金の積立		10,000			10,000
基金利息の支払				△ 100	△ 100
親会社に帰属する当期純剰余				34,388	34,388
基金の償却	△ 10,000				△ 10,000
基金償却準備金の取崩				△ 10,000	△ 10,000
土地再評価差額金の取崩				29	29
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,000	10,000	—	△ 10,353	1,646
当期末残高	12,000	116,000	112	127,315	255,427

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	352,453	4,132	△ 496	△ 5,517	350,571	8,774	613,127
当期変動額							
基金の募集							12,000
社員配当準備金の積立							△ 34,671
基金償却積立金の積立							10,000
基金利息の支払							△ 100
親会社に帰属する当期純剰余							34,388
基金の償却							△ 10,000
基金償却準備金の取崩							△ 10,000
土地再評価差額金の取崩							29
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△ 59,472	△ 29	16	△ 2,197	△ 61,683	△ 251	△ 61,934
当期変動額合計	△ 59,472	△ 29	16	△ 2,197	△ 61,683	△ 251	△ 60,288
当期末残高	292,980	4,102	△ 480	△ 7,714	288,888	8,523	552,839

連結財務諸表の作成方針

項目	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社及び子法人等数 6社 富国生命投資顧問株式会社 フコクしんらい生命保険株式会社 フコク情報システム株式会社 富国生命インターナショナル(英国)株式会社 富国生命インターナショナル(米国)株式会社 富国生命インベストメント(シンガポール)株式会社</p> <p>主要な非連結の子会社及び子法人等は、富国ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等4社については、総資産、売上高、当期純損益及び剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>	同 左
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)非連結の子会社及び子法人等(富国ビジネスサービス株式会社他)については、それぞれ連結当期純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。</p> <p>(2)関連法人等はありません。</p>	同 左
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結される子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同 左
4. のれんの償却に関する事項	<p>のれんは、定額法により10年間で償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいのれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>	—

注記事項(連結貸借対照表)

2018年度末	2019年度末
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1)有価証券等の評価基準及び評価方法 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3)土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 2002年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>(4)有形固定資産の減価償却の方法 当社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>(5)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6)貸倒引当金の計上方法 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1)有価証券等の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(3)土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法 同 左</p> <p>(4)有形固定資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(5)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>(6)貸倒引当金の計上方法 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に</p>

2018年度末	2019年度末						
<p>対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は1百万円であります。</p> <p>(7)退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。</p> <p>退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="247 1048 718 1120"> <tr> <td>退職給付見込額の期間帰属方法</td> <td>給付算定式基準</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の処理年数</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>(8)価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9)リース取引（貸手）の処理方法 当社が貸手となるファイナンス・リース取引については、リース料受取時に利息及び配当金等収入を計上し、原価をその他運用費用に計上しております。</p> <p>(10)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジ及び国内株式に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>(11)消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>(12)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>なお、当社では、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んでおります。</p>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	10年	過去勤務費用の処理年数	10年	<p>対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は0百万円であります。</p> <p>(7)退職給付に係る会計処理の方法 同 左</p> <p>(8)価格変動準備金の計上方法 同 左</p> <p>(9)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>(10)消費税等の会計処理方法 同 左</p> <p>(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>なお、当社では、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んでおります。</p>
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準						
数理計算上の差異の処理年数	10年						
過去勤務費用の処理年数	10年						

2018年度末	2019年度末
<p>予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当連結会計年度末における残高は73,836百万円であります。</p> <p>また、個人年金保険契約、5年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当連結会計年度末における残高は13,391百万円であります。</p> <p>(13)無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ①ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 ②リース資産 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(14)責任準備金対応債券 当社は、個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。</p> <p>2. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。</p> <p>なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。</p> <p>資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。</p> <p>一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>	<p>予定利率が5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当連結会計年度末における残高は74,007百万円であります。</p> <p>また、個人年金保険契約、5年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当連結会計年度末における残高は29,605百万円であります。</p> <p>(12)無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法を採用しております。 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(13)責任準備金対応債券 同 左</p> <p>2. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)、「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)等の公表により、時価の算定方法等が改正されることとなります。</p> <p>強制適用は2021年4月1日以後開始する年度の期首からであり、2021年度の期首から適用する予定であります。適用された年度における影響は、現在評価中であります。</p> <p>3. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。</p> <p>なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。</p> <p>資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。</p> <p>一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。</p>

2018年度末				2019年度末			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
連結貸借対照表		時価	差額	連結貸借対照表		時価	差額
計上額				計上額			
現金及び預貯金	151,527	151,527	—	現金及び預貯金	412,693	412,693	—
有価証券として取扱わない現金及び預貯金	151,527	151,527	—	有価証券として取扱わない現金及び預貯金	412,693	412,693	—
コールローン	176,000	176,000	—	コールローン	230,000	230,000	—
買入金銭債権	299	319	20	買入金銭債権	269	287	17
貸付金として取扱う債権	299	319	20	貸付金として取扱う債権	269	287	17
金銭の信託	22,850	22,850	—	金銭の信託	23,156	23,156	—
売買目的有価証券	22,850	22,850	—	売買目的有価証券	23,156	23,156	—
有価証券	7,186,144	7,686,993	500,849	有価証券	6,864,032	7,292,934	428,902
売買目的有価証券	97,110	97,110	—	売買目的有価証券	66,357	66,357	—
満期保有目的の債券	1,256,418	1,505,773	249,355	満期保有目的の債券	1,274,337	1,498,490	224,153
責任準備金対応債券	1,923,187	2,174,682	251,494	責任準備金対応債券	1,750,094	1,954,843	204,748
その他有価証券	3,909,427	3,909,427	—	その他有価証券	3,773,242	3,773,242	—
貸付金	564,778	590,195	25,416	貸付金	569,127	595,908	26,781
保険約款貸付	59,972	59,971	△0	保険約款貸付	58,993	58,993	△0
一般貸付	504,806	530,223	25,417	一般貸付	510,133	536,915	26,781
資産計	8,101,599	8,627,886	526,286	資産計	8,099,279	8,554,980	455,701
社債(※1)	191,935	198,912	6,977	社債(※1)	191,935	186,062	△5,872
負債計	191,935	198,912	6,977	債券貸借取引受入担保金	67,866	67,866	—
金融派生商品(※2)	△3,338	△3,338	—	負債計	259,801	253,929	△5,872
ヘッジ会計が適用されていないもの	△107	△107	—	金融派生商品(※2)	13,795	13,795	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△3,230	△3,230	—	ヘッジ会計が適用されていないもの	3,589	3,589	—
				ヘッジ会計が適用されているもの	10,206	10,206	—

(※1) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(1)現金及び預貯金(「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)、コールローン
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)
市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
なお、非連結の子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含めておりません。当該子会社・関連会社株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は404百万円、非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は5,696百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は27,318百万円であります。

(3)貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4)社債
当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5)金融派生商品
①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。

(1)現金及び預貯金(「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)、コールローン
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)
市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
なお、非連結の子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含めておりません。当該子会社・関連会社株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は404百万円、非上場株式の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は5,684百万円、組合出資金等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は28,169百万円であります。

(3)貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(4)社債
当社の発行する社債は、市場価格等によっております。

(5)債券貸借取引受入担保金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)金融派生商品
①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。

2018年度末	2019年度末																				
<p>②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。</p> <p>3. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は171,231百万円、時価は312,797百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。</p> <p>また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は695百万円です。</p> <p>4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は299,194百万円です。</p> <p>5. 貸付金のうち、破綻先債権額は172百万円、延滞債権額は782百万円で、その合計額は954百万円です。なお、3か月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。</p> <p>上記各金額は、1.(6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は1百万円減少しております。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>6. 有形固定資産の減価償却累計額は167,799百万円です。</p> <p>7. 特別勘定の資産の額は71,585百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>8. 非連結の子会社等に対する金銭債権の総額は3,093百万円、金銭債務の総額は36百万円です。</p> <p>9. 繰延税金資産の総額は143,826百万円、繰延税金負債の総額は141,111百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,274百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金87,060百万円、価格変動準備金33,980百万円及び退職給付に係る負債14,325百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額136,073百万円です。</p> <p>当社の当連結会計年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率4.9%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△25.1%です。</p> <p>10. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>当連結会計年度期首現在高</td> <td style="text-align: right;">53,395百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td style="text-align: right;">38,630百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">33,862百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">58,176百万円</td> </tr> </table>	当連結会計年度期首現在高	53,395百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	38,630百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	33,862百万円	利息による増加等	12百万円	当連結会計年度末現在高	58,176百万円	<p>②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。</p> <p>③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。</p> <p>4. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は173,454百万円、時価は320,155百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。</p> <p>また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は587百万円です。</p> <p>5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は345,897百万円です。</p> <p>6. 貸付金のうち、破綻先債権額は173百万円、延滞債権額は698百万円、貸付条件緩和債権額は227百万円で、その合計額は1,099百万円です。なお、3か月以上延滞債権額はありません。</p> <p>上記各金額は、1.(6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は0百万円減少しております。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p> <p>7. 有形固定資産の減価償却累計額は172,539百万円です。</p> <p>8. 特別勘定の資産の額は84,658百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>9. 非連結の子会社等に対する金銭債権の総額は3,065百万円、金銭債務の総額は40百万円です。</p> <p>10. 繰延税金資産の総額は156,847百万円、繰延税金負債の総額は119,398百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は5,563百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金94,544百万円、価格変動準備金37,285百万円及び退職給付に係る負債14,928百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額114,139百万円です。</p> <p>当社の当連結会計年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率9.3%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△23.3%です。</p> <p>11. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>当連結会計年度期首現在高</td> <td style="text-align: right;">58,176百万円</td> </tr> <tr> <td>前連結会計年度剰余金よりの繰入額</td> <td style="text-align: right;">34,671百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度社員配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">31,938百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">60,922百万円</td> </tr> </table>	当連結会計年度期首現在高	58,176百万円	前連結会計年度剰余金よりの繰入額	34,671百万円	当連結会計年度社員配当金支払額	31,938百万円	利息による増加等	13百万円	当連結会計年度末現在高	60,922百万円
当連結会計年度期首現在高	53,395百万円																				
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	38,630百万円																				
当連結会計年度社員配当金支払額	33,862百万円																				
利息による増加等	12百万円																				
当連結会計年度末現在高	58,176百万円																				
当連結会計年度期首現在高	58,176百万円																				
前連結会計年度剰余金よりの繰入額	34,671百万円																				
当連結会計年度社員配当金支払額	31,938百万円																				
利息による増加等	13百万円																				
当連結会計年度末現在高	60,922百万円																				

2018年度末	2019年度末																																																				
<p>11. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 当連結会計年度期首現在高 539百万円 当連結会計年度契約者配当金支払額 412百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 337百万円 当連結会計年度末現在高 465百万円</p> <p>12. 非連結の子会社等の株式は404百万円であります。</p> <p>13. 担保に供されている資産の額は、有価証券17,839百万円、預貯金744百万円であります。 また、担保付き債務の額は5,387百万円であります。</p> <p>14. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は70百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は54百万円であります。</p> <p>15. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は5,994百万円であります。</p> <p>16. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は10,530百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社及び連結子会社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 当社の一部の退職一時金制度及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>86,420百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td>3,667百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>516百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td>1,080百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 4,301百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td><u>87,382百万円</u></td> </tr> </table> <p>②年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における年金資産</td> <td>52,509百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td>972百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>事業主からの拠出額</td> <td>2,768百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 1,306百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における年金資産</td> <td><u>55,090百万円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付債務	86,420百万円	勤務費用	3,667百万円	利息費用	516百万円	数理計算上の差異の発生額	1,080百万円	退職給付の支払額	△ 4,301百万円	期末における退職給付債務	<u>87,382百万円</u>	期首における年金資産	52,509百万円	期待運用収益	972百万円	数理計算上の差異の発生額	145百万円	事業主からの拠出額	2,768百万円	退職給付の支払額	△ 1,306百万円	その他	1百万円	期末における年金資産	<u>55,090百万円</u>	<p>12. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。 当連結会計年度期首現在高 465百万円 当連結会計年度契約者配当金支払額 309百万円 利息による増加等 0百万円 契約者配当準備金繰入額 172百万円 当連結会計年度末現在高 328百万円</p> <p>13. 非連結の子会社等の株式は404百万円であります。</p> <p>14. 担保に供されている資産の額は、有価証券78,124百万円、預貯金690百万円であります。 また、担保付き債務の額は73,400百万円であります。 なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券63,247百万円及び受入担保金67,866百万円が含まれております。</p> <p>15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は1百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は48百万円であります。</p> <p>16. 保険業法第60条の規定により基金を12,000百万円新たに募集いたしました。</p> <p>17. 基金10,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。</p> <p>18. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は9,407百万円であります。</p> <p>19. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>20. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は10,385百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p> <p>21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社及び連結子会社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。 営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。 当社の一部の退職一時金制度及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>(2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>87,382百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td>3,535百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>520百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td>1,308百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 4,391百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td><u>88,356百万円</u></td> </tr> </table> <p>②年金資産の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr> <td>期首における年金資産</td> <td>55,090百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td>858百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td>△ 3,071百万円</td> </tr> <tr> <td>事業主からの拠出額</td> <td>2,794百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△ 1,677百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における年金資産</td> <td><u>53,996百万円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付債務	87,382百万円	勤務費用	3,535百万円	利息費用	520百万円	数理計算上の差異の発生額	1,308百万円	退職給付の支払額	△ 4,391百万円	期末における退職給付債務	<u>88,356百万円</u>	期首における年金資産	55,090百万円	期待運用収益	858百万円	数理計算上の差異の発生額	△ 3,071百万円	事業主からの拠出額	2,794百万円	退職給付の支払額	△ 1,677百万円	その他	2百万円	期末における年金資産	<u>53,996百万円</u>
期首における退職給付債務	86,420百万円																																																				
勤務費用	3,667百万円																																																				
利息費用	516百万円																																																				
数理計算上の差異の発生額	1,080百万円																																																				
退職給付の支払額	△ 4,301百万円																																																				
期末における退職給付債務	<u>87,382百万円</u>																																																				
期首における年金資産	52,509百万円																																																				
期待運用収益	972百万円																																																				
数理計算上の差異の発生額	145百万円																																																				
事業主からの拠出額	2,768百万円																																																				
退職給付の支払額	△ 1,306百万円																																																				
その他	1百万円																																																				
期末における年金資産	<u>55,090百万円</u>																																																				
期首における退職給付債務	87,382百万円																																																				
勤務費用	3,535百万円																																																				
利息費用	520百万円																																																				
数理計算上の差異の発生額	1,308百万円																																																				
退職給付の支払額	△ 4,391百万円																																																				
期末における退職給付債務	<u>88,356百万円</u>																																																				
期首における年金資産	55,090百万円																																																				
期待運用収益	858百万円																																																				
数理計算上の差異の発生額	△ 3,071百万円																																																				
事業主からの拠出額	2,794百万円																																																				
退職給付の支払額	△ 1,677百万円																																																				
その他	2百万円																																																				
期末における年金資産	<u>53,996百万円</u>																																																				

2018年度末	2019年度末																																
<p>③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>75,691百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△ 55,090百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>20,601百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>11,691百万円</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>32,292百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td>32,470百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る資産</td> <td><u>△ 177百万円</u></td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>32,292百万円</u></td> </tr> </table>	積立型制度の退職給付債務	75,691百万円	年金資産	<u>△ 55,090百万円</u>		20,601百万円	非積立型制度の退職給付債務	11,691百万円	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,292百万円</u>	退職給付に係る負債	32,470百万円	退職給付に係る資産	<u>△ 177百万円</u>	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,292百万円</u>	<p>③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表</p> <table border="0"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>76,662百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△ 53,996百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>22,665百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td>11,693百万円</td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>34,359百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る負債</td> <td>34,614百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付に係る資産</td> <td><u>△ 255百万円</u></td> </tr> <tr> <td>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>34,359百万円</u></td> </tr> </table>	積立型制度の退職給付債務	76,662百万円	年金資産	<u>△ 53,996百万円</u>		22,665百万円	非積立型制度の退職給付債務	11,693百万円	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>34,359百万円</u>	退職給付に係る負債	34,614百万円	退職給付に係る資産	<u>△ 255百万円</u>	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>34,359百万円</u>
積立型制度の退職給付債務	75,691百万円																																
年金資産	<u>△ 55,090百万円</u>																																
	20,601百万円																																
非積立型制度の退職給付債務	11,691百万円																																
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,292百万円</u>																																
退職給付に係る負債	32,470百万円																																
退職給付に係る資産	<u>△ 177百万円</u>																																
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>32,292百万円</u>																																
積立型制度の退職給付債務	76,662百万円																																
年金資産	<u>△ 53,996百万円</u>																																
	22,665百万円																																
非積立型制度の退職給付債務	11,693百万円																																
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>34,359百万円</u>																																
退職給付に係る負債	34,614百万円																																
退職給付に係る資産	<u>△ 255百万円</u>																																
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>34,359百万円</u>																																
<p>④退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>3,667百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>516百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td><u>△ 972百万円</u></td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>1,759百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td><u>△ 76百万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△ 1百万円</u></td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td><u>4,892百万円</u></td> </tr> </table>	勤務費用	3,667百万円	利息費用	516百万円	期待運用収益	<u>△ 972百万円</u>	数理計算上の差異の費用処理額	1,759百万円	過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 76百万円</u>	その他	<u>△ 1百万円</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,892百万円</u>	<p>④退職給付に関連する損益</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用</td> <td>3,535百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>520百万円</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td><u>△ 858百万円</u></td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>1,404百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の費用処理額</td> <td><u>△ 76百万円</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>△ 2百万円</u></td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td><u>4,523百万円</u></td> </tr> </table>	勤務費用	3,535百万円	利息費用	520百万円	期待運用収益	<u>△ 858百万円</u>	数理計算上の差異の費用処理額	1,404百万円	過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 76百万円</u>	その他	<u>△ 2百万円</u>	確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,523百万円</u>				
勤務費用	3,667百万円																																
利息費用	516百万円																																
期待運用収益	<u>△ 972百万円</u>																																
数理計算上の差異の費用処理額	1,759百万円																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 76百万円</u>																																
その他	<u>△ 1百万円</u>																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,892百万円</u>																																
勤務費用	3,535百万円																																
利息費用	520百万円																																
期待運用収益	<u>△ 858百万円</u>																																
数理計算上の差異の費用処理額	1,404百万円																																
過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 76百万円</u>																																
その他	<u>△ 2百万円</u>																																
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>4,523百万円</u>																																
<p>⑤退職給付に係る調整額</p> <p>退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>数理計算上の差異</td> <td>823百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用</td> <td><u>△ 76百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>747百万円</u></td> </tr> </table>	数理計算上の差異	823百万円	過去勤務費用	<u>△ 76百万円</u>	合計	<u>747百万円</u>	<p>⑤退職給付に係る調整額</p> <p>退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>数理計算上の差異</td> <td>△ 2,975百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用</td> <td><u>△ 76百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>△ 3,051百万円</u></td> </tr> </table>	数理計算上の差異	△ 2,975百万円	過去勤務費用	<u>△ 76百万円</u>	合計	<u>△ 3,051百万円</u>																				
数理計算上の差異	823百万円																																
過去勤務費用	<u>△ 76百万円</u>																																
合計	<u>747百万円</u>																																
数理計算上の差異	△ 2,975百万円																																
過去勤務費用	<u>△ 76百万円</u>																																
合計	<u>△ 3,051百万円</u>																																
<p>⑥退職給付に係る調整累計額</p> <p>退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td>△ 7,833百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td><u>171百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>△ 7,662百万円</u></td> </tr> </table>	未認識数理計算上の差異	△ 7,833百万円	未認識過去勤務費用	<u>171百万円</u>	合計	<u>△ 7,662百万円</u>	<p>⑥退職給付に係る調整累計額</p> <p>退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td>△ 10,809百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務費用</td> <td><u>95百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>△ 10,714百万円</u></td> </tr> </table>	未認識数理計算上の差異	△ 10,809百万円	未認識過去勤務費用	<u>95百万円</u>	合計	<u>△ 10,714百万円</u>																				
未認識数理計算上の差異	△ 7,833百万円																																
未認識過去勤務費用	<u>171百万円</u>																																
合計	<u>△ 7,662百万円</u>																																
未認識数理計算上の差異	△ 10,809百万円																																
未認識過去勤務費用	<u>95百万円</u>																																
合計	<u>△ 10,714百万円</u>																																
<p>⑦年金資産の主な内訳</p> <p>年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>国内株式</td> <td>44.1 %</td> </tr> <tr> <td>生命保険一般勘定</td> <td>33.5 %</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>9.6 %</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.7 %</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>3.0 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.1 %</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>100.0 %</u></td> </tr> </table> <p>年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が37.3%含まれております。</p>	国内株式	44.1 %	生命保険一般勘定	33.5 %	国内債券	9.6 %	外国株式	7.7 %	外国債券	3.0 %	その他	2.1 %	合計	<u>100.0 %</u>	<p>⑦年金資産の主な内訳</p> <p>年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>国内株式</td> <td>41.1 %</td> </tr> <tr> <td>生命保険一般勘定</td> <td>35.8 %</td> </tr> <tr> <td>国内債券</td> <td>9.9 %</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>6.9 %</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>3.2 %</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.1 %</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>100.0 %</u></td> </tr> </table> <p>年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が35.2%含まれております。</p>	国内株式	41.1 %	生命保険一般勘定	35.8 %	国内債券	9.9 %	外国株式	6.9 %	外国債券	3.2 %	その他	3.1 %	合計	<u>100.0 %</u>				
国内株式	44.1 %																																
生命保険一般勘定	33.5 %																																
国内債券	9.6 %																																
外国株式	7.7 %																																
外国債券	3.0 %																																
その他	2.1 %																																
合計	<u>100.0 %</u>																																
国内株式	41.1 %																																
生命保険一般勘定	35.8 %																																
国内債券	9.9 %																																
外国株式	6.9 %																																
外国債券	3.2 %																																
その他	3.1 %																																
合計	<u>100.0 %</u>																																
<p>⑧長期期待運用収益率の設定方法</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。</p>	<p>⑧長期期待運用収益率の設定方法</p> <p>年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。</p>																																
<p>⑨数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>割引率</td> <td>0.6 %</td> </tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 確定給付企業年金</td> <td>3.0 %</td> </tr> <tr> <td> 退職給付信託</td> <td>0.0 %</td> </tr> </table>	割引率	0.6 %	長期期待運用収益率		確定給付企業年金	3.0 %	退職給付信託	0.0 %	<p>⑨数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <p>期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>割引率</td> <td>0.6 %</td> </tr> <tr> <td>長期期待運用収益率</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 確定給付企業年金</td> <td>2.5 %</td> </tr> <tr> <td> 退職給付信託</td> <td>0.0 %</td> </tr> </table>	割引率	0.6 %	長期期待運用収益率		確定給付企業年金	2.5 %	退職給付信託	0.0 %																
割引率	0.6 %																																
長期期待運用収益率																																	
確定給付企業年金	3.0 %																																
退職給付信託	0.0 %																																
割引率	0.6 %																																
長期期待運用収益率																																	
確定給付企業年金	2.5 %																																
退職給付信託	0.0 %																																
<p>(3)確定拠出制度</p> <p>当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は324百万円であります。</p>	<p>(3)確定拠出制度</p> <p>当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は331百万円であります。</p>																																

注記事項(連結損益計算書)

2018年度	2019年度
<p>1. 非連結の子会社等との取引による収益の総額は83百万円、費用の総額は1,806百万円であります。</p> <p>2. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は59百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円であります。</p>	<p>1. 非連結の子会社等との取引による収益の総額は75百万円、費用の総額は1,201百万円であります。</p> <p>2. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は68百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は5百万円あります。</p>

注記事項(連結包括利益計算書)

2018年度		2019年度	
1. その他の包括利益の内訳		1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金:		その他有価証券評価差額金:	
当期発生額	34,935百万円	当期発生額	△ 63,412百万円
組替調整額	△ 23,903百万円	組替調整額	△ 18,165百万円
税効果調整前	11,032百万円	税効果調整前	△ 81,578百万円
税効果額	△ 3,074百万円	税効果額	21,934百万円
その他有価証券評価差額金	7,957百万円	その他有価証券評価差額金	△ 59,644百万円
為替換算調整勘定:		為替換算調整勘定:	
当期発生額	△ 119百万円	当期発生額	16百万円
組替調整額	—	組替調整額	—
税効果調整前	△ 119百万円	税効果調整前	16百万円
税効果額	—	税効果額	—
為替換算調整勘定	△ 119百万円	為替換算調整勘定	16百万円
退職給付に係る調整額:		退職給付に係る調整額:	
当期発生額	△ 935百万円	当期発生額	△ 4,380百万円
組替調整額	1,683百万円	組替調整額	1,328百万円
税効果調整前	747百万円	税効果調整前	△ 3,051百万円
税効果額	△ 209百万円	税効果額	854百万円
退職給付に係る調整額	538百万円	退職給付に係る調整額	△ 2,197百万円
その他の包括利益合計	8,376百万円	その他の包括利益合計	△ 61,825百万円

2019年度の事業概況

商品開発と販売商品

経営に関する諸活動

当社の概況および組織

財産の状況

業務の状況を示す指標等

特別勘定に関する指標等

保険会社及びその子会社等の状況

注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書)

2018年度	2019年度																												
<p>1. 現金及び現金同等物の範囲は、「現金」「振替口座の預り金」「当座預金」「普通預金」「通知預金」「満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月以内の定期預金」「満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月以内の外貨預金」「満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月以内の譲渡性預金」「コールローン」「満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月以内の買入金銭債権」であります。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目別の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>現金及び預貯金勘定</td> <td>153,017百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン勘定</td> <td>176,000百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権勘定</td> <td>299百万円</td> </tr> <tr> <td>満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△ 100百万円</td> </tr> <tr> <td>満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える外貨預金</td> <td>△ 792百万円</td> </tr> <tr> <td>満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える買入金銭債権</td> <td>△ 299百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>328,124百万円</td> </tr> </table>	現金及び預貯金勘定	153,017百万円	コールローン勘定	176,000百万円	買入金銭債権勘定	299百万円	満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える定期預金	△ 100百万円	満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える外貨預金	△ 792百万円	満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える買入金銭債権	△ 299百万円	現金及び現金同等物	328,124百万円	<p>1. 同 左</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目別の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>現金及び預貯金勘定</td> <td>415,816百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン勘定</td> <td>230,000百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権勘定</td> <td>269百万円</td> </tr> <tr> <td>満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△ 100百万円</td> </tr> <tr> <td>満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える外貨預金</td> <td>△ 1,209百万円</td> </tr> <tr> <td>満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える買入金銭債権</td> <td>△ 269百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>644,507百万円</td> </tr> </table>	現金及び預貯金勘定	415,816百万円	コールローン勘定	230,000百万円	買入金銭債権勘定	269百万円	満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える定期預金	△ 100百万円	満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える外貨預金	△ 1,209百万円	満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える買入金銭債権	△ 269百万円	現金及び現金同等物	644,507百万円
現金及び預貯金勘定	153,017百万円																												
コールローン勘定	176,000百万円																												
買入金銭債権勘定	299百万円																												
満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える定期預金	△ 100百万円																												
満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える外貨預金	△ 792百万円																												
満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える買入金銭債権	△ 299百万円																												
現金及び現金同等物	328,124百万円																												
現金及び預貯金勘定	415,816百万円																												
コールローン勘定	230,000百万円																												
買入金銭債権勘定	269百万円																												
満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える定期預金	△ 100百万円																												
満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える外貨預金	△ 1,209百万円																												
満期・償還までの期間が取得日から3ヵ月を超える買入金銭債権	△ 269百万円																												
現金及び現金同等物	644,507百万円																												

5. 内部統制報告書

当社代表者は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っています。2019年度の内部統制報告書は以下のとおりです。

内部統制報告書

2020年5月18日

富国生命保険相互会社

代表取締役社長

米山好映

1. 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長米山好映は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。ただし、当社の財務報告とは、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記のことです。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2. 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達している2事業拠点（当社及び連結子会社1社）を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として有価証券、一般貸付金、保険契約準備金の他、保険契約準備金の計算に重要な影響を与える保険料等収入と保険金等支払金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3. 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4. 【付記事項】

該当事項はありません。

5. 【特記事項】

該当事項はありません。

以上

● 連結財務諸表及び内部統制報告書についての会計監査人の監査報告

当社は、連結財務諸表及び内部統制報告書について、会計監査人の監査を受けています。

2019年度の監査報告書は以下のとおりです。

※なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断にもとづき、連結財務諸表の記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

会計監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月19日

富国生命保険相互会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 安田 雄一 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐野 修 ㊟
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、富国生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富国生命保険相互会社及び連結子法人等の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継

続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<内部統制監査>

当監査法人は、富国生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした富国生命保険相互会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、富国生命保険相互会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

6. リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2018年度末	2019年度末
破 綻 先 債 権 額	172	173
延 滞 債 権 額	782	698
3 ヲ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	227
合 計	954	1,099
(貸付残高に対する比率)	(0.17)	(0.19)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2019年度末が破綻先債権額0百万円、2018年度末が破綻先債権額1百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7. 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,633,028	1,616,409
基金等	225,497	230,289
価格変動準備金	121,357	133,162
危険準備金	206,629	217,331
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	1,608	1,538
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	439,727	366,504
土地の含み損益×85%	138,679	145,920
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△ 7,662	△ 10,714
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	270,629	296,497
負債性資本調達手段等	191,935	191,935
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	44,625	43,944
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_6+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_8$ (B)	264,149	242,753
保険リスク相当額 R_1	23,369	23,169
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	9,903	10,033
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—	—
予定利率リスク相当額 R_2	31,752	30,934
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	224,456	204,120
経営管理リスク相当額 R_4	5,789	5,365
ソルベンシー・マージン比率 (A) × 100 (1/2) × (B)	1,236.4%	1,331.7%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

8. 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(フコクしんらい生命保険株式会社)

(単位:百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	102,253	100,841
資本金等	69,935	70,119
価格変動準備金	10,078	10,417
危険準備金	2,212	2,316
一般貸倒引当金	0	0
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	14,147	12,090
土地の含み損益×85%	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	2,389	2,344
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	3,490	3,553
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	20,907	20,831
保険リスク相当額 R_1	451	444
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	117	122
予定利率リスク相当額 R_2	378	365
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	20,099	20,038
経営管理リスク相当額 R_4	420	419
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	978.1%	968.1%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9. セグメント情報

当社及び連結子会社は、生命保険事業以外に国内にて投資運用事業及び投資助言事業、システム開発事業、海外にて投資運用事業及び投資助言事業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

● 連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

当社代表者は、当社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を、以下のとおり確認しております。

確 認 書

2020年7月2日

富国生命保険相互会社

代表取締役社長 米山好映 

1. 当社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の連結財務諸表に記載した内容が、「保険業法」等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、連結財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - (1) 連結財務諸表の作成にあたって、その業務分担と責任部署が明確化されており、当該責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
 - (2) 内部監査部門が、当該責任部署における業務の適切性・有効性を検証し、取締役会等へ報告を行う体制にあること。
 - (3) 重要な経営情報が取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

生命保険協会統一開示基準項目一覧

このディスクロージャー資料は、(一社)生命保険協会の定める「ディスクロージャー開示基準」にもとづいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに記載しております。

I. 保険会社の概況及び組織

1 沿革	1、101
2 経営の組織	109
3 店舗網一覧	111
4 基金の状況	113
5 総代氏名(総代の役割)(選考方法)(主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成)	49、103
6 社員構成	106
7 評議員氏名(制度の趣旨)(評議員の役割)(職業・年齢)	49、106
8 取締役及び監査役(役職名・氏名)	55
9 会計参与の氏名又は名称	該当していません
10 会計監査人の氏名又は名称	110
11 従業員の在籍・採用状況	110
12 平均給与(内勤職員)	110
13 平均給与(営業職員)	110
14 総代会傍聴制度(議事録)	48

II. 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容	100
2 経営方針	表紙裏

III. 直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況	71
2 契約者懇談会開催の概況	51、108
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	20
4 契約者に対する情報提供の実態	96
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	28
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	43、97
7 新規開発商品の状況	89
8 保険商品一覧	91
9 情報システムに関する状況	98
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	35

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況	
1 貸借対照表	115
2 損益計算書	116
3 キャッシュ・フロー計算書	※1
4 基金等変動計算書	117
5 剰余金処分又は損失処理に関する書面	119
6 債務者区分による債権の状況(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)(危険債権)(要管理債権)(正常債権)	129
7 リスク管理債権の状況(破綻先債権)(延滞債権)(3カ月以上延滞債権)(貸付条件緩和債権)	129
8 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	該当していません
9 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	130
10 有価証券等の時価情報(会社計)(有価証券)(金銭の信託)(デリバティブ取引)	132
11 経常利益等の明細(基礎利益)	138
12 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	128
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当していません
14 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	※2
15 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす	

事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容
該当していません

VI. 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	78
(2) 保有契約高及び新契約高	139
(3) 年換算保険料	139
(4) 保障機能別保有契約高	142
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	143
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	144
(7) 社員配当の状況	81
2 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率	147
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	147
(3) 新契約率(対年度始)	147
(4) 解約失効率(対年度始)	147
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)	147
(6) 死亡率(個人保険主契約)	147
(7) 特約発生率(個人保険)	148
(8) 事業費率(対収入保険料)	148
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	149
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	149
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	149
(12) 未収受再保険金の額	149
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	149
3 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	150
(2) 責任準備金明細表	150
(3) 責任準備金残高の内訳	150
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	151
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	151
(6) 社員配当準備金明細表	152
(7) 引当金明細表	152
(8) 特定海外債権引当勘定の状況(特定海外債権引当勘定)(対象債権額国別残高)	152
(9) 保険料明細表	153
(10) 保険金明細表	153
(11) 年金明細表	153
(12) 給付金明細表	153
(13) 解約返戻金明細表	153
(14) 減価償却費明細表	154
(15) 事業費明細表	154
(16) 税金明細表	154
(17) リース取引	154
(18) 借入金残存期間別残高	155
4 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況(年度の資産の運用概況)(ポートフォリオの推移(資産の構成及び資産の増減))	79、156
(2) 運用利回り	157
(3) 主要資産の平均残高	157

(4) 資産運用収益明細表	158
(5) 資産運用費用明細表	158
(6) 利息及び配当金等収入明細表	158
(7) 有価証券売却益明細表	159
(8) 有価証券売却損明細表	159
(9) 有価証券評価損明細表	159
(10) 商品有価証券明細表	159
(11) 商品有価証券売買高	159
(12) 有価証券明細表	159
(13) 有価証券残存期間別残高	160
(14) 保有公社債の期末残高利回り	160
(15) 業種別株式保有明細表	161
(16) 貸付金明細表	161
(17) 貸付金残存期間別残高	162
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	162
(19) 貸付金業種別内訳	163
(20) 貸付金用途別内訳	163
(21) 貸付金地域別内訳	164
(22) 貸付金担保別内訳	164
(23) 有形固定資産明細表(有形固定資産の明細)(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	165
(24) 固定資産等処分益明細表	166
(25) 固定資産等処分損明細表	166
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	167
(27) 海外投融資の状況(資産別明細)(地域別構成)(外貨建資産の通貨別構成)	167
(28) 海外投融資利回り	169
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	169
(30) 各種ローン金利	169
(31) その他の資産明細表	169
5 有価証券等の時価情報(一般勘定)(有価証券)(金銭の信託)(デリバティブ取引)	170
VII. 保険会社の運営	
1 リスク管理の体制	58
2 法令遵守の体制	65
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	64
4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21
5 個人データ保護について	66
6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	69
VIII. 特別勘定に関する指標等	
1 特別勘定資産残高の状況	175
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	175
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
(1) 保有契約高	175
(2) 年度末資産の内訳	175
(3) 運用収支状況	176
(4) 有価証券等の時価情報(有価証券)(金銭の信託)(デリバティブ取引)	176
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	
1 保険会社及びその子会社等の概況	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	177
(2) 子会社等に関する事項(名称)(主たる営業所又は事務所の所在地)(資本金又は出資金の額)(事業の内容)(設立年月日)(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)(保険会社の子会社等以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)	178
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務	
(1) 直近事業年度における事業の概況	179
(2) 主要な業務の状況を示す指標(経常収益)(経常利益又は経常損失)(当期純剰余又は当期純損失)(包括利益)(総資産)(ソルベンシー・マージン比率)	179
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況	
(1) 連結貸借対照表	180
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書(連結損益計算書)(連結包括利益計算書)	181
(3) 連結キャッシュ・フロー計算書	182
(4) 連結基金等変動計算書	183
(5) リスク管理債権の状況(破綻先債権)(延滞債権)(3カ月以上延滞債権)(貸付条件緩和債権)	199
(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	199
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	200
(8) セグメント情報	200
(9) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当していません
(10) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	201
(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当していません

※1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合は不要となります。当社では、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。
 ※2 連結財務諸表を作成する場合は不要となります。当社では、連結財務諸表を作成しております。

【あ】

異動状況の推移145
 未だ収受していない再保険金の額149
 運用利回り(一般勘定)157

【か】

海外投融資の状況(一般勘定)167
 海外投融資利回り(一般勘定)169
 解約返戻金明細表153
 各種ローン金利169
 貸付金業種別内訳(一般勘定)163
 貸付金残存期間別残高(一般勘定)162
 貸付金使途別内訳(一般勘定)163
 貸付金担保別内訳(一般勘定)164
 貸付金地域別内訳(一般勘定)164
 貸付金明細表(一般勘定)161
 借入金等残存期間別残高155
 基金等変動計算書117
 給付金明細表153
 業種別株式保有明細表(一般勘定)161
 金銭の信託の時価情報171
 経常利益等の明細(基礎利益)138
 減価償却費明細表154
 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)(一般勘定)169
 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
 (ソルベンシー・マージン比率)200
 子会社等に関する事項178
 国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)162
 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の
 経過175
 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況175
 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高143
 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保
 料144
 個人保険及び個人年金保険特約区分別発生率
 (件数率・金額率)148
 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式
 ・積立率・残高(契約年度別)151
 個人保険死亡率(件数率・金額率)147
 個人保険新契約平均保険料(月払契約)147
 個人保険平均保険金額(新契約・保有契約)147
 固定資産等処分益明細表(一般勘定)166
 固定資産等処分損明細表(一般勘定)166

【さ】

債務者区分による債権の状況129
 事業費明細表154
 事業費率(対収入保険料)148
 資産運用収益明細表(一般勘定)158
 資産運用費用明細表(一般勘定)158
 支払備金明細表150
 社員配当準備金明細表152
 主要な業務の状況を示す指標(連結)179
 主要な事業の内容及び組織の構成(連結)177
 商品別新契約・年度末保有契約高140
 商品有価証券売買高(一般勘定)159
 商品有価証券明細表(一般勘定)159
 剰余金処分に関する決議書119
 税金明細表154
 責任準備金残高の内訳150
 責任準備金対応債券について134
 責任準備金明細表150
 セグメント情報200
 その他の資産明細表(一般勘定)169
 損益計算書116

【た】

第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生
 保険金額の経過保険料に対する割合149
 貸借対照表115
 対年始、新契約率・解約失効率147
 注記事項(損益計算書)127

注記事項(貸借対照表)120
 注記事項(連結キャッシュ・フロー計算書)195
 注記事項(連結損益計算書)193
 注記事項(連結貸借対照表)186
 注記事項(連結包括利益計算書)194
 直近事業年度における事業の概況179
 賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)167
 デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用分・非適用分
 の合算値)172
 特定海外債権引当勘定の状況152
 特別勘定資産残高の状況175
 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低
 保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残
 高、算出方法、その計算の基礎となる係数151

【な】

内部統制報告書196
 年換算保険料139
 年金明細表153

【は】

売買目的有価証券運用損益明細表(一般勘定)159
 引当金明細表152
 日々平均残高(一般勘定)157
 不動産(土地・借地権)の評価額174
 ポートフォリオの推移(一般勘定)156
 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支
 払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)
199
 保険業法にもとづく会計監査人の監査報告128
 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン
 比率)130
 保険金明細表153
 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受
 けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区
 分ごとの支払再保険料の割合149
 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受
 けた主要な保険会社等の数149
 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受
 けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5
 社に対する支払再保険料の割合149
 保険料明細表153
 保障機能別保有契約高142
 保有契約増加率(金額)147
 保有契約高及び新契約高139
 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)160

【ま】

無形固定資産明細表(一般勘定)166

【や】

有価証券等の時価情報(会社計)132
 有価証券の残存期間別残高(一般勘定)160
 有価証券の時価情報170
 有価証券売却益明細表(一般勘定)159
 有価証券売却損明細表(一般勘定)159
 有価証券評価損明細表(一般勘定)159
 有価証券明細表(一般勘定)159
 有形固定資産明細表(一般勘定)165

【ら】

リース取引154
 リスク管理債権の状況129
 リスク管理債権の状況(連結)199
 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)158
 連結基金等変動計算書183
 連結キャッシュ・フロー計算書182
 連結財務諸表及び内部統制報告書についての会計監査人の
 監査報告197
 連結財務諸表の作成方針185
 連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部
 監査の有効性の確認201
 連結損益計算書及び連結包括利益計算書181
 連結貸借対照表180

【あ】	
ISO10002	19
赤ちゃんクラブ	29
新しい販売チャネルへの取組み	97
ERM	58
ESG	40
イクボス	46
イメージキャラクター	34
医療大臣プレミアエイト	26
ALM	59
営業活動方針	24
営業所長	44
えふなび	97
SDGs	41
大阪富国生命ビル	38、39
お客さまアドバイザー教育	43
お客さま基点	表紙裏、17
お客さまサービス担当	22
お客さまサービス部	19
お客さまセンター	22
お客さま相談窓口	22
お客さまの声対策委員会	19
お客さま満足度	21
【か】	
解約・失効	9
価格変動準備金	13
格付け	12
確定給付企業年金	32、93
確定拠出年金	32、95、99
学資保険加入相談ダイヤル	30
環境保護への取組み	39
企業保険の業績概況	10
基金	13、113
気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)	41
基礎利益	11
金融ADR(裁判外紛争解決手続)	21
経営管理体制	54
経営方針	表紙裏
経営理念	表紙裏
契約高	9
決算業績の概況	78
健康経営	45
健康得約サービス	29
ご家族情報登録制度	29
ご契約者懇談会	51、108
ご契約者に対する情報提供	96
個人情報等の保護	66
個人向けサービス	29
個人向け商品	25、91
コミュニケーション誌	30
コーポレートガバナンス	53
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	65
【さ】	
在籍・採用状況	110
札幌ドーム	34
札幌フコク生命越山ビル	39
産業カウンセラー	45
サンリオテマパーク	34
CSR活動(社会貢献活動)	35
事業活動の概況	71
自己資本	11
仕事と子育ての両立支援	47
資産運用関係収支	14
資産運用の概況	79
システムリスク管理	62
実質純資産額	12
支払管理態勢	23
社員配当	14、15、81
主要な業務の内容	100
障がい者雇用	46
障がい者施設出張販売会	37
商品開発	89
情報システム	98
剰余金処分	14
女性活躍	42、46
ステューワードシップ活動	40
ストレステスト	59、64
すまいる・ぎやらりー	37
責任準備金	13
相互会社の仕組み	48
総代会制度	48
総代会での質疑応答	50
総代名簿	103
総代の選出	49
組織	109
ソルベンシー・マージン比率	11
損益計算書の要旨	14
【た】	
第三分野保険の責任準備金の十分性の確認について	64
貸借対照表の要旨	13
ダイバーシティ	46
チャリティコンサート	35
中期経営計画	5
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	88
ディスクロージャー(情報開示)資料	34
店舗網一覧	111
東京スカイツリー®	34
東京ドーム	34
特定個人情報等	68
【な】	
内部管理態勢(内部統制システム)	57
内務職員教育	44
認知症サポーター	38
年換算保険料	9
【は】	
働きやすい職場づくり	46
ハローキティ	34、37
HelloSmile(ハロースマイル)	38
反社会的勢力に対する取組み	69
阪神甲子園球場	34
被災地応援活動	36
人づくり宣言	42
病院訪問活動	37
評議員会	49、106
PRI	40
ピンクリボン運動	38
フコク生命(いのち)の森プロジェクト	39
フコク・クリーン倶楽部	39
フコクしんらい生命	10
フコク生命カード	29
フコク生命グループの業績	9
フコク生命のあゆみ	1
プライバシーポリシー	67
PlanDo	28
振り込め詐欺	38
法人向け商品	31、93
訪問コンサート	35
保険関係収支	14
保険種類	91
保険料等収入	10
募集代理店	97
ホームページ	30
保有契約	10
【ま】	
みらいのつばさ	27
未来のとびら	25
みらいプラス	27
METライブビューイング	37
メディコムプラス	26
メンター制度	44
【や】	
役員	55
有価証券・不動産の含み益	12
【ら】	
ライフコンパス	28
利差	11
リスク管理態勢	58
レジリエンス	63

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

☎03(3508)1101(大代表)

本誌は、保険業法第111条にもとづいて作成したディスクロージャー資料です。

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会につきましては、最寄りの支社または「フコク生命 お客様センター」へご連絡ください。

フコク生命お客様センター **0120-259-817** 受付時間/平日 9:00～17:00 (12/30～1/3を除く)

住所変更・生命保険料控除証明書の発行は、右記の時間帯も承ります。平日9:00～17:00以外、および土日・祝日終日(自動音声でご案内します。)



フコク生命公式ホームページ

フコク生命

検索

<https://www.fukoku-life.co.jp>



商品・サービス、各種お手続きの方法や会社情報などについて、タイムリーに情報提供していきます。



フコク生命公式Facebookページ

フコク生命 公式Facebook

検索

<https://www.facebook.com/fukoku.life>



当ページは、当社をより身近に感じていただき、理解を深めていただくことを目的としています。地域を支援・応援する情報、お役立ち情報などを中心に情報を発信しています。

